

て相糺し、國內治平公武御合體、愈長久之様徳川家を扶助有之、内を整外夷之侮を不_レ受様にと被_二思召_一候、早々可_レ致_二商議_一勅諭之事、

午八月八日

右之趣關東に被_二仰進_一傳奏衆月番より、水戸殿京地留守居鶴飼吉左衛門御呼出にて御渡、即日同幸吉持參、木曾路七日限にて同十五日朝江戸着、

口上

水戸家諸大名筆頭たるに依て、別紙被_二仰出_一候に付、其段相心得可_レ申事、

御別紙

勅諭之趣被_二仰出_一候、右は國家之大事は勿論、徳川家御扶助之思召候間、會議有_レ之御安全之様可_レ有_二勘考_一之旨、出格之思召を以被_二仰出_一候間、猶同列之方并兩卿家門衆以上隠居に至迄、列藩も御趣意心得候様、向々え御達可_レ有_レ之旨被_二仰出_一候、

八月八日 近衛左大臣忠熙 鷹司右大臣輔熙

一條内大臣忠喬 三條前内大臣實高

二條大納言齊政 近衛大納言忠房

義邦謹て云、此勅書關東にも御渡、且水府家臣鶴飼

某へ御渡しになりしより、後紛擾の基となり、罰得られし者甚多く、激烈輩終に上を擁し、御威令輕くなりそめしなり、

凡そ道の明ならざる、其政弊して皆弊中にあれ共其弊を知らず、猥に名分を頼みて下士を蔑視し、外海外之形勢を察せず、御内政御變通之趣意何れにあるや、外國交際の御大典を以て廢せられむには、御國內之律も又隨て御改正あらされは、終に瓦解を脱かれらむ、然るを唯彼か猛勢を恐れて、言かま、ならは焉そ御國大服すへけむや、外國の發けたりと云所以は、能く道に基き信を厚うして、假にも公にもとらず、交際の法公を以てし、敢て一國の私する所あらず、別に一途の公法あり、今や考究すへきものを考せず、唯にくむの餘りありと、恐る、其甚しきと、共に我國家の大害を致さんとす、其極同胞相食、骨肉相いかりて自ら斃れむとす、殊に痛憤にあまりあり、また謹て按するに、此勅書の如きは、普く布告せられむに何の不可あらむ、凡そは海外之風習四方に航し交易するも、皆能く其國の耗を補ひ、富國強兵他邦防禦之武備を收むるにあ

譽め、其道の當否によらず、己れに便りよきを善とし、不便なるはさみし讒して顧みず、いとく、恥へき事とも多く、いかに成行かむ世のすかたそや、おもひわきかたき事のみなり、

籬の茨卷三

義邦按するに、此頃東西都之間遊説奸謀皆小人の手に成り、終に水府家の紛擾を來たし、當時其勢のむかふ處如何か測るへからざるに到れり、誠に誤てるかな、今友人某の元より、京地の風説或は密狀等を示すを見るに、皆瑣々たる一小醜事にして終に國家を過つ、權謀密といへとも又用ゆるに足らず、上者是を用ゆれば下なる者益いつはる、そもく、又誰か過ちそや、小臣痛憤切齒に堪へず、之を訴るに道なし、嗚呼かなしきかな、今其蕪穢必とすへき二三章を取て後戒に備へ、時勢を想像するの一助とすると云、

八月四日夜投火之よし

り、今時勢止事を得ずして交易和親なすは、他邦を貴ひ自國をおとしめむか爲にはあらず、上國威をおとさず、下萬民の無辜にして、測らざる戦苦をまぬかれしめむとなり、開鎖は天下の形勢に係れり、ともに安民治平の爲にして、敢て一家の私する所にあらず、此心誠實至正にして、形勢に隨て所置よろしきをとらむには、孰れか是を不可といはむや、

同日、田安中納言殿後見の事被_二仰出_一、

或は聞く、先に水戸殿退られしより、諸官之要路に當りし者等、何となく恐怖之心を懷き、其罪を避けむとするに急なり、亦大老の擧げ用ひられむとする者は、皆碌々庸々の人々にて、所謂遭迎の事を以て、其出身のたよりとなさむとし、あらぬ事ともまた訴ふる歟、凡そは廉恥などいふもの、人々かへり見ぬ世となりしかば、其恥とすへきまた道らしきの理をおもふ者少なく、唯時のよろしきに處するを以て、よき役人と稱し、己れも得たりとす、まして位卑くして御増高たまはり勤る輩は、唯其失はむことを恐れ思ひ、他を顧るにいとまなし、世上の人のいふ所も、多くは其勢ありて威權強きかたを

謹て奉_二申上_一候、抑井伊掃部頭家來長野主馬義言
 と申者、七月下旬江戸發足、此頃御當地に着いたし
 候、其子細は近日間部下總守上京に付、第一九條殿
 へも差續き、所々へも程能取計、間部下總守雜敷相
 頼候に付、致_二上京_一候儀分明に御座候、同人當春以
 來都而三度上京、九條家家來島田左近相計候、外夷
 條約調印之事杯は、内勅之旨を以押張、異存申立候
 有志之大名之半言不_二相用_一、且一橋を拒み、幼年の
 君を西城に取極、尾水二侯并越前を壓倒仕候事は、
 紀州臣水野土佐守取計候次第、皆義言か作爲に有
 之、亦此度は左近を以て上を爲_二相繕_一、更に久我卿
 中山卿を始、其他順々に取入密計を可_レ施結構有
 之哉、是又御油斷難_二相成_一候、右義言なるものは
 邪智佞奸之小人、阿諛佞辯を以て近年掃部頭に寵
 遇を得て出頭致し、種々謀計を巧申候、遂に將軍家
 之處置及_二動搖_一候程の基を開き、恐多くも叡慮を
 奉_レ惱候次第言語同斷、實に神州一之大逆此上不
 可_レ有、右一件にて當時江戸同志之者之、殿下御直
 書被_レ遣候由、右之書翰之寫を差登候、是等之儀は
 義言之謀計にて、偽作之程も難_レ計候へ共、何分不_二

容易_二事_一に御座候故、御當地有志之面々相談之上
 奉_二申上_一候、猶御賢考之上早々御配慮被_レ爲_二在度
 奉_レ存候、頓首々々謹言、
 安政五年八月 大日本國有志中
 友人之家に云、此投文は三條殿へ上りたるもの、
 よし、京師風説書に見えたり、此時義言は潜に京を
 出て濃州垂井驛に到り隠れ、鯖江侯則間部殿_之を待ち
 居たりしを、口月口日侯垂井に宿されし日、當驛に
 彦根家臣長野主馬と云者居るへし、尋ね來れと云
 はれしに、驛長始め驚きて探り究めしに、一の陋居
 亭に潜み居たりしを召呼れ、閑談數刻之上、やかに
 伴て京師に入られし也と、萬延元年申年四月頃、江州
 高島郡某村之里正江戸に來り、一友人の家_に寓せ
 し時、窃に物語りしをおもひ合する事あるにより、
 此に筆記す云々、
 又八月十二日無名氏之書簡に云、是は京師より送
 りしもの云
 七日、三公出仕の評議にて殿下御出席無_レ之に付、
 傳奏衆を以御書下_レ之趣被_二仰遣_一候處、勘辨之上
 御挨拶可_二申上_一御答にて、直に決し兼、無_レ據其段
 及_二言上_一候處、夫にては間に合ひ不_レ申候故、直に

關東の差下に付、爲_二心得_一拜見候様と被_二仰出_一、亦
 其後御達に相成、其間主上入御相成候處、官女之内
 に讚岐と申者、掃部頭内奏之書差上候、其書姫君御
 殿向御造營等之儀、并御思召付之儀は何にてても可
 奉_レ伺、外夷之儀は御任せ被_レ成候様、且又三家押
 込之儀は、將軍家病根、一橋公より銘酒献上、右を
 召上り俄に惱煩相發候而御他界之由、右一條三家
 共狎合候儀にて、慎申付候旨、言上之書中に有_レ之、
 右内奏書之出所は、彦根之舊妾ときと申者、北野松
 口坊に借宅、當時九條家へ通勤に召出、其前幼年之
 節讚岐方に奉公致し候儀有_レ之、右手續にてときよ
 り讚岐方へ内々持參候由、義言九條家へ十分手の
 廻り候も、内に此婦あり表に島田あり、故を以て不
 至_二云處無_レ之由、主上は右内奏御覽之上直に官
 女に被_レ命、當人口書爲_レ取御持參、列坐之三公始へ
 御物語御座候由、夫より夜九つ頃、九條家へも御使
 も漸御受申上候旨言上相濟、翌八日、水戸鶴飼幸吉
 傳奏へ御呼出之上、三家始列藩へ之勅書は、水戸中
 納言殿へ御下_レに相成、御同家より御達可_レ申旨之
 事に候、幕府へ一同に向け候ては、秘し可_レ申哉と

御懸合之事に成申候、鶴飼幸吉直に出立之處、亦々
 徳大寺より少々扣候様との事にて、相待居候處、夕
 刻近衛殿より早々出立候様御奉書、即刻出立東海
 道相下る積の處、九日殿下參内、前日に相違、勅書
 之趣殊に賞賛申上、即日可_二出立_一之處、又々何か故
 障有_レ之、十日頃出候様に相成、同日夕刻出立、小子
 粟田口へ參掛行逢申候、以上と云々、
 亦京都風聞書に云
 尾張水戸之儀は、將軍代りとも可_二相成_一處、兩將を
 始越前家も同様押込に仕候儀、天子様初の禁足之
 面々、甚以不得心に被_二思召_一、誠に常ならず、異國人
 多數渡來之時節に候得は、關東役人共之心得違、右
 様に押通候ては、第一國中亂之元にも可_二相成_一、且
 は徳川家榮久之爲にも難_二相成_一に付、今度公邊へ
 被_二仰遣_一候には、此後之處愈尾水兩家之方爲_レ致_二
 出勤_一、三家を以て國中諸大名之重として、國主大名
 を始め致_二相談_一、天下泰平可_二相成_一事を、全く政事
 の第一と致度より、御三家へ之勅命として、去る八
 日辰刻被_二仰付_一有_レ之、水戸殿京屋敷留守居へ右之
 趣被_二仰付_一、同日申刻京地出立致し、六日目か七日

目に、江戸へ下着し候等之由、

一公儀御老中へは同日に被_レ仰出、四日振五日振之内江戸へ着之由、公邊へ被_レ仰渡候飛脚、最早今日は江戸表へ着と奉_レ存候、右に付江戸へ被_レ仰遣候前日に、三家は勅命にて被_レ仰出、尾水之御隠居御兩將出勤致し、専ら政事頭可_レ相勤旨之勅命之由、是は京師に於ては水戸留守居に被_レ仰渡、右留守居直に立致候故、最早御國にては御承知、尾水様御再勤之儀は、公邊へ不_レ掛天子より直勅命被_レ仰出、又一通は役人共心得違之儀に付、早々兩家出勤爲_レ致可_レ申旨、傳奏は廣橋大納言殿萬里小路大納言殿より被_レ仰渡候由、是等之儀は古より無_レ之事、珍敷儀に御座候、

一近衛左大臣様は、此節大に御強御成被_レ遊候由、實は薩より近衛様へ忍來、相守居候由故、唯今は關東老中兩人位之御固は、唯今にては大丈夫之由、實以大亂之如く欠文申欠文御所とは狎合に御座候、併追大名之内欠文猶更御所之御勢強く被_レ爲_レ成候、一關東役人之存意には、御邪魔に相成候尾水越前迄押込、其上御所之御役人衆之内、天子様は別段御心

添有_レ之公家衆、忠勤之御方々、久我大將中山大納言正親町三條中納言を始、近衛左大臣轉法輪三條内大臣、其外五六人を取つて候へは、關東之役人之儘に相成候故、近々關東より老中登り、御所御役人を押込候様之風聞事之由、天子様別而御發明に被_レ爲_レ渡候儀、是迄神國之道を以て備中守へ被_レ仰付候儀、尤實以勅命之事に候へは、當時は猶以異國人寄附候儀、甚以御怒被_レ遊候に付ては、御近習にては武邊槍先に掛候ても、神國之道可_レ立通との御一致御存意之由、風聞に御座候、

亦此頃の京師風説書云

一當春堀田侯上京、本能寺に兩傳奏議奏衆被_レ行向談判之節、向後之夷情難_レ計其期之御處置等、其外彼是堀田侯行詰り閉口之處、川路殿末席より發言、其事柄彼是被_レ申之處、徳大寺殿立腹にて、高聲に彼是過言之廉々被_レ答、此方共以_レ勅命堀田に對議之處、尾籠至極致_レ退座候様御叱り、川路一言も無_レ之退座、後川路殿不都合之儀も有_レ之故、早速江戸表へ可_レ差歸旨、兩傳奏被_レ申聞候由、
一西園寺家諸大夫藤井但馬守咄し、尤全く傳承候様

子、投文諸家に有_レ之度々の事也、官家之所爲計に

無_レ之、其故は折々屋敷違ひ、當時幼弱參議にも不_レ被_レ爲_レ在、御門内へ投込候儀も有_レ之由、京人に候は、小家は格別築地等有_レ之程之御殿、夜中にても門達致し譯無_レ之との咄、云々、

一東坊城殿を亂妨可_レ致之仕組にて、徳大寺殿を今出川にて、人違亂妨およひ候事、云々、

一井伊家は全く九條家之庶流也、此邊之處、且井伊家國學者某、江州之産京師に罷在候者にて、此人九條家并紀州江戸國學館にも折々參候間、紀藩門人より人物承候處、評判不_レ宜、亦井伊家門弟に承り候處、御同家御役以前は古事記之講義致候て、隨分博識と稱美受け候よし、

或人の話に聞く、長野主馬は伊勢之人にして、京師に在て國學し、後水野土州の招により、江戸に來り仕へたりしか、近頃彦根侯に薦めしにて、土州腹心の臣なるよし、義邦是を友人に聞く、此風説書大抵三條前内府公へも立入候由、近頃三條殿には、他の者に一切御逢無_レ之御斷之由、元來三條殿は當時之英才、立入候面々不_レ少處、當時

御憚之様子也、

一九條殿元來忠臣之評判之處、近來段々事情關東御都合御かみわけ被_レ爲_レ成候以來、御見識御相違歟之由、

一九條殿御見識被_レ爲_レ違候より、御一腹之公家衆五六輩、追々御説議齟齬致候に付、又鷹司方其外九條殿家同腹之徒杯と申出候哉、九條殿は關東之賄賂に耽り不忠之由申出、其段達_レ叡聞、或夜近衛殿初三條殿御招呼御評議之上、九條殿被_レ爲_レ召候處、折節所勞にて參内御斷之處、愈御疑念相まし、如何様とも出仕候様勅命之處、兎角所勞之趣被_レ申上候に付、猶又二條殿中山殿爲_レ勅使參向、御寢所之次迄推參、押て參内之儀申聞有_レ之、左も無_レ之は關白職解退可_レ致旨、勅命之由被_レ申述候處、無_レ據曉參内之處、主上御直に御折檻、九條殿にも殊之外心外に被_レ存候より、勅答之言語無禮に涉り候哉、御側之御劍被_レ爲_レ取、右様御疑之上は、何歟證據にて有_レ之候哉、左、無_レ之私のみ御折檻は如何と申上られ候よし、既に珍事に至候御氣色、しかれ共九條殿少しも動搖したまはず、危きに至り候御様子故、御次より三條殿被_レ飛入、主上御免申上、九條殿には早

早退出を申向候處、猶も止り給はず、御中啓を以九條殿頭を兩二度御打擲被遊候由、其後御次にて斯く白髪を爲打擲玉ふ上は、最早再出仕申所無之、落髮入道可致、乍去准后殿は則我女、是も同様御暇玉はり候様被申候處、是は別段之儀、乍併強て被申儀に候は、奥向へ掛合之譯と一同に被申、三條殿は腹痛とて早速退出被致、其後奥向之應對にて、彼是なく穩便に相濟候由、尤准后殿は當今殊之外御寵愛と云々、

一近衛左府殿は關東御臺所御里にて、近來御内々御文通も被爲濟候故、折々御往復被爲在候由也、將軍様御直書被進候由、御文言は御養君之議論執政節々相變、于今一定不致迷惑に候得共、外に相談候向も無之、格別之御續柄にも相成候儀、何卒御勘考、叡慮をも被伺候様にと、且此度不限り何事被心附候儀は、無遠慮被申聞一度旨御頼、左府公家定と慥に御認之御狀、藤井但馬守懇志之者、陽明家にて拜見致候由、其後達叡聞候處、此儀に御手違之事にて、御様子も不爲分、三家之内并薩州仙臺等にも内々御相談に相成、一橋越

前侯兩說之内、越前可然旨勅誼にて、其旨關東へ御内々被仰遣候由、

一或日勅旨には、朕不德皇位を穢す、依て讓位可被遊旨御内意被仰出、一統必思召被止候様申上、不三容易御時節、今暫く御在位奉願度旨言上、然る處、兎角右勅誼折々被仰出候得共、此旨關東へ申向候得は、早速領掌可有之之間、其儘に仕、其内間部上京應對之度、右の御内意に付往々被仰出候儀も可有之哉之旨を申開置、可然旨申合候由、尤内裏さへ差急一ヶ年にも出來候儀、仙洞宮之事故旁早速にも成就可致、東宮には未御幼若にも被爲在候儀に付、有栖川親王に御讓位可被遊との勅定之よし、

或人評して曰く、此書過半は藤井但馬守の物語たる様に書なしたれども、其實は九條家ひるきの族の、爲にする所ありて記せしものと見ゆれば、一概には信じ難きものなれども、寫して云々、義邦云、此頃よりそ風聞書甚盛にて、大抵妄説多く、御觸御達之類、或は諸家御届書等皆偽作を以記せしもの半に到る、今爰に擧るものは、後證後

案のたよりと成るへき一二をこる而已、

九月、閑老間部下總守殿上京あり、此頃の風評聞ける所なし、また窃に語れるものあり、御所への被仰上は、外蕃之御處置は容易く斥せられへき旨、安く御受合申上られ、九條殿によりて、堂上議論ある方々を壓せし也と承る、是皆長野、島田、加納など云者の策に出で、また姫宮御東下之御約にも及はれしにや、或は此頃東西探索之事盛にて、大老の威權赫々たり、言路閉塞して唯恐怖するもの、み、其災の及はむ事を恐る、か故歟、

同十月より大疑獄の事起りて、召捕らる、者甚多し、十二月には、水府の御家來、或は京師にては堂上方之内、御不首尾御退隱、御落飾之御内願ある御方數人と聞く、また其御内人等數人御詰問、或は關東へ召下さる者、地下人儒者等數人あり、

同六己未年、此頃京師に於て、堂上へ御褒美の御事あり、其御書取に云、異國一件に付、昨春堀田備中守上京段々言上の處、

假條約之通に相成候儀は、何共御許容難爲遊候に付、彼是御懸合に相成、關東之處置等何如之儀共御不審被思召之處、間部下總守上京段々言上之次第も有之、猶異國之儀は、叡慮之趣於關東も御尤に被相伺、役々にも追々叡慮之通可取計、偏に公武御合體にて外夷を相退、是迄之御風法に引戻し、御安心被爲候様可致旨言上有之、然る處他に入組候事件も有之、公武御間柄にも可拘哉に付、叡慮之趣は再三被仰遣置方、今之處暫御猶豫、關東之處置世間之事情御覽之思召に候間、各沈靜に可心得候、且又昨年以來忠精苦心之面々、實に神妙之至、深叡感之御事にて、猶又赤心報國之儀可勵旨、聊被慰苦心、此品下賜之、

- 一 黃金貳枚宛 當官 關白殿 大臣方
- 同壹枚宛 兩傳奏
- 一 金千疋宛 公家衆連名にて被致言上候、八十人
- 一 金貳百疋宛 右に洩候 公家衆
- 一 金貳拾兩宛 御近習之内、千種殿 岩倉殿
- 格別之忠勤に付被下之

一金貳拾兩 大原三位殿

外に銀被下候由、御忠節厚被抽内に、大坂迄罷下候一條有之候間被下之、

三月、また召捕らる、者あり、

四月、京都にて鷹司殿、近衛殿、鷹司前右大臣殿、三條前内大臣殿、何れも去る月御願あられし如く、御落飾ありしと聞、此他にも猶御隠居など被成し方々ありしと聞、青蓮院御門主も、去る二月二十八日天台の御座主御辭退、山城吉峰大和多武峰塔頭海量院の御隠居あられしと承る、又此頃御昇進あられしは、一條内^{○右}大臣殿左大臣、花山院内大臣殿右大臣、二條大納言殿内大臣なりと云、

同八月十八日、諸司代に仰下されし御書付あり、

鷹司太閤殿

右は水府と御續柄之儀、殊に老公は別而御親敷、先年來外夷之事情等折々被申越候儀も有之、將又小林民部を以、水府家來より申出候事件は尋常之内願筋共違ひ、天下の重事に有之、被對關東候ては急度御教示御取合被成間敷候處、寂慮に殊寄せ右府公へ取持候て、夫是差働候次第は勿論、三公方諸藩浪人妄

説に溺惑、御譯柄於太閤殿不_レ被_レ存譯は有間敷、多年御在職之御所詮も無_レ之、頓着不_レ被_レ致候段、等閑之御處置に有_レ之、其外高橋兵庫より差出候關東探説書之内には、人心狂惑にも拘り候儀無_レ之共難_レ申處、猥りに被_レ入_レ叡聞候御心中、何共相分り兼候儀にて、此度之一條關係被_レ致候との世説難_レ遁、都而御老年御健忘之御所爲なりとは更に不_レ相聞、彼是御不行届之事共に相聞候、

鷹司右大臣殿

右水府家來より、小林民部を以て内願申出候事情は、豫め老公より申付有_レ之、周旋被_レ致候儀にて、右は御續柄とは乍_レ申、自餘之内願とは相違、天下之重事に候得は、被_レ對關東候ても急度御教示可_レ被_レ在之處、勅諭尊奉御催促之儀、兼ての御議論にては全く寂慮に事寄、内願筋御取持に相當り、第一公武御合體之御趣意に相戻、加之朝議之趣等民部を以水府家來へ被_レ相違候段、隱謀に關係不_レ被_レ致との御所置には無_レ之、其上彼是妄説を被_レ信候儀、實に御心得違之事共と相聞、一體右府殿には反復之御生質にて、御油斷難_レ相成_レ御人體と心得候段、民部吟味之節申立候事、

近衛左大臣殿

右は外夷御處置之儀、薩州御續柄も有_レ之、歌道御門人杯水府之家來相伴ひ窺に罷出、天下之人心居合方に事寄、關東之御處置如何之旨品々入説致し候、右は何れも不_レ容易_レ次第に候得は、急度御教示御取合被_レ成間敷所、内願之趣御思案被_レ成置_レ旨御答被_レ成候儀は、公武御合體之御趣意に相戻、乍_レ暫内覽御委任三公方御先立之處其詮も無_レ之、一體御處置之儀に付ては、始終内大臣殿と御因緒水府家來之事共相聞、右家へ御因緒之儀は、鷹司殿家來小林民部、近衛殿老女村岡儀も申立罷在候間、御引合御賢慮可_レ有_レ御座_レ事、

三條内大臣殿

右は外夷一條評議筋専らに御取扱、東武之形勢御心得置御配慮可_レ有_レ之御見込と乍_レ申、水府家來其外浮浪之者杯屢被_レ致_レ面謁、天下之人心居合方に事寄、内願筋亦又關東之御處置如何之旨品々入説致候事件、何れも不_レ容易_レ儀に有_レ之、就中勅諭御差向之儀は、實以重大之義に候處、都て尤と被_レ聞召、假令其儀相整不_レ申候共、去年八月勅諭御文意之内に、前顯入説

等之意味差含書綴候て相見へ候草稿、營中へ被_レ差出候儀實以不_レ輕儀、既に御決定之上水府家來へ御渡相成候儀共、夫是公武御合體之御主意に相戻り、殊に前任中より重立引受、疎密會得之上は猶更に候義、水府家來等へ隱謀筋荷擔被_レ致候哉に相聞得、彼是妄説を被_レ信候より此度之次第に及候儀共、重々御心得違之事に相聞候事、

八月

また此ころにや、京師へ被_レ進ものありと云、

○災上後御不自由被_レ聞召、且御壯年御繼體被_レ爲_レ濟候に付、御尤右御用途金五千兩被_レ進候、

○近年攝家其外之面々、地下役々に到迄、困窮不取締之儀有_レ之趣に付、金貳萬兩被_レ遣之、

○九條關白殿御儀、當節御事多之折柄、天下國家之御爲深く被_レ存込、諸事被_レ取扱_レ候に付、千石御加増、且當職中別段五百俵被_レ遣_レ之、

○傳奏廣橋前大納言殿、近年御事多之御時節、御精勤感被_レ思召、白銀五十枚被_レ下_レ之、

右之通被_レ遣候事、

同二十七日

水戸前中納言殿御事、國事之御爲筋之義被_レ仰立_レ候は、御當然之儀に候得共、御建白之次第御取用無_レ之_レ逆、御家來之者を以御見込之筋、品々京都へ被_レ仰遣_レ加之御養君之儀に付ても、輕き者共宮堂上方を取繕候始末、關東御暴政之筋に申成し人心惑亂爲_レ致、御纒奏ケ間敷事より終に重き勅諭を輕輩之手に取扱、且綸旨を懇願等被_レ及候段、公武之御確執國家之大事を讓候筋にて、不_レ容易_レ儀、假令御家來之者御内存在察し私に周旋致候共、素々御心得方不_レ宜より右體之次第に至り、被_レ對_レ公儀_レ御後闇御所置に候、依_レ之急度も可_レ被_レ仰出_レ處、今度重き御法會も被_レ爲_レ濟候に付、格別之思召を以水戸表へ永蟄居被_レ仰出_レ候、當中納言殿も、御差扣之趣被_レ仰付_レ之、一橋刑部卿殿は、御隱居御慎被_レ仰付_レ之、水戸家及御附家老始め、夫々被_レ仰渡_レ之旨あり、また安島帶刀は切腹、其罪案に云、

なき恐悅之御儀、一藩中難_レ有存居候て、右風聞之趣折々觸れ、前中納言殿に入_レ御聽_レ候處、右様之義申唱候者程能申消し、猥に口外等致間敷、寄々藩内之者共心得違無_レ之様爲_レ申聞_レ可_レ置旨、無_レ急度_レ御沙汰有_レ之候處、御氣色御不興と申にも無_レ之、右は紀伊殿にも被_レ相立_レ候儀有_レ之候に付、右様御沙汰有_レ之候得共、自然世評之通に相成候上は、御滿悅に可_レ思召_レと、普通之人情を以御意内を推量致し、兼て口外も致間敷旨被_レ命候趣乍_レ申立、假令外用向申遣す文通端書たり共、同家中在京後鶴飼吉左衛門并同人倅幸吉へ、右世評之通に候は、大慶同意之旨書加へ申遣、同藩茅根伊豫之助よりも同様之儀にて、猶勘辨可_レ致旨、吉左衛門父子へ申遣候趣、追々伊豫之助より噂に及候を其儘に致し置、且去午年中元御家來其後松平薩摩守家來日下部伊三次上京之砌、市中酒店に於て及_レ出會、餞別而已之事と申立候得共、既に同人上京之上吉左衛門父子へ申合、不_レ容易_レ義堂上方へ致_レ入説、傳奏衆より同人へ、勅諭御渡に相成候次第に至候上は、全く餞別迄と申立候は紛敷、其上去る午年九月十八日鶴

飼父子より、此右宛之書狀二通、并日下部伊三次宛に差出候書狀共、都合三通之文意にて、是迄専ら彼者共同意相働候約證と相見、一體御養君之儀は御大切之儀にて、假令御主君御内命有_レ之儀に候共、御諫言をも可_レ申職掌之處、却て御内意推量致し、右體鶴飼父子へ文通及候所より、猶右之者共京地にて種々奸計を廻らし、公武御確執にも可_レ及場合に至候段、對_レ公儀_レ不_レ輕儀、右始末不届に付切腹被_レ仰付_レ、

此他松平容堂なども、堂上方へ容易ならざる事共申通候趣にて、急度慎被_レ仰出、關東之御役人御側衆より初、外國奉行其外慎隱居等被_レ仰付_レ、

(鶴飼吉左衛門、鶴飼幸吉、池内大學、小林民部權大輔、茅根伊豫之助、鮎澤伊太夫、近衛殿老女村岡等之罪案略す、)

此他猶多し、則切腹壹人、死罪六人、獄門壹人、遠島五人、重追放壹人、永押込拾人、中追放拾人、所拂四人、構壹人、押込八人、手鎖三人、叱り三人、

惣而三十九人、拾四人、小兒遠島三人、五十三人とかや承る、

御役人にては、土岐丹波守、淺野備前守、大久保伊勢守、永井玄蕃頭、岩瀬肥後守、此兩人は養子部屋住なるを以て御切米被_レ召放_レ家督は被_レ問敷旨被_レ仰渡_レと云、川路左衛門尉等也、此他にも猶有_レへし、義邦軍艦傳習之業なりて歸府せしは、此年正月なり、舊知によつて時勢を問ふ事ありしか、孰も忌諱を避る歟、或は知らざるにや、眉をひそめて語る者なし、昔時要路に立しものも、今は何となくうちひそめて恐る、の意あり、時めけるあたりは、庸才の徒ども語るに足らず、世の人の頼なき今さらの様にて驚かれぬるのみ、竊に思ふ、大老危險御多端の御中、御繼統の御事定められしは勇決稱すへしといへども、是より後の處置すこふる慘酷に過ぎ、或は用ひられし者等大抵阿諛の小人にて、當今之大勢など知れるは稀にして、文武之御世話ありと云も、皆虚飾かちにて更に實際に適せず、賄賂の事漸盛ならむとす、此故に便を求め縁によつて門に拜趨すれば、忽ちに登用せらる、また歎すへき哉、

或人竊に語らく、大老の京師へ間を用ひられしは、

大抵狎邪の小人なり、此頃京師町奉行附與力に、加納某と云者甚權を弄す、奉行の是を除く事能はず、おのれ恣に賄賂を貪り、大小の事皆其賄賂の厚薄によりて決せり、是に同するは大老の臣長野某、又九條殿之内島田某等なり、長野とかやは歌道を以て頗る名あり、また其奸才甚たましくかりしかは、京地内外の探索みな此輩に任せられしと云、長野の妾あり、元鴨東の妓なりしか、すこふる美にして敏なりと、其初また妓なりし時にや、堂上方へ召されて御酒宴などの折は、九條殿にも出たりし、其後長野か妾となりてよりは、其御館に参り御意に叶ひしにや、大小の機密さへ申出れる事となりしと云、大老奇禍にかゝられし後も、此狎邪の小人等猶公武の間にありて、専ら機密にあつかりしと云、關東にて探索に用ひられしは、永井^{◎松永}某と云輕きもの、専ら諸官の進退を以て密告せりと、此者後には櫻田御門の御番舎に立よりて自殺せしと聞く、嗚呼國家を危くする者は小人なり、小人を遠げよとのことは今更の事なり、いにしへよりして直言

樸實なるは必容られず、奸邪の遭迎に巧なる、己終に斃るゝを知らず、またあはせて邦家を危くす、慎まざるへけむや、戒めさらむや、是等狼小の醜事聞くもうたてく、將記すも心うけれど、今の世のありさま、大業は申迄もなく、小事もまゝならず、勢につれ成るのまゝにて、大かた失機錯置の事のみなるは、舊弊のさるかたき、また小人の己を營まむ爲に、阿諛遭迎に誤らるゝに過ぎされは、うちもおかす聞けるまゝを、をゆるして、後の戒となすになむ、前冊にも詳に記せし、今また反覆して云ふ者は、深く痛憤すればなり此頃京師の市尹大久保某^{伊勢守}は我知己なり、竊に語て云、中川宮は頗る英意あり、大老此御方を退けむとせしに其計を得ず、終に女犯の御事を以て蟄居せられたりと、是等皆上は關白大老、下にしては長野、加納の輩の小策になりしなり、大久保は頗る氣概ありて威權に屈せず、また不義に與せず、長野、加納等が大老の直命、或は内密の意なりなど云を以て、是を壓せむとすれども敢て動かす、此輩の不良奸詐を知て、不時に死刑に處せむとせしに、其事洩れて彼の輩聞知る事ありしかは、其恐怖の甚敷忽ち讒せしにや、

退職の命ありて此地を斥せられたり、此一事を以て當時の事情思ふへし、

同十二月中旬ころより、去る八月御下けの勅書、早々公邊へ返上あるへく旨、大老より水府家へ御達ありしかは、彼の御家にて其可否とりくの評議起りて、御家老とかや某水戸へ下りしに、御領の内長岡といへる處に多人數出て是を支へ、申て云、大老より何ほどの沙汰ありとも、水府家は京師へ御直の献上拜領物あり、又御直奏の御家なり、今や多年の御志節貫きて、御直に勅書なされしに、故なく大老へ向けて返上といふへきあらむや、京師よりして再び命せらるゝ事ありて、また御直に返納あらむには、しかるへからむなど申募り、果は大に争鬭のことありしと云、其後家老某も如何ともすへきなきにや、また再び議せし事共あり、然れども返納の事一同承伏せず、後には勅書を御靈屋へ納め置、多人數にて守れりと、また御領の道路へも出て、往來の人々あらため正し、頗る穩かならず、老公當公より品々御諭の事あれども承はらず、再び大老并安藤對馬守より猶御達の事あり、全く京師よりの仰にて、返納すへき儀也など、御諭あれ

ども、心伏せしとも聞えず、其内百人計はわきて申事あり、一度被^レ下置し勅書、たゝちに御引戻と云道理あらむや、必途の奸人奸計ありて然るならむ、主命に背くは罪死を容されとも、若然るか如くは副將軍の儀何の甲斐あらむや、京師へ御直に返上ならむには兎角申へき様なし、然らすむは骸をさらし死を以て奸計を除かむにはとて、憤激する事甚敷、其中十九人計りは終に奔走して去れりと聞く、これより下士益憤り、人心激して鎮まり難く、又數黨たちて黑白是非の論起れり、

其議する所の事を見るに
(勅書御返納被^レ遊候様、水戸家へ御達可^レ被^レ成旨公邊へ勅命有^レ之趣、安藤對馬守を以て被^レ仰出^レ候に付、云々、下略)

義邦同十一月、米利堅之御軍艦遣はさるゝの御事ありて、其議にかゝり繁務他を不顧、偶此數章を得たり、おもふに水府の國論大抵是等なるへし、嗚呼泰平殆三百年、士風委靡して不振、みな苟且因循の徒ならされは怯懦無義之徒、慨然として身を殺し論するもの如^レ斯は實に驚くへし、老公も英雄

なる哉、若公を以て國家の大任に充て奉らは如何そや、また龜暴の御擧あらむや、惜むらくは忌憚するの甚しきより、終に益激して御説當時に反し、中道を得ざるに至れる、これを惡む事甚敷は亂なりといふこと、おもはざるへけむや、

又曰、其説偏して固陋なるを惡むは、また偏頗の事なり、其忌み惡むの偏するより、彼又ます／＼偏す、下士に及ては不羈の奸詐あるにあらず、固陋至極なれども、此皆邦家の危急を憂ふる一念に起れり、無偏無頗のものを以て處せられむに、彼等いかてか賤惡する處あらむや、凡は人心の不服よりそ、邦家土崩の端に到るところを承はれ、尤恐れ鑒みるへきことならずや、

同十二月十八日、此度之取調懸之者、諸役賞賜の御事あり、
同七庚申年、春より水府家の御家臣益憤怒し、長岡へ屯集、二月頃に到ては争闘の事起り、おたやかならず、
正月、米利堅に條約爲三取換の使節遣はさる、
臣義邦、正月十三日咸臨船を以出帆、五月八日歸府

す、歸後聞ける處は、老公是迄文武之御世話其他等厚く心を盡され、上は朝廷を奉し幕府を助け、士氣を勵し國體を辱しめざる様との御事なるを、幕府の有司何を恐れ何を忌みて、かたくなたき御譴責を受られしや、或は水府之奸臣結城某、亦是谷田部某の餘黨、御一門或は權威ある閣老に讒し、あらぬ事など訴へしにや、勅書の御事にても、御家より御廻達無之は、宗室の御威をおどさむことを憚り思召ての事なるを、公邊にてはひと向に仇敵のおもひをなさゝるは、誠に奸人の所爲とも申へき也、問部下總守殿上京之砌、勅書の御事委細被三仰合、承り奉るなど受合れしに、上京致されそこはくの人入召捕等ありて、やかて去る八月中の御處置と成行、終に御かへりことたになし、益水戸家を以て仇敵の思をなさるに到れり、夫より勅書返納の御達ありて、國中二ツにも三ツにも議する所ありて別れ行、殊に争闘の事起り、主家へ敵するの罪を以て、益罪かさぬる様に成行たり、安藤殿は何事も取あへず、たとへ御國中いか様に騒ぐ共、主君と執政の命を用さる輩、嚴重の御取計然るへしなと云事

にて、罪せらるゝもの多く、或は走りて他に去り益憤激す、御家臣も又黨ありて一和せず、老公よりは御手書を賜り、御さとしの事あれども、終に承伏せすと云、是等は心ある者の語れる所にて、更にうきたる事とおもはれざる故記しぬ、

同三月三日、大老登城の處、櫻田御門外にて争闘の事あり、大老討れたり、

水戸家の士十七人國を脱せしか、此日終に大老を討ちたり、此日大雪、大老の家臣手負即死等あり、其門前を去る纒四五町なれども、雪故別に出合者なし、供の士等彼是支ゆれども、力防く能はざりしと云、

井伊家之手負死亡二十三人計り、聞く此頃水府之士暗殺之風聞、且去年にや鐵砲を以て規ひしことあり、故に豫備正嚴なりしと云、然れども此遭害に及ひしに、不幸にして首を敵手に渡し、家臣一人も取かへせしものなきは如何そや、尤以て可怪事ともなり、彦根の士風其地京師に近く、情物にして古の風を失し、且此頃大老の權威赫々たるを以て、其事を取る者奢侈甚敷所以にして、權門賄賂盛んな

り、戒心あれどもことに油斷し、此恥辱に及ぶ、然れども幸にして寛大の御處置に出て、表向不快之趣にて更に變る事なし、此ころの風評忽ち變し、神の如く盛なりし威權もあどなく、其恩惠を蒙り登用せし者も、時につれてとかう請る者多し、人世の榮枯また如斯、大老の此變ありしより、要路の諸官恐怖の甚敷、隱に供士を引連れ其備正嚴なり、嗚呼何事そや、たとへ其擧げ用ゆる所激士の怒に觸るゝに至るも、天下の公儀にて恥る處なきに於ては、孰を憚り孰れを恐れむ、士夫の風俗爰に到て益低く、且は公儀の御威權をして地に落さしむ、豈憤懣に堪へざらむや、

同三月三日、水戸家來黒澤忠三郎、蓮田市五郎、齋藤監物、佐野竹之助等四人より、脇坂殿へ持參差出候書付寫、

(書付略す、)
此他脇坂殿へ差出す書面あり、頗る疑はしければ爰に取らず、猶其他にもあるへし、大抵後人之擬に係るへし、
同五日、掃部家來に被三仰渡一ありと云、

(被_二仰渡_一書略す)

大老へは上使にて御尋之事あり、公邊病氣の御取扱にて萬事穩便也、都下の風評兵を集め糧を貯へ、水府家に取掛るなど、あらぬ事而已、其内馬を集め兵士を國許より馳集る等は、彼の家の計策にて、公儀穩便之御處置を促さむ策略ありなど、紛々として賤悪す、大老之處置刑名に出て慘に過ぎ、曾て寛大の風なし、若長く其職にあらは、如何か知るへからず、大抵情實に通せず、就中海外之交際に及ては、尤以て失策多く、又武備之如き、我か舊に膠泥され抱腹の事多、庸吏は尊奉すれ共、志あるものは竊に眉をひそめ、其禍の至らむを察せりと云、
世間三月、事を記せしもの多し、今悉く省して其要を擧ぐ、

- 水府浪士十七人は、大關和七郎
- 森 五 六 郎 森山繁之助
- 杉山彌一郎 佐野竹之助
- 黒澤忠三郎 蓮田市五郎
- 齋藤 監 物 廣田子之太郎
- 鯉淵 要 人 山口辰之助
- 廣木松之助 稲田 市藏

- 増子 金 八 關 鐵之助
- 高橋多一郎 林 忠左衛門
- 海保崎之助 薩藩有村治左衛門

此内脇坂閣老え自訴し、存意書持參せしは、存意書別記にあり、佐野黒澤蓮田齋藤也と、又細川家へ自訴せしは、杉山森森山等也と云、即死せし者一人、道にて死せし者兩三人あり、有村は大老の首を携、櫻田外にて自殺せしと云、

此頃の事水府へも聞へありしにや、老公より御書を以て、委細あるまじき旨被_二仰出_一あり、其御書に云、

(此度於_二江戸表_一以之外之儀出來致_二心配_一候云々、教職中とあり、全文略す)

江戸街市非常之廻り方、御持筒組并御先手共二組宛被_二仰付_一、また竹橋御門、清水田安半藏御門等、御役人之外通行止めらる、上下騒然として戒心ありと云、井伊家々來に再び御達ありしと云、

(今度不慮之次第、家來末々迄如何計殘念に可_レ存と、無_二此上_一御心勞被_レ遊候云々)

此御處置實に寛大に出て無事、井伊家之者妄動之事なし、元より懦弱の士氣といへども、またく御處置之權に出て助を得たるによる歎、惜かな、水府從前之御處置よく、上下之情實を明にし、奸を退け其志の可_レ憐ものは恕せられむには、此度之遭害なからましを、また其災のみならず、是より下士響應して激烈を事とし、幕府の御威令たりて振はす、諸官上下下民之憤發を恐れ避けて、忌憚甚しく益猖獗を事とするに至れり、可_レ歎かな、

水戸殿家老へ御渡之書付に云、

先達而勅諭御返納之儀に付、是迄御領内差拒候者、并今般於_二外櫻田_一及_二狼藉_一候餘黨、御領内に潜居候は、悉召捕早々差出候様可_二相成_一候、是より水府脱走之御家士等所々に而捕へられ、又江戸にても水府人の御穿議嚴重にして、其徒ならぬ輩、家を追はれ地を追はれて、殆ど讐敵之思ひあり、故を以て激する者はますます激し、恐怖する者は益怖る、

萬延と改元あり、閏三月井伊家より家督之儀願あり、四月其嫡子愛鷹被_二下置_一る、厚き被_二仰渡_一ありと

云、

水府之書生等、其國大貫と云處に集合、御諭ありといへども敢て承伏せず、願書再三其存念に云、

一我々當地に罷在候儀、兩君様深く御配慮被_レ遊、先達而より度々厚き蒙_二御教諭_一候處、此上押張居候様にては、差向御不爲に付、無_二餘義_一嚴重之御手配にも可_二相成_一、御指合被_レ爲_レ在、猶又江戸表よりも、別段御役人衆御差下に可_二相成_一哉之趣傳承仕、深く恐怖仕候、我々共罷出居候義は、追々申上候通志願之筋有_レ之候事にて、素々御爲筋を相謀、御政化を亂候譯には毛頭無_二御座_一候處、右之次第實に當惑仕候得共、再應之御教諭違背可_レ仕筋には無_レ之候間、一と先當所を退散仕候、然る處我々共兼て志願は達_二上聽_一候事情と、聊齟齬仕居候儀も不_レ少哉に御座候間、此段は明白に申上度、今更如何敷御座候得共、大意書取左に申上候、何卒不肖之志願御憐察被_二成下_一、素意之筋得と御酌取、宜敷御賢慮被_レ爲_レ在候様仕度奉_レ願候、

一昨午年七月、不慮之御國難に被_レ爲_レ及候以來、兎角人心折合兼候儀は、申上候迄も無_レ之、兩君様兼々公

邊之御爲厚被_レ思召込、格別之御精忠を被_レ爲_レ盡候處、一旦に水之泡と罷成候而已ならず、却て深き御疑心を被_レ爲_レ蒙、嚴重に被_レ仰付_レ候段、御家之御瑕瑾無_レ此上、御家臣之身にては何分難_レ忍、是非に身命を懸御疑念相晴し、御代々様御鴻恩奉_レ報度と、一念より動き立候次第に御座候、亦却て動搖ケ間敷儀に御座候ては、被_レ爲_レ對_レ公邊_レ決て不_レ相濟_レ旨、再三御諭も有_レ之、殊に危忽之振舞仕、御後難を相殘し候様にては恐入候間、是迄御府内近郊迄度罷登り、志願申上候儀は御座候得共、空敷引取候仕合に御座候、併一統志願之趣は難_レ默止_レ筋に付、御重役御立場にて得と御酌取之上、公邊へも歎願御申立に可_レ相成_レとの御事にて、夫々御盡力も被_レ爲_レ在候哉に御座候間、謹而御吉左右奉_レ待上_レ候處、不圖も去る八月中之御次第に及、最早御疑心可_レ相晴_レ期も無_レ御座_レ候間、面々存詰候丈は、御奉公可_レ仕_レ覺悟相定候得共、前中納言様御下り後、御國許動き立候事に相成候ては、以之外御不爲に可_レ有_レ之、殊に年來御敬上之意深被_レ爲_レ入候御儀、御家臣之身心得違候ては不_レ相濟_レ候に付、乍_レ殘

念_レ日夜悲憤を忍ひ打過候折柄、勅諭御返納之儀相起_レ何共痛心仕候、右は公邊之御爲め被_レ思召_レ別段之儀と以被_レ仰下_レ候御次第に御座候得は、今更無_レ故に御引戻可_レ被_レ遊御筋も無_レ之哉に愚考仕候、繪旨如_レ汗と申御意味合聊以相違之段、必定御深意可_レ被_レ爲_レ在之儀と奉_レ存候得共、何程御沙汰御座候事に御座候共、得と御熟考之上御取計可_レ被_レ遊旨、再應申上候得共、中々御聞取に可_レ相成_レ御模様無_レ之、直様御返納にも相成御都合に御座候由、左候ては御家の御名義に拘り、徳川御家を御見捨被_レ遊候御姿に、落入可_レ申歟に奉_レ存候に付、幾應も愚意申上、品に寄候ては於_レ途中_レ御押留可_レ申と、決心仕罷出候事に而、素より一命は差出居候身分に御座候間、如何様之辛苦も相厭不_レ申候得共、只々君命に違背仕我意押張居候段、全く御政化を亂_レ候次第にて、叛逆同様之所業に有_レ之故、誠に不_レ相濟_レ振舞仕候様、達_レ高聽_レ居候儀は、死後迄之残念に御座候間、更に右様之心底に無_レ之段、篤_レ御酌取被_レ下置_レ度奉_レ存候、申上候は恐入候得共、外夷御振振之儀、無_レ餘義_レ御事情にて、祖家之御遺

法御變革被_レ遊、萬國普通之形勢に御隨相成候よ、自然御國體に相響不_レ容易_レ御模様に至候に付、殊之外被_レ惱_レ歎慮_レ候餘りに、勅諭御下けに相成候次第に可_レ有_レ之愚意仕候處、右之爲めに諸大夫等御召捕之上、夫々御仕置に罷成り、詰りは前段御返納之次第に及候儀、誠に以歎_レ歎_レ敷御仕向と奉_レ存候、畢竟皇國之御衰弊に不_レ相成_レ様致度は、上下一般之至願にて、誰彼之差別無_レ御座_レ候處、時勢とは乍_レ申、此一事より不慮之厄運にかゝり候者數多出來候儀は、御代々様御神慮にも、何と歎_レ可_レ被_レ思召_レ奉_レ恐察_レ候得は、頃刻も安堵相成兼、身分を忘れ彼是周旋仕候儀、無_レ己之至情に御座候、段々相伺候得は、掃部頭殿には御役御免、大和守殿御再勤之由、御同人様御儀衆々御賢明之御沙汰有_レ之、紀伊守殿、中務太輔殿御同斷、天下之依頼仕候處に御座候得は、是より天下之御政道も萬事正敷相渡し、忠邪之御辨別も明に相立候儀と恐察仕候、就ては前文我々共苦心之筋、何卒御聞取之上、御重役御立場に於て幾重にも御歎願に相成、御家之御面目も相立、御國人心も居合候様御盡力之儀、偏に奉_レ願

候、公邊之御模様も以前と相違致し、一圓御取請に不_レ相成、御都合も有_レ之間敷愚存仕候處、萬一此期を過し、御國耻を相雪き不_レ申候ては、千載迄之遺憾之至りと可_レ申候、卑賤之我々迄、精々申合候儀も御座候間、内外御事情御洞察被_レ成下、御違算無_レ之様仕度存込候而已に御座候、此段厚御酌取被_レ下置_レ度、以_レ書取_レ申上候、以上、
閏三月十八日 大貫に罷在候諸士共一同
再應差出候書面
一我々共大貫邊に罷在候段、殊之外御配慮被_レ遊、追追厚き蒙_レ御諭_レ候に付、奉_レ敬服_レ同所引拂候處、猶又島田邊に滯留仕候哉之趣達_レ高聽_レ、重而御申諭とて御役人衆可_レ被_レ差越_レとの御事傳承仕、深く恐入奉_レ存候、我々共志願之儀は、大貫引拂候節、委細書付を以申上候通、御家之御爲一途に存詰候迄に而、度々之公命一圓違背仕候所存は毛頭無_レ御座候間、此度島田邊滯留之儀達_レ高聽_レ、御配慮被_レ遊候上は、是又速に離散仕候、依ては厚き思召も被_レ爲_レ在候御事故、早速歸宅可_レ仕筋に候得共、其儀聊當惑仕候段、乍_レ恐宜敷御聞取被_レ下置_レ度奉_レ願候、右之

次第は、第一勅誼之御儀に付、累世之御鴻恩奉報候爲め、乍不_レ及_レ死生を決し、御奉公可_レ仕覺悟にて罷在候身分に御座候得は、御返納之儀御猶豫被_二仰出_一候歟、亦是御困窮相晴し、此上勅誼御遵奉被_レ遊候御都合に相成不_レ申内、引取候ては素意に相戻り候而已ならず、追々志願も全く前後虚實之相違に相成、殊に志願筋も相達申度存詰候餘り、是迄不敬之振舞仕候儀も不_レ少候段、今更寛大之御仁惠被_二下置_一候段、難有仕合に御座候得共、我々共身分は扱置、御國法相弛み候事に相成候ては、向後御取締向にも相響き、不_二相濟_一事に御座候間、歸宅仕候上は、如何様にも嚴重に御處置蒙候様仕度心願に罷在候、就ては前文勅誼之御儀、愈御猶與被_二仰出_一候御筋にも無_レ之、此節歸宅仕嚴重蒙_二御處置_一候ては、聊志願難_二相立_一見込居候筋も有_レ之、旁自儘之進退恐入奉_レ存候得共、當分之内歸宅仕兼候儀に御座候、右之段情實何卒厚御憐察被_二成下_一御立場柄公邊御經新之砌、幾重にも御盡力被_レ爲_レ在、御困窮不日に氷解、勅書御持張被_レ遊候様、偏に御周旋之程奉_レ仰候、我々共身分之儀、必御配慮奉_レ殘候

様之儀は決而不_レ仕候間、只々前文歸宅仕難き筋御座候に付、何れ成共相潜居候段、幾重にも御見濟被_二下置_一候様仕度、後日御模様次第直様引取、御國法通蒙_二御處置_一候儀に御座候、此段宜敷御聞取奉_レ願候、

閏三月二十九日

籙の茨終

不 愠 錄

齊昭蒙_二御疑心_一、慎隱居被_二仰付_一處、御疑心に相成申候條々、左に其證據を上而認る也、

目錄

- 長々在國之事、付籙中瑞龍山參拜湯治之事
- 水野越前守と心を合たること
- 於_二國許_一大炮鑄立之事
- 於_二國許_一調練、逐鳥狩之事
- 於_二江戸表_一二月十二日甲冑目見之事
- 松前内願之事
- 勝手向如何して惡敷こと
- 弘道館土手之事
- 揃打鐵炮之事
- 浪人召抱たる儀如何こと
- 寺々破却之儀如何こと
- 國許常葉山御宮、并台徳公御初之原廟、神道に奉祀候事

長々在國之事、付籙中瑞龍山參湯治之事
天保亥四月、領中土地方改之儀に付、御勝手掛り老中水野越前守へ、家老渡邊半介持參に而、左之通爲_レ達候事、

水野殿領分、寛永之度土地方被_二相改_一候處、逐年未熟、小民共別而立行相成兼候趣相聞候付、此上衰弊相募り不_レ申様被_レ致度、夫々役人共掛り被_二申付_一、領中田畑段別爲_二相糺_一候積りに御座候、此段申達候様被_二申付_一候、
同月廿日、水野越前守より封書に而、渡邊半介へ可_二指出_一由にて、御城付輕部平太左衛門へ相渡候指圖書如_レ左、
御領分田畑段別改之儀、御先格も有_レ之上は、御勝手次第之事に而、勿論地領境等之場所異論無_レ之、都而人氣不_二相立_一、厚勘辨致し可_レ被_レ扱旨、掛り役人へ御申付被_レ成候様可_二申上_一候事、
右之通り願相濟候故、在國之儀奉_レ願候處、御暇被

下候故、天保十一子正月十三日江戸表發足、十六日下着、下着後五月二日江戸住居向不殘燒失、領中經界改之儀は、如前文下り已前相濟候處、學校建立之儀は、下り後地所見立候上、出來可申心得にて罷下り候處、學校之儀は、諸大名にても、無願取立候處に候へは、直に取かゝり不苦候へ共、學校取立候に付ては、城中少々模様かへ有之候故、子の二月頃屆書出候處、願候様にとの事故、願書指出候へは、圖面をも出候様達有之に付、數度書取圖相添、委細に相認指出候へ共、如何にも否之指圖埒明不申、國許之儀は江戸と違、寒に向候へは、土地もいてつよく候へは短日に相成、只今願相濟候とて、わつか四五月ならては無之、其中に是迄之家中屋敷を取拂、竹木堀取、不殘地形を直し、其上にて學校取立候義、在國丑の正月迄なり、中には間に合兼候に付、役人共一同相談致候所、古之例はしばらく指置、尙紀州一位殿在職中願之上、數ヶ年罷延被致候例有之故、今一ヶ年罷延之儀相願可然と、御老中迄以三家老指出し候文義如左、但紀伊在國罷延之例は、公邊へは出し不申候へ共、是亦爲證據後に記す、一位殿

水戸殿領中土地方改正、尙又湯治御暇之儀、願之通被仰出候に付、歸國被致、改正等之儀夫々被申付、保養にも相成辱奉存候、然る處、屋形向燒失後、未作事出來不申、土地方改正之儀も、不被行届候に付、此上來一ヶ年被致在國、尙又保養之上、被致參府一度被相願候、此段宜頼入被存候旨、國許被申付越候、實は公邊より右之御指圖無之故に候へ共、左様も申兼候故、如本文相認る、八月廿五日、家老中山備前守を水野越前守宅へ呼出し候て、相渡候書付如左、
御願之通、當春御在所へ御暇被仰出候處、御住居向燒失後、御普請出來不申、并御領中土地方改正之儀も不被行届に付、來一ヶ年御在邑之儀被仰立、入御聽候處、無御據次第に付、御願之通、此上來一ヶ年御在邑被成候様、被仰出候、此段可被申越候、
水戸殿家老衆へ
奉書半切

紀伊一位殿在國居延之例、

文化十五寅年九月二日、

一紀州様御住居向御燒失に付而者、此節御國許へ御暇被遣候様被成度旨、被仰達候處、御願之通、此節御暇可被仰出旨、被仰出候事、
九月廿二日、

一紀州様へ今日以上使、御國許へ之御暇被仰出候事、
文政二卯年九月廿八日、

一紀州様御住居向御火災後、急に御普請難御出來候に付、來年之御參府御用捨之儀、被仰付候趣、達御聽、當年來年御在國、來々巳年之御參府に候へ共、前々之御順年に御復被成、辰年御參府御用捨之儀、御願之通被仰出候事、
文政五年二月廿二日、

一紀州様赤坂御屋形御燒失後、御普請等御備作に者不相成候へ共、今日爲御參府御到着之節、直に御屋形へ御着座、御移徙御祝儀御整被遊候事、
三月十六日、

一紀州様此度之御大禮に付、御參府被遊候處、御

普請等御出來無之、亦々御在府難被遊候付、此節御暇被仰出候様被仰立候所、近々御暇可被仰出旨、御達有之候事、
三月廿五日、

一紀州様御内意被仰達候通、今日御國許へ之御暇、被仰出候事、但同廿七日御國許へ御發駕之事、
文政六未年二月十三日、

一紀州様爲御參府、當月下旬御發途可被成候處、御癪瘡且御眼疾に付、御參府御延引之事、
但二月十五日、四月十四日、五月十四日、六月十五日、八月十四日、九月十四日、十月十三日本文同斷之事、
文政七申年二月十五日、

一紀州様御眼疾眩與不被遊に付、今暫御參府御延引之儀、公邊へ被仰達候事、
六月六日、

一紀州大納言様、去る寅年御暇後、御國許に被爲入、御所勞等にて、逐々被仰達御參府御延引被遊候處、此度御隱居、宰相様へ御家督御願之通、被仰出候事、

漸にして、九月廿八日付にて、城外模様かへ相濟如
レ左、但諸大名にても、城内模様へ之儀、無據節は願上相濟候事也、

以上、

常陸國水戸城外三之郭之内、南北新規土居築之水
拔堀被ニ申付、逐手門前左右二ヶ所、新規喰違土居
築被ニ申度旨、繪圖懸紙之趣、得ニ其意及ニ上聞候
處、可レ爲ニ御願之通旨被ニ仰出候、且又城下裏通
に有レ之候坂下之柵門并番所共、坂上へ被ニ引移度
旨致ニ承知候、御勝手次第可レ被ニ致、此由可レ有ニ洩
達候、恐々謹言、此奉書は、越前大奉書紙ニ
ツ折、大木文箱に入る。

水野 越前守

九月廿八日

名判

上

太田 備中守

土井 大炊頭

包

脇坂中務少輔

名判

紙

土井 大炊頭

脇坂中務少輔

近藤義太夫殿

水野 越前守

名判

太田 備中守

名判

近藤義太夫殿

丑年四月老中太田備後守より如レ左申來、

薄暑相催候處、彌御勇健被ニ成ニ御在邑、珍重之御
義奉レ存候、然者過日御前へ罷出候節、御在邑之
儀、餘り御永引は、御好不レ被ニ遊候哉之御模様
奉レ伺候、右は紀州殿、尾州殿とは、御譯柄も御
違之の御尊も被ニ爲レ在候、勿論御住居向、御普請
御出來無ニ御座、御領中御改正も不レ被ニ行届候に
付、當年中御在邑之趣、兼而入ニ御聽ニ居候へ共、
此節御參府之御都合にも相成候へは、御場合も宜
御事に可レ有ニ御座ニ奉レ存候、何れとも御在邑御永
引は、御趣意に叶ひ申間敷哉に感察仕候、御前邊
之御模様、申上候筋は無ニ御座ニ儀に候へ共、萬一
御沙汰も被ニ爲レ在候上に而は、御廉も立候儀と奉
レ存候間、同列共へも咄合、御心得迄に申上候、宜
御勤考被ニ爲レ在候様、仕度奉レ存候、右之段申上
度、如レ此御座候、以上、

四月廿一日

太田 備中守

上

右様申來る、太田の心中推察するに、此時は林肥後
守、水野美濃守、美濃部筑前守等夫々御咎、四月十六
日歟と覺
れ共、あまり嚴重に被ニ仰付候へき。又庄内の騒きも有レ之

跡、老中初御役々も、免候敷に聞え候へは、我等か
家は、兼て公邊之御大政へ拘り、尾紀と相違のたん
は、太田は勿論、土井、脇坂も承知なれば、威公、義公
は勿論、近くも文公を松平越中、松平和泉、松平伊
豆、松平彈正等か用ひ、御大政の義相談したれば、右
様せんどの義とは思へ共、此節は水野一人を御用に
相成所へ、我等か罷登りて、土井、太田の申義尤に
候時は、是をよきと不レ申候ては不ニ相成ニ共、折悪
く土井も太田も我ら縁者なれば、又外より讒言も難
レ計、實に召度思召に候は、御直に御書杯は不レ被
レ下共、御守殿奥向杯より、何とか響も可レ有レ之、先
先容易に登り候ても如何、其上無學不才、一家の政
事さへ手に餘り候身分、中々御大政の御相談出來候
事安心無レ之、夫共表向召候は、格別、願之上在邑
中にて、事も未成就せぬに、ふらりと登ん事も如何、
尙又外老中にも無レ之縁者の太田より申來るを、直
にうけて登りては如何と、先つ如レ左申遣す、
朶雲令ニ披見候、如ニ來示ニ薄暑之節、彌御障も無
レ之、欣慰之至存候、扱は拙子、此節參府之都合に
も相成候へは、場合も可レ然旨、御同列中へも御

談合之上、縷々御書中之趣、逐一承知、御厚意之
程、千萬不レ殘令ニ感佩候、然る處、御承知之通り、
住居向普請、領中土地改正、學校取建もとかく果敢
取兼候中、御大故等にて遅延いたし、尙又小事に
は候へ共、娘縁付候義等も有レ之、大小多端、日
夜精々致候へ者、是非來春迄に夫々埒明け、參府
之心得に候處、右を打捨、此節參府致し候ては、
諸事瓦解之姿に可ニ相成ニと、遺憾不レ少候へ共、
右は全く一家之私事にて候へは、只今にも無ニ御
據御用にて被ニ爲レ召候は、早速參府いたし候
段は勿論に候、御書中にも有レ之通り、當家之儀
三家とは乍レ申、尾紀とは次第も相違いたし、源
威、源義、源文等は御大政へも參し、分寸之微忠
も盡し候へ共、近來は度々在邑も不ニ相成ニ計か、
尾紀と致ニ相違ニ候様成行候義、折角此度二ヶ年在
邑之願も相濟候上は、せめて國中之政事向は、可
也世話も可ニ相成ニと存候折柄、願之内半途に可
レ致ニ參府、將致ニ參府候迎も、何之御用も無レ之、例
之通り、式日登城等のみいたし居候様にては、い
よ／＼不本意、乍レ併一己の本意不本意は姑くさ

し置、此度の御書面の様にては、いつれの道、参府の方よろしき模様と存候處、第一住居向焼失、領中改正等不行届廉にて、願之上二ヶ年御暇相濟、既に當春御凶事に付而は、急に参府の用意も相整候へ共、不_レ及_二其儀_一との御沙汰故、其節さへ参府も相扣、今更何等の名目もなく、すらと参府もいたし兼候手續き御座候間、拙子只今参府の方よろしき事の事に候は、可_二相成_一は、御用被_レ爲_レ召候由にて、表向被_レ爲_レ召候は、たどひ分寸の功は無_レ之候也、願之内にて参府の廉も相立、當家の規模も無_二此上_一候、もし又右様之義は、當今の時勢御六ヶ敷も候は、御前御程合、各方より可_レ然御取成、最初願之通、來春迄在邑いたし、せめては一家の世話行届候は、難_レ有仕合奉_レ存候、右兩使共に不_二相整_一、一旦二ヶ年と相濟居候を、故なく参府致候ては、國主外様等長々在邑いたし居候を、御疑ひ御察當御座候様取れ候ては、日夜報國を志候甲斐も無_レ之、誠以不本意之事に候間、心肝無_二服藏_一存分吐露いたし候、今一應御同列へも御申合、御内沙汰偏に待入候也、

水 戸

四月廿三日
備後守殿

右書面、江戸へ廿五日着、直に明六ツ時太田備後守へ届候處、難_レ有仕合、御請は又々是より可_二申上_一由申聞候よし、國許へ申來る所、右返書は不_レ來し、六月三日太田備後守御役免、御役替之義、末に記す、扱又七月四日夜、江戸表よりの書狀着、拜覽する處如_レ左、水戸殿御領中、土地方改正も不_レ被_二行届_一、且御住居向焼失後、普請出來不_レ申候に付、當年中御在邑之義、御願之通り被_二仰出_一候處、土地改正并文武之義、格別之世話有_レ之旨入_二御聽_一、不_二一方_一御配慮之義と思召候に付、別段之譯を以、其儘五六ヶ年も御在邑被_レ成、御世話被_レ在_レ之候様被_二仰出_一候、此段可_レ被_二申越_一候、

水戸殿家老衆へ

奉書半切

右書面にて考る時は、最初太田より申來たるは、我が推察通り、我を登せて共に相談し、公邊の御爲をせんとの意也、又水野事は、我を向に見て、我が方の改

よりにて、公邊の御改革は、近れば_二眞似_一と云る、公邊我に相談せず共、我等か爲程の事は、存して見せんと思ひ、我身を邪魔にせし也、乍_レ然水野は才物故、我爲處のよきといふ事は知る故、我を悪しくとすれば、天下の有志、水野を向にして悪む故、我等を敬して遠ざけたる物也、土井、太田は篤實なれ共不才故、萬一水野我意をいふ共、押留程の力なければ、我等と相談して、共に天下の御爲をせんと思ふなるへし、是本筋之處也、脇坂は才決斷なれ共、無學にて水野に不_レ及、水野は一人用られて、一己の功を立ん事を好みし也、乍_レ然流石才物故、奸吏奸僧等に欺れ而、我等を叛逆人とする時は、永世迄名を汚せは、水野在職に而は、我等慎隠居には成間敷也、河部は、老中に成て何の問もなく、我、赤心は不_レ知、土井は縁者故口を出し兼候事、足一、日光豫參として登たる處、卯の三月十五日水戸表發、何程公邊より被_二仰付_一候ても、長々在邑之上、鶴千代磨義登城も不_レ致は、餘り恐人候故、入用之義は、如何様にも骨折、間を合候半故、在國年限中には候へ共、登り序に鶴千代磨を仕込、一ヶ年も同道にて登城いたし、其上にて鶴千代磨一人立にて勤相成候節、又々跡年限中、下り候方可_レ然よし、興津能登守、戸

田銀次郎申合候よしにて、近々右兩人の者より申聞有_レ之處、尤至極に候へは、登城之節、老中へ可_レ承よし申聞候、但し國許足已前にも有_レ之義に付、戸田銀次郎、藤候上は、能登_二事_一は鶴千代磨傳役候へは、藤田より申合候事見_レ、虎之介より、時々登り候も申聞有_レ之候へき、一、同月廿二日、参府の御禮として登城、御禮以前、於_二御白書院椽側_一、久々に越前守に逢、先づ兩御所様の御機嫌を伺、長々在邑被_二仰付_一候御禮等申述、國許土地改正、學校の義等、委細承り候故相咄、土方改正の義は、是迄公邊并諸大名杯にて改候節、いづもく、騒半にて候へ共、一切左様之事無_レ之故、是は餘程感心いたし、又殘念にも存候様見_レ候處、似にても致度扱拙者事、長々在邑は難_レ有候へ共、此地に而悴にても登城致候へは宜敷候處、左もなく長々在邑も恐入、さりさて又悴のみ登城致させ候も、未幼年故不行届候へは、手放し指出候事も存兼候處、拙者義在國年限中には候へ共、一ヶ年も此地に罷在、悴を仕込、一同登城致し、手放にて悴一人登城罷成候上、又々残り年限を下り、世話致候様相成候へは、別而難_レ有よし申聞候處、外大名杯とは違、御三家方の御義、左様無益之御心つかひには及はれ不_レ申、鶴千代磨殿御勤被_レ成候へは、又夫たけ江戸表御入用も加し、其上御下りにて、御

國の御世話と兩様にては、御入用の處如何と被_レ存候、乍_レ然夫は御家の事、御好に候は、入_三御聽_二可_レ申候へ共、右様の御心配にて、御願被_レ遊候には一切及不_レ申、何れ一ヶ年成、當秋迄成、御滯府被_レ成度段は、可_三申上_二よし申聞る、

四月六日、日光へ豫參致候爲_三御禮_二登城、越前守へ逢度よし申込候處、御用取込之よしにて斷、

同月廿五日、日光御參詣首尾よく被_レ爲_レ濟候御祝義として登城、御禮後部屋に居残り、前文年限中出府の義催促、猶又兼々内願之非地之義申聞、口上計にては入_三御聽_二候節、御分りにも相成間敷と、懷中の紙へ、駕籠の内にて籠圖認、但石筆にて認る、仕方咄にて委細に申聞候所、何れも承知のよしにて、何れも入_三御聽_二圖面にて申上、尊慮相伺候上、逐て可_三申上_二との由にてわかる、

一、五月四日、水野越前守よりの書面如_レ左、

肅啓、梅霖之光景覺_三鬱陶_二申候、益御哉殺被_レ爲_レ渡、奉_三欣躍_二候、抑疇昔蒙_三高諭_二候北夷拓地之義、又者御加領之事、委曲御企望之趣、入_三御聽_二候處、篤と御賢考上、可_レ被_レ遊_三御沙汰_二

旨被_三仰出_二候、且又御暇之義、御模様伺候處、是は最初被_三仰出_二候程御之年限にも未_レ至候間、當月中旬には、御暇可_レ被_三仰出_二思召候由、御沙汰御座候、段々御配慮之義、又々御在國と申候ては、御劬勞之義奉_レ存候、乍_レ去右之盛慮、何にも仕方無_三御座_二候、先此段申上候、尙明日奉_レ接_三鳳眉_二萬緒奉_三申上_二候、恐惶頓首、

五月四日

再白は略す、

水野越前守

右之尊慮に付、御禮書越前守迄遣し候扣、

乍_レ恐奉_三申上_二候、先以日光御參詣、無_三御滯_二被_レ爲_レ濟、御孝道は勿論、萬民悅服之趣奉_三傳承_二重、重恐悅至極之御義に奉_レ存候、扱私義小祿にて、尾紀へ相並兼、度々御助成等のみ相願、恐入候に付、加領之義、十ヶ年來老中迄内願仕置候へ共、此度參府に付、尙又越前守迄、御程合承候處、入_三御聽_二、右は御賢考之上、御沙汰可_レ被_三成下_二旨、尊慮之趣、越前守より書面にて申來、冥加至極難_レ有仕合奉_レ存候、早速越前守迄、以_三書面_二御

禮申上候へ共、御内慮之御義にも被_レ爲_レ在候へは、尙又以_三封書_二御禮奉_三申上_二候、恐惶再拜、

五月五日

水戸中納言

右は奉書二枚折へ認る、 齊昭(花押)

越前守へ遣し候扣如_レ左、

梅天不定之候、起居健勝、抹賀之至候、昨鳥は御書面、北方又は外地にて加封之事、被_レ入_三御聽_二候處、篤と御賢考之上、御沙汰可_レ被_三成下_二旨、段々御懇之上意、難_レ有仕合に奉_レ存候、畢竟御取成故と、毎度難_レ盡_三筆紙_二候、尙御禮之義は、以_三御序_二幾重にも厚被_三仰上_二候様頼入候也、但我等より、外地と申事、不_レ申共、越前守より右様申來候故、如_三前文_二認_レ申候事也、

端午

二白、歸邑之義も、早速御暇可_レ被_レ下旨、難_レ有仕合、是亦御禮申上候、今朝面晤と、昨夕御答も不_レ申候處、行違候故、以_三一書_二申進候也、

越前守殿

水戸

五月十六日、國許へ御暇に付登城之處、謁後、越前

守逢度よし申込候之故、御座之間御對顔等相濟、其後於_三御白書院椽側_二尾州殿一同謁、尾州殿には西丸へ登城、我等は越前守逢度由故、部屋に居残る處、越前守來り候故、無_レ滯御暇被_レ下候御禮等、又久々逢不_レ申義も申述る處、過日御加領御沙汰可_レ被_レ爲_レ在由の尊慮の趣申上候に付、早速御禮被_三仰上_二候御書面、直に奉_レ入_三御聽_二候由申聞有_レ之候故、彼是之色々御世話に相成候、尙此先ともよろしく御頼申候よし申す、夫より日光の咄に成、中禪寺へ參り候哉と承り候故、參り候よし答れば、黒髮山へは登り候か、湖水を渡り候敷と尋る故、湖水は渡り不_レ申、黒髮山へは過半、平人の登り候所迄登り候と答れば、越前守には、見分の節黒髮山へも登り、湖水も向まてこしたるよしにて、じまんに咄し申候へき、(分註但實は我等にも、黒髮山へ登らんとて、半過、平人の登りてよきといふ處迄登り、(平人はより上へ登せぬと云處に大戸あり、)山上を見たる處、わつかに十八九丁計にて、いとやすく思へは、登らんとせしかは、此供に召連たる醫師松延定雄かいさめていふたは、此位の卑き山は國許にも數多有_レ之、麓よりこそ日光

山は高けれ、此所より黒髪山のいたゞき迄は何程もなし、其上山伏共か業をせされは、登られぬ山成迎、金錢を納め、日門様の御益金となれるを、(金の員數等委細聞たれ共、今此所に無用なれば不記)今我等登る時は、是非供の人々も登らねは不_三相成、扱我等は官位有_レ之故とも可_レ申候へ共、供の者迄も、皆々何の業もせずして登らんに、登り得るは知れたる事なれ共、左候時は山伏の鼻明き候のみならず、山のさひれと成へし、稀の日光參拜にて、日門様の御不爲、山伏等の鼻を明せんも悪しく、又右山へ今より登りては、旅宿へ歸るも日暮ぬへし、供方も數日つかれをれば、是より引返すへしと、再三いさむる處、尤の了簡也と思ひ、直に引かへして、右山へは登らさりき、又歸道は湖の岸を通れば、湖水へものり出して見んと思ひ、船の有所まで行たるか、是も又松延かいつ様は、稀なる日光の豫參、是迄無_レ滯濟て、一同も恐悦と存候處、わつかの湖水なれ共、かゝる敗水船にて乗出し、萬々一けかにも有_レ之は、以之外也、又けかなきとも何の譽もなし、船は乗度は又國へ行てより、何程ものるへしといふ、是も至極尤

之事と思ひ乗すして歸りき、よく_レ思へは、彼かいひたる處尤にて、越前か見分の節、黒髪山へ登り湖水を渡るとて、何の御用もなし、萬一けか有らんに御用を缺へしされは我は諫を用たる方勝れりと心中には思ひき)色々咄て、夫より申様は、御家は源威殿、源義殿を御初、御代々御別段の御方御揃、御前にも大分世間の御評判よろしく、此間日光に付ても諸大名不行届候處、兩家初め、諸大名の事、申候共、無用故略之御手當も宜敷、御供方も御法令をよく守り、御道筋迄も、大悦存候よし申聞候故、左様には有_レ之間敷、尤多き大小名の中には、不手當、供方の申付不行届人杯も候半故、幸に拙者のか目立候半と答ふ、越前守又言、御外段はよろしき事ながら天下中にて、何事を公邊より被_二仰出_一候ても、よき事は皆水戸様々々に申て、私杯何程に骨を折候ても左様不_レ申、夫にては、公邊の御徳義きえ申候と申聞候故、拙者杯はさしたる善事致候覺は無_レ之候へ共、拙者ために付、公邊の御徳義をそんし候との御申聞にては、甚恐入候へ共、又三家共悪しき事致候て、夫か公邊之御徳義にも相成申聞敷、若悪しき事致し候か宜敷との御指圖にも候は、勝手も窮迫故、大山

師にても致し可_レ申哉といへは、少々考へて、御一門方は、尙更惡敷事被_レ成候ては、以の外不_レ宜と申故、さて_レ六ヶ敷事にて候、左候は、兼て願候北地にても被_レ下候へは、遠く相成候て、拙者の事、人も申聞敷と云て咲ひけれ、越前守もにこ_レと咲ひ、夫は其中何とか御沙汰も可_レ有_レ之、先つ少々早く御下りにて、御國の御世話かよろしくと申聞候へき、是にて、我は、不_レ宜事か、等江戸に居は、被_レ在たり依委細相分り申候所、右様の事にて、拙者はよろしく候へ共、あたら人を御退け被_レ遊候やう可_三相成、拙者御承知之通り不行届候へ共、大小名御役人等多の中には、何程か御用に立候人も可_レ有_レ之、各方は左様之事は有_レ之間敷候へ共、俗吏共は、兎角自分より立勝り候人をは邪魔に致し、自分の手に合候人のみを用たかり候者に有_レ之候所、何分立勝り候人を御見出しにて、共に心を合せ、上の御爲に相成候やう仕度候、古語にも人にとつて善を爲る事を樂しむと有_レ之候へは、夢々くれ_レ誰か申候事にて、善事は取用られ候かよろしく、其本は誰か申出候了簡にても、上の御聽に入候上にて、御取用に相成候事故、やはり上の思召に候、夫を是は本誰か了簡たと申

はねのけ候へは、善了簡も御用に不_三相成_二様、甚せまく相成申候、又上の思召には、御惡しき事は有_レ之間敷候へ共、御事多き中、又下々の事に至り候ては、下の人程には、委細に御承知無_レ之事も可_レ被_レ爲_レ在ものにも無_レ之候へは、たとへ尊慮たりとも、相當致し不_レ申義は、各方にて有體に御申上かよろしく候、御承知之通り、政事は活物になくては不_三相成_二、たごへ其御法は有_レ之共、又時に取て先の様子を見、かんへんいたし、又さりとて御法をそむきては不_三相成_二候へ共、相成候たけは、人の爲によろしき様いたし不_レ申候ては、皆御政事も死物に相成申候、只法計にて扱候位ならば、病人を見すして藥をもち候類にて、醫師も役人も入不_レ申候へ共、病の節醫師をえらみ候も、畢竟は法計にてはまへり兼候故に候、御役人とても其通りに御座候、又掛り之事故申候、御儉約々々々は宜敷候へ共、吝嗇に相成候へは、御徳義にか、はり候故、御心得に致度、畢竟各方は、才智も勝れ候故と見え候へ共、拙者杯は無學不才故、誰々成とも廣く承り、其中理に叶ひ候義を取用、又人々の指支候義は、法にて不_三相成_二事は無_レ已候へ共、致して被_レ遣候程

之事は、先の爲により様致し遣候心得、有志◎司は勿論、下々にても、拙者の心を存候人はしたひ候半、乍然近頃心痛の症を覺、迎も此上長くは勤兼候故、退隱致度候故、御相談之上、入御聽候様、御取扱御頼申候よし申は、また御年もお若く候へは、北地の御内願も有之候へは、かた御退隱處には無之、御下りの上御汐湯治杯御よろしくと申聞、夫より退隱の咄に成、退隱候は、何れに住居候哉と尋候より、義公御隱宅西山の咄等色々有り、事長ければ不レ記、

五月四日、國許御暇の義に付、越前守より御書面到來候故、書面は前記す、右之段役人共へ申聞候處、能登守、銀次郎、虎之介にも甚指支、幸御出府に相成候へは、鶴千代鷹様御一同御登城相成義に候へは、御入用の義は如何様にかいたし、一兩年の處は御間を合せ可申と存候處、ケ様の被仰出にては、此上強而御願も、公邊御思召如何可有之哉、乍然此方へ御引留被遊候を六り々々御願にて御下りと違ひ、同し御願にても、御歸國被遊候様に有之を、御出府にて被爲入度との御義は、御願にてよろしそふに被存候

へ共、御老中よりケ様申參り候上は、強て申上候義も不三相成候處、何れにも此度鶴千代鷹様を御仕込、御一同御登城相成候て、一兩年も過、又々残り之御年限御歸國に仕度と、三人申合候處、迎も表よりはもはや御願も相成申聞敷候故、御守殿様并御簾中様より、可然方に御手つる御座候て、御願に致度候よし申聞、簾中の方は、虎之介より老女尾岩を以御願、御守殿へは、簾中より申上候よし、右三人之もの共より、度々申聞有之候へき、分註銀次郎申聞に、今は西風か吹候へ共、いつも西風と計思召候へは、御あてちかひ申候、西風の跡は、東風に相成、南風の跡は北風に相成候へは、西風の中に東風の御用心は可被遊、南風の中に北風の御用心は可被遊と申を、なる程と思へは、常に奥向の文杯は、ろく心にも留されども、右之申聞を尤と思へは、後日若入用の事もや有らんと、後證の爲、簾中より遣し候文、又返書とも、目に及ふたけは書留置たるか、はたして風かはりたり、西風とは西九下を指ていふ也、御守殿并簾中より、公邊表向へ手つるを以遣し候文、御返書の扣、但表向老中より向にても、我に下り候方よろしき御模様のよし故、老女等へは御遠慮にも有之哉、簾中よりも同様遣し不申由、奥の文は、無益にこたく

比、御暇に致候様の思召之由にて、一兩日中に、御いとまの願指出し候様に承り申候、右にては稽古等の間も無之、尙又御土地の事も如何とぞんし候處、御土地の事は、さうには御調も出来不申御事故、一先つ下り候様にこの思召と存奉り候處、右は幸鶴千代の稽古も御座候へは、何とぞ思召にて、御土地の事仰出候迄、此地に居られ候様相成り候へは、其内鶴千代の習禮も出来、私も誠に安心致候故、極御内々御申上に致度、右やう相成候へは、中納言殿にても、いか計か有難存られ候事とぞんし候、御暇の事も上の思召にて、早速下り候様相成り候由にて、一兩日之内杯には、願をも指出し候由うけ給り申候へは、いそぎ此段申入候、中納言殿にても、何そ上へ對し不調法にても御座候哉杯と晝夜心配の様子に見うけ申候、くれも極御内々、全く上の思召にて、御土地之義、表向仰出候迄、御用とか、又は只御指留にも相成候様致度、くれも此段よろしく御申上下れ候様に、御二人りぬへ、私より文にて申入候事、御役方へしれ候て、中納言殿のめいわくに相成候ては、私か筆

敷長き故、無用の處は省略したるも有り、見るもの其心得あるべし、

一、五月八日、簾中より、御定之方、御みつの方へ遣し候文の寫、於定於光は、何れも當軍家御召使の人々にて、於たは達姫君喜千代君の御腹、於みつは右大將様御腹也、何れも上座の人々、委細は末に記す、

此度は、日光御參詣も御滞無濟せられ候御事、御目出度難有、中納言殿にも、右に付出府致れ候處、滞なく勤れ、私も安心致、扱此度薄々承候へは、兼々内願致置れ候御土地の事も御聞に入候處、御沙汰も可被遊候由にて、實に年來願居れ候事も、此儀は成就致候事と有難由、薄々うけ給り、於私もいか計か有難く存奉り候、尾張様、大和守初、追々御役人方御加増のせつ、は是迄たんそく致され候をうけ給り候處、此度御内々ながらも、御沙汰に相成り可申由伺候へは、私事も、御臺様の御つ、さ合も御座候へは、一しほかたは、ひろく、有難存、扱中納言殿久々に登られ申候處、近來は病身になられ候へは、又々下りのうち、萬一の事御座候ては、乍存鶴千代御勤之義、申傳へ候事も相成かね候とて、先日中より公邊勤之義、習禮等おしへられ申候處、俄に當月中

よりおこり候事ゆゑ、中納言殿へ私か濟不申候故、此段も御心得に申入らるゝ、何分にも御取なしにて、よろしく御申上候様、ひとへに御願申候、書中前後文畧す、

かへすゝ序ながら御尋申らるゝ、精姫君様御事も、京地に御ゑん組ともうけ給り、又は鶴千代へ御ゑん組仰出れ候と申事、御守殿にも外々の沙たに而、薄々御聞遊はし、中納言殿私も、誰申となく、薄々は承り居候處、被仰出候事にも無之候へは、外々よりゑん組の事申込御座候を斷候に、表奥にも指つかへ候へは、彌世間沙たの通り、鶴千代へ御ゑん組の思召に候へは、幸中納言殿も此地に居れ候内、被仰出に致度、右之事は、全く外々の沙たのみにて、左様のおほしめしなき御事に候は、外々より申込御座候へは、ゑん組も致候半故、右様の思召か、又外々への思召に候か、御内々伺奉り度、此段御二人の内より、よろしく御取なし御申上に而同度存す、略文略す

代 思 子

御定泡
御みつ泡

人々參る内用

五月八日

右は御臺様元上蒲相勤候縁にて、歌橋を頼み遣し候よし、五月八日御守殿様より於さだの方へ御書被下候よし、簾中方に居り、ちらと拜見したる故、後證之爲寫し置如左、御書様は、當將軍様御臺様、御實名は督子と申上、御法號は淨觀院と申し奉る、歌橋は御臺様小上蔭に御召抱に相成り、名を千勢と云、其後八千と改、御臺様御逝去後、右大將様大上蔭と改、歌橋と改む、

扱は先年より、水戸は小ろくに而、尾紀にならひ勤候事故、何事もと、きかね候故、御土地の事願置候所、此度御内々ながらも御沙汰遊はさるへきよし、仰出され候由、水野より相伺候よしに而、この外有難く、私へも吹てふ致らるゝ、昔尾紀へは姫君様入らせられ候に付、御添地も濟候との由、兼々承り居候へは、先代之せつより此方へ縁付候てよりも、いろゝあつき御せわ泡はあらせられ候へ共、いまた御土地計はなく候故、きのごくに存、度々願も致候へ共、是迄何の御沙汰も無く候處、此度右吹てふうけ給り、私も一しほゝ難有存、ともに御禮申上らるゝ、扱又御内々御頼申候、このたひ中納言事出府致候て、用の間合には、鶴千代へ公邊勤向の

習禮等おしへ候處、當月中には御いとま下れ候思召之よし故、稽古等もやめらるゝ處、中納言事近頃心つふのきみも御座候へは、下りの内萬一の事御座候ては、鶴千代稽古にもさそ指つかえ候事と存候へは、鶴千代かむこらしく存候、尤尾紀の内にて御ならひは申候ても、親に習候様、日々稽古も出きかね候へは、當月中に御いとま被遊候思召の處へ、願候は恐入候へ共、いまた表向仰出れ候事にも無之候へは、何とそ私の願となく、全く思召にて下り之義、御土地の事表向仰出れ候迄、何となく御指留に相成候様にと、御役人へ仰出されにいたし度、左候へは下り候みえにも成り、又夫迄には鶴千代の稽古も出き候故、此段よろしく御頼申候、私より願之事、老女初表御役人へは、極御内々に致たく、此たんもよろしく御頼申候、御いとまの事、今明日杯願さし出し候様承り候へは、何とそ御早く御申上に致度、此段くれゝも御頼申入候、めて度かしく、

かへすゝくれゝも私より願上候と無、御指留に相成候様に致度、私事登城致候へは願候と存候

處、近々に下りと申事故、誠に致方無之、本文に申候通り、鶴千代むこら敷存候儘、何分々々御むつかしなから、本文の所御聞すみあらせられ候様、御頼々々申入らるゝ、私事心中も御さつし、何分何分御扱御頼申入らるゝ、暮々も御役人へ御内々に御頼申候、めて度かしく、

五月九日、幾園まで、歌橋よりの返事左之如し、但し此文簾中方にては、一寸見候故、後日の證と寫し置、此文にて見る時は、簾中より歌橋へ文遣し候故、右之序に御守殿よりも、大急きの事故、一同にして歌橋へ御頼み被遣たるものなるへし、幾園は御守殿の大上蔭也、

左様に御座候へは、御内々御守殿様より於定のかたへ、御用の御木文箱之内、御届申候様との事、かしこまりらるゝ、早足御届申らるゝ、御事と存らるゝ、猶又御内々御本殿より、於定の方へ御頼之御一封、私へ御頼に相成り候に付、御守殿様よりも、私へ御頼遊はし候との御事、御文之通り、御本殿よりも御内々於定の方へ、御頼の一封御渡し申候所、此頃色々御用多御事ゆへ、恐入候へ共、中々急には御請も上兼候段申れらるゝ、早速御返事致候等之處、右申上候通り、御本丸へ御供に出、只今やうゝ拜見致候故、御返事延引に相成りらるゝ、

此段よろしく御願申上り、めて度かしく、五月十日、夕刻西丸上臈歌橋より申越たりとて、簾中

機嫌よく成せられ候御事、御目出度有難、左様に御座候へは、昨日仰付られ候御一封、早そく兩人へ渡候處、兩人とも有難、早そく御請申上り、筈之處、此せつ誠に御用多故、恐入候へ共、急には拜見も致かね候段申上り、何分私より宜敷申上置候様にと頼存候、嘸御しんきに思召候御事ながら、右之譯合致方無、御請も中々急には出き兼、御事と恐入存候、御本丸に而は、若姫君様御容體有せられ、右故別して御取込に有せられ候、其御所様色々御心配あそばし候御心中、御尤の御事、何も恐入御さつし申居、御事ながら、誠に御請も急には出きかね候御事と存、めて度かしく、

尚々いそぎ右之段申上奉り候、よろしく御覽分頼、めて度かしく、同日、御守殿へ義園院〔分註義園院は、淨觀院様老女を勤、御逝去後隠居剃髮す、勤役中の名園山といふ、

此度國許より子ども等登りたれば、右を御見せ可被遊との御義にて、祭華院、増立院、義園院三人御守殿へ被召、祭華院は文恭公上臈年寄勤役中の名花園といふ、文恭公薨御後隠居剃髮す、増立院は淨觀院様上臈年寄、御逝去後義園院同様隠居剃髮す、勤役中の名堀川といふ、右三人被召候處、實は義園院への御用有之にて、子供共を三人へ御見せ被遊といふは、全く表也、を召候て、御守殿并簾中より、我等年限中なれども、御留置に被遊度段、於定の方へ御願被遊候よし、但如何様被御含候哉、其御席に不居はよく不知、

同十二日義園院事御本丸へ上り候に付、又々簾中より御本丸御祐筆を頼、義園院手元へ文遣す、此御祐筆は、淨觀院様申候人のよしにて、常に簾中心易き人のよし、名をカセといふよし、彌障りもなき事、御目出度御悅申入候、扱は此ほど御守殿様、私に而内々御頼申候御事、定めし今日於定さまへ御申下され候御事と忝く存候、扱右之事、今日一刻も早く、せひ、上の御聞に入申度、左様申入、何分にもよろしく於定さまへ御頼に而、極御内々、早々御申上に相成候様に御頼下され

候、明日ても御申上に成り候ては、誠に、残念の次第かと存候へは、いそぎ用事のみ、早々めて度かしく、

尙御暇願明日出候へは、今日伺にも成り候かに承り候所、表向願之通りと仰出れ候うへは、又々御指留とも御意被遊兼候御事と存候へは、旁一刻も早く御申上置に致度、愛度かしく、御覽後御火中、別紙精様御事、此かたへ御縁組の思召に候は、只今御引移り扱申にも無之、全く御内意計仰出され候事は、只今に而も御指支も有間敷、此方に而も指つかへも無之候故、此かたへ遣され候思召のものに候は、中納言殿少々下りを御指留置に而、此度の出府を幸に、仰出れに致度、又此方の思召に無之候は、其段御内々御咄しに致度、此間も申候通り、外々より申込候を斷候にも、扱々こまり申候、御土地かたの事も、此間申候通の御調出き候迄、何となく御指留に致度候、暮々も右之段よろしく御頼申候、めて度かしく、

義園院殿

代 思 子

五月十三日夜、義園院より簾中へ來り候よしにて、見

せ候故書留る、

昨夜者御書下け戴、有難拜見申上り、先々御揃御機嫌よく成らせられ候御事、御目出度思なから有難奉存、此ほどは召させられ上り候處、早速御目見被仰付、御きけんよく御勇し泡の御事御近々伺、御目出度有難、御子さまかた御きけんよく、御成人遊し候御事御めて度さ、御目みえ申上誠に御いとほ泡の御事、御うへのみ申上つ、け、明日は御出立被遊候御事、嘸御殘多さまに思召候御事、御うへ申上り、扱此ほどは、御會席の御料理御茶頂戴致し、冥加至極有難、御かけさまにて、初て御會席戴、御事、みな、田舎もの戴様も存不申、恐入、其外種々御ちそふ戴有難、存かけもなく御方々様より拜領物致、誠に、恐入有難、扱昨日芝へ五ッ前より出、御宮黒本尊惣御靈屋へ參詣、夫よりいそぎ御本丸へ上り、所、いまた四ッ半比に御座候、夫より先々奥へ出不申、直に於定部屋へ參り、御意之趣、なをまた御守殿様よりの御意も、よく、伺せ候へは、

此は中御書下も戴かしこまり居候、しかし色々御にきく敷御取込に而言上の間合なく、いまた言上致不申、今日は早々言上致し、半、御細やかさまに仰戴り、御事故、成たけはたらき候へ共、其上の所は何も申上かね候儘、猶私よりもよろしく申上候様に申居り、昨日私上り候以前に、御書に而も参り候よし、早速相と、き、右もいろく拜見致させり、右の御書は直に渡し候儘、御請は認かねり、何も御書の通りは、よくく拜見致せり、云々、此所文略す、於定事とふも、ケ様に御細やかさまに仰戴候事、此儘致置候も御きの毒さま、又淨觀院様御はん昌に有らせられ候は、せひく御せわもあらせられ候半、當時入らせられぬ故、私共へケ様に仰戴候御事、夫を言上致さぬは、あまり恐入御きのとくさま故、とふそ出きぬ迄も、御聞に入度と申、やうく之事に得とく致候由、又御守殿より被下候御書も、歌橋より廻り、夫は遅ふ参り候由、一昨日相と、き候と申事、其所へ私より上り度と申遣し上ケ候うへ、委く伺ひとり計ひ候事に相待候由、昨日八ッ出にて八ッ迄咄

し致、夫より奥へは出申さぬつもりに御座候處、折角上り候儘、御目見申上候様に、梅田月番に而せわ致、御錠口へ出り、存かけなく御菓子杯戴り、於定よりも、内々右之御用之筋に而上り候て、段々峰壽院様、御簾中様より御頼の次第、御聞に入置候由、暮々も御簾中様より御頼の御事は、表向へ出申さぬ様申合り、へは、峰壽院様より御頼の御事は、随分御よろしくと申、峰壽院様より私迄の所御指留に相成候様、御願ひ遊はすと申御事は、ことにより表向へ出し候半と申居り、とふいふわけに而、左様に御早く御歸國の御事御催促に候や、西丸下の心かしれぬと申居り、云々、文略す、何も昨日様子申上奉り、私も昨夕暮々に下りり、扱又御守殿様よりも、御あつく御願遊し、ことの外御心配被遊候御事故、猶又此趣内々仰上られ候様願上奉り候、めて度かし、なをく、俄に御あつさに成り、せつかく御用心さまの様に願上り、めて度かし、〔頭書將軍の御心の不知といふは、左も有るへきに、西丸下の心しれぬといふ有様にても、此節の

勢しるべし、

五月十四日、簾中より義園院へ遣し候と云をちらと見て留る、

- 一 筆申入り、彌御障りもなき御事、御日出度御悦申入り、扱は、
 - 一 御土地の事、
 - 一 智恩院様御登城の節か、又は吹上杯へ公方様御一同御入之せつ、御とり持かた、出し申度事、
 - 一 御人拂ひにて、御目見いたさせ度事、
 - 一 精様の事、
- 右四ヶ條、何れも於定まで御申含下れ候御事か、於定にて何と申候か、御文の内に見え不申候故、極御内々御咄し下れ候様に存候、度々御めんどふ成る御事、扱々御きのとく存り、何もいそき用事のみ、早々めて度かし、
- 右は、ちらと見て寫し置處、如何の了簡候や、土地方姫君様の事は、大くらへとも格別也、早く下り候様に被出候處へ、外二ヶ條出来ぬ相談といふ物也、此文にて察時は、以前にも申遣候と見えたり、五月十四日、午之刻過義園院より簾中方へ文來るを、簾中方にて一寸一覽しければ留置、昨日一封指上候へは、又々御細やかさまに御書下

に戴、有難拜見申上奉り、先々御機嫌よく成らせられ候御事、御日出度有難存り、扱又十二日に御本丸へ上り、於定かたへ申入り、御事、言上に相成候御事申上奉り候へは、御満そくに有せられ候よし云々、文略す、御土地の御事、申納言様御目見之事、精様御縁組の御事、於定迄咄し置候哉、於定何と申候哉、この様なる顔付に候哉、御内々申上候様にこの御事、右はいまたしかと致候事は申さず、御土地之事に付御禮もあらせられ、右は御沙汰のみにていまた御成就に相成不申候故、成就のうへ御厚く御禮仰上られ候て、御よろしかるふと申居候、申納言様御目見之事は、尾紀様度々御登城之せつは、御座之間にて御用談被有せられ候よし、水戸様にも夫を御願遊はし候由なから、尾紀様と御違ひ遊はし、かく別御用もあらせられ候故、仰出されぬに御沙汰もあらせられ候と咄し、御むつかしそふに申居り、精様御縁組の御事はいか、有せられ候や、とんと御咄も有せられず、何れへ進られ候哉、此御書にて伺は、何と御沙汰あらせられ候やと申居り、何れ言上の

うへ御返答を書取、御請申上候事とついで申上
不申、恐入り云々、以下文
五月十四日、極夕刻義園院より簾中迄來る文如左、
御書下ケ拜見奉り候云々、文、只今聞せられ候所、
昨十三日御家老水野へ呼出しにて、御用之序に、十
六日御暇被_レ仰出候よし、左候へは此ほど仰られ
候中納言様御居延御願ひ、又今朝御内々仰戴候四
ケ條の御事、一ツとして御出來かねの御事と思召
され、御殘念に思召され候由、右に付於定方迄極内
内にも、御居延御願書、御かなひ被_レ遊ぬかど御
念はらしに聞せられ度、此書早々御と、け申候様
どの御事、此御使のもの、直に御本丸へ參り候はつ
に、仰付られ候よし、早速添書致出し候半と存候
處、於定より申越りには、此ほど御願の一條あ
らまし言上致、其後とくと御書供御覽に入候所、と
ふも御むつかしき御様子、せつかくの御願故、色々
と申上候へとも、とても御むつかしき御様子に伺
り由、此たん私よりよろしく申上候様、最初歌
橋より申參り候事故、歌橋へも申入候由、申こし
り、誠に何と申御事に候哉云々、文、全く越前

か、中納言様を恐れ候事と存上り、猶又此ほど
よりの御書にも、御かへし申候様にどの御事、夫は
明日早速申入り半、此書は折かく被_レ遣候へ
共、もはや御念はらしも、是に而御わかり遊はし候
半と、此御書出し不申返上奉り候、夫とも御出し
被_レ遊候て、明日にも出し候半、先々伺之上に而出
しり、誠にくかつかり致り、御前にも
嗚々御力落しさまの御事と、御さつし申上恐入
なを、御せつかく御いど被_レ遊候様にと存上
奉りり、めて度かしく、
五月廿一日、簾中方へ義園院より文來るをもちらと見
て留候、
一昨日は御定方へ之御書下ケ御落手申上り、
てふと私方よりも出し候處故、直々出しり、先
先御機嫌よく成せられ候御事、御めて度恐ながら
有難奉_レ存り、扱此間内私方へ參り候者へ、水
戸様の御評はんはいか、と承り候へは、下向はこ
この外御よろしく、上はあまり御よろしくなく、水
戸様早ふ水戸へ御歸り遊はし候は、御よろしか

ろふと申上候よし、何でも越前殿かこわいとみえ
ますと申り、儘、水戸様の御いきおひに而、御と
りおさえ遊はし候へは、御よろしくと申候へは、當
時左様は參るましく、矢張水戸様の御はつ明成の
と申居り、御歸り遊はし候は、御よろしく
と申事、大かた越前の耳へも入候事と存り、御
守殿様へどの様にか御きのとくにおほしめし候半、
御前はどの様にか、御残り多く思召候御事と
御むこらしく、實に御因縁と存上り、言上に成
候事故、大方御成就と存上りへは、誠にく存
分なる御事にて、恐入り奉りり、扱もく御き
のとくさま、申上様も御座なく候、めて度かしく、
なを、何も御るんねんと御あきらめ遊はし候
様存り、めて度かしく、
〔◎原本細字今從_レ便宜、何事に不_レ寄、我家杯より公邊へ申
立る事は、相成へきたけは我も人もしんほうして色
色と考、是にてなくては摸、通り悪しきと思ふ故、表立
て願に相成事は表立て願、又表立て願兼る品は、手つ
るを以て願事なれば、公邊表奥御役人にも、よく
よく察して、可_レ成たけの事は、叶ふ様にさへする時

は、我家の爲は勿論、公邊の御爲にもよき事也、前
文下りの事杯も、此節は表も奥も、我が下らぬは、以
の外に思へはこそ、願も叶はさりきか、今に成て後悔
有へし、御役人共去る辰年の事仕出して、我が家の不
爲はいふに不_レ及、此ま、にて黑白を分けすんは、未
世に至らは、公邊の御事如何議すへきか、講釋師芝居
狂言にも出來ぬへし、畢竟夫といふも、我が不行届の
故の事には有れ共、御代にて三家共をかゝる事に被_レ
遊候は、やはり公邊御役人のはちならずや、されは
如_レ前文_二奥向_一よりも、内々にて御守殿より御願の十
に、たとひ表御役方は如何あり共、思召にて我が家の
都合の爲とて、願濟候は、御疑心も不_レ起、公邊御爲
我家の爲にも成ぬへきを、口をしき事也、前文にもい
ふ如く、我家の爲を公邊へ願ふは、色々工夫したる上
の事なれば、以後をもよく、察し給ふ様有度事也、
公邊の御事なれば、我が家に不都合にても、押付てな
らぬと有時は、重て願ふ事も不_レ成事にて、三家三卿
等一家の不爲は、其つまりはやはり、公邊の御不爲に
落入事也、まして願たる義御濟せなくして、家の不爲
と成時は、其家にて公邊をうらむ間敷物にもあらず、

悦ごうらむと、非常の節働相違すへし、是公邊の御弱み成也、又外にても公邊を議すへし、願たる義御濟の上、事出来ぬには、其一家の不行届迄也、願ふ事叶へ給すして、事出来ぬには、公邊の悪しきに成は、兎角下より願ふ事は察し給ひて、成へき事ならば叶へ給ふか、上の御徳と思ふ也、

右之外にも、御守殿簾中より何れかの手筋を以、願候半は不レ知共、我か見聞して書留置たる中、有用の分如レ右、たとへ此外に文共は有レ之とも、右にて年限中なれ共、出府いたし度と願し事は分るへし、如レ右内外より願時は御取受もなく、但し今にては、此文を見たらんは、公邊の御名も汚しす、我家の六りく、に追下さる、上は、爲にも可有レ之と思ふへし又何により如何様の讒訴有レ之共、老中初御役々疑心しては不レ相濟事也、又疑心ならずは、何事に不レ寄、一應の沙汰もなくして、三家をかゝる扱にすへき様なし、今に至りて疑心になきといはんよりは、ひらたく叛逆と思ひあやまりたりとて、讒訴したる者を召捕吟味して、黑白を分る方正しき政にて、はるかに勝りぬへし、古語にも過而不改是謂レ過矣、又君子之過也、如日月之食焉、過也人皆見レ之、更也人皆仰レ之

といへり、我等なればこそ、かくは慎みて仰をも畏れ共、外様大名等斯る扱にせば、折角公邊へ忠を盡さんと思ふ人をも、求て叛逆する様にしかくるといふもの也、窮鼠喰レ人か如く、何程公邊へ忠をつくさんと思ふ人にも、叛逆人なりとて嚴重の扱になる時は、公邊へ手向ぬ者計にも有間敷也、されは最初に御守殿より、御願の筋よく、察し給ひて、可レ成事ならば願を叶へ給ひ、又叶へ給はぬからは、疑ひ給ふましく、又疑しき義あらは、よく、尋給ふへき御事也、我か家に不レ限、御家門の人々之不爲と成は、其つまる處公邊の御不徳と成也、扱右様願時は、嚴重に下るへき由にて、又下る上は長々在國すとて、御疑心に預りては、身の置處はなきといふ者ならずや、されは家老能登守、銀次郎、側用人虎之介か、度々日光につき、幸出府したれば、是非々々鶴千代磨を仕込、一同登城し、鶴千代磨一人立にて登城出来ぬの時、又々下り候様、入用不足ならば、自分々々半給に成ても、入用之事はうけ合と諫たるは尤といふへし、戸田が風之譬も、流石金言と思ふ也、夫故三人して前文之如くいひ、我よりも老中へ願、御守殿簾中よりも如前文

に、何度も申せ共、不レ相濟して、終に奸物等かつけ込て、老中初の疑心をは引出したり、されは知つ、落穴へ押込れたるといふ物也、扱右様の事有んと察は、五月十八日の御褒賞を花に隠居せんと思ひ、但し越前褒賞以前に隠居之義申聞る事前文にあり御守殿へも相願、簾中へも咄候へども、以の外のよし、又表奥役人へ相談すれ共、此度の御褒賞有レ之處にては、尙更隠居せば、土地之願不レ整故、立腹して隠居を願様聞え、胸痛と取れ不レ申節は、對公邊恐入義といへは、是も尤故、左候は、先は此度は此まゝにて下らんとて、折角鶴千代へも、元日より初り一ケ年の習禮不レ殘教たれ共、是非に不レ及下りぬ、(分註卯年秋冬の頃か、戸田銀次郎退役致度よし、同役へも度々申せ共、不レ取受故、無レ已自ら申聞候とて一書認出し候所、我等を隠居致させ不レ申内は、退役不レ相成よし加筆して遣たりしか、定て今も持居へし、是も何か深き了簡なるへし、前文之如く戸田藤田等申たる處、却而是等か長々在國等進め候様、奸物共より申候にや、老中初も如何存候や、嚴重になかれ、扱我等義は愚昧不肖、何の御用にも不レ立は、退隱も無レ是非事なれ共、宰相事は是より天下の

御用相立大切の處なれば、戸田藤田等の如き有志を付置て仕込せ、行々天下の御用に立申度候處、天道は是か非か、無レ已時也、

右にて長々在邑之義、自らなす處にあらざる事可レ知、如前文一嚴命にて下りたるは、御疑心を蒙るへき譯なし、又御疑心なきにおひては、ケ様可レ被レ仰付譯は尙なし、

○押田丹波守源勝長 當代押田近江守、藤千石、新番頭、

女 おさたの方

達姫君 文化十一年甲戌九月廿四日巳中刻御誕生、同十二年乙亥正月廿七日御色直二月十五日 簾中様御養被レ仰出、同十三年丙子九月廿三日御髪置文元年戊寅十二月廿四日午刻逝去

喜千代君 文政二年己卯七月廿三日丑中刻御誕生、初登次郎君、九月十五日稱喜千代君、御簾中様御養被レ仰出、同三年庚辰三月十九日逝去

○跡部茂右衛門

女 おみつ之御方

右大將様

○押田藤次郎

女 おらく之御方

公方様

○於定は、文恭公御召使御らく之方の姪也、於らくは當將軍家御腹也、故に御光の方より上席する、又は一度若君御誕生有之故か、

○毎々御中臈共御誕生有之は、年に八十兩、十人扶持、月渡の物も被下御定、

○御内證は、五百兩に卅人扶持の御定、於定の方扱は、上臈席にて三百兩二十人扶持、近く五百兩三十人扶持に相成候歟の由、文恭公の中臈、於三代一扱も、三百兩二十人扶持之外、思召にて三百兩つゝ、別に年々被下有之候よし、

附簾中墓參湯治願の事

如前文願候へ共、滯府之義不整、是非下り不申候ては不相成下り候處、此上六ヶ年との被仰付に付ては、子年よりは八ヶ年に相成、簾中事兼々此家へ縁付候上は、一度は瑞龍山先祖の墓參りも致度、又は

國許之様子も見度存居候處、右之段尙又國許へも申來候故、役人共一同相談致候處、此方より願候と違、被仰付候て在邑致候義、京大坂に被遣候諸司代御城代等も、家内々々召連候へは、三家之義は尙更之義、殊に御守殿も被爲入、鶴千代磨も江戸表に居候へは、亂世に人質遣候さへ、左様何人も、とり候事は無之、又御守殿鶴千代磨居候にても、かまわ不申程にて、簾中居候とてかまわ不申理に候、三家共の義、皆々不殘國へ被遣候とて、御疑心等有之譯は、且て無之、況右之通り母子共、江戸に住居する上は、公邊より被仰付候て、長々在國之事故、願候ても可

然と、江水役人一同相談之上、側用人藤田虎之介を指登せ、越前守内意被承申候、但し此節越前虎之介へ當略す、簾中下り之義に付て當り候には無之、眞田信濃守は、毎我等へ惡意の處、右之者老中に相成り候故、我等より申遣、越前守を退役にも可致惡察しての事なり、事長じれば此所へ略す、

伺書之覺

水戸殿領中土地改正、并文武之儀、格別世話被有之段入御聽、其儘五六ヶ年在邑被致候様、被仰出、厚忝仕合被存候處、紀州殿始隔年御暇相濟候向は、參府中より在國之方、勝手向補にも罷成候歟

に御座候へ共、水戸殿之儀は定府同様に而、國許へは邂逅被罷越候儀故、在邑中は存外入費有之、一兩年之儀は、種々仕法を以被取賄候へ共、此上五六ヶ年と罷成候而は、補方手段も無之、尙又去年屋形向焼失後、水戸殿簾中は、駒込屋敷に住居被致、鶴千代磨殿者、小石川庭内假住居に被罷在、御守殿并國許、都合四ヶ所に引離れ居、臺所其外入用相過し、甚被差支候に付而者、簾中にも國許へ下向被致、鶴千代磨殿は普請出來次第、本殿へ被引移候へは、四ヶ處に引離れ、臺所等も江戸水戸二ヶ所に罷成、格別取締向も行届、其内年限相立、普請向皆出來之上、參府被致候へは、都合も宜く御座候所、簾中下向之義、前例も無御座儀にて、表立被相願候も如何に付、家老共評議之趣を以、先御内意奉伺候處、國許へ入室被召連候儀は、諸侯方一統不相成御規定に有之、三家方迎も同様之筋に候へは、簾中下向之儀は、難相整事に御座候旨、先日御内意之趣奉畏、家老共へ申達、早速國許へも申遣候所、御規定と御座候上は、最早可申上辭も無御座候へ共、前件之通り、篤き思召

に而、數年在邑被仰出、却而勝手向彌増差支候様にも成行候而者、水戸殿は勿論、役人共一同恐入候儀と痛心仕候、水戸殿より被相願候上、全自分勝手を以、在邑被致候儀にも御座候は、右等之義、一切内評も、任り兼候義に御座候へ共、前後七八年も在邑之儀、上より被仰出候段、先例も無之、實に當家之規模に御座候間、諸侯方隔年御暇相濟願之上、居延被致候類とは、次第も相違可仕哉と奉存候間、簾中下向之義も、格別之御譯を以、御聞濟にも相成候は、役人共一統、別而難有奉存候而可有御座候、乍併役人共、頰に一家之儀のみ存詰罷在候へ共、水戸殿立場に而は、萬一諸侯方御故障に相成候而は、如何敷との儀、深く心配被致候處、御移替之節も、三家方之儀は、誓紙をも不被差上候程之儀、且三家方之内、當家之儀は、八州内被罷在、別段心得振も御座候儀、尙又御守殿者勿論、鶴千代磨殿にも、爰許に被罷在候儀にも御座候間、右旁之意味御斟酌被成下、諸侯方御故障にも不相成候様、又役人共内願も相整ひ候様、何與歟出格之御了簡被成下、此上五六ヶ年在邑、諸事

篤く世話被_レ致、重き思召に相當被_レ致候様仕度奉
存候、仍而同様之儀申上候は憚入候へ共、今一應
私を以、御内意奉_レ伺候事、

八月

藤田虎之介

例書

紀伊清溪院殿在國中、伏見家より婚姻相整、翌々年
參府之振、記録に相見候事、

前文之義、直に家老より申達候ては表向候故、先つ側
用人<sub>御城付は、表役に
申聞兼候故也</sub>、老中之内意爲_レ承候處、越前守より
以_三書取、如_レ左指圖有_レ之、

書面之趣は難_レ整、此段可_レ被_三申上_二候事、

右之通り、先々越前守より申聞は有_レ之候へ共、紀州
殿には例有_レ之、此方家へは御濟せ無_レ之ては不本意
の所、何故御濟せ無_レ之哉、不_三相分_二居り候折柄、辰正
月鑄錢願之義に付、家老戸田銀次郎を登せ申候に付
ては、登りの上は、老中へも度々逢可_レ申候へは、簾中
下り之義も、又々承り見可_レ申哉と一同相談之處、よ
き序故、聞と、け候方可_レ然との申合之よし申聞候
故、我等答に、夫は如何致候者か、隱居の上とか、又は
何か一かとかはり候事有_レ之候は、其かごとにて申候

は格別、先に越前守か難_レ整由申聞候を、今越前守轉
役候とて、又々同事を申聞、整候へは宜敷候へ共、不
レ整節は、只さけすまれ候故、何れ江戸へ登り候上、中
山初一同相談致し、何れも承り候方との儀に候は、
其通りに可_レ致よし申聞候處、我等申候處は、尤至極
に候へ共、簾中存寄之處も、兼々承知致居り候へは恐
察致し、又臣下之身にござり候ては、八ヶ年も引はなれ
居義、情合之處も一同申通度よし申候故、左候は、
登りの上、中山初一同と相談いたし、何れも同意に候
は、前文簾中下りの義、何故にて我等方へは濟不
レ申哉の程合、老中へ承り候て、相成候事に候は、下
り之扱可_レ申、又不_三罷成_二儀に候は、如何様之譯に
て、不_三相成_二歟の所を承り届候は可_レ然よし申聞候
處、登りの上、一同へ相談之上、老中へ承り候次第
等、時々國許へ申聞有_レ之候へき、事長ければ略す、
但老中答振尋の模様等、何か叛逆にてもいたすと疑心致候様のつり
合にて、何か、不思議のよし、時々申來る所、今考る時は、やはり此時
り御疑心は生し居たる事を見たり、伊勢牧野新閣老、殊に我等面
語したる事も、未だ文通したる事なれば、我が兼ての赤心を不
レ知故なるへし、只今ならば伊勢牧野も、此節の機にはあるまじ
く思ふ也、人を出し、追鳥狩を見せ驚たりと聞、太平打つ、きし故、
小人數を見て、其後、辰四月十三日老中土井大炊頭よ

り、左之通り以_三書取_二達に相成る、

當職在邑中、正妻入邑は、如何様之義有_レ之候とも、
古來より難_三相成_二筋に而、殊更御三家之義は、國持
を始、諸家一同之目當にも相成候事故、迎も難_三相
整_二義に候事、

右之御定に候は、最初承り候節、如_レ此書取にて達
有_レ之候へは、部屋住隱居は不_レ苦、當職の者は不_三相
成_二段、直に相分り候義なれ共、難_レ整とのみ故、紀州
殿には例有_レ之、我等か家計難_レ整筈無_レ之故、此方役
人初は、不本意に存る筈也、

水野越前守と心を合たるこの事

水野越前守と心を合せ、邪心有_レ之よし御疑心の所、
但し今にては、無_レ其事分る由、其本よりいはんに、さらに譯も知らぬ
事共也、先つ我等家督の筋より、嚴重に取締、無用の
費を省き、文武を勵し、舊弊を一洗し、根本より國政
を改革する所、當大將軍にては、右を尤と被_三思召_二た
るよしなれ共、文恭公御指圖の中は、被_三思召_二様にも
相成兼たる所、去丑年壬正月晦日、實は七、薨御以後は專
ら越前守を被_レ用、是迄之舊弊一洗し給ふ難_レ有思召

也き、但越前守_{人御用也}、然る處、舊弊を一洗し給ふ上は、御太
政も大小の相違迄にて、我が國政同様なる所、我が國
政を改革せしは、家督の時よりにて、文政十二丑年よ
り也、公邊にて御改革初りしは、天保十二丑年にて十
二年後なれば、や、遅き故、たとへ我が真似し給はさ
るにても、質素儉約、文武を勵し、富國強兵にし給ふ
本立同様なれば、其行はる、所も、皆自ら我が國政之
真似に落入、人口にか、れは、越前守初は我を面白
不_レ思故遠られ、(分註一體の所をいはんに、たとへ公
邊御改革以前に、心付て改革するとも、又は公邊御改
革に付改むる共、公邊之御主意にさへ叶は、共に天下
の御爲、かゝる人を被_レ用候義なるへし、されは以前
より我が改革する所は、自ら御主意にも叶ひたるに
て、真似し給ふと人々いふ共、君子ならば不_レ嫌筈な
り、人口紛々たる故、小人の心には嫌たる事と見え
り、扱我改革せるも、公邊にて御改革有も同意なれ
は、我が改革を惡しきとは、越前初も言難ければ、敬
して遠けられたる所、人々其所には不_三心付_二して、顯
たる形にてのみ、越前と心を合たるといふ也、)扱又
越前守等退役後は、老中も新參多く、我等逐々上書建

白せし赤心も不辨、又前文之意味も不辨にや、心を合せたるこの御疑心の由、案に、其本は皆林大學頭、鳥居甲斐守等が説なるへし、第一に越前守等と論の不都合義は、異國船防禦の義にて、打拂止られたる義不都合よし建白せし所、(分註打拂の義に付ては、十ヶ年来、止に可相成と過憂の餘り、度々上書建白せしか、數多事故畧す、只止らるゝ筋の建白等のみ、左に記す、扱打拂止へきとの論は、先年渡邊花山、高野長英杯蘭學者の論にて、其比は林大學頭も承知なく、(是は大學頭の不用を尤といふへし)、花山、長英も終に罪人と成たる所、今に至りては、其罪人の説を取出して、大學頭、甲斐守等が主張せる事、譯もなき事にて、又老中初取用事も如何也、若又夫か明論にもあらんには、最初論したる花山、長英を賞て用給ふへき事、)一切御取用に不相成、扱又越前守等退役之後は、我等同意して打拂迄をも止め、剩異夷へ通したる杯との説も聞及へり、さすれば數度の上書建白は水の泡と成たり、其比印旛沼堀割等も、皆越前守と心を合せたるこの由、其筋の建白をも後證の爲左に記、

不時之冷氣、麥秋之爲には可然候へ共、稻苗如何可有之哉、御同意苦心いたし候、彌御障も無之、大悦存候、扱は長崎より高島四郎大夫と申者出府、同人の砲術御試みに相成候よし承り候處、何ぞ利用に相成事も可有之哉と、拙家小臣へ申付爲承候へ共、其者共は未歸り不申故、咄も不承候處、外々より承候へは、右砲術操練之節、胡服を着し、合圖等も胡言にて指揮いたし候由、全く戯に、外國風を人に見せ候爲に候哉、又々逐々學ひ候者に、右之通り教候事に候哉、傳聞之説故耽と分り兼候へ共、いよく、胡服胡言にて爲學候事に候は、以の外不便宜事に存候、言葉は此方之言語に譯候へは、却而人も覺やすく、服之義も、譬へは股引、半てん、たすきをかけ候類にいたし候は、何之差支も有之の間敷候間、術は彼が長する所を取候て、彼を防禦する用に立候はよろしく候へ共、胡言胡服は相止、此方の制度に觸不申様致度事に候、右風説只今承候故、實否いよく、承り届候上にて、可申進と存候處、同人不遠歸郷と承り候故、不取敢申進候、此節逐々御善政美事被仰出、御中興之御時

節、嘸御繁務と存候所へ、瑣細の事申述候様に有之候へ共、兎角人は、新奇なる方は起き易く、第一缺舌の夷へ變せられ候様にては、以の外候間、御同前へも御申合之上、御同意にも候は、其長する所は幾重にも御用ひ、胡服胡言等の義は、嚴重御制禁有之度候也、

五月朔
越州殿

水戸

日々良風令痛心候、先以起居萬福、欣抃之至存候、過日は胡言胡服にて銃術を講候事に付、不取敢申進候處、右は全く外患之事、平日致懸念居候胸中の一端より發候語にて、實は蘭學の長する所を取候上にて、其根を絶候義、拙か素志に有之候故、大方の笑をも不憚相認候、右之外愚説も有之候へ共、御懷合を不存儀は、空語にのみ相成候故、先づ相控申候、別紙へは御同列中へ御相談の上、其筋へ御懸に相成候共、又は台聽に御達に相成候ともよろしく、御評議に致度候也、

五月九日
越前守殿

水戸

別紙、

近來和蘭書籍専ら流行いたし候處、横文字は不存ものにては、一切不相分候故、不を得已拙家にても爲學候へ共、逐々承り候へは、天文醫學のみに無之、種々の書籍渡來候よしに候へは、此儘被指置候て、行々必邪宗門の媒と可相成候、乍併此節俄に御制禁に相成候は、年來交易にて渡り候餘多の書には物も費、又彼が長する所と、有用の分も有之所、空しく燒捨候も無術に有之、夫のみならず、御嚴禁と相成候は、竊に所藏いたし、やはり内々にて行はれ候患も難計候、仍而愚慮いたし候所、此度廣く蘭書翻譯被仰付候故、新古に不拘持傳之蘭書類、尙又蘭學修行之もの、夫々差出候様、國々へ御觸に相成候は、三家三卿始、大小名下々迄無殘差出候半、扱翻譯成功の上にて、右出來之書を家々へ御返し、本書は一切御燒捨に相成、蘭學之義、向後長崎通詞の外は、天文醫學たり共、邪宗門同様御禁に相成、是迄學ひ候ものは欠減に相成候は、四五十年の内には、蘭學の根を絶候様可相成候、扱蘭書一切渡り不申候は、天文

醫學は指支も可有之候へ共、西洋之風窮理々々
と申候へ共、無用の窮理多く、たとひ日月星辰を
手に取候様分り候迎も、年の豊凶は不三相分一候へ者、
於今日一何の益も無之、五臟六腑等目に見え候様
分り候迎も、人の死生は不三及申一候へは、是亦無用
の儀、天文も蘭法無之之内は、漢曆にて相濟、漢曆無
之の時分迎も、農の時は取違も不三致、醫業もやは
り、日本は日本にて事足り候哉、左候へは長壽の人
多く、況や今は漢蘭に長する所も、大ていは傳來候
間、何事にて差支は有之の間敷候、一體は蘭學の
みならず、右國と交易之義、害のみにて益少き様に
存候間、一切御制禁にて可三然存候へ共、右御益一
方の御補に相成候義に相見え候、享保には外國の
産物、此地に出來候様、御世話被レ爲レ在候也、今は
長崎交易に響き候よしにて、時々御觸も有之上
は、交易御止之義、所詮御六ヶ敷候半^{脱カ}存候故、先
つ姑く置而不三論候へ共、蘭學のみは御工夫有之
度事、

五月九日

越前守よりの答如左、

本月吉日同九日之尊翰薰讀仕候、梅天不調之候、先
以愈御安全被レ成三御座、奉三抔賀一候、然は長崎より
高島四郎大夫と申者出府、砲術試相成候に付御賢
考之處、胡服胡言を相用候段、外國風を人に爲レ見、
又は學候者も右之通教候事、以之外不三宜、此方言
語に譯候へ者、人も覺易く、服之義も野服袴を掛け
可三然、術は彼か所レ長を、防禦候爲に採用有之、言
服等は、本邦制度不三觸様に有之度、兎角人は新規
を競望候旨等、早速被レ仰下、尙又九日之貴書にも
被レ仰越一候趣、何も拜展仕候、右銃術、師家之者共
見分仕候處、邪術は無之、只々未熟にて、蠻衣蠻語
等は何方も評論不三宜候間、容易に御採用も有之御
座一問敷、世俗學候者も、見合せ可三申事と奉レ存候、
一御別、蘭書之義は、先比規則も申合立居、紛敷事は
無三御座一候間、御心付之義は、篤と取調可三申候、
右同列共も拜見之上、御請申上候、恐々謹言、

五月十八日

二白は文畧す、

御請

水野越前守

本文に、先比規則も申合立居云々、有之共、如何様の規則を立られたるかは、不知共、第一に我が思慮する所とは、目當相違する事也、たゞ

へ邪教に紛敷書に無之とも、横文字を讀習ふは、我國の假名を讀習ふと同様なれば、いつ邪教の書を渡す共、直に讀る、事にて、夫のみならず、不心得の人もありん時は、夷狄へ文通する事も、いさ易けれは、何れにも蘭學は御不爲なれ共、此處を未見聞の事と遺憾也、
雨後秋涼相増候處、愈無三御障一御精勤、欣感之至に
候、扱當御代逐々御改正被レ仰出、小事迄も御世話
被レ爲レ在、御中興之御砌、此度異國船取計之義被レ
仰出候は、如何なる御譯合に可有之哉、御懷合
之義は難レ計候へ共、文政八年無三一念一打拂候様、
大久保加賀守より觸出候、實に祖宗の御舊法に本
つき候御明斷に而、日本永世之御爲、有三此上間敷
候、右御觸のまゝにてさへ、遠國邊土にては、内々
交易等も有之之歟に承り及、殊に北地之義は、近比
ラッコ島迄も奪はれ候由、夫等之義へは御察當も無
レ之、却而奸賊の異人へ御仁惠を被レ施候ては、日本
の御爲と大切に存候ものは力を落し、不正の利を
貪り候ものは、内心にて喜び、腐儒又は蘭學者杯
は、莫大の御仁惠と可三申上候へ共、唐土杯にて
も、北狄へ悪しく義理立いたし、和睦等致候へは、
終には北狄の術中へ陥り、四百餘州をも奪はれ候
義、そのためし不三少、實に苦心致候間、右御觸奉三
承知、即日にも愚存可三申上と存候處、駟も不三及

レ舌義、且は不日に嚴命かはり候様にては、外々の
義へも引張、不三可三然と存候故、是迄上言は扣候へ
共、苦心之餘り又々致三再慮一候へは、品に寄り、是
迄も命令かはり候事も有之、尙更此度之義は、神
國の安危にも拘り候事に候へは、速に文政の御觸
に御復し、防禦等の義、其節よりも一段嚴重相成候
様被レ遊、此後萬々年の後迄も、御動き無之様、金
石へなり共御彫付、此後如何様なる御役人出候て
も、右を改候事不三相成一様致度事に候、乍レ恐上之
御英明は、逐々奉三承知一候へは、此度の命令は、腐
儒蘭學者等より申上候説歟、又は内々交易有之國
國より醸し成候様なる事には無之哉、存分に申候
へは、御目名は御仁政之様に候へ共、臆し候意味
を、日本は勿論、外國へ迄も御示し被レ遊候姿にて、
如何にも遠大の御謀慮無之様、乍レ恐奉レ存候、何
程享保寛政に御復し被レ遊候迎も、悪しき御事迄、
御學被レ遊候には及申間敷、又文化文政の御政事た
り共、御宜き事迄、御改被レ遊候は如何敷奉レ存候、
尤此度の御觸にも、海防等は是迄よりも、手厚く致
候様にこの御儀は、難レ有御事に候へ共、譬へは盜

賊門内に入候而も手出し致間敷、刀をぬき候とも、此方の動静を試候爲に可有之候へは、搖動いたす間敷、我が頭上へ切かゝり候は、其節は召捕候様にと申す如く、又夜中にても門を明けはなち置、三ツ道具等のみ、嚴重に手厚く致候様にと申様にては、御行届之程、何共安心不致候、其上盜賊より、不仁也と被レ譏候を厭ひ、盜賊をなつけ、其手下をふやし候は、御仁政には相當致間敷候、ケ様申候ては、あまり甚しき様に候へ共、北狄邪宗門之害は、盜賊よりも甚しく、是は祖宗の御嚴禁被レ遊候にて相分候故、委細不申述候、夷人共一切御寄せ付け不レ被レ遊候へは、此方の様子不レ相分候故、容易に手を出し兼可申候へ共、なましゐに御近付け被レ遊候は、近頃世上風説の如く、寧波海等の様なる義、出來可申哉も難レ計候間、旁無三念一打拂之御卓見に御復し被レ遊候様、致度事に候、日本は一小島に候へ共、是迄萬國に孤立いたし候は、畢竟萬國へ義理立不致、古來より威武にて押拔候故と存候所、異人の術中に陥り候上にては、最早其節に至り、無三念一打拂と被レ仰出候而も、機會に後れ

可申候間、只今の内、速に御決斷被レ遊候様致度、日本人外國へ漂流致共、海中へ溺候も同様故、其儘被レ差置、又異國船には漂流と申事、先つ不レ承候へ共、たとひ漂流いたし來り候共、前文之如く盜賊の御見通しにて、聊無三頓着一打拂可レ然筋と存候間、此後永世、日本を外夷に奪はれ不申、邪宗門の者、一切日本え足ふみ不致候様被レ遊候か、何よりの御仁政、祖宗への御孝道と奉レ存候、苦心之餘り、此段内意及御相談間、不レ苦候は、御程合御教示有之様致度、大略申述候也、

八月十九日

二白、かへす、文政中の御決斷は、格外に候へき、又上に羽州等の人々有之中にて、無三念一打拂の義違候は、流石加州に有之、可レ惜人物に候へき、拙子も參府中に候へは、存分可申上候へ共、遠路御程合も相分り兼、且又不文にて書取候はくたゝ敷、或角立候様成行申候、よろしく御推覽希候也、

新見伊賀守殿

水戸

答如左、

八月十九日付之御書被レ成下、謹而奉レ拜見候、逐日秋冷相募候處、益々御勇健被レ成御座、奉レ恐悦候、陳者今般異國船取計方之儀に付、被レ仰出候御法令は、如何なる御譯合に候哉、御不審被レ思召候由、縷々御下教之趣、一々拜承仕候、國家之御爲被レ思召、段々御建白、乍レ憚奉レ感服候、右御觸出し之御主意、如何成御譯と申候義は、私共よりは難申上候間、政府へ御垂問被レ成下候様、乍レ恐奉レ存候、折角被レ仰下候所、如レ斯申上、不遜之至畏縮仕候、何分御宥恕被レ成下候様奉レ冀候、乍レ延引御請申上度、如レ此御座候、恐惶頓首謹言、

九月廿九日

御請

新見伊賀守

〔◎原本細字今從便宜、先年よりも追々心付候儀は、無三伏職一申上候様蒙レ仰は、御爲と存付たる義は、是迄も時々書建白したる事にて、前文之義も、老中へも相談、入レ御覽候ての答なれば、此上老中へ申遣時は、寧波海之聞おちとも難レ言故、強而此方より申時は、思召にて被レ仰付候といひ來るは指見なれば、先つ老中へは不申遣か、果して打拂止なは、

異國船度々來りて、無レ已打拂ふへきよし達に成へけれ共、餘程日本のおくれとなるへし、如何にも遠慮なき事也、御觸書の義は、何れにても承知故此に略す、第一に御仁惠といふ文言ある時は、以後御仁惠を止給ふといふ事なし難き事故、卓見なき者は、日本危く成迄は、右之達を止る事は不レ相成事と思ふ也、古語に遠慮なき時は、必近き憂有りといふも、則かゝる事なるへし、

秋暑之節、御一同御障も無レ之、欣慰之至存候、扱印旛湖御普請御取懸り相成候由、只道路之説にて承り候へは、鹿島之洲を爲三堀抜、尙又大谷川をも、同様御取掛りに可相成一よし、何れも御成功に相成候は、印旛は勿論、霞浦付之村々水害をさけ、新田も開候へは、會津等より舟つきの便利も宜く、一舉して數利御座候半、扱右様相成候は、御承知之通り、常總間の海上は、毎度破船有之候故、北國の廻船は、皆内川へ入候様相成可申、いつれ明時諸有司も手揃にて、決斷に相成候事に相見候へは、愚昧の拙杯、容易に喙を容事には會而無レ之候へ共、例之通り、倉家の了簡にて愚考いたし候へは、鹿島

之洲御堀拔は磯の有無により、磯なくは永世の御模通り、如何いたし候ものか、勞して無功に可相成哉、扱又破船之義に付、人命御救之爲被仰出候御仁惠、難有御事に御座候へ共、破船は鹿島浦にのみかきり候事にも有之間敷、俄に風波悪敷相成候へは、外海は何れにても、破船に相成候へは、實は右堀割入費にて、堅牢の船艦御製造被遊度物をと存候へ共、又考直し候へは、堀割の義もはや被仰出候義、且通船の爲には御仁惠にも候へは、其上にも堅牢の船御製造被遊、大名は勿論、舟持共迄御免被遊候へは、上には一錢を費し給はず、日本國中御仁慈行渡り、且又是迄の姿にては、非常之節如何にも被遊方無之候處、右之通り御船を初、大小名并舟持共にも、堅牢の船艦有之候へは、非常之節、右之船々御集被遊候へは、格別の御備にも可相成候處、夫等は御沙汰も無之候て、ひたすらに内州運漕のみ、御世話被爲在候而は、如何にも外國へ對し、本朝之御耻辱に可相成と、實に残念千萬に存候、彼阿蘭陀杯は、數萬里の渡海、時節に違す崎陽へ往來いたし候に、僅に二三百里

の海上、難船破船杯は何事をや、三本帆はさて置、五本十本なりとも勝手次第にて、丈夫なる船艦さへ御免被遊候は、鹿島沖は不及申、何方へ運漕も差支有之間敷候、且又當時之御主意にても、海防も此方より一切手出不致、陸より大銃打掛候迄に候所、實は船の製作さへよろしく候は、此方よりも乗出し、四方八面自由自在に、敵の船を打すくめ不申而は、奇勝は得かたく可有之候、常々彼は海になれ候上、思ふまゝに便利の船を作り候に、我は常々海になれず、船の製造よろしきを考付候ても、御法にて不相成、無據危き舟にて打過候へは、非常之節に至り、船か入用にて被仰出候ても、製造にもなれ不申、乗様もなれ不申、勝へき理一つとして無之候へは、何れ之道、丈夫成船製造致し、人々なれ居不申候ては、此上神國之持張、何共無覺束と、日夜苦心いたし候、乍併武家諸法度之面々、荷船之外、大船停止と申儀有之内は、何程愚拙杯建議いたし候連も、御用ひも有之間敷存候へ共、畢竟右法度は、往古邪教の害御遠け被遊候爲、一切外國へ之通路を、御絶被遊候御主

意と奉推察、其時は御良法と可申候へ共、時勢も古今の變有之候上は、何卒變通之廟算、祈望する所に御座候、仍而は第一品川、浦賀、長崎、新潟、其外公邊にて御用船御製造、隨而國々へも御免被仰出、尤津々浦々嚴禁を御設、改方御行届に相成候は、ゆめく外國へ私に通路いたし候ものも有之間敷、只今の船にては、難風に合候へは、一本の帆柱切捨申候故、其後は流次第に候故、自ら漂流も可有之、却而大船にて、數本帆をかけ候へは、只今の船の如く、外國へ漂流は有之間敷候、往古と違ひ、近來は外國の船にも、折々沖合に相見え候へは、奸商等通好いたし候心得に候は、今の船にても通路も相成、又彼船へ乗移り候は、西洋迄も可罷越候へは、堅牢の船御制禁に相成居候へは、外國への通路は無之と申は昔事歟と存候、東照大猷二公、再ひ此世には被爲出間敷候處、當將軍家は即二公の御再來、諸有司は當時輔佐之再來と存候間、何卒右御條目御改、大丈夫之船艦製造、并諸國へ御免の、儀脱カ近々被仰出候様、不勝至願候、逐々諸侯へも御手傳被仰付、又浪華富商へも、御

用金被仰付候由に候へは、大船の義も、公邊に而被遊候分は、速に相辨可申、又大名并舟持共も、人命に拘り候事故、御免にさへ相成候は、不日に堅牢の船艦、日本中へ數多出來、後には紅毛等にまけ不申工夫も考付可申、尤印旛等の義は、上下利益に相成候半故、右を必惡きと申には、曾て無之候へ共、夫のみにて大船の御一舉無之候而は、申さは本朝之勢、跡しさりのみ成行可申と、遺憾の餘、毎度乍御面倒、愚論吐露いたし候也、
八月十五日夜、東海齋宮閣旅寓認、
越前守殿
大炊頭殿
備中守殿
信濃守殿
齊 昭

秋冷之節、御一同御障無之、欣然之至候、扱は去月海邊逗留中、船艦之事愚存申進候へき、いまた御答も無之内、又々申進候は如何候へ共、此節承り候へは、清國諸厄利亞の戦争は、和睦に相成候由、虚實は難計候へ共、いよ風説之通りに候は、清國も最早手を見せ候間、此上六ヶ敷可有之候、

古今共、外國より攻來り候敵と和睦いたし候は、誠に姑息苟安之策に而、後には大變に至候事、其例不_レ置、諸夷も此節は手明きと相見え候へは、明日にも此地方へ寄來候も難_レ計候處、防禦の手段を實意に考候へは、何れの浦々へ來候迎も不_レ容易、臺場等より打拂候は、敵の船へ中りも可_レ致候へ共、玉毎に中り候様には安心不_レ致、敵より打掛候玉は、海岸繁密の人家を目當にいたし候故、的_レ大_レ中_レり易く、其節に至候は、海岸にては火事と盜賊と、一同に引受候姿に而、其混亂目もあてられぬさまに可_レ有_レ之、何程守衛の武士、死を以_レ防_レき候迎も、必勝無_レ覺束_レ候、一體彼は不_レ殘_レ打_レ死_レいたし候迎も、僅に船一艘を沈め候迄にて相濟、我は其一艘の爲、内地騷擾いたし候儀、何共殘念、且は無術之至に候、仍而は此方にては、是非彼に敵し候様の大小戰艦製造いたし置、萬一の節は、敵を海岸迄近々引受不_レ申前に、はけしく勝負を決し度事に候、日本の船手薄なる事は、彼も嘲り居候半か、存外に丈夫の船にて乗出し、四面より攻付候は、彼も大に膽

をひやし可_レ申候、此間中つらく考候に、外夷を防_レき候手當、第一内を實し候と、海岸へ備へ候と、船艦を製し外にて打拂候との三歟と存候、内を實し候は、家中武道の嗜、武器、其外すへて内程手厚くいたし候義、海岸へ備候は、人數并臺場等實用に心掛候義、船艦は前件の説之如くに候、然る處當世海防々々と申候へは、譬へは城の門々のみ堅固にかため候へ共、門番の心得、他より來候人を入れ不_レ申迄にて、自分にては門外へ出候事も不_レ相成、萬一敵手強く、門を破り入來候へは、城中は空虚と申姿にて、扱々危き事と、日夜寢食を不_レ安候、仍は拙も十ヶ年來、船艦の事迄心をを用ひ、乍_レ不_レ及_レ工夫いたし置候間、一昨年中進達爲_レ致候所、無用にいたし候様にと御差圖にて、誠に力を落し申候、畢竟は荷船の外、大船御停止と申令條有_レ之内は、一家の願は御取上げ無_レ之事と存候所、古今の事勢により、法令も御變通有_レ之可_レ然段は、申迄も無_レ之候間、何とぞ此明時に乘し、篤く御評議之上、津々浦浦夷賊防禦、且は運送の爲、丈夫なる船艦御免被_レ仰出候は、天下の廣き中には、有志のもの、愚案

扱より又遙によき工夫も可_レ有_レ之存候、過日の書にては、印旛等の事に付、論を起し候様聞え候も難_レ計候處、拙か志願は十ヶ年來の事にて、既に一昨年も申達候義故、爲_レ念今一應申進也、

九月三日

二白、大船御免に相成候は、逐々御制禁を犯し候もの可_レ有_レ之との、御判談も可_レ有_レ之候へ共、萬一御制禁を犯候は、如何程も嚴科に被_レ處候は格別、夫か爲に一統御制禁被_レ遊候へは、譬へは一人の狂人、殿中に刀を抜候迎、夫か爲に一統木刀を爲_レ帶之類にて、實に御要害に拘り可_レ申存候、大船にて禁を犯し候義、先は外國と交易に候處、津々浦々に嚴禁を御設け、積出し之時々改め候上、受取候場の證據をとらせ候は、奸曲も出來申間敷、たとひ難破船と號し、積候米穀等にて交易いたし候迎、其交易致候外國の品、此方へ積來不_レ申而は不_レ相成候處、着船の場所々に改所有_レ之候は、其儀も叶ひ申間敷、其外故障差支と申もの、先は姑息を好み候人の申草まで、一段蹴抜候へは、何等の故障も有_レ之間敷、尙更萬事御改正の御時節、是等の御制

度御立に相成候儀は、容易の事と存候、彼は萬里を越て來り、我は座なから應候故、彼は客我は主に候間、不_レ足_レ患様に候へ共、一艘二艘にて數ヶ國の浦浦を乘廻り候計にても、我は山坂を越、東西へ人數を移し配り候所にては、彼は主我は却而客に相成、其上彼は丸々敗北いたし候迎も、舟に乗候もの計にて、其本城は自若といたし居候故、人の國をねらひ候へは、夫丈の利に候處、我は座なから四面に敵を受候て、彼か來らざるを幸と存居候へ共、萬一來候は、籠中の鳥を、棒にてつかれ候様なる姿、實に苦心之至に候、無_レ御捨置_レ御決斷にいたし度、乍_レ併愚論不_レ宜候は、其段乍_レ御面倒、何分御教諭にいたし度事、

水野越前守殿

土井大炊頭殿

堀田備中守殿

眞田信濃守殿

水戸

朝夕冷涼、起居佳勝、爲_レ天下_レ不堪_レ拵賀之至_レ候、船艦之事に付、御同列中へ再應愚論建白いたし候處、今程如何御評議に相成候哉、若其筋々御かけ

にも相成候哉、執法の職任にては、定て舊來之掟に
からまり居候半と推察いたし候處、兼々御咄し申
候通、魯西亞より蠶食いたし候には、蝦夷を手に入
候上にて、津輕南部等へ喰食候手順、又魯西亞にか
きらす、すへて夷狄より此方へ手を出し候には、左
渡、隠岐、壹岐、對馬、琉球、八丈、大島等手に入候上
にて、津々浦々へ寄來候も難計、尤彼か策は、第一
に通商を求め、遂には呑噬の奸謀をめぐらし候事
とは承り候へ共、萬一前文之島々の中、何れか被
レ奪候節は、たごひ我等堅牢の船有レ之迎も、容易に
取返し兼候半、況や今の如く手薄き船のみにては、
八丈島巡見に出候てさへ、覆溺いたし候位にては、
海上の合戦存も不レ寄事故、右島々を取返し候事
は、中々出來申間敷、日夜實意に天下の御爲を考候
へは、寢食を不レ安候、船艦の事故障申候人も候は
は、右様の節良策をも御推問之上、尙又拙へも御教
示にいたし度候、扱又誰も申候事には候へ共、御府
内は諸國の米穀をあてにいたし居候處、前文之島
島へ異人出張いたし居候歟、又は左も無レ之候迎
も、所々の海洋に控へ運送を妨げ、時々浦々へ帆影

を見せ、大筒にてもならし候は、人民は鼎沸、米
穀は不足、蕭牆より事起り候様成行可申、尤處々
より内川通用も相成可申候へ共、四方の運漕皆内
川計にも成申間敷、左候へは、此上逐々堀割等成就
いたし候とも、堅牢の船は是非御製造被レ遊、國々
へも御免にいたし度、七年の病に三年の艾とやら
ん、一日も早く被レ仰出候へは、夫丈ヶ船艦も早く
出來可申、海國にては別而身にかゝり候故、痛心
のあまり申進候也、

重陽

二白、清蘭の交易御停止之儀、是迄度々建白いたし
候へ共、迂濶之論故御取用も無レ之は、不レ及レ是非
候へ共、此上萬々一夷狄より兵威を以切し候共、又
は浸潤願出候共、苟安の策にて、新に交易御許容之
義は、必御無用に致度、御如才は無レ之事ながら、杞
人の憂吐露いたし候也、

越州殿

水戸

九月十九日、閣老へ一書又々遣し候所、同様之趣意故
此に畧す、
四閣老よりの返翰如レ左、

九月十九日

水野越前守
土井大炊頭
堀田備中守
真田信濃守

二白は文略す、

御請、

越前守よりの答如レ左、

兩度之御自書拜見仕候、先以秋冷逐日相催候所、愈
御安泰御起居之御儀奉レ拵賀候、然者、今般印旛沼
等御普請御手始之義は、和漢とも運河を開き候義、
公私之便利にて、東海回船、覆溺之患をも相減可
レ申義、旁被レ仰下候通り、云々の義に付、別段委曲
御答不レ申候、扱海船之義云々、御高論とも謹承仕
候、再三申談仕候處、此堅牢之船製作、軍艦を相兼
申候義は、全本邦のみの製にも無レ之、西洋諸蠻夷
の造作をも參考仕候御趣意共に伺候上は、御法度
にも被レ載候通り、鎖國之御趣意、嚴重被レ仰出候
次第共、全邪教宗門等之譯合のみとも心得不レ申、
深遠之尊慮より、被レ仰出候御儀に奉レ存候間、只
今と相成、此御法度御改めと申義は、不レ容易義に
奉レ存候、ことに軍艦を弘く造作御免之義は、後弊
如何可レ在レ之か、西國其外國持大名等種々工夫も
致し、異様の製作共恣に出來候而は、御法度御取締
にも拘り、御大切之義に奉レ存候に付、御内聽に入
れ候迄にも無レ之、難レ相成義と熟評仕候、折角御
懇に蒙レ仰候義に御座候へ共、別段取調にも難レ及、
此段御請仕候、謹言、

重陽之尊書拜展仕候、先以益御清祥被レ爲レ渡、奉レ
忻慰候、然は船艦之事に付、同列共へ再應尊示之
所、御請延滞に付、尙又魯西亞其餘外夷蠶食之高
論、毎々奉レ感歎候、御書面一同も拜見仕候、いか
にも貴論之通可レ有レ之候得共、堅牢船之義は、過日
一同より御請申上候通、何分差支申候、折角度々
被レ仰下候處、不レ相整、何とも恐縮之至に奉レ存
候、其後海防に付而之尊翰は、同列之内、取扱之者
より御請可申上候、如レ例官務冗紛、乍レ遲延御
請如レ此に御座候、恐々頓首、

閏月二日

再啓、交易御許容無レ之様にとの御義、御尤奉レ存
候、何も其心得に罷在候間、浸潤之願に拘泥之義は

不仕候、御降心可被下候、以上、

御請

水野越前守

土井、眞田よりの答如左、

先月十九日之御自書、同月廿二日相達、一同拜見仕候、先以寒冷相増申候處、愈以御勇健之御義、奉賀候、然は御自書之御請、早速にも可申候處、越前守不快罷在、其後退位、備中守も溜詰格被仰出候上、種々御用多義、逐々延引、今日に至り申候段、御海容之程奉希候、扱は被仰下候海岸打拂之義に付云々、敬承仕候、右之義は深き尊慮も被爲在、一同にも再參申談、被仰出候義にて、委曲筆紙に認取兼申候、全海外迄も御仁惠御信義被及候難有御儀共に而、既に蘭人へも申含、廣く此義、海外へも示し被置候御義に御座候、且又蝦夷地御取締云々、御尤之御義に奉存候、本より諸御役人共厚相心得、猶又申談も仕申候義に付、御懸念不被爲在候様奉存候、委細にも可申上之處、御機密之次第に付不申上候、先は御請迄如此御座候、謹言、

壬九月廿八日

猶以、時候折角御厭被爲在候様奉存候、且又海防懸之義、只今は兩人申合之義に付、兩名にて御請申上候、以上、

御請

土井大炊頭

眞田信濃守

我等十ヶ年來、夷狄防禦に付ては、上書建白數多なれは、全く近き所をのみ記、是にても夷狄を不可近付との赤心は知ぬへし、然を却て越前守と力を合せ、夷國へ通して異船を招との義、如何なる御事に、是迄の上書建白如何相成しか、越前守迎も、異國へ通し異船を招へき筈は有間敷思ふ也、全く奸吏奸僧の讒説行はれし也、

〔分註前文に、印旛沼堀割、并御用金等の義認たる故、序に此事も後へ記す、何様莫大の事也、扱印旛は初より横通り申間敷思ひたるか、果して大名の病と成りし迄にて、半にて止、卓見なきと末世議すへし、左れば何事も最初の見抜か肝要にて、成間敷思は、初より取かゝらぬをよしといふへく、又取かゝらは終に成就する様有たし、扱又此時大谷川をも堀割よしにて、御勘定奉行鳥居甲斐守か、我領

分へ見分に來りし也、但是は先代大谷川堀割度とのよしを、我家有司共より達たる事有よしなれば、我等初好むへきと思ひ、莫大に金子をゆすらんと思ひ來る處、先年と違ひ、我等初堀割の事は不好みは、鳥居も目當相違して、濱杯見物して、川筋は見分もなく、一日湊に逗留して歸りたりき、印旛沼堀割被仰付候大名如左、

六萬石 水野出羽守、十四萬石 酒井左衛門尉、

一之之手

三十五萬石 松平因幡守、一萬石 林 播磨守、

石三之手

六萬石 黒田甲斐守、

五之手

天下の人の知へければ、今此所に不記、此人々に堀割不相成、節は後手迄可被仰付人物御撰に相成候よし、扱又前文へ御用金云々の義認たれば、序に御用金被仰付候人名員數共認る、如左也、

大坂城御修覆に付、天保十四年卯七月十七日初而被仰渡、同廿三日再被仰付旨、

鴻池 善右衛門

十萬兩宛 鹿島屋久左衛門

同 作兵衛

六萬兩宛 辰巳屋彌吉

千葉屋宗十郎

三 五萬兩宛 平野屋五郎兵衛

炭屋安兵衛

米屋平太郎

四萬兩宛 同 喜兵衛

近江屋半左衛門

鴻池庄兵衛

三萬兩宛 炭屋彦五郎

二萬五千兩 鴻池市兵衛

鴻池善五郎

天王寺屋忠左衛門

二萬兩宛 鴻池市郎兵衛

同 伊兵衛

新附屋三郎兵衛

茨木屋萬次郎

鹽屋孫兵衛

一萬五千兩宛 山家屋權兵衛

同 伊藤吉次郎

甚之進

米屋伊太郎
和泉屋六三郎
鴻池伊介
一萬兩宛 同 篤兵衛
大庭屋治兵衛
傳法屋五郎兵衛
神屋傳兵衛
鴻池新十郎
八千兩宛 近江屋休兵衛
泉屋甚四郎
三十七ノ四軒、金高百十二萬四千兩、
外に中位之所七十軒餘、右は來十月廿日迄に被
仰渡之筈之由、
同日被渡仰由、
七萬石 泉州堺町人共 三萬兩 攝州兵庫町人共
一萬兩 同西宮町人共
右之通り、

家御威光なれば、數十年取かゝらは、堀割も相成へけ
れば、夫より堅牢の船艦を作り給ふ方、手早くして御
用にも可立思へは建白せし也、將軍御居城御燒失等
にてさへ、右様町人へ御用金被仰付一事は聞も不
レ及、まして大坂御修葺に付、右様御用金可被仰付
譯なし、越前守より達たり共、其本は鳥居等か目論に
て、自分とても莫大取込策と思ふ也、前文之通り建白
したる所、我等印旛沼堀割等を好みたるとの義如何
也、我かいふ如く、右之費を以、堅牢の船作り給は、船
の多少は不レ知、右費だけには船も出來て、後日御用
に可成を、口をしき事也、
右にて、印旛等堀割を不レ好、夷狄を不レ可近付赤心
は分るへし、扱天保十二年丑年以來は、越前守御用ひ
にて、甚しく質素儉約、文武の御大政行れ給ふ所、其
節にてさへ、我が卓見の僻論には不レ至故、我等は邪
魔者となりて、遠けられたる程なれば、日光御參以
前より、又甚しく佛法の事に成行て、文武の政は平地
に波瀾を立る事を好むといふに成、質素儉約は、下々
迄の難儀といふに變し、越前守初、夫々退役と相成た
れば、佛事信給義、御役々、我が兼ての赤心僻論知人少く、
退轉等は末に記す、

又知りたる人有り共、容易に言出ん事も不三相成勢
なれば、越前守のなしたる義は、皆我が同意なりとい
ふて、疑心となれば其筈の事也、〔分註但前文に付て
は、公邊御爲武備調練等爲たる大名共も逐々相止、或
は鐵砲師を召抱たる者も俄に暇いたす類有り、御旗
本初、本より武事不レ好人は、よき幸と武を怠り、町
人共よりは種々願出有レ之、尤最初御主意にて云々
被仰出事故、右之御主意變して云々とは難三相成
故、最初の御主意は其まゝにて、自然弛む様の披に相
成りて、御主意は々々々々にて、御政事は本の文化文
政に相なる、〕
扱老中と心を合せ御大政をたすくるは、三家の持前、
尙我が家にては、代々心得振も有レ之は、越前守に不
レ限、逐々老中とは互に懸意して、存分申談、御大政を
たすけ、公邊の御爲にせるは我計に無レ之、代々右之
心得也、然るを何れより如何様の沙汰申上る共、兼て
の上書建白にても、存意御分りに可三相成事なれば、
御疑心可有レ之譯はなき事也、愚昧不肖の我等、分
寸の微忠も無レ之は無レ已共、御爲と思ふ於赤心は、
誰にもおとるへくは不レ思して、代々三家たる者、奸

僧の渡り坊主の言事行れたらんは、あさましき事也、
眞田信濃、土井大炊何れも追々不快にて退
役す、病症は世の中にて知る事故不レ記、扱又越前守懸意の如
くすれども、我を遠けたる義は、前文に認る所の、長
く歸國にて可レ知、又我が家格を落したるは、日光豫
參の節、三家共家老は追々自拜相成所、此度家老中
山備前守を供に不三召連、〔分註備前守供に不三召連義
は、同人窮迫にて勤兼候計にも無レ之、赤城明神氏子
之族、日光山へ罷越義、遠慮との申傳にて、尾州殿家
中にも、右氏子有レ之所、同所御城付磯野半左衛門事、
公邊御徒目付敷に親類有レ之響有レ之故、市ヶ谷八幡
氏子に祭替るよし、公邊にても追々右様之振のよし
なれ共、表向口達には不レ出、依不三召連也、何様あま
りに俗事なれば、表向達には出兼候半と察なり、〕
太田丹波守、興津能登守兩人召連る處、自分より五家
と唱る家老共申合せ、紀州殿家老水野土佐守は、水野
越前守の同姓の因を以、近々家格引立の義頼入に付
而は、五家と唱る外、諸大夫の家老自拜相成時は、五
家同様に相成事故、自拜不三相成様頼に付、水野出羽守
専ら賄賂行はる、時は、尾紀殿家老成瀬軍人取入て、逐々家格引立に
相成、其後は土佐守因を以、越前守へ取入、五家と唱るもの共、自分自
分家格を引立る爲終には登城の供、我が召連たる家老は、先
迄も止、三家の格は追々引落す也、

年自拜の例は有之共、越前守指圖にて不_二相濟一段如_レ左、
天保十四卯年三月廿一日、御用懸老中水野越前守へ
指出す扣、如_レ左、

今度日光山へ被_レ致_二豫參_一候節、中山備前守可_レ被_二
召連_一之處、差支之義有_レ之に付、太田丹波守、興津
能登守供に被_二召連_一候に付、於_二日光山_一御宮へ拜
禮仕、御太刀御馬代献上爲_レ仕度被_レ存候、宜御指圖
頼入被_レ存候、

例

安永五申年、源文殿日光へ自拜參詣被_レ致候節、中
山大膳幼年に罷在候付、山野邊兵庫頭召連申候付
被_二相伺_一、依_二御指圖_一御宮へ拜禮仕、御太刀御馬代
献上仕候義御座候處、兵庫頭義、供用捨被_二申付_一、太
田主水正被_二召連_一候付、兵庫頭節御差圖之通り爲
_レ仕被_レ申候而、可_レ有_二御座_一旨被_二申達_一、主水正御宮
へ拜禮、御太刀御馬代銀二枚献上仕候、
右壹通

今度日光山へ被_レ致_二豫參_一候節、中山備前守可_レ被_二
召連_一之處、差支之品有_レ之に付、太田丹波守、興津

能登守供に被_二召連_一候付、於_二日光山_一大猷院様御
靈屋へ拜禮仕、白銀献上爲_レ仕度被_レ存候、宜御指圖
頼入被_レ存候、

例書前に同、主水正御靈屋へ拜禮、銀壹枚献上仕
候與認替、

右指出置所、四月十一日、越前守より新阿彌を以相渡
書付如_レ左、

日光御宮御靈屋拜禮之義、安永之度は、中山大膳幼
年に付、爲_レ代太田主水正被_二召連_一候付、御願之通
相濟候へ共、此度は備前守差支之品も有_レ之由に
而、太田丹波守、興津能登守被_二召連_一候義に付、御
書面之趣は、難_レ被_レ及_二御沙汰_一候、此段可_二申越_一候
事、

右之通指圖有_レ之候所、伊勢太神宮さへ、貴賤となく
參拜し、殊に上野御宮御造營は、寛永四年河越千波の
南光坊僧正、藤堂和泉守^高、に談し、江戸御城之良、忍
岡に一山を建立し、東照宮御社を造立し、江戸の鎮守
と崇奉り、貴賤となく參詣して、御國恩を奉報せんと
の義、言上_二及_一し所、可_レ然_二旨御許容_一有_レしかは、頼而
御造營始り、^{同年九月朔日神殿普請出}
^{來、同十七日正遷宮也、}御宮は藤堂にて奉

^{作、前は四ツ足御門の際まで、諸人廣く參詣したるが、尙又芝安}
^{其後御門より内へは、參詣人を入ざる事なれり、}
國殿は、^{元和二年十月二日御作事取懸り、}女人迄も參拜相成
^{翌年二月御成就のよし也}
る、^{三家共奥向より}、扨日光山參拜之義、御目見以上の人
人たり共、於_二相願_一は餘之義と違、是迄願_二不_一相濟と
いふ事なき程の事なれば、外様大名の家來、又々下々
百姓町人に至れる迄も、天地間に生る程のものは、廣
く參詣して、御國恩を奉_レ報様に有度事也、ましてや
三家の家來といひ、家老たる者は、たとひ無官たり
共、御目通りへも出、又諸大夫の義は、別段御目見、御
流時服迄も頂戴する人々にて、殊に的例有_レ之上は、
不_二相濟_一といふ譯なけれ共、越前守義、同姓の因縁
と、苞苴等に眩したるにや、不_二相整_一故、尙又於_二日光
山_一も願たれ共、御參詣當朝に相成、安永の例には、中
山備前守の代拜なれば相濟なれ共、代拜に無_レ之して
は不_レ整との趣指圖也、同し諸大夫の者にて、同役の
代拜可_レ致謂無_レ之事勿論にて、譯もなき指圖なれば、
供の家中共も、不_レ得_二其意_一立腹すれ共、希なる御參
詣、且は當時に相成て、云々申は如何なれば、此度の義
は、指圖通りに可_レ致よし下知して、其ま_一になした
れ共、五家と唱る家老共の不心得は勿論、同姓より頼

有_レ之とて、家老の格を引立るか爲に、三家の家格を
落しぬる事、神慮如何にと思召哉、家老は無官たり
共、萬一非常の事於_レ有_レ之は、目代として、大將と成
打出る程の者なれば、五家と唱る者のみ家格引立る
爲に、外々の家老初、不_二歸服_一時は、非常之節、其家々
の不爲は勿論、つまる處公邊の御損なるへし、亂世に
は槍持中間の心迄も危略にせされは、人々歸服して、
身命を捨て君を思ふ様になれ共、太平久しく打續く
時は、自分々々の家格引立等_二のみ心を用ひ_一、主君の
家格に拘る事さへも不_レ厭、況て同役杯を押下る事は
何とも不_レ思は、下々の事杯には心をも用ぬ筈にて、
一人權を專にせんとすれ共、非常の節、かゝる者の下
知にはしたかふましく、第一御附の甲斐有間敷也、扨
又水戸の城は、神祖御繩にて、非常之節、御深意有_レ之
由申傳、于_レ今本城は、住居を不_レ爲程の義なれば、水
戸城の圖に限り、公邊へも不_二指出_一よしの處、御深意
をも不_レ辨事にや、水戸城の圖のみ公邊に無_レ之故、指
出候様、越前守より達にて、指出候へき、^{分註但し其}
節、家老鶴殿平七義、是迄指出し不_レ申は、於_二公邊_一
御深意有_レ之事と存候へは、出し不_レ申方可_レ然よし、

申聞は有之共、當時の世中の事なれば、左様の所へは不三心付、公邊へ御かくし申候杯、萬一取れ候ては如何故、指出し候様下知して、出させ候へき、扱我等か家は、尾紀兩家と相違して、追々申傳等も有之候へは、御上洛の節にも、尾紀兩家を初、諸家一統供連の御定も有之處、我等か家のみは無三其儀、惣人數一萬四千餘人召連候と覺申候、(是は舊記に有れば此處に略す)尙又玉藥等迄も手厚く備たりき、御上洛の節、京地へ登せ預ヶ置所の鉛玉、其後御上洛無之故、藏敗れ、鉛玉紛失する由にて、藏手入致とも、いづ御上洛有之事も難計、土藏手入も無益とて、享和三亥十二月右鉛玉、此方へ指下に相成、玉數十九萬五千二百二十五也、左候へは紛失迄入なは、二三十萬も有りぬへし、乍三少分二三日旅の手當には、手厚ともいふへし、今御上洛有共、右程手當せは、必ず公邊御爲とは不三思して、御役人初疑心を生へし、是二百年餘の太平に養育したる人々なれば也、天下の御爲厚く思ふ人をは、却而疑心する事となれるは、太平久しく打つゝき、高枕養育する人は、和漢古今共、皆如此有様に成て、終に天下の亂を引出し、其節には公邊御爲

に成人は少かるへし、畢竟は徳川も流の末と成行たりと、遺憾不三少事也、是等は認にも不三及事なれ共、古へはかく迄に被遊たれば、非常の節は、又夫丈に公邊の御用にも可三相成を、今は公邊の御爲とせんにも、あたら嫌疑にせめられて、しのひかくれて、御爲をする世とはなれる也、右圖面をも、直に認させ出したる上は、御疑心有へき事も有間敷筈也、又異國船防禦は、大筒を肝要とする所、玉藥といふ中、無レ已時は、玉は石にても土にても間は合へけれ共、合藥なくては不三相成は、玉藥といふ中、就中合藥大切故、是迄も御手厚には可三有之候へ共、此上御手厚く御手當有度よし申遣ければ、我等か買入可三申、領分近くにて取せ申候へき、我等も公邊の御爲に爲事なれば、我が領分近くにて取せ不三申候とも、天下廣き、外にても可三相成を、求て如レ右邪魔せる也、又有栖川宮御息女精宮殿事、最初有栖川宮より、鶴千代磨へ縁組可三致申込有之處、有故障にて相止、
〔分註故障といふは御臺様御逝去に相成候に付、大御所様御世話にて、精宮御方を、精宮は御臺様御姪也、御臺様に可三被進との思召の處、將軍家に

て、是迄御臺様御二方被爲レ持候御方無レ之に付御斷、右に付而は、御内證に可三被遣との事に候處、親王家の御息女御召遣と申も如何との義にて、終に不三殘御沙汰止に相成候へ共、右之御沙汰有之故、此方縁談之義は相止候、然る處、公邊にて御沙汰止候故、又々有栖川よりも申來、双方熟談に相成、越前守へ問答候、如レ左、

乍レ序御内談申候、當有栖川姫宮精宮と申を、鶴千代磨へ縁組申込有之處、何等故障も無レ之候へは、其意に任せ、時宜次第引取置申度、役人共と相談致候處、鶴千代も未しはらく婚姻等間も有レ之事に候へは、縁組取極候上にて、何れか萬一之事有レ之節は、跡の扱に不三宜、何なく引取置に相成候へは、鶴千代磨萬一の事有レ之候へは、精宮はかへし候共、又は拙子養女にいたし、外々へ遣し候とも、如何様にも相成、又精宮萬一の事有レ之節は、又々外々より縁組候ても、簾中兩人に不三相成候へは、かたゝ何とか願の上引取置、逐々婚姻之節に至り、いよゝ縁組取究申度候處、有君様杯は、右様の御振合歟共推察仕候へ

共、拙家杯にては不三相成事に可三有之哉、任三御心易、内々御問合申候、御模様次第不三遠治定致し候間、無三御伏藏御示教にいたし度頼入存候也、

越前守より答如レ左、

御別楮捧讀仕候、有栖川姫宮精宮御事、賢世子君へ御縁談被三仰入有之、無三差支候は、御結婚可三被爲レ在候處、賢世子君御幼稚に付、御婚儀御間も御座候間、御取極之上は、御引取置に相成候へは、都而御都合に宜敷候、有君御方杯も、右様の御振合歟共思召候へ共、貴館にては如何と御意慮之趣、委細讀承候、則愚考仕候處、矢張御家老等より、内問御座候様仕度奉レ存候、此段御請迄申上候、謹言、

孟夏吉、朔也、

水野越前守

右之通り指圖有レ之故、天保十三寅四月、左之通り内談爲レ致候、

有栖川宮御息女精宮御方、水戸殿簾中に姪之續に御座候付、對面、且簾中手元へ引取養育之義被三申合、御用意次第、水戸殿家來共被爲レ指登、

下向被_レ致度候、此段得_二御意_一候様被_二申付越_一候、右之趣有栖川宮よりも、於_二京地_一被_二申達_一候而可_レ有_二御座_一候、

右之通り指出し、尙又御城付口上に而、追而鶴千代鷹へ取合之義申通す、其後度々催促致候處、さらし沙汰無_レ之、十一月六日夜奉書到來、精宮殿事、御養女に被_レ遊候段被_二仰出_一候、十一月十七日挨拶申來如_レ左、

御書面、親王家之御息女を、無_レ故御引取被_レ置候儀は、例も無_レ之、御簾中御養ひと申候名義にては、鶴千代鷹殿御兄弟之御續にも相當り可_レ申候間、追而御縁組は難_二相整_一筋に御座候、左候へは御引取置、逐而御縁組御願被_レ成候御手續之外、有_二御座_一間敷事、

右之通り指圖有_レ之候へ共、御養女と申事故、其まゝに打捨也、さらに内談のせんなし、其上引取置養育と認たるを、養とのみ認めかへたり、是等の義は、別に委細記は此處には略す、

右之通り之扱數々有は、越前守我と心を不_レ合事知へし、越前守も何不調法有候哉は不_レ知共、心の合はさ

る事は前文之通なれば、御疑心に可_二相成_一筈なし、於_二御疑心無_一ヶ様被_二仰付_一筈は尙なし、

於_二國許_一大炮鑄立之事

天保十三年寅七月、老中土井大炊頭より以_二書取_一諸向へ達に成る、如_レ左、三家へは、御城付を以、書取にて達に相成る、但し何れにても知る所なれば、上下文略す、有用之處のみ左に記す、

海岸防禦の手當、ゆるかせに致し置宜など心得違、又は猥に異國人に親み候義等は、致す間敷筋に付、警衛向之義は彌嚴重に致し、人數并武器手當等之義は、是迄よりは一段手厚、聊に而も心弛無_レ之様、心得可_レ申候云々、

同九月十日、土井大炊頭より一紙に而諸向へ達に相成、前文同斷、

異國船渡來之節、取計方之義、今度被_二仰出_一候、就夫向後若近海へ渡來も候は、臨時に警固并防禦被_二仰付_一候義可_レ有_レ之候間、平常大炮等之用意可_レ被_二申付置_一候、蠻夷之諸國、戰鬪之任組、和洋之制度とは相違に付、利方之軍器別段用意も可_レ有_レ之、參勤之面々は、覺悟に而防禦之仕方、兼て心懸置可_レ被_二申候云々、定府之ものは、當地重之事に付、別

而右之心得に而、彌手厚に用意可_レ被_二申付_一候云云、

右之通り相觸候間、可_レ得_二其意_一候、右同日達、

異國船渡來之節防禦之義、今度別紙之通被_二仰出_一候、右に付而は、領分に海岸無_レ之分に而も、其最寄へ異國船渡來之節は、兼而助勢之義被_二仰出_一無_レ之向へも、臨時に警固并防禦被_二仰付_一候義も可_レ有_レ之、尤深山幽陰山國之領地といへ共、是又時宜に寄、援兵等之義被_二仰付_一候義も可_レ有_レ之候間、何れ之場所に而も、異國戰鬪之制度を相考、防禦之利器等、大炮之類、分限に應製作致し置、非常之備手厚く行届候様可_レ被_二申付_一候、

九月

右之通り可_レ被_二相觸_一候、

右之通り相觸候間、可_レ得_二其意_一候、

右之通り御達に相成處、たどる御達無_レ之てさへ、我等事天下の御爲、夷狄防禦手厚く致度兼て存所故、右御達書公邊初諸大名にても、逐々大炮鑄立に相成處、我等事今日の勝手さへ六ヶ敷、中々よけるの義、不

任_二心底_一候へとも、海防の義は御爲、大事の御義故、無_レ已先祖已來貯置所の焔硝壺、〔分註大さは大小有れ共、高さ三四尺、渡り二三尺餘、何れも唐銅なり〕あまた相つふし、〔焔硝は、當座木箱にても相濟事、大炮は唐銅にかさる故、無_レ已つふし、追てゆるく焔硝壺は跡埋可_レ致心得なり〕扱右のみにてはかね不足故、國許寺々に有_レ之撞鐘、一體寺々つきかれば、時の相成御法にて、半鐘、江戶表杯と違、時のかね撞候には、人の見通敷と覺ゆ、を抱置入費多ければ、時をつく處先つは無_レ之、又百姓共の法事杯にては、かねつく程の事も無_レ之、左候へは百姓のみ相手にする寺々、かねをつく用なく、全く寺の飾にかけ置かねにて、尤寺のかねと云は一ツも無_レ之、皆國中の士民より寄附したる品々なれば、前文の如く御達有_レ之上は天下の御爲、つきかねを寺へかけ置は一寺の飾計夫も寺は、よくにつふれて、かね迄にて、双方をかけ合見る時は雲泥の相違、且又つかさるかねは無用の品にて、我等事公邊御達を守り、手厚く備申度候へ共、勝手窮迫にて大炮鑄立可_レ申地かね買入る事も不_二相成_一は、前書之通り、代々貯置所の壺まで、不_レ殘打潰し、天下の御爲厚く備へ候へと存る志を、

士民有志の者共承り、自分々々の我より寄附せし鐘は、全く自分々々先祖菩提の爲には相成とも、夫までもいとる不申指出し、海防手厚く相成候やう願に付、前文我等代々貯置あまたの大壺と、右つきかねと調合して、追々大砲製造可致と相談相決、尙又濡佛も不用の品なれば一同鑄つふし、海防の備とせし也、
〔分註但濡佛つふさんと評義したる時、戸田銀次郎申聞るは、つきかねの義は追々つふし、錢杯にいたしたる例も承り及候所、濡佛の儀は相止候様申聞候故、夫は又如何様の了簡と尋ぬれば、申上候も甚俗なる了簡にて恐入候へ共、何を申も、濡佛は目鼻有之候へは、萬々一下々にて、佛法信心のわけも分らぬ者共、御なさけなき杯申上聞敷者にも無レ之、よく事を存候人計は無レ之、御國中の義は、威義二公以來は、別て神儒を尊ひ候風には候へ共、多の中下々迄、皆左様計にも無レ之、何も不存俗人も多く、又中には佛法を信心致候人も有レ之、御むこき事被遊候杯と存上候へは、上の御不徳に相成、其上數多き佛にも候か、又は大佛にも候て、御つふし被遊候程の御用にも立可申候へ共、わつかに

六尺許の佛、五ツ六ツ御つふし相成、左のみ御用の御足りにも不_三相成、其上何も不_レ存者、上の事を悪しく申上候事も有_レ之候ては不_レ宜候故、是は私より御免奉_レ願度との申聞に有_レ之、なる程了簡承り候へは、尤にも相聞え候故、其後寅壽へ如何了簡致候哉と尋る所、大佛を鑄つふし給ふは、寛文四年甲辰、寛文四年甲辰、京大佛をつふす、明和五年戊子、四文錢を鑄る、公邊にても被_レ遊候義、今以人々奉_レ賞義にて、御つふし被_レ遊候義不_レ苦、銀次郎より申上候所も尤には候へ共、餘り俗すぎ申候由申聞る故、左候て相談之上又々申聞候様申付る處、何れも天下國家の御爲に被_レ遊候事故、無用の濡佛鑄つふし候義可_レ然との評議のよし申聞る故、つふし候に決候處、又々銀次郎罷出、何れにも佛をつふし候は、御免願度よし再三申聞は有_レ之共、於_三公遊_一大佛を御つふし、錢に被_レ遊候例も有_レ之、つきかねをつふし錢とせるは、仙臺にも例有_レ之歟のよし故、銀次郎より申聞は有_レ之共、やはりつふし候に決したる所、其後又々銀次郎罷出、申聞には、天下の御爲無用の濡佛御つふし候て、大砲等の御用に被_レ遊候たは、無_レ已候へ共、御譯から宜候へは、俗人は

何と申上候とも、御決斷に相成候義と見え候所、只一ツの願御座候よし故、又夫は如何様の事に候哉と聞は、上町谷中光臺寺に有_レ之濡佛のみは、是非御免に仕度よし申聞る故、夫は又如何様の了簡にて、光臺寺の佛に限り、左様申と尋れば、銀次郎申様は、最初濡佛つふし候義御免願候へ共、外々の佛は、飾物同様にて全く無用に候へ共、つきかねと違、目鼻有_レ之故、俗人か彼是口やかましく申上候節、不_レ宜候故、申上候迄に御座候所、光臺寺の濡佛は先年御家中にて名は聞たれ共、失念したり、不調法有_レ之、御暇に相成處、右之者家來主家の斷絶致候をなけき、何をか主家のかわりに後世迄殘し置度故、主人のなき跡迄も、實に忠臣の心より存付、自分の食し候品をも減し、金錢を貯へ、右にて主家の斷絶致候事かなしみ、何をかな主家の印に殘度年來の心かけにて立候佛にて候へは、佛は同し佛にても、下々の者にて、かく迄主のなき跡までも、主家を厚く存候志、誠に輕き者には感心仕候、只今の世杯にては、主人御暇にも相成候へは、直に外々へ參り候様の、薄情の世の中に候へは、永世下々の者迄、主人を大

切に存候様の手本に致度故、此佛計は何とぞ御免に致度とのこと故、寅壽へ尋候所、一ツ計殘し置候へは、坊主共うらみこひ出来、却而不_レ宜、銀次郎の申上候所も、尤には候へ共、やはりつふし候方可_レ然との申聞、我等も同斷、少々つ、も手當の爲に宜候故、光臺寺の佛も同様つふし可_レ然と申處、又銀次郎罷出、度々申上候は恐入候へ共、彌光臺寺の佛御つふしのよし、左候は、光臺寺佛たけの地銅は、私より指上可_レ申候故、御免に改度よし申聞る故、考申所、銀次郎の志は厚候へ共、光臺寺佛の貫目たけ、銀次郎出すに付、右佛つふし候義止候は、外にぬれ佛の義も、其寺々より出金致し願候様可_三相成_一、左候時は、つきかね逆も同様相成、つきかね佛を題にして、金をゆすり候様取れ候ては、以の外、我等勝手さへよく候へは、つきかねも佛もつふし候に不_レ及候へ共、勝手悪しき中にて、海防手厚く致候様被_三仰付_一候故、無_レ已よし申候へは、又銀次郎申様は、左候は、右佛も御つふし相成無_レ已候へ共、又一ツの願有_レ之よし故、又夫は如何の事かと尋れば、かねの義は天下の御爲海防の御用に付、

御つふし相成候たん、其わけ分り候へは、其通り被
遊、さるかわりに、石にて右佛を御こしらへに致
度よし、左候へは海防の御用にも相成り、又忠心者
の志も跡へ残り候故、右様願度よし申に付、又寅壽
へ承り申候處、石にて作りかへ候ては、やはり夫た
け御入用かゝり、左までの相違は無之候故、やは
り以前の通り居置、つふし候方可然との事故、其
まゝに相成所、其後又々銀次郎より申聞に、石に御
作りかへに相成候へは御入用かゝり、左までの相
違は無之との事心付不申、恐入候へ共、左候は
は、佛には及不申、常の碑に致候て、右へ忠臣の者
の志、委細御認させに相成候様致度よし申聞有之
所、是は尤至極故、直に其筋へ申付碑文を撰せ、出
來次第に立候やう申聞候處、其後如何相成たるか、
扱又光臺寺の佛、已前は往來に有之處、我等か目
にかゝり候は、鑄つふし可申と、かけへ取入させ
候義は、藤田虎之介のよし、其比聞及へり、されは
虎之介も、銀次郎同様、此佛をつふし候義は不
好と見えたり、

〔附箋〕◎此附箋は後人の添
加せるものならん

天明八申九月四日、若年寄より寺社役中ね達、
奥山市之衛門元家來甚内事
谷 中 光 臺 寺 地 中
義 運
青銅三拾貫文
右の者、大元舟生村百姓にて、寶曆九卯年奥山市
之衛門方へ、中間奉公に相住候所、翌年五月市之
衛門病死、其節右の者へ遺言申置候に、嫡子八十
八幼年に候へは、晝夜側不レ放諸事心付、成長
見届候様にと被レ頼候、一言難ニ黙止、諸式相濟候
後も、父子共に無レ程不幸の儀甚相歎き、爲ニ菩
提、翌年右甚内菩提所山方村常安寺へ罷越、剃髮
染衣の身と成、義述と改、地藏菩薩は衆生有縁と
開傳候に付、光臺寺は奥山家菩提所故、境内へ唐
銅地藏安置致度心願にて、寶曆十三年末より木
食に相成り、御城下は勿論、在々迄無ニ間斷ニ勸化
念佛修行、漸天明二寅年迄、多年相掛り建立成就
し候由、輕き奉公致し候身柄にて、爲ニ主人ニ一圓
に存詰候段、其稀成る者の由相聞、主従の儀左様
可レ有之儀には候へ共、父子死後迄、件之通忠節
を盡し候段、輕き者には奇特之至りに候、仍爲ニ

御褒美ニ青銅被ニ下置候條、爲レ取候様可ニ申渡
もの也、

右之通り勝手窮迫ならされは、濡佛撞鐘鑄つふすに
も及間敷事なれ共、尾紀の祿とは懸隔相違にて、同様
勤る事故、今に初りたる事に非ず、昔より窮迫なれ
は、代々土地方等の義願候へ共不レ整所、眼前日光豫
參は、莫大の入費見ゆる折柄、海防の爲利器大砲等製
造、手厚く備可レ申御達有之所、天下の御爲故如何様
にも致し、手厚くして奉レ安ニ尊慮一度と思へは、無用
の撞鐘等を以、有用の大砲等にせし事也、〔分註右にて
も不足せは、我が江水に有之鍋釜火鉢燭臺等に至る
迄も、唐銅の品は打つふし、土器鐵器木にて相濟せ、
國中士民にても、國家の爲を思ふ有志の者よりは納
させて、利器大砲を製造し、海防を手厚く備へ、御安
心被レ遊候様に致度と迄相談したりき、〕
擬常にてさへ不足勝にて、内願等も可レ致程の處、希
なる日光豫參にては、莫大の入費有之とも、公邊にて
も、日光、〔分註但公邊は、高掛にて夫々指出せは、我等
初の入費とは又相違有也、〕海防〔分註是も多分は大名
等へ被ニ仰付ニ事故、我等初の入費と又格別也、尤被ニ下

拜借金等が出るにも、公邊分限にてはしれたものな
り、〕等、御用途も加し候處故、内願等勘辨可レ致と思
ふ程の處候、是迄年々被ニ下來る五千金は御引上げ、
〔分註但大久保加賀守より内願とは、遙に難ニ引合員
數候へ共、御時節柄と申、又外に御故障に相成候故、
永世被ニ下候思召に候へ共、少分の上先づ年限にて被
ニ下候よし申聞る、〕如何とも可レ爲様なれば、如ニ前
書ニ無用の品をつふして、有用の備にするは、則海防
懸り老中より所レ達の、得ニ其意にて爲レ所なれば、可
レ蒙ニ御疑心ニ筈なし、又於レ無ニ御疑心、ケ様可レ被ニ仰
付ニ譯は尙なし、老中等如何の心得にか有けん、大砲
鑄立右にて可レ知也、

於ニ國許ニ調練逐鳥狩之事

天保十年亥十二月廿三日登城、是は御書院番頭朽木周防守
を以、八代蜜柑拜領の御禮な
り、謁後別段老中水野越前守に逢、於ニ野州ニ爲ニ調練ニ
甲冑にて鹿狩、又は追鳥狩等致候ても不レ苦哉と承り
申所、同人答に、諸候の中にも、古來より右様の義
仕來にて、甲冑等にて調練仕候向も承り候へは、况御
三家方にては、御次第は、有之の間敷候へ共、遊獵の唱
にて調練を被レ成候ては如何に候へは、調練は武士常に可
レ苦事なれば、

遊獵の名目にては不本
 意也といふは尤也、やはり御調練の御申立にて、其御
 序に御狩被_レ成候方乍_レ同可_レ然候、是は越前守申
 處、理合也、古來
 より仕來候家は、届も無_レ之仕候へ共、是は松平門後守、仙
 臺、相馬等、所々に
 有を指て、此度新に初め候向は、御届申上候義にて、同列
 杯の中_は是は堀田備中守
 にも、御届申候て調練いたし候へ
 共、御三家方の義は、又格別の御事に候へは、夫には
 不_レ被_レ及事には存候へ共、始而之御事故、其旨輕くも
 爲_二御届_一に相成候方、尙更入_二御念_一候て可_レ然と申聞
 故、歸りの上役人共と相談之處、届候方念入可_レ然と
 の事故、老中迄如_レ左届、

水戸殿、於_二城内_一著具調練之義先年より致來、猶又
 於_二野州_一も、是迄隔年調練被_レ致候處、城内之義は
 場狹に付、以來年々於_二野州_一も、著具にて調練被_レ
 致候故、此段兼て及_二御物語_一置候様被_レ申付候、
 子正月十三日、御城付輕部平太左衛門より以_二書取_一
 申出る、如_レ左、

野州御調練之義、脇坂中務大輔殿被_レ致承知候旨
 御指圖之由、與御右筆田中休藏より申聞有_レ之候
 事、

右之通り相濟候故、去る子年より年々調練追鳥狩之

節に、獲物之雉子表向献上之義、老中迄相達、献上日
 限等も指圖有_レ之上にて、献上致候分註但已前之通、
 鳥狩調練の節、取得候雉子、兩御所様献上致候へ共、其
 節は届以前故野服也、前書之通届相濟候以來は甲冑
 なり事なり、分註無_レ據指合可_レ有_レ之節は格別、先つ
 は毎年三月廿一日より廿五日迄の間、雨天に無_レ之日
 に狩致候義は、兼て家中初へも達置事にて、所々より
 も見物人數多來り、公邊御側向杯の御人も、御内々被_二
 仰付_一見物として來れる風聞も承り及は、定て委細の
 義も入_二御聽_一候半、忍ひてひそく致候事にも候は
 は、御疑心も難_レ計乍_レ事、右之通り老中へ届置、以來
 年々調練致候義は公邊にても御承知、又伺の上年々
 獲物之雉子迄も、公然として献上せる事、さる程の
 事なれば、御疑心に可_二相成_一筈なし、又於_二無_レ御疑
 心_一ヶ様可_レ被_二仰付_一譯は猶なし、

一 逐鳥狩之節、所_レ獲の雉子献上之證如_レ左、但甲冑之義
 前故、於_二清水原_一野
 眼にての調練也。

天保五年午四月八日老中大久保加賀守へ献上の義
 内談致させ候所、翌九日於_二御城_一、御同朋頭啓阿彌
 を以、御城付へ封書にて指圖有_レ之、如_レ左、

書面之趣、表立御伺に不_レ及、御献上被_レ成候様
 可_二申越_一事、

但し献上之義、濟不_レ濟に不_レ抱、時節柄所_レ獲之雉
 子指登せ候所、十四日右雉子上著、且献上可_レ致よ
 しの指圖も有_レ之故、献上日限之義、御同朋頭へ口
 上にて爲_二承合_一候處、加賀守へ可_二相達_一由にて追
 而罷出、右は明十五日献上致候様申聞候由、右之儀
 に付、於_二西丸_一も爲_二物語_一之上、十五日御本丸同様
 献上に相成候事、分註公方様へ鷹之雉子一番臺目
 録山繩懸ヶ_也、飼口替中村與一左衛門封印、使者
 芦川市兵衛、内府様へ同一番臺目錄封印、同前使者
 馬廻頭羽太半左衛門、

一天保十一子年より、於_二野州_一甲冑調練之義、老中迄
 届濟故、甲冑にて調練追鳥狩致し候所、三月廿二日、
 於_二子東原_一調
 練、天保五年四月四月十一日於_二清水
 水原調練なり、大久保加賀守へ獲
 物之雉子献上之義に付相達候所、不_レ及_レ伺献上致
 様指圖有_レ之、四月十五日以_二使者_一、兩御所様へ献上
 致候、就_レ夫此度も同様、三御所様へ献上致度、尙日
 限之義は、雉子著次第得_二御指圖_一献上可_レ致よし、
 御同朋頭より申聞候事、

一 三月廿五日獲候雉子上著に付、廿六日御同朋頭へ、
 御城付口上にて爲_二承合_一候處、明廿七日献上致候
 様、太田備中守申聞候、然る所右大將様此節御庖瘡
 中之御事に付、右献上之義控候方にも可_レ有_レ之哉
 と、御城付を以、御同朋頭迄爲_二内談_一候所、備後守
 へ可_二相達_一由にて逐て罷出、右は無_二差別_一差上候
 様に、右同人申聞候に付、右之段西丸老中へも相
 達候上、三御所様へ一番つ、廿七日に献上致候事、
分註公方様右大將様へ一番宛臺目錄山繩掛_也、
 飼口替興津所左衛門封印、使者進物番頭内藤
 右膳、大御所様へ同斷、使者先手頭岡島藤左衛門、
 一天保十二丑九月、五日於_二常磐原_一調練之所、
 我等不快にて出不_レ申、雉子上著之
 上日限問合候處、土井大炊頭よりの指圖にて、十五
 日に公方様右大將様へ一番宛献上、分註箱入臺目
 録山繩掛_也、飼口替大久保甚左衛門封印、使者
 處合指引戸祭久之允、右大將様へも同斷、使者久世
 十太夫、

一天保十三寅三月、廿一日於_二手波
 原調練、献上日限老中へ問合
 指圖之上、廿六日兩御所様へ献上に相成る、分註丑
 年同斷、飼口替戸田銀次郎封印、使者大番頭芦川市

兵衛、西丸之使者内藤右膳」

一天保十四卯三月、二月廿六日於_{干波原調練}、獻上日限老中へ問合せ指圖之上、三月朔日獻上に成る、(分註寅年同斷、飼口鶯鶉殿半七封印、使者内藤藤一郎、西丸使者内藤彌太夫、)

一天保十五辰三月、廿二日於_{波原調練}、獻上日限老中へ問合せ指圖之上、三月廿七日獻上に成る、_{卯平同斷、飼口鶯鶉殿半七封印、使者内藤藤一郎、西丸使者内藤彌太夫、}

一雉子一番宛山繩掛、_{山繩とは藤也、}椀箱長二尺二寸、横一尺二寸、深さ一尺八寸、棒透付不粉引鈎、竹共入、臺目錄使者口上、

水戸殿より

公方様

雉子一番、

於_{三國許}、逐鳥狩雉子、以_二使者_一目錄之通り被_レ致_二献上_一候、

西丸への口上も右同斷、

老中へ問合如_レ左、_{御同断頭}

水戸殿於_{三國許}、爲_二調練_一、逐鳥狩之節、爲_レ捉被_レ申候雉子、公方様右大將様へ年々献上之義、去丑

年九月中伺之上被_二指上_一候所、此度逐鳥狩被_二申付_一、爲_レ捉被_レ申候雉子昨日致_二到著_一候、右は幾日此可_レ被_レ致_二献上_一哉、此段各迄及_二御内談_一候、今廿六日御献上被_レ遊候様にと、指圖有_レ之候事、西丸同斷、_{御同断頭}

水戸殿於_{三國許}、爲_二調練_一、逐鳥狩之節、爲_レ捉被_レ申候雉子、右大將様へ年々献上之義、去丑年九月中伺之上被_二指上_一候所、此度逐鳥狩被_二申付_一、爲_レ捉被_レ申候雉子致_二到著_一候に付、今日被_レ致_二献上_一に而可_レ有_二御座_一候、此段各迄及_二御内談_一置候、

於_三江戸表_一甲冑目見之事

天保七年申春登城の節、大久保加賀守に逢、年々正月十一日拙子方にても、具足開きの祝義致候處、二百餘年の太平、天下一統安樂に枕を高く、今日を打過候者難_レ有事に候へ共、神君にて千辛萬苦被_レ遊、斯迄愛度太平に相成候御厚恩を打忘れ、自分々々甲冑の著様さへも不_レ存、中には不心得なる者は、奢に長し甲冑等を失ひ、著服等美麗に致候武士さへ出來候義、恐入たる事にて、治に亂を忘れ候姿に候へは、十一日具足

開き之節、一同著具にて祝候ても可_レ然哉、内輪之事には候へ共、爲_レ念御聞申候と尋候へは、大に御尤に候へは、同列相談之上尊慮相伺_也、可_二申上_一由にて、逐而右之段相伺候處、十一日御具足開に甲冑著し候も、何か是迄と違_レことしく、乍然御尤の御主意に候へは、外に御工夫可_レ有_レ之よし、御沙汰のよし申越候故、左候は、具足開の節は、是迄の通に仕、二月十二日は、東照宮征夷大將軍に被_レ爲_レ成候日に候へは御祝奉_二申上_一、二月十二日に、神君より拜領御持の品を出し床に飾り、拙子右へ甲冑にて拜致し、其節家中一同著具にて、祝義として目見申付、一同へ酒にても遣し可_レ申よし申聞候處、是は面白き御仕向、委細又々申上へき由にて、其後申上候所、右之通り被_レ遊候様にと御意のよし申聞有_レ之、依は酉の年春より於_二後樂園琴書亭_一、年々御祝し申上候事、(分註去る辰年迄八ヶ年、隠居被_二仰付_一候迄、如_レ右御祝し奉_二申上_一、在國中は鶴千代鷹にて同様奉_レ祝也、)に候へは、辰年に限り御疑心蒙_レ可_レ申譯なし、又御疑心於_レ無_レ之は、ケ様被_二仰付_一へき譯は尙なし、右之外、甲冑を著たる人を立せ置、鐵炮にて打、暴逆

不仁の仕方也抔、其他色々有_レれ共、皆讒言なれば畧す、(分註甲冑著たる人を立置て、鐵炮にて打は、古來より人形とて、板へ繪かきて立置打事なれ共、其事も得不_レ知、武道不案内者讒言を聞て、た、ちに人を打たると思ひ、よく吟味もせざる事也、故に打れたる人の姓名は、何といふそと問へは、一切答も不_二相成_一程の事なりき、笑にもあまりある事共なりき、)右は何れも御疑心に相成よしなれ共、表不向ヶ條左の七ヶ條は、辰四月十三日十六日十七日と打續き、老中阿部伊勢守宅へ中山備後守を呼寄、御疑心の由尋に相成るヶ條也、(分註實に我等を叛逆人と思召たる見えたり、左れ共其本は、鳥居甲斐守等の奸吏并奸僧等の讒言なるへし、十三日十六日十七日と尋たるは、國許へ往復之間無_レ之様せるものか、阿部牧野何程新老中たりとも、願濟届濟等の義は、帳面にも可_レ有_レ之事なれば、尋可_レ申答なし、殊に土井大炊抔は、連判にもものりたる者なれば、右之奉書を忘れては不_二相濟_一事なれ共、我縁者故、此時の調には不_レ加歎、何れにしても七ヶ條は、老中に而組立たるには有_レ間敷、奸吏奸僧共其本を不_レ知して組立たるを、有_レ故て無_レ據尋に相成

本意に被_レ存候へは、御加封と御引替被_二相願_一度候處、功勞も無_レ之候而は、是又被_二憚入_一候故、夷狄防禦等一と御奉公有_レ之場所に而、被_二相願_一候は、公邊御分限にも格別不_二相拘_一、外々へも御故障有_レ之間敷哉との儀、委細逐々被_二申立_一候通、縱令辛苦被_レ致候而も、永世公邊之御爲、隨而一家之補にも罷成可_レ申哉と被_レ致_二御内談_一候得共、何等御沙汰も無_二御座_一候處、前件内願筋之義は、被_二指扣_一候様被_二仰出_一も御座候、付而は外手段も無_二御座_一、當惑致候付、當座之補なから不_レ得_レ止事、鑄錢之義及_二御内談_一候事に御座候、勝手向之義御尋之事

是は勝手向之義は、逐々御承知被_レ成候半と、一不_二申上_一候處、五千金御助成之儀、去年限と被_二仰出_一、積金之義も、年々元金のみ御下げ相成候旨御達有_レ之、是迄莫大御助成等被_二成下_一候而さへ、不如意に御座候處、公邊御改正に付、御助成等被_二相願_一候儀相扣候様、被_二仰出_一も御座候間、此砌必至と被_二指支_一、何と歎手限り仕法不_レ致候而は、公務家中扶助等にも差支候に付、前條之

通り、鑄錢之義被_二申立_一候儀に御座候、弘道館土手高さ御尋之事
是は學校被_二取立_一度、去る子年中委細繪圖面相添及_二御内談_一候處、同年九月中水戸城三の郭南北之方新規土居築、追手門前貳ヶ所新規喰違土居築、同所水拔堀被_二申付_一度義、被_二願出_一候通可_二申付_一旨、奉書を以被_二仰出_一候付、其砌指出候繪圖面之通、出來候事御座候、寺院破却等御尋之事

是は近來僧侶共風儀不_レ宜、不如法之もの不_レ少候處、源義殿代寛文之度には、寺院夥敷破却被_二申付_一、品に寄逐々引立被_レ申候に付、一統別而相慎、家法相守可_レ申筈之處、愚民を欺き金錢を貪り、或は肉食女犯等之類不_レ少候様成行、政教之大害と相成候のみならず、本山宗門へ對し候ても不_二相濟_一事に付、破戒不如法のもの共、追院等申付候付、同宗へ寄寺等被_二申付_一候事に候、勿論宗法等堅く相守、德行等有_レ之者共は褒賞致、無_レ故寺院破却と申譯柄には無_二御座_一候、浪人者召抱候哉之義御尋之事

是は學校取立候時、劍術出來候者、先年兩人召抱被_レ申、江水へ差置、教導等被_二申付置_一候、右之外當今召抱候義無_二御座_一候、

鐵炮揃打之義御尋之事

是は同心足輕訓練之節、連放等爲_レ致候處、便利不_レ宜義も有_レ之に付、諸流之内取捨いたし、爲_レ致_二習練_一候事御座候、

右者十三日十六日十七日と、同じ事を打續き、阿部伊勢守宅へ中山備後守を呼出し尋候節、中山并戸田より申出候迄にて、國許へは一度も御尋の間なし、十二日よりの調にて、十八日に宿次奉書は出たり、火急成事なりき、中山の答振、戸田の書取にて大意は分れ共、猶委細之儀左に記す、實は老中へ届、又は願之上、老中連判の奉書にて相濟候義迄、御尋に相成ては、答にも指支る程の事也、鳥居甲斐守、林大學頭等、又は兩山の好僧共を初、其本を不_レ辨して調たるを、新老中共其まゝにて尋たる事なりし、本を知りては、或は届又は願にて濟たる事、ヶ條へのせて尋らる、譯にあらず、されは右之七ヶ條は役人に無_レ之素人の方より出たるを、其ま

ま尋に相成たる事明也、但し老中初、御役々不_二心付_一して尋たるにや、其儀に記し難し、

松前内願尋之事

右者、去る午年以來の願書、一覽有_レきよし答なは、一言の挨拶も出來申間敷程の事也、右願書并我等か存意書をも不_レ見しての事とは思ひ知らる、也、そもそも我等代に相成、つらく考るに、土地方の義願ふにも、中々今時紀州殿へ勢州膏油の地にて十八萬石内實廿萬被_レ下候様の事は出來間敷、又少々計の土地被_レ下、夫を恩にかけて、以後内願向一切不_二相成_一様にも成行は、表向の聞計よくして、内實は尙々指支と相成へし、然る處、松前蝦夷の儀は、松前へ御任せ置候ては、天下御爲不_レ宜儀に付、寛政の度、越中守、伊豆守、和泉守、彈正大弼四閣老、何れも手揃之時相談之上、松前志摩守所かへに被_二仰付_一たるを、又々水野出羽守御役中、賄賂を取うけ、譯もなく御返しに相成たれば、(分註是も出羽守計にも無_レ之、一橋一位殿、御側御用御取次等へも、賄賂を以取入、何の評議もなく、海をさかへにさへ爲時は、大丈夫なりといふに相成、御役人は一切不_レ存て、上より右之評に相成りつゝ、か

に御返しに相成たる由、大久保加州過憂の餘り、内々申開候へき、又々累卵の危に成行たり、扱志摩守へ御任せにてよき事ならば、元より御引上には不_レ及事なれ共、右様の一小家へ御任せにては、天下の御爲不_レ可_レ然に付、御引上所かへ被_二仰出_一たる上は、何程御役人へ賄賂を贈共、御かへしに相成ては、不_二相成_一筈なれ共、賄にては非も是に成行は古今例也、是等の義は、去る天保戊戌八月朔日、上書の中へ、扱又御引上に相成て其當座は宜敷認たれば此所には略す、扱又御引上に相成て其當座は宜敷所、土地といへは五穀も出來ず、嚴寒之地故、右地へ行御役にも不_レ好様相成、又公邊御持にては、餘計物之様にもてあまし、仙臺へ被_レ下へき由の所、是も御免を願候歟のよし、實否は不_レ知共聞及へり、(分註譬へは、勝手よき人は、舊著服の手入は不_レ思打捨る、勝手悪しき人は、舊著服のやふれたるをも、大切に用に立る如く、良田持給ふ公邊の御目にては、右様龜土地の御世話は不_レ被_レ好、全く天下の御爲といふ所にてのみ持給ふ故、一たんのみに而、永續御摸通りには不_二相成_一、又仙臺とても同斷也、然る處、我等は第一に海防の爲を思ひ、又尾紀に比る時は、領地も狭き故、好む事なれば、好者に御任せに相成時は、微力だけに

は、骨を折へし、)全く五穀も是迄出來ず、産物にてのみ立行國なれば、右を被_レ下は、公邊の御損も少く、又我が領地になる時は、海防の世話し、一小の松前家に勝りて、第一は天下の御爲と成、次には我等か勝手の爲にもよく、又是また開けぬ地を開くにおいては、忠勤の名も後世迄傳る事なれば、かた_一外々の上田杯にて願ひ、大小名數十人所かへさせんよりは、此地なれば只一家の志摩守を、所かへ被_二仰付_一迄にて、手數もかゝらず、又先年は騒動有_レ之故、梁川の惡地にて一萬石被_レ下たる故、志摩守も難義にて、賄賂をつかひて松前へ返りたれ共、相應の土地被_レ下、大名に被_レ成候へは、志摩守も本意成へし、又我等か身に取ては、外々には土地被_レ下時は、十萬石にても二十萬石にても高に結所、松前蝦夷は無高故、たとへ五穀は出來不_レ申共、卅五萬石は今のまゝにて、國産にて益あれば、かた_一難_レ有、且外々の御故障にも成間敷也、太平に生れ出て何の勤功もなく、大小名等數十人所かへ致させ難義せしめて、寢て居てよき地を握らんは、武士の不本意也、されは異國船防禦の御奉公振有_レ之所を願、天下の御爲にもならずには、我が

爲にもせんと思ひ、天保五年午八月大久保加賀守へ内願したるを初として、今以願ふ所也、但天保午年より去控數十通有共、其大意は皆同斷、る辰年迄、願たるにて、事長ければ、此所に略す、此ま、指置る、時は、次第に危く成行、終に蝦夷松前のみならず、日本一體に危く成へき事、鏡にかけたる如くに思はるれば、今事なき内に、右之地拜領して、手當を厚くなし置申度事也、天保午年願たる時被_レ下なれば、はや十ヶ年になれば、今迄には大方手當も出來可_レ申を、残念なる事也、志摩守は、今にてこそ大名の末へ列すれ共、松前九郎といふ町人之末にて、夫故か今に町人風にて、海防杯の事は、全公邊向計取つくりひ、信實に思ふ心なき故、一小の松前家へ御任せに可_二相成_一地に無_レ之たんは、有志の者皆々いふ處也、古へより百姓なく、町人のみを扱ふ故、自ら利に相れ共、町人のみ、たどへは琉球九州等は表門、蝦夷松前等には裏門之姿にて、是を奪はする時は、其節御目か覺ても間に合ぬ御事、先年より見拔居たる故、上書もし、老中へも度々申立たる事なれ共、(分註尾紀は上方筋の押、我等は奥州羽州の押に、東照宮より被_レ命たるを、奥羽の大名起り立て、江戸へ打て出る節は、留る組成故、松前に領分有_レ之時は、奥羽の大名江戸へ出んとする時、水戸にて留兼る時は、松前より人數を

出して奥羽を打時は、江戸へ出る事不_二相成_一して、引かへすは指見なれば、夫かれの爲にも、外地被_レ下よりは、松前蝦夷にて被_レ下たる方、公邊の御ためにて、又神祖より奥羽の押被_二仰付_一置たる神慮にも叶ふ事也、たとへは子供のかけ出すを、前より止むるも、又後より帶を取て止むるも同じ意にて、江戸へさへ不_レ出はよき事也、)我が日夜公邊の御爲を思ふ程に、思ふ御役々なきと見え、上田をこそ願ふへき筈なるに、御役人御加増は、いづも、上田計いたく、にても知へし、五穀も出來ぬ嚴寒の龜土地を好む事、只事にあらすと讒言を信したるにや、惡しく氣を廻したると見えたれ共、餘りに事の譯を知らぬ者といふへし、秀吉か天下の節、蒲生氏郷を江國にて十萬石計領したるを、會津にて百萬石遣しければ、はや是にては、天下の望はならぬとなきしとや、會津の百萬石にてさへ如_レ此、夫を況松前蝦夷地に放れて、如何成事か出來可_レ申や、(分註辰の五月五日登りたれば、御側御用御取次本郷丹後守か中山備後守へ、松前蝦夷を我等好むか、實か_一、如何様のわけなるそとて、實に叛逆と思ひたるよし也、今以好候かごくりかへし、二三度迄尋候所、如何答可_レ申哉と申故、天下

の御爲に致度存申事故、此後共尋候は、今以同様好候よし、有のまゝに可申と申付候へき、左候へは、丹後守も我等程に身を入、公邊の御爲を思ひ、嚴寒の地へ飛入程の志はなき人と思ひき、御役人の志の淺事は是にても思ひやられたり、自分々々に我か思ふ程に厚き志有は、我かいふ所を感服し、我を助て御爲とすへく、我等に不_レ限、三家にて叛逆する程ならば、何の押にか相成可_レ申、其上上方筋にも有_レ之は、如何と疑ふも尤也、會津にてさへ蒲生は如_三前文いひたり、況松前蝦夷においてをや、少しは武道も辨させ度事也、扱尾州殿は、上田の尾張一ヶ國を領する上、美濃上田を領し、其上信州をも領し、木曾山までも領され、近くは又村かへもありき、紀州殿は紀州を一ヶ國領する上、伊勢の上田廿萬石餘領し給ふに、我か家は、常州庵田の地にて、三ヶ一計ならては領せず、されは尾紀に並勤難き筈也、惡地にてもせめては、常陸一ヶ國領せは、兩家へ並事なれ共、前に認る如く、大小名の領地數多にて、是を所かへさする時は、多人數の難義となれば、松前蝦夷は五穀も不出來_一土地にて、其上御奉公振有_レ之て骨折候地なれ共、右にても宜故とて

願ふを、御疑心有_レ之筈はなき事也、又御疑心なきにおゐては、ケ様可_レ被_二仰付_一譯は尙なし、
 勝手向如何して惡敷との事
 公邊之うへもなき大御身上にてさへ、御不足有_レ之と見えて、御取_レ々々々と云を、況尾紀兩家とは懸隔之小祿故、追々加領を願へ共不_レ整、希成日光豫參手當被_二仰出_一所にて、先代より逐々被_レ下來たる積金の利は御引上、又年々被_レ下來たる五千金も御引上、扱仙臺の大國主へは、鑄錢の願を濟せらる、所、此方は奥羽の所、外様の仙臺へは、鑄錢の願を濟せ給ひ、押被_二仰付_一我家へは御濟せ無_レ之、我等へは御濟せもな_レく、なせに勝手あしきとの尋は、如何の心にや、願之濟不_レ濟も賄賂の有無によるにや、徳川も流の末といふへし、(分註案に日光の節は、公邊尾紀兩家を初、諸大名行不_レ届義も數々有り、於宿坊、騷動ありて、家中の者斷絶したる杯もありき、し故幸と我か方にて、下々へのあてかひ、宿々への拂等相應に行と、さて、供方下々に至る迄、一人の病者もな_レく、且宿々にても悦ひ譽たるよし故、鳥居甲斐等殘念に思ひたるか、又は實に勝手よき故、かく行届たると思ひたるにや、乍_レ然勝手の善惡に不_レ限、下々へのあてかひ、宿々への拂等は、最初國許を發足せぬ時より

見拔されは、豫參には出兼る事也、夫を行届たること譽はせず、勝手如何にしてあしきとの尋は無理也、たとへ何程勝手悪しく、自分の衣食を施にする共、於_二出先_一不法有ては、武士の顔は立ぬ事也、多人數土足にて宿屋へ上り、難題言かけ、或は食たおし、又甚しきは多人數にて、町家の女房娘抱出したる沙汰も有りき、此後日光豫參ある共、當家子孫心得て、人夫をは相成たけ不_二召使_一様、町家通路の難儀無_レ之様、あらまほしき事也、

弘道館土手之事

學校中へ遠き鐵炮矢塲を作るに、一方は我か住城、一方は常葉山御宮、一方は諸士屋敷へつゝきて上町之町家、一方北之方は、山野邊兵庫頭、藤田主膳、海邊吉丸等にて、此先は谷に成り、青柳村といふ地なれば、只此三軒へさへ玉行されは宜敷故、玉の打付に相成處へ、あづちを高く作る事故、書面并圖面迄も、老中へ指圖の上作りたるにて、委細前三枚目、九月廿八日、老中連名奉書の通りなり、何程老中代りたる共、連名の奉書にて相濟たる義、外聞悪しく夫をわすれて尋らるへき譯にあらず、殊に土井大炊頭連名の中へものりたれば、承知なくては不_レ叶

事也、(分註案に、土井大炊頭は我か縁家なれば、辰年我等御咎の節の調にはのそかれたるか、又さなくとも縁家の事故、口出しせぬかの中成へし、然れ共役所には、留も有へき事成るに、我を落さんか爲、大切の御用々々として、奥右筆初へもかけすして、新參老中、并堀大和守、堀は此節一人御用に相成、林大學頭を相手とし、者、鳥居甲斐守と懸意也、て調たるにて、其本は鳥居と兩山の奸僧共、并我家の奸物共、申合ての事成へし、左もなくしては、正しく奉書にて被_二仰出_一たる事を、叛逆のケ條に入て、尋に可_二相成_一等なし、世人の笑ふも尤也、鳥居等に欺れ、よくよくまこつきたる方有と見えたり、つらく和漢古今讒言の有様を考るに、讒訴したる者は、飛のきて讒訴を用ひたることは、關政と聽れん事を耻て、是非一理を付て飾る者也、故に後世に至て、主君のみ闇味の如く成行者也、元より主君明成時は、讒言讒訴は取用間敷は勿論なれ共、萬一誤て取用たり共、日月の蝕の如く改むへきを、改兼て非を飾に至は不明なれ共、主君の悪しきのみにはあらず、如何となれば、何程主君讒者に欺る、共、役人有て夫を告んには、主君にても諫を用へし、扱其諫を不_レ用程の主君ならば、

後世迄惡名を殘す共、無レ已事なれ共、主君一人にて調を可レ成にあらざれば、君臣共によく思ふべき事也。

揃打鐵炮之事

右は前文に認たる通り、天保十三年寅九月十日、土井大炊頭よりの達の事にも、前記平常大砲等の用意可レ被ニ申付置候、蠻夷之諸國戰鬪之仕組、和漢之制度とは相違に付、利方之軍器別段用意も可レ有之、參勤之面々其覺悟に而、防禦之仕方兼て心懸置可レ申云云、御觸に相成、且又於ニ公邊も、下曾根金三郎、江川太郎左衛門等、高島四郎太夫へ入門、并指南も被ニ仰付、大名にても、夫々家中にて四郎太夫へ入門すれば、我等か方にても兩人、右術爲レ試入門致さる所、其後四郎太夫等廣く指南致候様御達に相成、委細末に記す於ニ公邊も揃打専ら被レ遊、大名にても致に付、我等方にてても、蠻夷諸國戰鬪之仕組宜敷所をも取用、天下の御用に立て可レ申心得にて、揃打も致させたるは、我等の家計には無レ之、如ニ前文、公邊初諸大名にても致所也、且又利方の軍器製するとも、稽古なくして用に可レ立筈なき事也、續て戰鬪之義は、勝利を學ぶか

専らなれば、頭の下知にて揃打にも、又は一發つゝにも打へきは勿論なるに、如何してかゝる罅もなき事御疑心にて、御尋に相成たるにはあらん、扱大名の内には、御達を守らす海防の手當打捨置たるは、却て御咎もなく、御達を守り天下の御爲に、勝手悪しき中をも不レ厭して、出精世話したるは、目に立たるにも有哉、御疑心に相成たるたん譯もなき事也、實は御賞し有てもよきと思ふ程の事也、夫故に我等ケ様被ニ仰付たる後は、是迄勵たる御譜代の大名共も、或は調練を止、又は召抱置たる鐵炮師等暇をも有りて、先の御達は反古と成行たり、後日異船の一事あらんに、よき不覺を取者多かるへし、如何にも武道不案内、徳川も流の末と成行事、不レ堪ニ遺憾ニ事也、何事に不レ依、一度御達出るからは、反古に不ニ相成ニ様有たし、まして武備の義杯は、太平の節は勵せても不ニ行届ものにて、怠る時は天下の安危にも拘る也、公邊の三日法度と、世の中にてそしれ共、夫も品に寄へし、武備の義杯怠りては、武士のせんはなき事也、されは勵者を厚く賞し、怠る者は嚴に咎されは、太平打續人心薄情に成行たれば、常はともあれ、事有レ之時は何

程か御損に成へし、兼ていふ如く、琉球もはや六ヶ敷、此上は蝦夷夫より島々夷狄に奪はれ、其内には内地の騷亂引出すへきは、鏡に向ふこゝちせり、されは今の内御世話有度事なるに、さて、無レ已時といふへし、蝦夷の義も、天保午年大久保へ内願出せし時、内願整たらんには、一御爲と成ぬへきを、かへすゝも残念なりき、

天保十三寅年六月十一日、大目附神尾山城守より水野越前守申渡、諸向へ相觸候由に而、御城附共爲ニ心得ニ爲レ見申候書付之寫、

諸組與力格

長崎町年寄

高島四郎大夫

右四郎大夫儀、先達而出府之節、兼而心得罷在候火術、傳來之秘事迄不レ殘、御直參之内、執心之者一人へ傳授致し、右之外諸家へ猥に相傳候義は仕間敷旨申渡置候處、以來者其儀に不レ及候、御直參は勿論、諸家執心之者へは、勝手次第傳授可レ仕旨可レ被ニ申渡候、尤異様之冠物衣服等不ニ相用、常體之笠或は陣笠、野服、小袴、陣羽織等に

而、爲レ致ニ稽古候様可レ致旨をも可レ被ニ申渡候、

右之通、長崎奉行に相達候間、承合候向も有レ之候は、稽古致し不レ苦旨可レ被ニ達候、爲見合、丑七月、四郎大夫へ被ニ仰渡候文面、左に記す

諸組與力格

長崎會所調役頭取

高島四郎大夫

其方儀、異國之火術等心得罷在候段、譽置候様御沙汰候、猶此上厚心掛、火術にも不レ限、彼國之武備等相心得に而、御爲にも可ニ相成ニ品有レ之候は、搜索致し、自分共迄申立候様可レ致候、且又此度於ニ徳丸原ニ火術見分有レ之候に付而は、彼是入費も可レ有レ之事に付、御手當として、書面之通銀子被レ下候間、可レ得ニ其意候、右は水野越前守殿御書付を以、被ニ仰渡候間申渡候、

丑七月

同

同

同

其方心得罷在候火術、傳來之秘事迄不殘、於當
地御直參之内執心之者一人へ傳授致し、右名前等
届可申候、且又右之外、諸家へ猥に相傳之儀は仕
間敷候、右は水越前守殿御書付を以、被仰渡候間
申渡候、

丑七月

金五百貳拾兩

其方所持之大筒四挺御用に付、御留に相成、書面之
通御金被下候間可_レ得_二其意_一候、右は水越前守殿
御書付を以、被_二仰渡_一候間申渡候、

丑七月

浪人召抱たる義如何との事

浪人召抱る義は、何れの家にて、學者、武人、醫師、
其外職藝に達せるは、公邊を初大小名共に召抱る事
にて、人の家來を不_レ貫外は、皆浪人なれば、何れの
家にも有_レ之、譯もなき人を届もなくして、一時に百
人も千人も抱なは、如何之譯を尋も格別なれ共、學
校取立に付、劍術指南之者等、先年兩三人_{子年以前}召抱
たるのみ、外に召抱たる者は無_レ之也、外大名を尋候
は、我か方にて召抱たるより、多召抱たる家も有_レへ

し、御旗本杯にても、二三人召抱たるは可_レ有也、我等
家にてても代々召抱來り、此ヶ條杯は、ヶ條計を、外に
て不_レ存者聞は、何十人召抱たるか不_二相分_一故、夫に
ては叛逆にも可_レ有_レ之と疑ふ間敷者にも無_レ之なれ
共、我等方にて召抱る程の人は、外にても有志は知る
者故、江戸中は勿論、他國迄もわつかに三人召抱候
に、かゝるヶ條を以尋る義、人々笑申よし也、江戸は
人の集候所にて、江戸にていふ事は、直に天下一統へ
響き、後世のよき物笑と可_二相成_一、是は全く我等を落
さん爲のヶ條少き故、數に書入たる物か、昔叛逆人杯
の尋に可_レ有様也、是等素人の調故也、家老は聞迄もなし、
風聞にても直に分
也。

寺院破却之義如何との事

是は近來僧侶共の風義惡しく、破戒不如法の者不_レ少
所、義公の御代寛文之度には、寺院夥敷破却申付、又
品によりては、逐々引立に相成、一統別而相慎、寺法
を守りたる所、又々近來愚民を欺、金錢を貪るのみな
らず、或は肉食博奕女犯等之類多、常々の様に成行、
百姓共難義に及、政事之大害に相成のみならず、彼の
本山宗門へ對し而も、不_二相濟_一事に付、破戒不如法之

者共逐院等申付、同宗へ寄寺等申付、又宗法堅く守
り、德行等有_レ之者は、夫々褒美致候義にて、無_レ譯破
却致候には無_レ之也、去る天保卯五月十八日、於_二御
座之間_一御直之上意にも、委細は末に出る、
故、此に略す、領中末々迄、公
儀御徳化へ相應、被_二遊_一御安心候様、厚く世話仕候
様難_レ有蒙_レ仰、御品々頂戴、源義の遺志を繼、益勵_二忠
精_一候様被_二仰付_一候處、於_二公邊_一、御父文恭公にて、御
建立被_二遊_一御祈願所の感應寺、未出來て間もなければ、
聊の破損も無_レ之、壯大美麗の寺さへ、追院破却
被_二仰付_一は、破戒不如法有_レ之故と相見え、出家は勿
論、其宗旨信心の者は、奉_二誹謗_一へけれ共、天下の有
志は奉_レ譽也、(分註案に日光御參と感應寺破却は、當
御代是迄の御美事也、乍然淨土宗信心し給ふか故、
法華宗のみ破却し給ふと、後世議すべく、此義は遺憾
也、されは何宗に不_レ限、賞罰同様に有たき也)後世迄
も記録に相成、不_レ可_レ耻右の二事也、扱_二於_一公邊も、
右様近く文恭公御建立の、壯大美麗の寺を破却し給
ひ、源義の遺志を繼候様にこの蒙_レ仰所、義公の代、國
許の寺々等破却せるは三千餘のよし、全く今我の手
元の扣に有_レ之分計も左通なり、(分註本朝は、神道に

て事足の處は、儒道を以補時は、異端邪道の佛法を用
に不_レ及は、何れの國にても同様也、殊に土地不_レ宜國
は、收納の外に寺々への付届、夫のみならず、普請等
にかこつけて、小民難義に及、夫か爲に勝手をそこ
ね、出奔するにも至れば、義公にて寺院等破却し給ふ
は、永世明君の龜鑑なり、(於_二公邊_一、感應寺御建立并破
却左之通り、

天保四巳十二月十二日水野出羽守より渡

寺社奉行ね

池上

本門寺

別段之思召を以、感應寺歸宗之積に而、一寺御取立
被_二成下_一候間、末寺可_レ致旨、被_二仰出_一之、

右之通、可_レ被_二申渡_一候、尤地所并堂舎其外之儀は、
猶取調可_レ被_二相伺_一候、

天保八酉三月晦日 水野越前守より渡

寺社奉行ね

雜司ヶ谷

感應寺

右、御朱印高三拾石被_二下候間_一、此段池上本門寺ね

可レ被ニ申渡一候、

天保十二丑十月朔日 堀田備中守より渡

阿部伊勢守宛

雜司ヶ谷

感應寺

右、先達而一寺御取立被ニ成下ニ候得共、今般思召有レ之に付、廢寺被ニ仰付、寺領被レ召ニ上之、

右之通、池上本門寺へ可レ被ニ申渡一候、堂舎取毀候義は、小普請奉行へ相達、御拂代金本門寺へ被レ下候筈に候間、其段も可レ被ニ申渡一候、尤御勘定奉行、御普請奉行、小普請奉行可レ被レ談候、

義公代、寺院破却手元留記に有レ之分計、如レ左、

- 一 眞言宗千四百八十六ヶ寺、 一 淨土宗百七ヶ寺、
 - 一 天台宗二百五ヶ寺、 一 一向宗六十六ヶ寺、
 - 一 齊家三十八ヶ寺、 一 曹洞宗百三十五ヶ寺、
 - 一 法華宗三十六ヶ寺、 一 時宗十三ヶ寺、
 - 一 山伏二百八十坊、 一 社人十八ヶ所、
 - 一 神主十八ヶ所、 一 行人百三十二ヶ所、
 - 一 禰宜百六十九ヶ所、 一 市子六ヶ所、
- 右之通り、不レ殘破却致し候は例にて、於ニ公邊にて

も、近頃壯大の感應寺破却被ニ仰付ニ候上、源義の遺志を繼候様蒙レ仰候付、永無住の寺にて、からん計年中手入致し、又は一人にて二ヶ寺持、或は破戒不如法の者追院申付候跡杯、又々寺といふ名計にて、ねた下より竹座中へ出る如き寺々にて、手入も不行届、見所も甚見苦敷、手入致には小民難義致分杯、多寄寺に致候、尤御朱印所持致候寺杯は、相成たけつふし寄寺には不レ致心得にて、無レ已のみ也、是等御法に觸候義に候は、於ニ公邊一も、御父文恭公御建立の寺國許と違、右寺有りとも、江戸は諸人の難義には不ニ相成也、破却は被レ遊間敷所、破却被ニ仰付ニ候上にも、源義の遺志繼候様蒙レ仰は、兼々感應寺破却被レ遊候御義難レ有奉レ存居故、早速思召に叶候様致し、小民共を救申度、寄寺に致候事にて、武家諸法度書を不レ辨には無レ之事なり、(分註惡僧共、江戸へ數多登り、我等義を色色と、惡様に申ふれたるよし聞及たれ共、夫々惡業有レ之、追放等申付たる事にて、一人として惡業無レ之者、追放等したる覺は無レ之、其筋帳面は^カ有レは、委細に認る也、其内淨土宗の諸化に、惡業有レ之故、右之者一人召捕吟味したる所、直に申様は、

恐入候へ共、肉食博奕女犯の義は、同宗にて守り候者は、わづかに三人ならては無レ之、其他常々肉食博奕女犯致さるは無レ之よし申に寄、左候は、右之外惡業有レ之僧侶共をも召捕んと、其筋役人申聞る所、我等答に出家といふ者は、人を欺候計に、肉食妻帯等、表向は不レ致ふりに候へ共、夫彼か宗旨にてこそ有れ、日本へ生れ出候者は、神道を本と可レ致義にて、神道は右様人情にも、もどり候道は無レ之、左候へは全く出家共、彼の道にてこそ破戒なれ共、於ニ我道一は人情にもとりたる異端の邪法に候へは、其まゝにすへし、其上一二人の事に候はは格別、多の出家召捕置事、食を遣す計も費也、前文の諸化も、直に有の儘に申に付ては、先格の通り追放すへしとて、追放せしかは、外々の惡僧共、右諸化のいひたる事を傳聞て、召捕れ可レ申と思ひ、自分々々出奔したる也、召捕不レ申は、畢竟我等か仁惠なるに、左は不レ思して、殺ぬ鼠のあたを爲といふ譬の如く、奸物共へ取入て、我等か事を讒言せる處、於ニ公邊一近來佛法甚しく御信心なれば、何事も出家共より出たる事を信と思召、被ニ取用一たる

御事也、古今共出家といふ者は、小文才有りて、且常々人を欺に功者にて、渡り者なるか故に、跡先の考もなく讒言等して自分は飛のけ、將軍家并御役人の調ちかへ杯と、後にはいひて、身をのかる、者也、於ニ公邊一淨土宗甚しく信し給ふ故、出奔の僧の中、知恩院諸大夫堅田遠江守家來と成りて、是より知恩院の宮を欺き、知恩院宮より云々御直に被ニ仰上、又兩山等よりも讒言出、又御旗本鳥居甲斐守等へ、我が家の奸物共取入て、讒言せし事也、されは我が臣子國民たらん者は、僧侶を國賊と思ひ定て、我が家有ん限りは、一切佛道信し申間敷事也、若臣子國民みたりに佛法信するか、又は剃髮して、神主墓所へ來るにおきては、我が泉客と成る萬年の後たり共、其者の末、只是置ましき也、夢々吳々我敵は出家也、臣子國民永世國賊の出家は可レ惡事也、諸宗の諸寺院へ達之文自分案文にて自慢故、後世此心得たるべき事也、如レ左、近來僧侶共風儀不レ宜、不如法之者不レ少候處、面奉ニ承知一候通り、寛文之度には、寺院夥敷破却被ニ仰付ニ候へ共、如法之者は破却等も不レ被ニ仰付ニ品により追々御引立等にも相成候へは、一統

別而難有奉存宗法相守可申等之所、愚民を欺き金錢を貪り、或は肉食博奕女犯等之類も、不_レ少候様成行候段、御政教之大害に相成候而已ならず、本山宗門へ對し候而も、不_二相濟_一候事に付、此度夫々御答被_二仰付_一候、尤肉食妻帶之儀は、元より人情に悖り候譯故、篤く佛法歸依致候者は格別、幼年之節何心なく得度いたし、又は貧窮等に而、無_レ據致_二出家_一候者扱は、内心改悔致し居候者も可有_レ之、其段は御不便に被_二思召_一候間、此上所詮如法に行届兼候半と存候者は、有體願出候は、御領中出生之者は勿論、他領之者たり共、是迄御領中に罷在候者は、夫々歸俗申付、經營相成候様被_二成下置_一候にて可有_レ之候、兎角向後御領内にて、寺院に罷在候僧は、聊破戒不如法等無_レ之様、被_レ遊度との尊慮に被_レ爲_レ在候條、一統難_レ有_レ可_レ奉_二承知_一候事、

右之達書は、天下へ出し度程の心也、右達書出してより、出家山伏等歸俗を願出たる者夥し、内心には佛法を異端邪法とは乍_レ知、肉食妻帶を好様聞えんと、人前をはかりて不_二申出_一も有_レ之は、五年か

一度、十年に一度は右之達を出すかよき也、國中四民一統剃髮の儀は、我が禁したれ共、此上一切剃髮の者なき様にして、國賊にまきれぬ様すへし、剃髮は第一に夷狄の風にして、本朝の風にあらず、其上四民に剃髮之人有_レ之時は、國賊其人の眞似して、破戒不如法をなす也、兎角梵網經の佛戒を本とし、又梵網經にあらずとも、出家に有間敷行有_レ之は、夫々申付、國中には右僧の外、立入事不_二相成_一様する時は、高僧は何程も無_レ之故、自然と出家は不_二立入_一様可_二相成_一、譬へは妻帶を禁制するほどにて、交るへからざる男色等するは、尙有間敷事なれば、戒の中に無_レ之とも、女犯よりも嚴重に有たし、又一向宗とても、遊里料理茶屋等へ行事を禁へし、左なき時は、諸宗一向坊主の身成を似せ、又は名をかかりて破戒をなせは、我國中一體に料理茶屋遊里等にて頭の丸きは、一切上ヶ不_レ申様すへし、たとへ他國より來りたる僧侶にあらぬ者たり共、剃髮の者上るに於ては、過料申付、一切國賊共破戒無_レ之様有度事也、

御宮を神道に祀たる義如何との事

國許常磐山御宮祭式は、是まで僧徒神職兩持之姿に相成居故、諸事不都合之義不_レ少、第一に我等代々の廟所より奉_レ祀振、都而兪略之様人々心得、以之外不_二相濟_一、此義は義公にも深意有_レ之、〔分註其節上野吉祥院を止て、國許吉田へ被_二申付_一、追々神道に可_レ被_レ祭と、九ヶ年右之如なりしか、義公逝去後、上野吉祥院よりの願にて、又如_レ本上野持になれり、御宮別當を止らる、時は、吉祥院義、公邊御目見席下る故の事也、又此家より遣し物も減る故也、右故に讒訴等もしたるものか、且素より於_二公邊_一も、御宮は天台に限りたる譯無_レ之故、三縁山安國殿は淨土、船橋の御宮は、神道にて奉祀いたせは、我が國許卑賤之僧侶へ任せ置、毎々破戒不如法之事も有_レ之、神境を汚し候儀不_レ少、旁神慮之程も難_レ奉_レ測、年來嘆居處、卯年五月十八日御懇之上意を蒙故、末へ記彌以東照宮神威彌増奉_二尊崇_一、神慮に叶_レ候様致候儀、神慮に叶_レ義、忠孝之根本故、御宮并台徳院殿御始、原廟神道に奉祀仕候事也、

先つさつと摘認れば如_レ右也、扱世間の人々一犬吠_レ形、則衆犬吠_レ聲といふ譬の如く、天海坊主は東照宮

薨御後、台徳公大猷公御代迄生のひ年百餘ければ、外に東照宮の尊慮を、直に知人なきと思ひ、己か心のまに申ふれたる故、聞人も夫を尤と思ひ、追々衆犬吠_レ聲如く申傳へ、書留もしたれ共、其本を吟味せずして、只天海坊主が書たる事、言たる事のみを實と思ふなるへし、されは其あらましを左に記て、不_レ知人の爲にする也、

そも、元和二年丙辰正月大廿一日、東照宮願所を蒙る吳服師茶屋四郎次郎道晴、洛陽より駿府へ下向し拜謁を遂る處、神君京大坂の事御尋有り、道晴聊異變なく、商賈無爲の化に誇、酒茶宴に耽る、且ッ鮮鯛を切て油を以煮徹しめ、熬として上に葦を摺掛、其佳味たるを嗜み食ふよし、妄に演説する所、神原内記清久か能濱の鯛二喉を献しければ、則右之通宮厨へ仰せ、御賞味の上田中の城に渡御、近邊を御放鷹有て、秉燭之頃彼城迄還御の所、御腹痛甚く、片山與庵法印を召けれ共、他行して其往所を辨へす、于_レ時萬病圓を御服用、落合小平次道次、を以、東武へ御病惱を告らる、漸して與庵田中に来る、

廿二日、夜陰に落合小平次江府に著し、登城す、台徳

公忽ち御前に召て、御病惱之故を問せ玉ふ、路次四十里の行程、殊に箱根の險山、馬入酒匂等の激川を越て、十二時の間に來る事を賞し、黄金時服を賜る、廿三日、晴天、大御所様一昨日より、於三田中御煩之よし申來、則青山伯耆守爲御使被遣候、右は大御所様田中へ御鷹に出御被成候處に、京都より茶屋四郎次郎參候て、御物語共申上候中、珍敷料理はやり、諸人仕候よし申上る、何様の料理ぞと御尋被成候、茶屋申上候は、鯛を胡麻の油にてあけ候て、ひるをすりかけ候て被下候、無三比類風味能く御座候由、御物語申上候、其日榊原内記方より、大鯛貳本あまたい三本令獻上、則右之御料理被仰付あかり候へは、殊之外風味能候て御機嫌よく、鯛を毎より多く被召上候へは、二時程過候て御せ^カ腹痛申候間、御食傷氣御座候間、高病圓あかり候はんと、御醫師片山與庵を召候所、與庵も御供に被參、當所に罷在候に付、與庵宿尋申候所に、田中にて尋逢不申、程過候て參上申候間、御機嫌悪敷、御立腹なり、御書記、廿四日、御機嫌少よく、大御所様駿府へ還御、御日神君之御病惱微驗に依て、田中より駿府の城へ還御、夜陰

に落合道次歸參、又十二時の台徳公の御使として、酒井備後守利、東武を發し駿陽に策を揚る、二月小朔日、將軍様江戸御立、爲御見舞道中御急、二日申刻著御、則御目見、大御所様御大慶無限、御日三月廿七日、大御所様へ、相國之位宣旨により、廣橋大納言兼勝、三條大納言實條下向、兩傳奏裝束、大御所様御裝束、其外諸大名何れも烏帽子直垂、分註然る所、太政大臣御辭退被遊候よし、上野介へ仰により、諸大名献上物等相止、何れも退出す、事長ければ略す、又三月廿九日相國御祝儀の次第、御盃事等も事長ければ略す、四月十三日、夕方より御前向物事靜に仕へき由仰あり、同十五日、榊原内記を召れ、家康死後の墓所は、汝か家々相守るへし、其段將軍へも申置也、他人も替るへからすとの仰を蒙り、難有旨御請申上る、夫より御尊骸を納奉へき場所等も被仰出、内記は急き久能山へ罷越、分註神君を唯一神道に奉祭神一仰によりて神職に相成故、自分も佛事を止て、唯一神道になる、其後神領三千石を支配し、從五位下大内記に叙任

す、如右なれば、代々唯一神道に無之ては不^ニ相濟所、息越中守代には、直に天海坊主と申合たるにや、^{德音院を補す、}祠官の重職を辭し、其任を僧綱に爲學頭補す、於是其身交代寄合の上座に列し、家格を大名の次座に列す、是を以家の榮幸とす、神君の重き遺言、親の遺言にそむく、不忠不孝といふへし、

一御不例中は、秋元但馬守、板倉内膳正、松平右衛門大夫、榊原内記昵近して、御看病仕候也、御不例の節は、御座の間迄は、誰々も參通る事なく、上野介迄申入、或は内膳正御請答申也、

四月十五日、三池御腰物を町司彦坂九兵衛に命し、科人を裁斷させ給ふ、分註一書には、十六日の晩、御小納戸にも候哉、都築久左衛門と申人を召呼れ、此以前御指被遊候三池の御腰物可有之間、取出し持參申候様に被仰付、則持て來る所、此刀を其方牢屋へ持參いたし、科人ともの中にて、本胴をためさせ持參候様に上意に付、畏候とて御前を立、御次之間迄罷出るに、又召せられ御前へ出れば、科人共の中に、是は必死罪と極りたる者、一人も無之において、ためし候に不^レ及旨被仰付、

然る所幸懸命の者有之に付、御ためし之儀相濟、御前へ持參、本胴心よく落し候由申上たれば、御枕元に指置れたる御腰物と取替、差置可^レ申旨被仰付也、問曰、右三池の御腰御ためし被仰候御入用の思召子細なども、知れる人有之哉、答て曰、右の通りの次第故、尊慮の程誰の可^レ存様無之、但我等若年の節、神道の奥祕まで極たる老人有之けるか、御他界前、三池傳來の御腰物御ためし被仰付、御枕元に被差置候に付、佛法の教には無之の事なれ共、神道の奥祕に至りては、その道理有之の事のよし物語也、右御刀は、内記へ被仰付て、久能山へ納ると也、齊昭案に、神道奥祕に、右様の義有之之哉否は未^レ知共、佛法に右様の義於^レ無之は、右を神君の神靈に、神に祭り玉ふ様被遊たる義は明也、

一東照宮の御義を認るは、諸書有りといへ共、皆後に認る書多く、又天海坊主の書たる杯は有りとても、一切取用に不^レ足事也、只吉田家に有之の自筆の日記を實とすへき事也、故に吉田家の日記を左に記す、分註我が家にも寫しあれ共、年久しく、追々寫

神にいはれ給はんと、御心也云々とかけるか、神に祭り置は、子孫長久せぬと思召は、豊國大明神を佛に祭かへよとの仰はなき筈也、其上伊勢大神宮は、古へより唯一に祭らるれ共、于今皇統綿々たるにても知へし、是唯一神道に祭給ふ御徳ならずや、(分註日本は勿論、唐天竺何れの地にも、兩部といふ事は有間敷事也、我朝にても、光明皇后杯出家に欺れ給ふ事にて、其本は皆愚婦人等よりの起なるへし、聖武帝孝謙帝の間にありて、空海弘法主杯、佛法を弘めんに、神國の人異國の邪道に入兼る故、神の威をかりて、何神は本地何々杯いふ事を言初て、人を惑したるものなり、光明皇后佛を信給ふの故に、八幡の託宣京に向へ給ふへしと云は、帝后俱に東大寺の毘盧遮那佛を尊はんとするあまり、神託をかけて、八幡の神輿を京に廻らし、其社女をして東大寺に至り、佛を拜さしめたるにても知へし、全佛を弘めんか爲に、神威をかりたる者なり、何神は本地何々、又は何佛の化身杯譯もなき事を言初て、人を欺くもの也、光明皇后は、いふもさる也、聖武帝孝謙帝皆萬世へ御惡名を残し給へり、

神國に生れ出る者は、異端の邪法は用ましき事也、神を汚といふものにて、必其者子孫長久すへからず、神祖杯の御事は、一時の御策也、扱今俄に佛を止兼とならば、神は神職佛は僧侶持にすへし、兩部といふ事は相止可申事也、然に天海坊主、表向には神君の尊慮は唯一神道にあらずとのみ云ては、台徳公初御老中等も、御遺言を奉承知者は、欺事不三相成一故、其極意は關東へ宮門跡を招請奉り置時は、萬一逆徒差起り、禁裏を奪奉り、西國中國に逆亂を起さは、關東におひて、宮門跡を當今と仰奉る時は、將軍家朝敵とならざる所の深祕の大事は、此坊主の胸中へたくみ込罷在由申上に付、是にて御遺言に御台徳公にも尤と被思召、東照宮御遺言にて久能山へ唯一神道に御葬式相濟たるを、又々御改に相成たる事也、齊昭年不肖、此御時生れ居て、台徳公御表向には、神君思召は兩部なりといひ、扱又極意の深祕云々と申上たるにて、台徳公御初欺れ給へと、深祕の中の又深祕迄には御心付なき故也、今我夫を申さんに、先つ東照宮を唯一神道に、清淨に神國の道に叶ふ様奉祀時は、天海坊主も一切手出しは

不三相成一、則久能山御葬の節には、出家は一、手出不三相成一、人にも不、天海殘念に存候へき、自分の儘を爲事不能故、恐多くも神君御他界迄は、口出しをせず居て、神君被爲在候内は、御好無之由、尊慮有之時は出来ぬ故也御他界後しかも久能山御葬式後に思付て云出し、台徳公を奉欺、神君をたしにして、東叡山の開山に相成、親王家を我が子分になし、萬々一前にいふ深祕の事有ん時は、我が子分とせる弟子宮を今上とせば、自分は開山の事故、禁裏の御先祖同様に尊はれん、左候時は東照宮の御跡は、いつもく將軍家迄也、天海坊主が跡は禁裏にせん、左候時は東照宮のことく、千辛萬苦せずして、終に東照宮よりも尊くならんといふか、極々の深祕なるへし、乍然よくく考る時は、是異端の邪法にて正道にあらざれば、決て不三行れ義なるへし、如何となれば、親王は禁裏の御連枝、且其御庶子にて御出家し玉ふ御方、禁裏へ對し弓を引るゝにおゐては、親王くめるめ朝敵にて、尙御出家の道には有間敷事なれば、誰か義を守る武士、朝敵の親王の御身方可致哉、是を尤と於公邊不レ被思召は、徳川の天下は夫までと思ふ也、若親王にも義なく、公邊にも義な

く、天海の言行はるゝにおゐては、三家を初御家門の人々、公邊へ對し弓を引とも叛逆といふへからす、大名の連枝々々主家へ弓を引とも無道といふへからす、是を神國の正道とは言間敷、扱又正義に無之時は、義士は付申間敷、義士於レ不レ付は戰闘に勝利有へからす、されは天海坊主の深祕と申上しは、何の御用にも不立のみならず、萬に一於二用給ふ時は、徳川の天下は夫迄也、されは主上を幾重にも御大切に被遊、親攝を初、公家共に至る迄も、徳川の御恩を不レ忘、萬々年の末迄も、徳川の天下を難レ有今日暮し能き様に仕向給へ、又公邊は勿論、三家を初、御普代大小名等、何れも武備手厚く於レ有之は、一切奪はるゝ事は無之事也、畢竟奪るゝといふは、禁裏の御扱悪くして、主上にては面白からす思召、又公家初も窮迫して、將軍家をうらむ様相成、於公邊は武備怠り有之時は、奸賊の者主上を奪取て、天下の權を専とせんと、たくらむ者も有へき故、一日たり共、武備怠りては不三相成一事也、又何程武備のみ勵し給ひても、主君の御扱於惡敷は、正義の武士、義兵を出間敷者にも無

レ之也、されは此末を見通すに、主上を奪取て戦闘の起んは、奸賊と義士との二ツにあり、されは奸賊を防ん爲に、武備の義は怠り玉ふ間敷、義兵を防ん爲には、主上を初、親攝公家共に至る迄も、夫々御扱よろしく有度御事也、本文之外、外患防禦意り、日本危くれば末世戦闘起は、此三ツに出さる也、右様被遊候上にも、天照大神宮より是迄皇統綿々たるを、萬々一絶さん事を憂ひ玉ひ、厚く思召ならは、大火大地震、御事有は也、宮家の御方御二人も三人も下向させ玉ひ、厚く備給ふは格別の御事也、前文に記す如く、天海坊主か邪の如く相成兼る上は、御主君家を坊主になし、堂守とし給ふは正道にあらされは、止給ふかよき御事也、(分註御普代大名小名杯にて、三家三卿御家門の二男三男等坊主として、堂守墓守等にせんと有は濟せ間敷也、大小の相違迄にて同し理也、)是は無益之論と思ふへけれ共、筆序に記せる也、

海坊主か邪説を行んか爲に、上野介初御遺言にそむきしよし申、絶言語たる事也、(分註上野介内膳正を初、東照宮の御寵臣にて、御床を不離御看病申上、御遺言をも御直に相伺ながら、御遺言にそむき、兩部に可奉祭様なし、左様の老中にはあらず、然に右の人々、御遺言に背きたるといふのみならず、又も神道に可相成と思ひたるにや、元和八年十月十九日、七年忌之佛法之義式有りて、將軍家御成渡御之由也、就夫此比不慮の沙汰申、本多上野介身上逆意之由にて、知行以下御改易之儀也、次南光坊も同心之族之よし、御戒の由沙汰有之云々と、梵舜日記に見えたり、又々此時、將軍家を奉欺置、上野介を御疑心にいたし置、其内に佛法の儀式を取行たる事明也、實に天海坊の邪惡の爲す所也、此度我等を讒したるも、上野の出家のもる、事なし、扱又將軍家御役人を欺き置て、ケ様被仰出たる後には、公邊にてとんたまちかへ出來た杯、不レ知顔にてうらみを公邊へ向け、我等慎有之内に、此度は不存寄不慮の義被仰出、さて、恐入候御事也、夫に付ては日門様御事、御縁も有之、別而

御氣之毒に思召候に付、御宥免御願可被進とて、右の下書を我等まで、吉祥院より見せたりき、其節我等答て、我等事將軍家より御答を蒙り申候、御免にてよくは、將軍家より御免に相成事と見え申候、思召は難有候へ共、御縁も有之上は、尙更ケ様の下書拜見被仰付候ては指支候、夫ども強て御出し被成候は、御勝手次第、日門様より之御答に候は、日門様より御免に可相成と申遣候へきか、出たる事も聞きさき、上野より讒言致し置、公邊にて被遊候やうにのみ申、公邊をうらませ、上野よりは御宥免の願を出して、又我々にひたしくせんとの意也、兼て異端邪道とはいひながら、不届なる者也、日門の御承知之事にあらず、皆執頭初の爲所にて、第一の本は、吉祥院か本也、卯年の暮唯一に致たれば、辰正月公邊御目見は御別當を放れたれば、席下る處、辰年のみは是迄の通りにて、寅年より御改に相成度由也、右を我等國許にて承り、定て策有ての事といひたりきか、果して讒を出し、本へかへして、自分の席不下様にしたたり、既に辰年九月日光の宮、日光山へ御登山の處、御大

病にて御歸府、他にては薨御と申たる位なりしか、漸にして御全快に相成所、又巳年の九月御登山の處、又々御山内より御病付、九月廿四日江戸へ御歸府、然る所御大病に付ては、折節御室の宮御下向にて、御室宮は日光宮、御叔父なり、又と御逢相成兼候へは、御逢被成度由御申込の所、御不快故難相成由、執頭より御斷申故、御病床のまゝにて不苦故、御逢被成度、二度御逢被成兼候故、是非御逢被成度と、又々御使被遣候所、薨御のよしにて又御斷申處、薨御に候は、御面體計も御覽相成度と、又々御申込の所、御棺へ入たるよしにて、御斷申に付、左候は、御棺拜被成度と申込之所、十月二日、反古を燒候とて公邊へ届、御火葬せるよしにて、是亦御斷申に付、御室宮にも、御目を驚し、上野山内の惡風、聞及たるよりも甚し、人を燒は一向宗計にて、殊に淨土天台杯にては嫌事也、ましてや其人と言、其宗旨といひ、燒といふはなき事なりとて、大に立腹し給ひき、又公邊御役人とても、右を其ま、聞濟せ申事、如何したるものにか、我主をさへ如右すれば、我等か事杯讒するは、左も有へき事也、天海坊主を初

として、讒言は上手なる見えたり、畢竟は金銀を堆する寺故、讒言も行届と見えたり、「されは、於公邊も、徳川の天下を御萬々代に傳給んとならは、東照宮御遺言の如く、唯一神道に、我が神國の道に叶ふよふ、清淨に祭り玉ひて、神國一統天照大神を崇め給ふ様仕向玉ひ、又禁裏を敬し給ひて、正義の武士奉ニ感服ニ様仕向玉ひ、又武備手厚くし給ひて、夷狄は勿論、奸賊共も恐縮すへき様仕向給ふか宜敷御事也、され共又公邊の義は、台徳公か御遠慮あらは、王孫を堂守になし置る、義、乍ニ惡敷も唯一神道にこそなけれ、東照宮を尊敬し給ふ思召とは、事を不レ辨者は思ふへけれ共、我が國許杯にては、貧僧三四人へ申付置、いつもく破戒不如法の坊主共、山内にて肉食し、又は山内にて婦人と密會し、常に遊里へ行、瘡をうけ、膏藥を數多頭へ張ちらしたる如き僧のみ多く、御宮へ出ては、手をつくさへもむさければ、かゝる者へ申付置候故、我が代代の廟は神儒にて祀る故、如何程か清淨にして尊く、且は前文に認如く、神慮にも叶へは、かたく公邊にて、佛法におほれ玉はぬ明時には、申立の上

可レ致事也、但夫迄の所、僧持にせば、御山外に矢來をして、一切坊主を他へ不出様する時は、破戒不如法は出來まほしき事也、尙書に、鬼神罔ニ常亨、亨ニ于克誠ニ也、他家は兎も角も、我等か家は、古へより神儒を尊ひ、士民に至迄も神を尊ふ者多、異端邪法の佛事を好者は、愚夫愚婦にてわづかなれば、尊ふ處の道を以不レ祀は、神慮には不レ應事也、若一國愚昧の士民のみにて、神道よりは佛事を尊く思ひなは、御遺言には背く共、一國にて信心せる道にて祀奉る方神慮に不レ應と計は言難し、兎角我が尊ふ處の道を以不ニ奉祀ニは、神は享不レ申事なるへし、是迄一同一體佛事に欺る、者共心を改め、佛法の異端邪道なる事發明して、一統我が生れ出たる神國の道を尊ひ、したかつて神君をも唯一神道に於レ奉レ祀は、尙以可レ應ニ神慮にニ事也、右之論は、姑く指置き、國許に公邊御代々の御廟を立る事、其時々伺處、いつもく勝手次第に可レ致由御指圖なり、勝手次第と御指圖有レ之うへは、作る共不レ作とも御かまる可レ有レ之筈にあらす、ましてや我が神國の道に叶ふ様尊敬して祭給ふとて、惡敷と御沙汰有レ之へき筋は一切無レ之、

〔頭書〕梵舜日記に有しは、全く此地の沙汰を京にて聞認たる事なれば、道路の説は色々の説有れば、あてには成兼れ共、本多逆意云々は、注に認る如く、南光坊か策にて有レ之事と思ふ也、南光坊は御導師なれば、同様にては佛法之義或不レ整、本多逆意のよしを南光坊か作にて出したる故、若本多方にて南光坊逆意杯たるを、京地へは兩人一同之様に聞えたる物と見えたり、されは南光坊御導師の上は、本多のみ御疑心に相成たる事なるへし、さて又、東照宮を唯一に尊敬せる事惡敷に於ては、公邊にても船橋御宮を神道に奉レ祀を、其ま、指置る、は如何也、〔分註船橋の御宮は、以前より神道に奉レ祀は御かまるなく、我が國許の御宮は、此度神道に奉レ祭故、不レ宜との御事ならば、則佛法におほれ給ふか故といふへし、いつとても善事ならば、改かよき事ならずや、鷹司殿下へ京地の模様承りければ、東照宮の義は宮號被レ遣て、神と被レ成候へは、神に祭は當り前之義にて、於三京地ニは唯一に祀給ふ共、佛事に祭給ふ共、關東の勝手次第にて、さらに御かまるは無レ之、我等唯一に奉レ祀たる杯惡

しきこの御沙汰は、一切無レ之よしの申聞なりき、何様於三京地ニは、御家來の事故、如何に祀とも、右様細々たる事に思召可レ有レ之譯は、なき事と見えたり、乍レ然竊に考るに、關白殿下初は、關東の義は、少し宛も落したくは思ふへければ、最初に天海坊主の邪智を以、兩部に引下けて、祀給はんと有レ之は、於三京地ニ尙濟せ易き筈なれば、唯一に祀ても、兩部に祀ても、於三京地ニ御構無レ之上は、其子孫たらん者は、唯一神道に清淨に祀りて、神慮に叶ふ様するを、孝道とは可レ言也、又船橋の御宮を、神道に祭り給ふ上は、我國許の御宮を初、何れの國にても、神祖の御宮を神道に祭り奉りて、惡しき譯は無レ之筈也、〔分註但東叡山の出家よりは、神道に祀時は、自分の持場を人へ渡す事故、色々と故障申筈なれば共、是は御宮の爲に有レ之出家にて、出家の爲に立置御宮には無レ之、然に出家より故障申出たる逆夫を取上るは、公邊佛法におほれたるか、役人賄賂に眩かの二ツにて、明時にはあらぬ事なるへし、又出家よりの申出を取上げて、惡しきと思ふにもせよ、一應二應の尋もなく、我が了簡をも不ニ申上

中に、ケ様可被_レ仰付_二譯はなき事也、寺々寄寺にする扱は、老中迄には不_レ及、毎度かゝる事は、其爲の寺社奉行ありて、此方了簡をも聞届へき事なるか、奉行等よりは、一應の申聞もなければ、寄寺の義に付、かく可被_レ仰付_二譯はなき事也、

〔前註國許常磐山御宮を、唯一に改めんとしたる時、色々改革も行届たれば、御宮は其まゝ指置候ては可_レ然よし申付、一度改る事を扣たる處、船橋の御宮唯一なる事を思ひ出たれば、神祖尊慮にも叶ひ候事故、清淨に奉_レ祭度存、又々改候様申付たる所、改候は、幕府へも一寸届方可_レ然由、兩條共戸田より我々申聞有_レ之所、我等戸田之申事を不_レ用、正論を以改たる也、又是迄御宮に有_レ之唐銅の燈籠も、大銃にせよとて、神崎の大銃場へ遣したる所、是も戸田銀次郎より大銃懸りの市川市平、平田土部六衛門等へ内意申付候て、我等より申付候ても、先鑄つふし不_レ申様にと申候よしにて、大銃場へ行たる節には、市平六衛門等にて、右燈籠を我等にかくし、こも扱かけて見せさりき、扱御宮を改たるか不_レ宜事ならば、我等結城、今井等の罪は格別、戸田

か罪に成るは如何之事也、依而有_レ之まゝを記し置也、

浪人召抱は、何れの大小名にても、二人三人召抱なきは無_レ之事故、夫か爲にかく可被_レ仰付_二筈なし、弘道館土手の事は、夫か爲に圖面迄も出し、奉書にて御濟せに相成事にて、かく可被_レ仰付_二譯なし、北地の義は、天保午年より追々申立たるを見る時は、委細に相分れば、かく可被_レ仰付_二譯なし、勝手之義は、内願之土地不_レ被_レ下、是迄被_レ下來りたる積金の利、并年々被_レ下來りたる五千金迄も、日光豫參の砌御引上、鑄錢の義は願共不_レ整しては、勝手悪しき筈なれば、かく可被_レ仰付_二譯なし、大砲製造揃打等は、何れも御達を守りて致たる事なれば、かく可被_レ仰付_二譯なし、されは何れも御役人の調にては出來兼て調にて御疑心に可_二相成_一譯なし、於_二御疑心_一無_レ之は、ケ様可被_レ仰付_二譯は尙なし、

公邊佛法の盛なる義は暫く指置、鳥居甲斐守、御役人なれ共、政府の事は不_レ知故也、か兄林大學頭を人形につかひ、堀大和守を手傳となし、元をも不_レ知して、奸

僧共并我奸臣等と合併し醸出したる事、上よりかゝりつよきに、新參老中等吟味の間もななく、尋たる者と思ふ也、さる故に、此方より前出の如く答たれば、一言の問返しもなかりき、よき後世の笑物、芝居狂言にも出來ぬへし、右は何れも御疑心に相成たるケ條なれ共、左のケ條迄には不_二心付_一事と思へは、御疑心に可_レ致ケ條左に記す、

天保三辰八月廿五日、鯨打之義に付、御城付を以、老中大久保加賀守相達扣、但鯨打せ候義口上にて申添る

國許家中之者、於_二原野_一鐵炮早打爲_レ致_二稽古_一候儀は、年々有_レ之候へ共、船中に而早打爲_レ致候儀は無_二御座_一候付、海岸より五七十町内に於_二船中_一試打稽古爲_レ致度候處、不_レ苦儀に可_レ有_二御座_一候哉、此段及_二御内談_一候様被_二申付_一候、

付札にて、如_レ左、御勝手次第被_レ成候様可_レ被_二申上_一候、扱右様の願出したるも、其元はやはり公邊の御達を守る故なり、

寛政五丑三月、松平越中守より丹阿彌を以、御城付へ相渡候書面、如_レ左、

異國船漂流手當之儀、以前被_二仰出_一候事に候へ共、行届かね候場所も有_レ之哉に付、近年度々備向之儀被_二仰出_一候事に而、勿論一時之事にも無_レ之、永久備に候へは、往々之手當無_レ怠、いつ逆も手筈届候様相心得、人數船方調練等、兼而獵など之節相試、武器修理等も不_レ怠心懸、常々無_二油斷_一儀勿論に候云々、御達書は、天下所知故、已下文略之右之通り、海邊領分有_レ之萬石已上之面々へ可_レ被_二相觸_一候、

三月

右之通り相觸候間、其趣可_レ存候、右之通り、御達書有_レ之候へ共、一統怠り打捨置故、船打の事は願し也、土井大炊頭より一紙に而、御城付迄相渡たる扣

異國船渡來之節、取計方之儀、此度御改正之趣意を以、被_二仰出_一候處、警衛向之儀は、彌嚴重に致し、人數并武器之手當等、是迄よりは一段手厚に可_二相心得_一旨相達候、右に付海岸防禦之面々は、

向後備之人數相増手當可_す申付置_す候云々、
右之趣、萬石以上以下海邊に領分知行有_す之面
面、并寺社領迄、不_レ洩様可_レ被_レ相觸_レ候、

八月

右之通相觸候間、可_レ存_レ其趣_レ候、

右之通り、御觸に相成故、左之如く届置、但前後文略

一 海岸防禦之面々、向後備に人數相増手當申付、

尤人數何人程相増候旨、委細書出候様にこの

御儀、領分備向之儀は、別紙之通り、實以手薄

に御座候間、海岸并最寄村々へ、壯丁相撰、鎮

守氏子等に而組合を定め、一ヶ年一兩度つゝ

も勢揃爲_レ致、且は火防等に而相試、約束等諸

事簡易に相立、萬一之節は支配頭下知次第、無

二無三に夷人打碎き候様之規定に相成居_レ候

は、一ヶ濱にても、人數五六百より千人内外

は相募_レ可_レ申候間、一廉實地の用にも適_レひ申

候云々、略す

右等も、御疑心のヶ條等へ、入れたらんには入へき

に、奸吏奸僧心付ぬ事と見えたり、或人か大なる松

の鉢物を邪魔にして、東の戸外に出しおき、終にわ

すれて申送りせされは、悪者共か集て、新參者をお
とさんとして、化物か出たると告る故、新參同役かく
急き雨戸を明る處、思ひも不_レ寄鼻つめに、松の鉢
物あるを化物と思ひ、目をまはす計に驚たり、よく
よく跡にて思へは、自分か同役にてかく出したる
は分りをれ共、松に驚きたりとは、外聞あしけれ
は、やはり松か化たるなりと人々に云聞されは、外
にて聞人咲ふとなん承る、よくもく、世には似た
る事の有者也、されは最初御主殿より御願の節、能
登守、銀次郎、虎之介等か願ふ如く、御聞濟にする
時は、我が家の爲は勿論、永世公邊の御名も出間敷
を口おしき事也、我家のみにかきらす、公邊へ申立
る事は、よくく、かなくては不都合と思ふか故
に、願事なれば、此後とてよくく、察給ふかよき
御事也、三家三卿等一家のものは、其つまる所、時
の將軍の不明不徳と後世迄傳ふへし、況願ふ義を
叶へ玉はすして、一家のもの出来においては尙更
なり、

一 東照宮にて唯一神道にし玉ふへき尊慮に相違する
よりして、今御宮の美麗なるを人々賞譽し、日光を

見不_レ申は結構とは申間敷と、世の諺にも言はら
し、三ツ子も云程の事なれ共、神慮に相違せるか故
に左に記す、

神祖御不例之節、板倉内膳正へ御身後の儀被_レ仰

置_レ候は、我等廟所を將軍か被_レ申付_レ候において

は、始祖の廟なればこの義を以、作事等結構に可_レ

申付_レ候へ共、夫は無用也、我等子孫に至り、代々共

に始祖の廟に増らぬ様にと、勘辨有爲にも有_レ之間、

其心得を以、輕き宮殿に被_レ致置_レ候様にこの御達

に付、御他界後江戸にて内膳正、其段將軍家へ被_レ

申上_レ候所に、御尤の仰に候得共、餘り輕き宮殿に

あるは如何なれば、大體結構なる御宮居と拜見候

如く、御普請掛りの者へ申談候様に被_レ仰出_レ最

初の御宮出来候なり、其後寛永三年御父子様共御

上洛の御留守に、御臺様御煩被_レ爲_レ付候段、京都へ

相聞候付、駿河大納言殿御看病の爲、御暇にて御下

向の所に九月十五日薨去被_レ遊候に付、増上寺にお

いて御法事等の義も、駿河殿御差圖被_レ成候内、御

父子様共に還御被_レ遊候へ共、御廟所御靈屋等御造

營の義共に、駿河殿御掛と相成候に付、思召儘の結

構に御普請出来たり、駿州殿は御臺様御愛子なり同九年正月廿四

日、台徳院様御他界之節、御靈屋御造營之儀、崇源

院様御靈屋より、見増候様仕立可_レ申旨上意に付、

只今の如くなる御佛殿出来候處、此御佛殿と見合

候へは、日光山に御立被_レ遊候東照宮の御社は、殊

之外手淺相見候に付、總奉行の義、秋元但馬守へ

被_レ仰付_レ候刻、御宮御修葺に付ては、御入用御厭無

レ之間、随分と手をこめ、台徳院様御靈屋に見増候

様に被_レ仰出置_レ候付、右御修葺之御入用七拾萬

兩餘之よし、右之御次第に有_レ之候へは、御代々御

魂舎の莊嚴は、其始駿河大納言殿の物數奇より起

りたる由也、(分註案に、此時の七拾萬は、今の百四

五十萬兩よりもつよく付へし、莫大の御事也、東照

宮の思召は、徳川永世の御見通しにて、台徳公の思

召とは相違にて、深意遠慮奉_レ感服といふも、尙餘

りある御事也、台徳公にて遠慮有は、崇源院殿の御

靈屋を立かへ玉へき御事なるか、永世の御見通し

なきか故也、右故神慮に違ひ、天海に欺れ給ひて、

御宮を兩部になし玉なるへし、御宮を唯一のま

まにさし置れなは、日本の道にも叶ひ、如何程か尊

く、且御子孫末々に至る迄も、御指支とは相成間敷御事也、

一於公邊は、駿河久能山御寶藏に有之神君御自筆の御條目は、老中の外拜見不相成、由云傳へたる所、右御筆の寫は、我が家にも有之て、所尊なれ共、十か一疑物也、於公邊是迄誰も疑物と不心付、右を實と思ふ事如何也、(分註老中の外拜見不相成、所、先つは拜見と有之問敷、又たとへ拜見する共、恐入伏拜迄にて、よく熟讀せぬ故成へし、僧侶の作なるへし、)畢竟老中の外、拜見不相成、杯云は、其作りことの不知爲なるへし、(分註乍疑物も、神君御自筆の御條目と申傳る故、是非は不レ論、只時代相違せる事のみを記す、時代相違する義等數々なれば、此所へは略す、委細に知らんとならば、我が詳にせる駿河或問を見へし、此所へは全く御宮の事等のみを記す、百ヶ條の内に、廿九之箇條に、
一武府城東之叡山は、我又蒙古大師之加被、寧無謝哉、恭請一品法親王天台座主、奉祈願惡仇降碎、國家靜謐、以備三城之戍者也、

禁裡若爲戎狄被襲給ふ時は、親王を寶治に即奉り、將軍輔弼之、可致征伐事、

右之通り有之處、東照宮天和二年四月十七日薨御、東叡山寛永寺は、元和九年台徳公思召立にて、翌寛永元年より御普請始り、同五年四月十七日供養、東叡山御宮は、寛永四年、川越千波の南光坊僧正、藤堂和泉守虎、に相談にて、江戸御城の良忍岡に一山を建立、權現様御社を造立し、江戸の鎮守之社と崇め奉るへき念願たるにより、其事言上を經候所、御許容ありしかば、頓て御造營始り、御宮は藤堂高にて作る、同年九月朔日神殿御普請出來、同十七日正遷宮、
右之通り故、東叡山之義、東照宮御自筆に可被遊筈なし、
古大師と有之處、天台宗にて大師と云は、傳教大師、慈覺大師、智大師、慈眼大師のみ也、智證大師は、東照宮御誕生天文十一年より、五六百年以前に死、慈眼大師は、神祖薨御より廿八年後に死、慶安元年戊子年慈眼大師の號を賜たれば、古大師と可被遊人はなき事也、

天保卯五月十八日、於御座之間御直に被仰
合上意書寫、

一昨年來國政向格別被行届、文武共不絶研究被有之様、一段之事に被思召候、猶此上御在邑中御領分未々迄、公儀御德化に相靡、被遊御安心候様、厚御世話可被成候、依之御傳來之御太刀被遣候、御祕藏可被成候、且御領中巡見等之節被用候様、御鞍御鐙被遣候、并何歟之御用達として黄金被遣候、源義殿之遺志を御繼、益被勵御忠誠候様可被成候、右蒙上意、御手自ら御太刀被下、黄金百枚は白木御臺二ツにのる、

一筆致啓達候、公方様右大將様益々御機嫌能成御座候間、可被安心候、然者暫御在邑之儀、兼而被仰出候へ共、御用も有之候間、此節一旦御參府被成候様に與之御意候、此旨可有洩達候、恐々謹言、

四月十八日

牧野備前守
忠 雅(花押)
阿部伊勢守
正 弘(花押)

鈴木石見守殿

土井大炊頭
利 位(花押)

鈴木石見守殿

土井大炊頭
阿部伊勢守
牧野備前守

辰五月六日、上使松平讃岐守、松平大學頭、松平播磨守を以、被仰下候御意書、并慎振之書二通知左、(分註但し連枝共より直に不承、家老共より承る、老中は其後鶴千代鷹家督の上使に成るさへ、漸漸の事なりき、かゝる世なれば、吾等は隠居の服小さ刀等とはとくに出來置て、側へ出し置候事も不レ知して、老中大に臆したるよし、)水戸中納言殿御家政向、近年追々御氣隨之趣相聞、且御驕慢被暮、都而御自己之御了簡を以、御制度に被觸候事共被有之候、御三家方は、國持始諸大名之可爲模範候所、御遠慮も不レ被在之御始末、御不興之事に被思召候、依之御隱居被仰出候、駒込屋敷へ居住、穩便に急度御慎可被有之候、御家督之儀者、鶴千代鷹殿へ被仰出候、此段讃岐守、大學頭播磨守罷越可相達旨御意候、(分註讃岐守御暇被

仰出候へ共、御用有之候付、當年滯府被_レ仰付旨、老中堀大和守列座、備前守申_レ渡之_二三連枝共御黒書院御下段溜の間において、老中堀大和守列座、同人申渡、相濟而於_二御座之間_一御目見、相濟而爲_二御用_一小石川へは来る也、

一被_二仰出_一候趣に付而は、駒込屋敷門々々、堅出入等無_レ之様に可_レ仕候、併家老衆其外外宅之者も有_レ之候へは、其爲出入門一ヶ所は披、尤入念申付、無_レ據用事之外は、急度相改、出入仕らせ間敷候、此旨相心得、家中共に相慎可_レ有_レ之事、

一駒込屋敷は、別而火之元入念、堅可_レ被_二申付_一事、一萬一駒込屋敷焼失等之事も候は、いつ方成共、外屋敷へ御立退、尤急度御慎被_レ有_レ之、其段年寄共へ可_レ被_二成_一御届_一事、

右之趣、家老共へ可_レ被_二申聞_一候、同日、上使阿部伊勢守、牧野備前守を以、鶴千代鷹へ蒙仰、如_レ左、

水戸中納言殿御家政向、近年追々御氣隨之趣相聞、且御驕慢被_レ暮、都而御自己之御了簡を以、御制度に被_レ觸候事共被_レ有_レ之候、御三家方は、

松平播磨守

文言右同斷、末文少々相違之所のみ記、御取亂無_レ之様、松平大學頭、松平播磨守、鶴千代鷹殿家老衆申合可_レ被_二取計_一候、右之通、松平讃岐守へ相達候間、被_レ得_二其意_一、萬端入念可_レ被_二申談_一候、家老共へも、同様書取にて相渡る、但し三連枝へ渡ると同しければ、末文少々相違せる所のみを記す、如_レ左、

鶴千代鷹殿家老衆

御取亂無_レ之様、松平大學頭、松平讃岐守、鶴千代鷹殿家老衆申合可_レ被_二取計_一候、右之通、松平讃岐守へ相達候間、被_レ得_二其意_一、万端入念可_レ被_二申談_一候、

中山備後守

山野邊兵庫頭

水戸中納言殿御在職中、御家政向不_レ宜、御不興之御事に被_二思召_一候に付、今度御隠居、急度御慎被_二仰出_一候、畢竟中納言殿右様之御事共に被_レ至候は、戸田銀次郎、藤田虎之介、今村金右衛門之取計不

國持始諸大名之可_レ爲_二模範_一候處、御遠慮も不_レ被_レ在之御始末、御不興之御事に被_二思召_一候、依_レ之御隠居、急度御慎可_レ被_レ有_レ之旨被_二仰出_一候、御家督之儀は、無_二相違_一鶴千代鷹殿へ、被_二仰出_一候、(分註是は例之上意書之通り、巾五寸五分計の半切へ認る、家老共へも同文言にて、是は越前奉書巾六寸五分計の巻紙也、文言同様なれば不_レ記、只上書のみを記す、)

鶴千代鷹殿家老衆

老中より、讃岐守、大學頭、播磨守へ相達候書付二通知_レ左、

松平讃岐守

水戸殿御家政向不_レ宜候付、御隠居被_二仰出_一、御家督鶴千代鷹殿へ、被_二仰出_一候、是迄中納言殿御一己之御了簡に而、被_二取計_一候儀は不_二相用_一、前々之御家法通り可_レ相守_一候、鶴千代鷹殿御事、未御若年之儀に候得は、其方萬端入念、以來御家政向御取亂無_レ之様、松平大學頭、松平播磨守、鶴千代鷹殿家老衆申合可_レ被_二取計_一候、

松平大學頭

右之通、御申付被_レ成候様可_レ被_二申上_一候、

鶴千代鷹殿家老衆

興津能登守等へ被_二仰付_一候文面、中山、山野邊に同じき所は略す、末文相違之所のみ記す、

興津能登守

云々取計不_レ宜之所、其儘同意致し候段、不束之至に候、依_レ之差扣被_二仰付_一候、

鶴千代鷹殿家老衆

云々取計不_レ宜候所、古くも乍_レ勤、其儘同意致し候段、不埒之至に候、依_レ之役儀取放、逼塞被_二仰付_一候、

鶴殿平七

右之通、御申付被_レ成候様可_レ被_二申上_一候、

鶴千代鷹殿家老衆

戸田銀次郎

藤田虎之介
今井金右衛門

水戸中納言殿御在職中、御家政向不_レ宜、御不興之御事に被_二思召_一候に付、今度御隠居、急度御憤被_二仰出_一候、畢竟中納言殿、右様之御事共に被_レ至候は、此者共俱に中納言殿御存慮に叶候様取計、不埒之至に候、依_レ之役儀取放、蟄居被_二仰付_一候、右之通り、御申付被_レ成候様可_レ被_二申上_一候、

鶴千代鷹殿家老衆_ハ

辰十一月廿六日、上使阿部伊勢守、堀大和守を以、被_二仰出_一候上意之寫、如_レ左、

水戸少將殿

先達而、中納言殿御隠居御憤之儀、被_二仰出_一候所、格別に御憤深く被_レ成_二御座_一趣、入_二御聽_一候に付、此程別段之思召を以、御憤之儀は御宥免被_二仰出_一候、依_レ之御使被_レ遣候、家老共への御達、如_レ左、先達而、水戸中納言殿御隠居御憤之儀、被_二仰出_一候所、格別に御憤深く被_レ成_二御座_一趣、入_二御聽_一候に付、此程別段之思召を以、御憤之儀は御宥免被_二仰

出_一候、

水戸殿家老衆へ

別紙之通、被_二仰出_一候得共、政事向之儀、少將殿未御若年に付、兼て松平讃岐守、松平大學頭、松平播磨守、少將殿家老衆申談、取計候様相達置候間、猶厚申合、是迄之通相心得候様被_二仰出_一候、尤中納言殿御憤は御宥免に候得共、政事向之儀は、御携無_レ之様にこの御沙汰に候、

右之通、松平讃岐守、松平大學頭、松平播磨守へ相達候間被_レ得_二其意_一、萬端入念可_レ被_二申談_一候、是は、別紙故、巻紙上に、水戸殿家老衆無_レ之事、水戸殿、爲_二御禮_一今日各宅迄、家老衆御差出被_レ成、明日御登城可_レ被_レ成候、此段可_二申上_一候、

十二月廿六日

水戸殿家老衆_ハ

四月十日、讃岐守へ阿部伊勢守より渡候書付之寫、水戸中納言殿御宥免被_二仰出_一候に付而は、水戸殿小石川屋敷へ、折々被_二相越_一御守殿へも御越、峯壽院様御安否御伺被_レ成候様にとの御沙汰に候事、〔分註但右之如く、御宥免に相成候へは、何れへ行

共、勝手次第の義、まして母の安否を伺すしては有へからざる故、讃岐守へ承り候へは、同人より阿部伊勢守可_レ承よしにて承り候處、勿論不_レ苦よし答に付、十二月十一日、御守殿御機嫌伺、并御宥免に相成候御禮かた_一罷越、并十二月廿五日御膳上候付、又々罷越、已正月十三日、爲_二年頭_一又々罷越、然る所、其後御城付より御伽坊主御守殿へ罷出候故、我等御宥免にて小石川へ出候處、御満悦にて御禮被_二仰上_一候故、御伽坊主歸りの上申上候處、小石川へ罷越候儀、誰より指免し候哉、將軍家にては、御承知無_レ之と申に相成所、於_二此方_一は、讃岐守より伊勢守へ承り、老中指圖之上にて罷越候故、何等無_二次第_一、又讃岐守も老中より之指圖故、不念は無_レ之所、老中より伺不_レ申、罷越宜と指圖致候儀にては、老中の不念に相成、不_レ宜との事にて、讃岐守承り損ひ不念申立候様にこの事にて、無_レ止不念申立に相成、御側御用御取次森丹後守、右に付、彼是骨折候故、奥向より何を遣し候様にこの事にて、輕き品遣す、夫に付て別段伺に相成、右之達書は出たる事也、右御達已前、三度小石川へ罷越、母の安否は

聞たる事也、十二月十一日、十二月廿五日、已正月十三日也、〕
丙午十二月廿八日夕、阿部伊勢守役宅へ、中山備後守呼出に而如_レ左、

蟄居御免

水戸殿家老衆_ハ

戸田銀次郎
藤田虎之介
今井金右衛門

右之者共、先達而役儀取放、蟄居申付置候處、慎方格別宜趣相聞候付、別儀を以蟄居御宥免被_レ成候、就而者銀次郎、虎之介儀、小梅御屋敷内へ被_二指置_一候様相達候へ共、御勝手次第、水戸表へ御差下可_レ被_レ成候、此段可_二被_二申上_一候、

昨廿八日夕、阿部伊勢守役宅へ、中山備後守呼出に而、戸田銀次郎、藤田虎之介、蟄居御宥免之儀、別紙之通御書付相渡候付、則今晚申渡候へ共、於_二御家_一は小普請組へ御入、遠慮申渡候間、此段奉_レ入_二御聽_一候、宜御披露願入候、以上、

興津藏人

太田丹波守

中納言様

御側元中

但中山、山野邊、興津、鶴殿御免之節は、達書を我等に見せ不申は書留す、

一大樹公には、西丸に被_レ爲_レ成候節より、浄土御信心故、西丸方は何れも浄土に無_レ之しては、勤り兼候勢をなし、又御本丸の方は、文恭公法華を御信心被_レ遊候へは、何れも法華に無_レ之ては勤り兼、東西引わかれたる勢に候へき、乍_レ然文恭公御在世中は、何を申も御父君の御事故、表向法華を悪しく申者は無_レ之、かけにてのみ申候處、右之勢をなし候儀、其本は皆重立候女中よりの初りに有_レ之候、文恭公にては芝へ御葬送可有_レ之御順のよしにて、御在世中より廣大院様へも、時々御二方は萬年の後、芝へ被_レ爲_レ入候順のよし、御咄も被_レ遊候儀、御側にてはも同候者も有_レ之よし處、文恭公御隱居後は、御本丸西丸浄土法華入代りに相成姿にて、御付の人々は御付申て御入代に成る也、文恭公薨御の節は、西丸方にては

芝は念佛計、上野の方は題目をも唱候かにて、上野へ御葬に致度、實否は能不_レ知共、御遺言のよしにて、上野へ御葬送に相成候、其後は當將軍様にて、浄土御信心甚しく、御召使女中御吟味迄も、浄土宗の娘に無_レ之候ては不_レ相成と申位之義故、御城の女中義、内心は如何有_レ之哉、表向皆々浄土信心に相成、廣大院様へも御進被_レ遊候て、知恩院の宮より授戒させられ候へは、奥向不_レ殘浄土信心とは相成申候、日光御參前よりは、別而甚しく御信心に被_レ爲_レ成、初度日光御參前、四月十二日知恩院宮御登城、御座之間にて御授與之事、此節は、水野越前守、御側外へ出候事御人拂放、知恩院宮新見伊賀守初、一の御杉戸御一人にて御飾付等被_レ遊候御再受、九月十日は大奥故、御餉付等お定、お光、萬里小路、姉小路等にて致候事、右之外知恩院宮御登城の節に、將軍家御初、御樂しみ御待兼にて、十念御うけ被_レ遊候へ共、數度の事故畧す、念佛の儀は何れより申上り候に哉、東照宮御歸依と御伺ひ被_レ遊候よしにて、日夜日課六萬遍、又百萬遍の念珠をも御くり被_レ遊候故、日蓮宗の者は、將軍家か百萬遍御くり被_レ遊、ろくな事はなきと御そしり申候へ共、浄土宗の出家は申

に不_レ及、浄土信心の者は有難かり申候、尙又文恭公被_レ召使候女中杯は、薨御後御前へ出候事も不_レ相成候へ共、比丘尼共は時々御側へ被_レ召、色々被_レ下等有_レ之、又は御庭拜見等に付ても、無_レ勿躰程の御扱にて、比丘尼共は一同難_レ有奉_レ存候事、

一紀伊殿家老安水兩人出府之儀、何故歟に一位殿へ内々聞候所、紀州一位殿に而も、成水之策と御察し、我等御同案、安は江戸へ出候義は難儀との事也、案るに、五家不_レ殘江戸へ揃ひ申度、一人も長々國に居り候而は、大名之様に無_レ之候故、不_レ殘江戸へ揃ひ、以來妻女國へ不_レ置様申事に存候心と被_レ察候故、顯證院殿御不例に付、幕よりの達し、

二月廿六日、阿部より相渡る書付之寫、

水野土佐守

紀州殿此節御所勞に付、萬端引受御世話申上候様可_レ致候、右之趣可_レ相達旨御沙汰に候、尤右に付、安藤飛驒守義は、別段出府には不_レ及事、

三月七日、阿部より友阿彌を以、御城付へ相渡候書付之寫、

安藤飛驒守

紀州殿御所勞に付、早々出府致し、在府之家老衆相談致し、萬端取計候様、紀伊殿一位殿へ可_レ被_レ申上候事、

高野長英半拔之事

天保十五^甲、六月廿九日、夜半^乙、番へ金子四拾兩遣之内、甘雨乞食に與へ、火を付させ、火事之紛れに、錠を明させ出奔し、板橋宿に弟子高野玄泉の弟^{醫術の弟子}、^{又蘭學の弟子}、^能居所へ參り休息致し、兄之住居を承り候所、浦和宿の大間木村に居候由に付、尋參り相頼み候所、師弟之中斷り兼、三月留置、月代剃、衣服を改め立去り候由相聞へ候に付、七月朔日捕手大勢浦和宿へ罷越、右玄泉召捕、鴻巣宿迄引候而、種々及_レ拷問候所、右之趣白狀、猶又行先詮儀致候へは、岩槻城下紙源と申者方へ參り候旨申聞候由白狀^{齊昭案に、實にク様申たる候爲、東へ行たるを西へ、致候に付、早様捕手向ひ候由、さいひしか、うたわし、}其後は一圓相分り不_レ申、勿論鑰番并乞食は、早速被_レ召捕候との事、〔分註齊昭案に、兼て蘭學之あしきといふは此所なり、横文字通用相成故、十か九は、親舟等へのりて出、異船を見かけ、右へ頼みて、外國へ渡

りたるへし、其中には外國より居所分り来るへけれ共、召捕事も不_二相成_一事なり、

矢部奇談

天保十三寅三月廿二日封廻狀、

寄 合

松平和之進へ御預ケ 矢部 駿河守

右於_二評定所_一、初鹿野美濃守、遠山左衛門尉、榊原主計頭立合、美濃守申_二渡之_一、

右之通り御預ケに相成、和之進へ指遣し、其後病氣に付、江戸表より醫師被_レ遣候所、駿河守被_レ申には、遠路之所御苦勞千萬に存候旨一禮相濟、扱被_レ申候は、扱拙者儀、久々不快には候得共、服藥等相用候所存毛頭無_レ之候、此體にて服藥致し、全快に相成候迎、無_レ詮身なれば、藥之儀は堅く御斷申候、乍_レ併其許へ少々頼度事有_レ之、聞届被_レ吳候哉と申、醫師も何之御頼成哉與、大に驚きけれ共、如何様之儀に候哉、私身分に相叶ひ候儀は、承り届可_レ申旨申ければ、外之儀にも無_レ之、拙者儀、ケ様に蒙_二御答_一候儀は、如何成儀に候哉、身に覺無_レ之、尤御預に相成候節、被_二仰渡_一候趣には、拙者町奉行

被_二仰付_一候以前、御政事批判致候様杯と被_二仰渡_一有_レ之、右様之者にて、結構被_二仰付_一候筋は無_レ之、是にて御案し可_レ給候、拙者身に取り惡敷事と思ひ候儀、一度有_レ之候へ共、是は何之上御指圖を受け取計候儀にて、上へ對し候而之儀には無_レ之、大坂町奉行勤役中、科人杯之取扱之内、一人死罪と相伺候所、伺之通り依_二御下知_一、則右科人へ死罪申渡候所、科人申聞候は、私惡敷に候へ共、死罪被_二仰付_一可_レ申筋無_レ之、遠島被_二仰付_一候筋にて、遠島は兼て覺悟に御座候間、死罪之儀御受は難_レ仕旨申聞候故、以の外不届成と叱付、伺濟之儀故、無理に申渡候所、うらめしけなる顔色にて、扱々無慈悲なる御奉行かなと申白眼付、死罪に相成候跡にて、能々思ひ候へは、御仕置之儀は一段も軽く、遠島にても可_レ有_レと心付候へ共、如何にも剛情もの故、前書之通死罪と相伺、御下知之通り取計ひ候へ共、其後不便に存、菩提所へ石碑を建、念比に法事致し遣候へ共、御預ケに相成、得_レ勘考致候所、三月廿二日右之者死罪御仕置に相成申候、拙者御預ケに相成候も、三月廿二日に候へは、全く彼の一念と拙者も覺

悟致居り候へは、少々も上を御恨み申儀は無_レ之候得共、外へ可_レ恨人三人有_レ之候、拙者も又三人之者を、其儘には不_二指置_一候、其三人とは、水野越前守、鳥居甲斐守、榊原主計頭に候、此もの其の行末を見届被_レ吳候様に致度、外に頼み置候儀更に無_レ之由被_レ申、夫より藥は勿論絶食にて、凡三十日餘を過、餓死被_レ致候よし、右之趣國許へ參申候醫師より承り候段、去る人より承り及候所、天保十三寅年三月廿二日、駿河守御預けに相成、弘化二巳年正月廿二日迄、出入四ヶ年にて、駿河守養子鶴松、新規二百表に而被_二召出_一、一度家斷絶に相成候得共、養子被_二召出_一二度家を起し、後日に怨み懸り候三人之もの御預けに相成、又は御役御免に相成候儀、可_レ恐事

にあらずや、後人之爲め記置もの也、承り及故、記し置

弘化二年巳正月廿二日夕刻、月番老中牧野備前守玄關へ、矢部駿河守罷越、今日悴鶴松被_二召出_一候御禮申述候由、取次之者忙然として請_レ之、玄關帳へ相記、扱備前守へ右を爲_レ見候節、驚き候而、取次之者呼出し糺候へは、右にて心付考候所、恍惚として不_二分明_一恐入申立、叱押込に相成よし、相役之も

のも餘多詰合居り候歟の所、語に希なる事のよし、右寄合天野忠左衛門咄にて、其比專評判のよし、奇なる故記置

ユタア、止ヨボマ、ヲタク、_レ、_レユ瓦ナ、フゴ、ハル、マホ人サ、ケビ、ハザヒ、瓦ル、ホキヨ、_レヲタヲ大イマヲメ斗イ、タサニニ、タマ斗キチホ、ワカメカ申_レボチウ久ト、小人ヲトホ、ナネルマ、ヨホッヤ子斗ウ、久キヨ、ヒ瓦カケナ久、止ヨホマ、サヨネ小口、_レユナ、ヨ士ヒ、兩士タ小コ、ヨメ瓦キサ小コハル、乙ネ大_レビク、ナ斗人、一小カ小コ今タボ、ケ、ウカサ、ヨ士カナ、チ、フ子ソ、カナ、チ、フ子ソ、
○ダサキ瓦ヨ、_レ小、ケビドカザ久ヨ、ハサヒケシ瓦ソク、_レダサタキチ、申_レボ、ナ、ウ久、小_レダゾヲネ、_レマヒ子、乙カ、ル女ト_レ止シ斗ウタケ瓦、乙カナケ、_レダウ_レ瓦_レサキ、ソフ、乙カ、ホケネ瓦止マ、チキヨ、小カ、御士ルヌ、乙ユ止マメシ斗、ウ久キサ、ウ瓦止マ、ヒ_レヲシ女、タ瓦ケ、乙ゴサ士ソ斗、ウ久ケ瓦御ソヒ_レ止シ斗候云云○ナ斗小マ、乙ウ斗_レボシ、上タ、クホッケ、ウカソ大ヲチ、_レユナ、ヲ士ビ_レ小タサシ女レス、上タ瓦_レフニ乙

ホトヒ大々尤ヲチ、ヒバカサタキチ、申下ホチヒ太
 ゾカウ、御ケチタワソツヲ斗ダダ、タフソシ、ホ子ケ、
 乙ユ止下コ令御コフソトケ、乙ゴザ士ロ瓦ナタ
 ホ、ヒバサ令御フタ乙サル瓦、マキト、御ホヒソフ
 レヌ、ソタサキ、申下メウ瓦、人乙、御ホナタ、下ウ
 不ソ斗、ルドキヨ瓦、ウカチキホ、ビタニコト、人
 斗シ、ホケ子瓦止マヒゴヲシ女タ瓦ケ、乙ユサ士ソ
 不、ソ大ヒマゲサフロ、下ソヒヲト令タホ、ヲチ、
 ソコフヒ、久斗シホケ子瓦止マ御士ル又小タゴヒ
 大令ユホニト瓦、アケ小コ、ケビハサヒ令タゴソ
 大ナケヲチ、一止ヨ小下斗大ナケヲチ、サキヨネ
 カ、ヒシカアケ、ホニ大、乙ユ止人タホニヲチ○バ
 カ止タ、ナ小ユカヨサ瓦、ナ小ボマ、ナニ瓦ホ、人
 斗シ、ホケ子瓦、御斗タ、乙ユ止マメシ斗、ナヨオカ
 令、御目ルヌサヒ太ヲホシウ瓦、ナケ子ヲ、ナ、ホ
 久ヨ、ヲホラワ、ソ、ト、人マシノ、ソホトイシ、ソ
 カノ、乙ホゾト、馬フイチボサシ、人マシタ、人ヒヲ
 ボソ子又タカ、フイキヨ小カ、下士瓦ルニフヒゾヌ
 タカ、進タマイカボサシ、人マシノ、乙ホゾトアナ
 オカヌ、キヨ小カ、ナカデコ止久子久ヨ、乙ユ子

ゴザカ、ナゾヌタカ、ナサキヨボサレ、人ヒヲ、戈イ
 カソノ、乙ヲザ子ホ子、御サ久フト、子ボノ、ヒ久ヨ戈
 ノ、乙ヲザネボ子、止トザヨ戈ヨヌ、キチラノソサア
 ト、ワホト不シ、サカ子久ヨ、乙ホソトヨユ土、ル
 ド瓦ケユチヲチ○止カタカ瓦ド令ユボ小、サ大ア
 ケヲサフカタロ、タ太小乙ト令人ホタシサヒ大
 小、御ヲ斗不、戈マサゴ、アサヲチ、又タシサヒ大
 ケタヲカ瓦、又トヲトヌル、ヲシソ、ホヲシゾ又、ユ
 ホ小、ケビ、ハサヒ瓦下サト小タアコゾヨオカ瓦下
 ラフチケ、止女人、アマ定、ヲ斗不、足カタカ瓦ド令
 一止ア、アケ又、イヲソゾ、ホ子ホトケ士乙コ、デ止
 タ、兩ゴカ瓦、カア下瓦、マル小コ、乙ロヒ太ナケ
 乙、下ホリ也○ヒマ瓦五ボマ、六ホ、止カザマキチ、
 御足カ乙タ、下ボシ斗ゾ、御サカイヲ又御ラメ瓦下
 マ、ボウ子、タコナタ、ラチタコサタ、瓦上タ、ハト
 下メ又、御ヒロ瓦ト小コソ女ト乙、士サ、ユ人ワ斗
 コ、一止ト中キチ乙ウ子タコ、御止ヨサ小御ヲチ
 、面ゴ子ニ、ヨサヲタヒ大ト、同ザマ、ユチラフケ
 瓦ホル、西下大サヒ小コ、フマビアシ、アデ瓦ホル
 ホ、アタコ、今小口瓦出ホ、ヒ、ザケ小下シゾ、ルケ

ソフ、御カユカ小、ウヨタナサ、御小カマ瓦ト人別
 ビカ、御キヨタヲ斗候ラケ、ケハアデ令ホユニ
 ニ、人斗シ瓦ナニタゾサ、存乙不戈マ小、小カマ人
 マ斗申ソゾ、出ホ瓦止マ瓦、小カマ瓦ル、斗候ケ答
 ヤケ小コ、大小人シタサケ也、又其ナ久、人斗シト、
 ハ子サフ、フヌタカ瓦ホル又御サシ戈小、乙ユ止マ
 メシ斗サキサ右令人ホゲサキチ瓦、イヲサ小コ、
 相タヲトナケ瓦キサ○ホチ小コアデ、又申ウ久ド
 令アデ瓦ホル、フコビアシ、マ又ホルヌ瓦ザキ不
 ヲサ、ハ子サフ瓦御サシ、戈瓦下令マ瓦ホル瓦弟人
 ホゲサキチ、ヌカゲヨ、ヒサフ瓦ホル、瓦キヨサ小、
 ウ久故ニナ子ルマ、ルド瓦トヨメヒマイチ、マ瓦ホ
 ルスイヲサ候、キサ小コ、人斗シ、コ瓦ホルキチト
 ニ申ウ久ゾカウ瓦ヒ士、ホ子フゴ、下ゾカホ斗ヒタ
 ハド、乙ウ斗人ト大御ナケ也、其下御ナニ久ゴト候
 ゲナ久、御フメ乙サル瓦御マキト、御ホヒソフ故ニ
 ソカウタヒサ、アゾカト、ヒタ乙人乙不ホヌマコ、
 ケボ士シ斗ソ、正サド申ホビ人小子ル、ヒタハ也
 士斗令ケナフエタ、ソカソ乙タロ人ヒフワ斗ヒ大
 ケコ令外バカ下サトケ瓦、ク也下止タ小ヲシ不、サ

不ノ狂マカ、ナヨ釋サ、ケヨノロ小タ瓦大オサ、外
 ニ小コ令下ユイサ士、ボフ、小リ大根、タ戈ケタ、下
 エ下斗不、ナウ、リナサ令ナ子イ子タ、人ホチコ、
 人ボタヌ瓦、ヒ士タ、キド也下エヲ子令タホ、瓦ト
 ケ小ヲチ行戈トホ、下士云、乙タヨキヨヲ斗不ハ
 ハボタヌ瓦、爲小タ、ヲリ共、ヲホ、ラツハ根小
 令ヲナホ女大也、ホサケ斗ソ大位瓦ナケヲチ、
 十二月十一日、御下ケ御親書之中抄寫、
 去る卯年、公方様日光御參詣に付、紀州一位殿より之
 名代拜禮之儀被レ伺候處、指圖如レ左、
 天保十四年卯三月、水野越前守御城付當四月日光山
 へ御參詣に付、御宮御靈屋へ、一位殿より爲三名代、家
 老村岡六藏差越し申候、就レ夫六藏儀、御宮御靈屋へ
 自分拜禮仕候様被レ致度被レ存候、宜御差圖頼入被レ存
 候、
 例、
 文化十一戌年
 權現様二百回御忌御法會之節、觀自在院殿より爲二
 名代、家老山高庄左衛門被レ差越二候節、御宮へ自分
 拜禮之儀被レ相伺、御差圖自分拜禮仕、献上物は無二

御座候、

寛政十二申年

大猷院様百五十回御忌之節、日光へ紀伊殿より爲ニ名代、家老水野美濃守被ニ差越候節、御靈屋へ自分拜禮之儀被ニ相伺、依ニ御差圖、自分拜禮、御香奠献上仕候、

卯年四月十二日付札、

御宮拜禮之儀、御願之通可レ被レ成候、御靈屋拜禮之儀者、難レ被レ及ニ御沙汰候、此段可ニ申越候、右は不愠録寫しにて、日光の處へ頭書に成とも致し置可レ申、右筋之所より切候て、前文は本書之内へはさみ置可レ申候、右之通り一位殿代拜之家老、自拜有レ之上は、尾州の方のは、未年に入不レ申候へ共、前大納言殿名代家老も、自拜相濟候儀無ニ相違候處、不愠へ認候通り、此方には源文殿代、供の家老自拜之例有レ之に、不ニ相濟せは、全く水越五家の家老の頼をうけ、我等を邪魔に致し候所より、我等の方は拜禮不ニ相成候様、致し候事と存候故、頭書に認置可レ申候、幕御役人等見候ても、此後の爲によろしく、且又水越に悪れ候儀、今と相成候ては、

大によろしく候、

右弘化丁未之冬、賜ニ臣高橋愛諸ニ親書所レ載、今謹抄録、以附ニ本篇之末ニ云、

〔附箋〕天保十二年丑七月、諸向へ、

中納言様御惣髮の儀、公邊へ被ニ仰達、御願の通り被ニ仰出候條、其旨可レ奉ニ承知事、

不 愠 錄 終

會津藩文書

〔標紙〕
慶應三卯年正月より十二月迄
書 記

慶應三寅の誤年

以ニ手紙ニ申達候、當十五日御池御殿より御歸館、小野權之丞被ニ召出、今日於ニ御殿、長州一條、御解兵御決議之趣、御所へ御届の御使、自分保、と越中蒙レ仰候に付、不ニ取敢ニ席上之御請申上、退席之上、先達而中被ニ仰出候休兵と申なれば、一時權宜之御取計に而、跡々御含被レ爲レ在候段、言外に顯れ居、先以左様之議論も不ニ差發候儀と被レ存候得共、此節解兵の御沙汰と申なれば、最早御追討之手は切れ候姿に差響、いと、振氣無レ之、諸藩彌以解體致、御再征の御仕事被レ成惡き事情に可ニ相至、尤家來共におゐても沸騰可レ致、旁以御爲にも相成間敷哉之趣意を以て、穩に伊賀へ論候得とも申口候段へも相至兼候都合にて歸館致候、

明日御使之處如何致可レ然哉之旨御尋有レ之、權之丞差當り之品を以は御勤不レ被レ成方可レ然哉之旨申上候に付、何れ存意之次第、書面を以猶又伊賀方迄申遣置候間、一同篤と評議致候様御沙汰に付、同夜八ツ半時頃、密事ともに公用方へ寄合評議に及候所、右體重大之事件、前夜一向御相談も無レ之、關白様へ御内談之上に而、御使而已被レ爲レ蒙レ仰候と申にては、兼而御用部屋へ御出勤、御大政へ御加り被レ成候詮無レ之、名實之違候義に有レ之、尤事實に於而も、長州小倉舌戰位之事に而、現在出兵之向も無レ之、何れへ向ひ解兵可レ被レ仰付哉、有名無實之御事業に有レ之、且追々之御處置振、落意致兼候條とも數多有レ之義、所詮此先御勤拔之見込無レ之候間、今度之御使御不勤被レ遊、御大葬之御當日御出勤に而供奉被レ遊、今生之御報恩被レ爲レ遂候上、直様御不勤、いつく迄も御病氣之御申立を以、不日に御辭表被ニ差出候様に而可レ然、又一論には、御家柄格別之段は今更申迄もなく、かゝる多事危難之際會、御持撰之御大任、被レ爲レ蒙ニ台命候以來、此地を墳墓と御覺悟之上、天幕への御誠忠天日を貫候程の義に而、朝恩幕遇等頭不レ被レ爲レ在、御尊

柄、假令公邊御取行之間、御不落意之廉有之候共、御辭表等可被差出御場合に無之、上様御失體之筋被爲在候は、何れ迄も御諫争被爲遂、臣子之分御確守不被成候ては、相成間敷との兩端に有之、皆共始、公用方御用所密事等迄、於御前是非得失十分説破に及御沙汰之趣に而も、今度解兵之義は、前將軍薨去之日に當り、休兵被仰出候に付ては、主上崩御に付而は、解兵不被仰出候而は、御不都合成御義理合に有之、長州之可討と不可討との間は、諸藩見込御尋之上、公論に隨ひ御處置有之等とは乍申、寛大之論々相立候向は夫々御説諭有之、卒に御主意に承服致候振合に有之、其他物々御取行之御模様を以は、急度それのみ被成置候御底意とも不存、乍去諸藩御尋未半、彌以御征伐とは御明し難被成御次第柄も可有之、右體半信半疑之間、病氣等中立、重き御使不三相勤、物論沸騰候様に而は、是以容易ならざる義之旨、繰返し御沙汰有之、殊之外御苦心被遊候得共、議論取々に而一決不致内、九ツ時之御刻限も差迫候に付とかく御風氣に而御勤難被成趣、御直書御斷被差進、伊賀守様より、別紙寫之

通、御懇切之御返書到來に付、尙又打寄評議を凝し候處、當節之形勢前々とは相替、上様御在京に而御直政被遊候御事に有之、御家之義はあれどもなきか如しと申内にも、却而御取行之間、御障に相成候體之御様子柄無きにしも無之、いつぞ御引揚之方、御双方御爲にも可相成一決致、十七日御使も御斷に相成、右御使伊賀守様越中守様御兩方様にて御勤相濟、追而解兵之御沙汰、別紙之通被仰出候、然る所御前に於而は、重き御使御斷に相成候段は勿論、此節は御引揚之義、頻りに御配慮被遊、毎度御切迫に御沙汰共有之、預る役々一同碎心いたし候得共、別に良策も無之候に付、今日御大葬之供奉御勤被成、直様御不勤、不三打置御辭表被差出候御運ひに而可然と相決し、九ツ時之御供觸にて施樂院へ被爲入、酉の上刻御參内被遊、泉涌寺へ供奉被遊候筈にて御出仕に相成候、尙此先之御模様、追々可申進候得共、今日迄之次第柄、爲心得申遣候、以上、

正月廿七日
田中土佐
梶原平馬
神保内藏助殿

菅野 權兵衛殿
上田 學大輔殿
内藤介右衛門殿

板倉殿より御直書寫、
蕪書拜啓、積雪故別而寒威涼然に候、益々御壯筆奉恐賀候、陳は御所へ御使之義、今日越中守殿被相勤候趣に、昨日申上候得共、尙上にも御懇慮被遊候得は、一旦御使被仰付候處、解兵之儀御家來不服に而、御使御斷と申儀、自然世上へ漏泄致候節は、彼是議論も起り、貴君之御爲にも不宜、左候得者、結局公邊之御爲にも不三相成一候間、何れにも御家來厚御説諭に而、御使御勤被成候様被遊度と、貴君之御事をも厚被思召候而之御沙汰も御座候、誠以難有思召之程、厚御感戴被成、此上幾重にも御賢慮、御家來御教諭被成候様、仕度事に御座候、就而は今日之處は御猶豫相願置候故、明日是非御使御勤可被成候、防長之儀も、兼而止戦と被仰出候得共、其實は解兵に相成居候事、且此度無謂突然に解兵被仰出候儀にも無之、御國喪に依而被仰出候得は、顯然たる御廉

も有之、被仰出候而、則名實相叶候事故、世上之議論も必無之儀、且於彼も御國喪に依而被仰出候に御座候得は、御趣意も可相守、必強而歎願等にも出間敷、萬々一出候而も、御處置之被成方は、如何様にも相成候、一旦解兵被仰出候而も、時宜に寄御再征は、何時に而も出來候事に御座候、舊臘上京之諸藩も、御承知之通、悉皆寛大之御處置可然と申議論に候得は、當今解兵被仰出候而、物議之起り候儀は萬々無之候、然る事情之處、貴君御家臣而已、彼是と不服相唱候處より、解兵被仰出も無之など、世上に而唱候様相成候而は、萬々御爲ならざる儀と、甚以御案思申上候、吳々も厚御賢慮可被成候、兼而御懇意に任せ、此段御内々申上候、尙委細は、越中守殿より、御談も御座候趣故、省筆仕候、匆々頓首、

正月十七日
再白、寒威折角御自愛專一に奉存候、尙萬縷不日拜眉に而可申上候、早々又頓首、

華翰拜讀仕候、先以益御安祥奉賀候、然は明日御使之儀に付、云々被仰下候趣、委細拜承仕候、段々御

心配之趣、一通御尤に奉_レ存候得共、上にも段々御配慮之上、御決定にて被_二仰出_一候事故、御心配は可_レ有之候得共、台命故御勤被_レ成候方、可_レ然と奉_レ存候、何分夜中之儀、只今より上へ申上候儀も出来兼候間、旁以明日之處、御勤之方可_レ然事と奉_レ存候、此段貴答迄早々如_レ此に御座候、頓首、

即時

再白、何れ明日御使御勤之儀、御登營可_レ被_レ成、其節萬々可_二申上_一候、早々再拜、

伊賀守様御返翰御下書寫、

、、、、然者解兵之儀に付、御所へ御使被_二仰付_一候處、猶愚考之次第も有_レ之、深奉_二恐入_一候得共、彼是申上候處、上様段々御配慮被_レ爲_レ在、厚思召之御旨、委細被_二仰聞_一、貴君より段々御切諭之趣、一々奉_二拜承_一候、上様御配慮之處、深難_レ有奉_レ存候得共、委細先夜申上候通、解兵と被_二仰出_一候而は、休兵も同様之様には御座候、彼に於而は益猖獗之様子に御座候得者、再御征被_レ遊候時宜に至り、被_レ遊惡き勢に可_二相成_一、深心配仕、且内向云々之邊も有_レ之、恐懼をも不

願、種々申上候事に御座候、段々厚被_二仰出_一候處へ、越中へも委細申候通、此上彼是申上候段は、重々奉_二恐入_一候得共、何分にも御汲取、可_レ然奉_レ願候、今日者登營も可_レ仕之處、何分風邪に而惡寒頭痛仕、氣分不_レ宜候間、甚恐入候得共御斷申上候、精々手當仕居候間、不日罷出、猶又可_二申上_一候、先つは昨日之御請申上度、如_レ斯御座候、恐惶謹言、

以_二手紙_一申達候、爰元之形勢追々及_二御通達_一候處、此度之御大喪に付、亥八月十六日、子七月十九日之一條へ關係之堂上方始、三條實美以下脱走之五人も御免に御成、外々先年御答被_レ蒙候千種岩倉始之諸卿は、御佛參而已御免と相成候、但昨年勅勤を被_レ蒙候山階宮様、正親町三條卿、大原三位卿などの類は、御沙汰の外に而、御免無_レ之候、其内亥子兩年關係之諸卿には、此後萬一如何之聞有_レ之候は、嚴重之御沙汰可_レ有_レ之筈に候間、不_二打置_一探索致候様、攝政殿下より御内達有_レ之候旨、公用人申出候、中將様此程御不勤に而、御舍之程は御承知被_レ不_レ遊候得共、何れ御國喪に付、赦令之出候事と存候、

一 尹宮様御事は、舊冬以來御不勤に被_レ爲_レ在、其後上様より御直書に而、御出勤御促に相成候得共、御承引無_レ之、此度に而は、三度御辭表御差出に相成候由に候、

一 小倉表之儀は、其後戦争は相聞不_レ申候得共、彌困窮不振に相成、益差迫、詰り田川一郡を領所と致し、御末家近江守様よりの書付に而も差出に相成候は、戦士も得心致し、大膳父子説諭致方も可_レ有_レ之など、長人より申に付、其邊之談判に相決候哉に相聞申候、

一 英佛始之各國申合、兵庫表へ入津可_レ致哉之由、右は先日來風説も有_レ之事に而、談判致方次第、申建居候由に候、依而來月始には、上様御下坂被_レ遊候旨、被_二仰出_一候由に候、

右條々之形勢に相成候に付而は、此末之模様如何可_二相成_一哉、被_レ案候儀に候、此段可_レ及_二御通達_一旨、被_二仰付_一、如_レ此に候、以上、

正月廿七日

京都御用所

江戸 密事
會津御用所へ

二月四日附に而、御辭表云々に付而は、若殿様御登京之儀、御見合に而可_レ然、江戸表上田より問合申遣候に付而之答也、

今度解兵之御使御斷に相成、御大葬之供奉御勤被_レ成、直様御不勤、不_二打置_一御辭表被_レ差出可_レ然と、御決心被_レ遊候處へ、若殿様御登京被_レ遊候儀に付、御掛念之次第、内田武八へ被_二申合_一、早打にて被_二差登_一候紙面之趣、并御辭表御差出の御頃合之儀、細々被_二申合_一候趣、同人儀昨九日四時過着、委詳に申出、致_二承知_一候、御懸念の縷々、至極御尤之至に候得共、此度御辭表之儀は、解兵等之儀粗口氣に不_レ顯、何く迄も永永の御大任に而、多人數詰合罷在、國表極弊に及候下々、去年大凶荒に而、人民飢渴に及候程之難澁に付、追々離散之萌も相見、彌増風儀取亂、種々物議も生候哉にて、家老共に於而も、甚心配致居候形勢と相聞、萬々一徒黨ケましき體之儀、釀成候様之義有_レ之候而は、重々恐入候義は申迄なく、假令奉職罷在候而も、右體不折合之者共、強而召使候様相成候而は、押上げ公邊之御爲にも不_二相成_一、幸此節世上穩成方にも御座候

得は、一ト先退職被_二仰付、歸國之上、舊習之糝政共改革致、如何にも兵力を養候手當致、國家御有事之節、十分之御奉公被_レ遊度御趣意、専ら被_二仰立_一候御手順に而、可_レ然との評議に有_レ之、右に付而も、若殿様一旦御登京被_レ成候方、兼々公武の御誠忠之段も貫徹致、跡々御縁もつなかり候意味有_レ之、且御幼年とは乍_レ申、京地之形勢御覽被_二成置_一候は、往々御心得に可_二相成_一哉、何れ御登京之方可_レ然と、御尊慮相伺候處、其通り被_二仰出_一候義に候得共、被_二申越_一候件件、御尤成儀に付、取極猶又尊慮相伺候處、學大輔義心配之段、至極尤成義には候得共、前斷評議之次第も有_レ之事に候得は、余九鷹義、此節登京爲_レ致可_レ然との御沙汰に候、扱又御辭表御差出御頃合之儀、被_二申越_一候通、二三ヶ月も御不勤之上、御願書被_二差出_一候御都合に候得は、今度解兵之御沙汰に突當候様嫌疑も薄く、是以御尤成義には候得共、此邊に於而は、深く御苦念被_レ遊候事に候處、當時之形勢を以は、直く直に御願濟に可_二相成_一御模様にも不_二相見_一、右之内追々無_二御餘儀_一御釣合共出來候得は、御苦勞も相増候儀に而、御引揚之時期取失候段に可_二相至_一、依而は表向

之處、何れにも御病氣之御申立を以、拙者共御老中様方御内座に罷出、國內之事情懇々と辨別申上候は、御聞取に相成間敷義にも無_レ之、元來此度之一件、細かに論候得は、公邊御取行之間、御不落意の廉有_レ之候は、存分御諫争被_二仰上_一候方、臣子之常分に可_レ有_レ之哉之處、公邊に於而も、御評議被_レ爲_レ盡候上之御發と相聞、容易に可_レ被_二仰取_一事情とも不_二相見_一、假令暫時御不勤之後、御願達に相成候通、十分御都合相整候段にも相至間敷、いづその事、此機會に乘し、御辭表御差出之方、御苦勞も相省け、御果敢行にも可_二相至_一哉と、評議之上、御尊慮相伺候處、伺之通被_二仰出_一候儀に有_レ之、既に當五日、桑名様淀様御揃に而御出に相成候に付、御面會之段御斷に相成、御用向之次第、家老共に被_二仰聞_一度旨、御挨拶に相成候得共、御内々被_二仰合_一候儀有_レ之候に付、御直に被_二仰上_一度趣に付、無_二御據_一御逢に相成候處、此節御解兵とは乍_レ申、未だ長防御所置も未_レ半之砌、永々不勤罷在候而は、他之響きも如何敷、國家之爲にも不_二相成_一儀に候間、病氣加養之上、早々出勤致候様との御内慮之御旨、御移し有_レ之末、御兩方様よりも、品々御懇切之御

説得有_レ之候御振合に有_レ之、時日相延候に隨ひ、彼是御免導筋到來可_レ致間、寸時も早く辭表差出度之御内慮も有_レ之候得共、被_二申越_一候趣も御尤成儀に付、相伺候處、遠境懸隔、細々之形勢迄不_二相分_一、上より深く心配致申遣候儀尤成儀、爰元に而すら、最初其邊は専ら懸念も有_レ之候儀に候得共、種々衆議をも聞、利害得失差量候上、決心致候儀に而、何分此上之勘考無_レ之候間、前議に居置、委細之次第、能々可_二申遣_一旨御沙汰に付、夫々御運ひに相成候筈に候、御願書之寫一通、爲_二心得_一遣_レ之候、

但解兵之儀に付而は、於_二御家_一は、兎角之議論無_レ之方可_レ然哉と、是又細々被_二申合_一候由に候處、悉く爰元にも、右之廉は厚く差心得、公用人始へも篤と申聞置候儀に候、此段も爲_二心得_一申遣候事、

二月十日

以_二手紙_一申達候、御辭表被_二差出_一候御運に相成候次第、委曲先便答に申遣候儀に候處、萬一御辭表被_二差出_一候儀にも候は、前廣承知致度旨、桑名様淀様、先達而御出被_レ成候節、被_二仰上_一置_レ候儀に候得は、所司

代様始、御老中様へ御使以、右之御案内被_二仰遣_一候處、板倉様より御沙汰有_レ之候には、右之儀に付、明日五ツ半時出門に而參殿致候間、御逢被_レ下度、尤台命も有_レ之趣、御使之者へ御直に被_二仰聞_一候に付、遮而御辭表被_二差出_一候順にも不_二相至_一、苦心罷在候處、十日二日朝、桑名様并板倉様御一同御出被_レ成、御逢之上、被_二仰上_一、其御座へ皆共被_レ爲_レ召、御懇之御沙汰之上、此度御名殿病氣不勤に付、上様深く御苦勞被_レ遊、御内命被_二仰合_一候處、其方共へも申聞候様、被_二仰付_一候儀に候、當節柄之儀、何卒少も早く御其勤に相成候様致度旨、被_二仰聞_一候に付、一昨年中大病相煩、其後氣力乏敷相成、今に全くには復し兼、少々之風邪に而も永引、難澁仕候儀に御座候處、先達而御使被_二仰付_一候節、折悪風邪に而不勤いたし、其後御大葬に付、押而出勤供奉仕、相障り遂永々之不勤に罷成候儀に御座候處、私共迄被_二召出_一、御懇之御沙汰を蒙り、重々難_レ有_レ仕合奉_レ存候旨申上、且當職蒙_レ仰候砌も、奉職難_二相成_一儀に相決、御請も仕兼候儀に御座候處、前將軍様より、強而御頼位之御沙汰も御座候に付、不_レ得_レ止一年也二年也相勤、御詫申上候外無_レ之儀と相決、

御受仕候儀に御座候得共、登京以來色々之事變共有之、御詫も仕兼、遂六ヶ年に罷成候儀、右に付而は、公邊より莫大之御下ケ米金も被成下一候儀に候得共、右に而は入費之半にも引足不申、兼而内證逼迫致候下々之儀に御座候得は、國元より取賄候順にも不_三相至、悉皆調達等を以、漸取凌罷在候儀に候得共、調達之道も仕盡し、此上可_三取凌様無_レ之場合に相至、必至と行當候砌、昨年八月中、國元大火に而、城下過半焼失、加_レ之非常の違作に而、當卯出穀迄之飯米にも差支候に付、朝夕粥を用ひ、一日つゝも飯米を喰延し候様、一統へ申聞置候振合に而、四民飢餓離散之程、千萬被_三案思_一候仕合に而、自然人氣逆立居、將又主人永々之在京に付而は、家中之風儀も相弛み、士氣更張所には無_三御座、取締向何分不_三行届、不安至極之儀に奉_レ存候、依而は主人罷下、取締向手近に差圖不_レ致候而は、如何成異變出來申聞敷儀に無_レ之、右様相成候而は、主人之爲に不_三相成_一は勿論、押上げ公邊之御苦勞筋に罷成候儀、誠に以奉_三恐入_一候儀に御座候間、此節御暇被_三下置_一度、罷下取締向申付候上には、何時に而も罷出可_レ申候間、何れにも暫時之間、御暇

被_レ下候様仕度内實も御座候趣、申上候得は、被_三申立_一候件々々尤至極に候得共、御國元取締筋之儀は、兩人之内壹人、御名殿之思召を受、罷下取締候は、不_三行届と申は有_レ之間敷、尤先達而休兵被_三仰出_一、今般解兵被_三仰出_一候儀には候得共、是に而長州を御宥免被_レ成候と申には絶而無_レ之、何れにも御所置無_レ之候而は、不_三相成_一儀に候處、只今御名殿辭職被_レ致候而は、諸藩之評判も如何可_レ有_レ之哉、會津家に而は、私恨を以長州之可_レ討を主張致居候處、此度解兵に相成候に付、辭職致候杯と申觸間敷儀に無_レ之、左候而は、公邊之御爲に不_三相成_一は勿論、御家之御爲にも不_三相成_一儀に候間、厚御加養之上、少も早く御出勤に相成候様致度、是迄は兎に角御引上げと申所を目的に評議致候に可_レ有_レ之、此度御内命も有_レ之候に付而は、何卒奉職被_レ致候様にと申處を目的に致、篤と評議、御名殿へも申上、御家來中をも説諭致候様にと被_三仰聞_一候に付、段々御懇之御沙汰、重々難_レ有仕合奉_レ存候、尙厚評議可_レ仕旨申上候儀に候、板倉様には書以前に御歸被_レ成、桑名様には書後迄被_レ爲_レ入候儀に候處、御歸後御前之御様子相伺候得は、皆共へ被_三

仰聞_一候外に、格別之儀は無_レ之、只御家來之居合は、あなた之御決心次第、とふとも付可_レ申、依而はあなた之御決心か何より大切に候間、屹度御奮發被_レ成候様にと被_三仰上_一候由に候、十七日右御内命之御禮、并御受御勘考中に付、暫御猶豫之儀申上、其序に、御國元疲弊、且不居合之廉等細々申上、是非御辭表御差出之所へ相運ひ度積に而、土佐、平馬、板倉様へ罷出候處、御差支に付、晝後御池御殿に罷出候様、被_三仰聞_一候に付、九ツ半時參殿致候處、板倉様、稻葉様、桑名様、御三人御揃に而御逢に相成候に付、右御内命之御禮、并御受御猶豫御願之儀申上、終而御國內疲弊、且不居合之廉々申上候上、御名儀先達而之重病以來、兎角不_三相勝_一次第に氣力も衰へ、必至と奉職難_レ仕、且國元よりも永々在京に付、國內疲弊は勿論、一統風儀も相亂れ、主人直々所置不_レ仕候而は、何分取締方行届兼候に付、是非共願申上、早々歸國に相成候様致度旨、度々申越候儀も御座候處、兎角御機會も無_レ之、差扣罷在候儀に有_レ之、幸ひ此度御解兵被_三仰出_一候に付而は、當時御靜謐と申にも御座候得は、旁此節御暇相願歸國之上、取締方等直々差圖いたし候様に無_三御

座_一候而は、押上ケ如何様之異變生間敷哉も難_レ計、萬一右様之段にも相至候而は、取戻に不_三相成_一は勿論、公邊御苦勞筋等に罷成候而は、何共恐入候儀に御座候間、是非とも御暇被_レ下候様仕度旨等、細々申上候處、申立候趣一應尤には候得共、先日も申候通、長州御所置未_レ半之此節と申、且先達而被_三召置_一候諸候方之内には、未_三罷出_一方も有_レ之候上、閑叟、容堂へは、猶又差急き罷出候様、被_三仰遣_一候儀にも有_レ之候得は、無_レ程罷出候に而可_レ有_レ之、依而は不_レ殘出揃、各見込御聞被_レ遊候上には、屹度御所置も被_レ爲_レ附候儀にて、御解兵は崩御に付被_三仰出_一候儀に有_レ之、決而靜謐に相成候と申には無_レ之、御大切至極之此節、迎も御難し可_レ被_レ成様は無_レ之儀、然るを強而御引被_レ成候而は、公邊御不爲は勿論、御家御爲にも不_三相成_一儀に候間、右御處置濟迄は、是非共御奉職に相成候様、厚勘考致候様、尤段々申聞候趣、尤とは不_レ存哉之旨、被_三仰聞_一候に付、至極御尤之御儀と奉_レ存候旨申上候得は、其方共左様存候は、一統不居合之廉は幾重にも説得、奮發爲_レ致候様、精々盡力有_レ之度旨、被_三仰聞_一候に付、尙厚勘考、御受可_レ仕旨申上、尙又私

共追々申上候廉々は、御尤と御聞取被下候儀に可
 有御座哉と申上候得は、申立之條々、一々尤に候
 得共、是は御内立之儀に而、此節強而被仰立様は無
 之儀、乍然長州御所置濟之上之御申立にも候は、
 至極御條理も相立、御尤成儀に候間、其節は何と歎御
 取成之致方も可有之哉に候得共、委曲申聞候通之
 次第に候間、何れにも御奉職之所へ目的を付、厚勘考
 致候様被仰聞候に付、夫々御答申上候上、此節主人
 引上ケ不_レ宜と申儀は、如何様之譯に可有御座哉
 と申上候得は、先日も申候通、此節御引上ケに相成候
 は、御解兵被仰出候を御不滿にて、御引上ケと申
 様、相響間敷儀に無_レ之、左候は、長州御征伐は、是
 迄會津に而主張致居候處、此度御解兵被仰出、見込
 之通不_レ參上より、溜り兼引上候杯と、彼是議論も沸
 騰可_レ致、左候得は、自然長州之勢も強く相成候半歟、
 將又薩邊に而我儘不_レ致も、専ら御家を憚候故之儀と
 相聞候處、是以追々我儘致候様、相成候にて可有
 之、依而は公邊御不爲は勿論、御家之御爲にも不_レ相
 成儀に候間、此邊も篤と勘辨致、最少之所、是非共御
 奉職に相成候様、御家來中へ厚説諭致候様、尤此度御

辭表御差出之儀は、公用之方に而、如何存候哉之旨
 被仰聞候に付、私共以下、不_レ殘決心之上申上候儀
 之旨申上候處、左候は、尙公用局之者も招呼、可_レ申
 聞旨被仰候に付、野村左兵衛に而も御招呼、被_レ仰
 聞被_レ下、又彼か申上候所も、能々御聞取被_レ下度旨
 申上候得は、夫は左様にも可_レ致候得共、何れ其方共
 勘考か大切成儀に候間、厚勘考致候様、吳々被_レ仰聞
 候に付、右之趣は、御名へも篤と申聞、尙厚勘考仕、御
 受申上候に而可有御座候間、私共申上候廉々も、
 厚御勘考被_レ成下度旨申上、引取候儀に候、十八日板
 倉様より、左兵衛并手代木直右衛門被_レ召候に付、
 御池御殿へ罷出候處、板倉様稻葉様御一同に而御逢
 有_レ之、前日皆共へ御沙汰有_レ之候件々を、頻りに繰返
 し被_レ仰聞候に付、兩人も御家中不_レ居合之次第を始、
 頻りに申立候得共、果敢々々敷不_レ參、相引と申内に、
 少く妻手に廻り候方に有_レ之、且將軍様より之御直書
 迎、兩人へ壹封御渡被_レ成、委細相辨候通、明十九日將
 軍様御下坂、廿一日には慥に御歸京被_レ成候儀に候
 間、夫迄に厚勘考致、御受申上候様、被_レ仰聞候由に
 而、右御封書御前へ差上候得は、皆共へも拜見被_レ仰

付候處、速に出勤之程頼存候也と之御留に有_レ之、何
 れ安らかに御辭表被_レ差出候様には、不_レ相連形勢
 に成行、苦心罷在候處、介右衛門登京之儀相達候に
 付、廿二日直右衛門を板倉様差出、此度國許より家老
 壹人、早打に而罷登候趣、申來候儀に御座候處、専ら
 今般之一條に付、罷登候趣に可有御座、同人京着之
 上、國元之様子をも篤と承り、厚申談、御受申上度儀
 に御座候間、暫之内御受御猶豫被_レ成下度旨申上候
 得は、至極尤之儀に候處、御直書をも被_レ成下候に付
 而は、御出勤之儀は、早速に無_レ之候とも、御受計は急
 に被_レ仰上候様致度旨被_レ仰聞候に付、猶罷歸り可_レ
 申聞旨申上退候由に候、廿三日介右衛門京着致、篤
 と及評議候處、何れにも最初申立候件々を、申立候
 外無_レ之儀、依而は國元之儀、此節主人罷下り、取締向
 直々差圖不_レ仕候而は、如何成異變生間敷
 儀に無_レ之、不安至極之儀、又難_レ有御直書被_レ成下候
 に付而は、御受も不_レ仕候而は、不_レ相濟儀、實に進退行
 迫候儀に有_レ之、種々評議も仕候得共、宜工夫も無
 之當惑仕候儀に御座候、餘九鷹儀未幼少には候得
 共、將軍様之御舍弟之儀、尤是を差置候得は、人數も

有_レ之、御警衛も行届、又國元之取締も出來候儀に候
 間、餘九鷹を御留被_レ置、御名を御暇被_レ下候様には
 相成間敷哉杯と、若殿様御留之儀を主意に不_レ致様、
 振能申上候は、可_レ然哉と申談、御内慮相伺候處、思
 召被_レ成御座候に付、此度は人を替、倉澤右兵衛外
 島機兵衛儀、板倉様へ罷出、右之次第、振能申上候様
 申聞候處、今廿五日兩人罷出、拜謁被_レ仰付候に付、
 申上候も甚恐入候儀には御座候得共、物々表形り之所
 のみに而は御主意も伺兼、又申上候事も貫け兼候意
 味も御座候間、打入御懇談と申姿に被_レ成下度由申
 上、前件之次第夫々取繕、且弊藩之儀、公邊へ奉_レ對候
 而は、死生存亡を俱に仕候儀は、申上候迄も無_レ御座、
 夫々藩祖より申置候次第も有_レ之、御有事に臨み、傍
 觀杯と申儀は思ひも不_レ寄旨等、細々申上候處、大に御
 受込、御うなつき之御様子に而、都而懇談に無_レ之候
 而は貫通も不_レ致、至極同意に候、段々申所も有_レ之、
 左候得は、御名殿には、御當職之儘、御國政御施行之
 爲、暫時御暇被_レ下、爰元へは餘九鷹殿、并御人數御殘
 しに相成候御都合に候は、自然此程より之台命も、
 御尤に被_レ存候儀に有_レ之、尙厚差心得、可_レ申上旨

被_レ仰聞_一候由、尤御當職之儘と申所は、全く板倉様之御心より出_レ被_レ仰聞_一候儀に有_レ之、段々之御口氣に而は、何と歟一年位之御暇は、御取成も可_レ被_レ下哉に被_レ察候由、併萬一察之通相整候共、右之通、彼是之御情實御汲取之上、格別之御取扱被_レ成下_一候儀に候間、彼是に託し、御引切之御都合に相成候而は、必至と相成間敷哉、此邊は御前と各様との御方寸に可_レ有_レ御座_一旨、細々申出候、右申出候趣も有_レ之候得共、上様兼而之御氣象も被_レ爲_レ在、彌板倉様御口氣之鹽梅計にも至間敷哉、乍去若殿様には御間柄にも被_レ爲_レ入、且御人數も御残しと申なれば、存外安らかに相整間敷儀にも無_レ之、併一と應接之儀に而、何れとも推察も附兼候處、假令暫御暇出候而も、是迄段々之揉み合より、漸御情實をも御垂察に相成候儀に候得は、右兩人申出候通、萬一御引切之御工夫などに相成候而は、御爲然る間敷哉、いづれ未發之儀に而、差當兎角之評議にも及兼候、尙追々申遣に而可_レ有_レ之候へ共、今日迄之御都合、爲_レ心得_一申遣候、御直書之寫一通遣之候、以上、

二月廿五日

田中 梶原 内藤々

神保 萱野 上田 一瀬要人殿
此程以來不參に候處、所勞如何之様子に候哉、甚案思申候、追々長引に相成候に付、從而彼是之世説も差起り、掛念不_レ少候間、聊も快候は、早々出勤可_レ致、且種々内情も可_レ有_レ之候得共、方今不_レ容易_一時節、長防所置も全相付不_レ申、内外多端の折柄、年來之苦心、此期に至り貫徹無_レ之様に而は、我等に於而も不本意之筋に付、右之邊、猶又年寄共より家臣へ向ケ、委曲申談候筈に候間、得と承り届、一藩内之折合よろしき様、幾重にも勸辨致し、速に出勤之程頼存候也、

二月十八日

會津中將

(徳川慶喜花押)

山本覺馬、中澤帶刀一同、字漏士人「カルレイマン」と申者同船に而、長崎より兵庫迄歸着致し、覺馬はレイマン一同兵庫に留居、帶刀は京都へ罷出、新發明之元込筒共七挺、并に風砲一挺持參致し、其中元込一挺は、最便宜敷、去夏中字漏士にて七戰七勝致し、一

挺にて六人に對し候程之業も出來、西洋各國之銃砲、之か爲一變致候と申程に而、我國には勿論新渡なる由、其品御詔に相成候は、年内には出來可_レ申、其他_レイマンに御直話被_レ成候は、御心得に相成候儀も可_レ有_レ御座_一旨、帶刀申候に付、御内慮伺に相成候處、手輕に出起とへきとの御儀に付、二月四日土佐俄に出起、六、七兩日對話、八日兵庫起、十日京着に候、右之節元込銃千挺、右代料前銀五分一と見込五千兩相遣、注文候様、覺馬、帶刀へ差圖、其他種物類など、品々取揃遣吳候様談判、此方より漆之實貳升程贈遣候筈之談判に付、爲_レ登方云々、其他石ヶ森津川邊之調など、注文之通遣候は、自然御國益之道にも相成可_レ申候間、取調方筋々へ被_レ仰聞_一を始、凡而宜云々、

二月廿五日

京御用所より

江戸 密事同所へ

對話書
字漏士國の「カル名レイマン」といふ者、造船局に而手際も宜しき由、至て沈靜詳密にして、宜しき人物と見ゆ、四五年前より長崎に來居しもの

に而、和語をも言ひ覺たり、御對話左に書す、
一問 字漏士國は封建の躰なりと聞く、其民は定て士農工商の四様に分れしなるへし、其割合は大數何程位なるものぞ、答 農は大抵十分の五にして、士商各其二分、工は其一分たるへし、さて士は、其中一分は奉公人にて、世々給分を賜はり、諸之役人を用ゆる者也、其一部は兵隊にして、世々給分を與るものには非る也、
一問 世々給分を與る之士、必世々相應之人物而已にもあるまじければ、其時は如何するものぞ、答 給分あるもの、學校修行も果敢行て、必ず用を爲すへきものとなる也、
但し入費を不_レ厭して、幼少より遊學し、器械の上品共を用ゆるか故に、修行之上達せる事、他の尋常の人とは格別に速なる也、歐羅巴の人は、凡而他邦に出て學はさるものなく、農民といへども亦遊學して農事を講求せり、
一問 人を雇ひ遣ふ一日之賃銀は、下賤之者に而何程ぞ、答 日本錢五六百文位なるへし、然し職人は手際之巧拙に因て一樣ならざる也、

一問農民よりの税則は、何分程なるものを、答大抵十分の一に當れり、又問商税は何分程を、答商人の分限と品柄とに預りて、其分を定て謂難し、

一問死人を葬る事を業とする者ありや、答やはり坊主ありて専ら之を業とし、一ヶ村には必一兩人位の割合に住居する也、一ヶ村といへば、大抵百軒乃至、或は二百軒餘なるもあり、

一問歐羅巴の男子、異俗の國に至て妻を娶ものあり、歐羅巴の婦人、異俗の人に嫁するを厭すや、答必しも厭はざる也、又問「レイマン」には、長崎の娼腹に女子を生りと聞く、右等の事は、歐羅巴に而は宜しき事と爲し居るや、笑て答宜しき事とはせざる也、

一問我國には、固より宜しき産物はなければ、今年の博覽會などに出せるには、何等の物然るへしや、答漆器、陶器、絹、糸織物、刀劍細工もの、類宜し、漆は日本の品殊に宜し、歐羅巴には、木の膏に而漆の如く用ゆるものあれども、日本之漆の如きはなき也、

一問石炭之利は如何、答貴邦に而石炭を出せば、其利甚多し、英國に而富を致せしは、專此を出せば也、

器械開くれば萬器蒸氣を用て製造する故に、石炭は必用也、日本に而も往々開れば、皆蒸氣を用ゆる事になる故に、其利多き事疑なし、

一問箱館に魯西亞の來れる十年餘にして、軍艦は三四艘つゝ常に維き置けども、其中商船は僅に三四度來れるのみ也と聞く、歐羅巴に而は、右は何等の意思なるへしと思へるや、答此自國防禦の爲也、魯西亞北面一圓に、寒を以防禦として備を爲に及はず、北より東して地尙寒、箱館之氣候宜しきか故に、此に備るは即ち自國之防禦を爲也、然し魯國は惣して産物を他出するのみにて、交易する事は寡き國柄也、

一問魯國の滿清地方を蠶食せしは、歐羅巴の論にて如何思へるや、答滿清之地、海岸に要港あるにもあらざれば必しも係念せし、對州之如きは要所にし、魯西亞此に據れば、東方の形勢之か爲に一變せらるに至り容易ならず、故に先般英米佛等之各國相共談判して、魯國の説を排撃せり、凡て地所を併取るも宜しき事のみならず、諸方の人氣合すして其害も亦多し、英國などにも、取ては却て叛かる、

故に懲たる事あり、只要所を所領とするは、何之國に而も此を欲するのみ、

一問魯國にて「ニコライスキ」黒龍江の上流新開の港を開きて傳信器を設け、蒸氣車道を鑄造せるの議ありと聞しか如何、答「ニコライスキ」は開たれども、僻地に而人も少く、未だ車道を造る事を聞かず、魯國も借財多して、手を他に廣る力なし、其他歐羅巴の各國借財多からざるはなし、利足は大抵十分にして二分を出せり、

一問宇漏士の國、我邦と度數の候我國より頗寒き由相懸隔せすして、彼國に生殖せる草木之類移植て、我生活を助くへきものあらん、答種々其器類あり、砂糖など暖地にのみ産する様に覺ゆれども、又寒地に繁茂し、其葉は牛を牧ふに宜しきものなりとあり、凡てケ様の類は種子を取寄せ、其殖るの時と地と養の法とを委詳に調て贈り進すへしといふ、

一問農業の具など、日用の生活に便なるものは如何様之品共ぞ、答此も新發明の具ありとて、圖に著したる書籍を翻して詳に語しか、大振に而、我邦に用ゆるには宜からざる様に見ゆ、此等は外にも便利

なるものあるなるへけれど、詳に問能はさりき、

一問馬を牧ふ事如何、答此も發明の器械ありて、一器械に而一日に五六十疋を養ふへし、但草を剉るの器械を發明して草細微なる故に、馬肥て壽く、西洋にても此器を用しより、馬大抵六七年の壽を増事になりたり、

一答我邦所領之地、蝦夷中にありと聞き、之を開くの策ありといふ、何の策なりやと問へば、答彼の地に「エーケンフト」といふ材木あり、船を造るに至極宜し、其材木の津出宜き場を見立、造船所を建へし、忽に人烟増稠すへし、凡て四十度以北の地に繁生せし木に非れば、堅實ならずして船材に充て難し、「エーケンフト」は俗にならかしといふものにて、我御領に數多あるよし、尤其趣向に候はは、入費は彼より出すへしといふ、

一問川蒸氣を用、或は金銀を掘取る事如何、答西洋に新發明便利の事あり、因て我津川石ヶ森などの大凡の形勢をいふて其仕方問ふ、答ヶ所々々に就て吟味して遣されなは、其道に巧なる者に命して、吟味を盡して仕様之答を申へしとて、其ヶ所々々

をさして注文せし事左の如し、

先方より注文申出候廉々

一石ヶ森山の形勢、并傍の山勢共に、口若し古時と易たる事あれば、是も認へき也、

一山の高サ、

一坑の深サ、

一坑の勾倍の屈曲并丁敷、

一山の上より地平迄の丁敷、地平は近邊の土地の平なる所に而度りて宜し、

一金坑の水の様子、

一同泉涌の多寡、是は一時間に水を汲みて、汲たる水は何程と度り、又一時間に復したる水何程と度れば多寡知るへき也、

一古時何年前頃より掘始て、其盛山なりし頃は何年前に而、出金の高は何程、廢山となりしは何年前よりして、其次第は何故に廢せしや、其以來之出方は何程、當時は少々つゝも何程位出しや、

津川より新潟或は松ヶ崎迄の間

一最深き所の深サ、

一最淺き所の淺サ、

一廣サ狭サ之幅、

一最急流の所の早サ、但三丁程の間に、流れ易き板様之小木を浮へ、五ミニユートの間に、何程流るゝといふ事を試むへきなり、

一最緩流の所の早サ、度り方前同斷、

又津川より鹽川迄の間

一利田の瀧等の高サ、水の満と涸と、此外瀧の模様等共に、

以三手紙申達候、倉澤右兵衛、外島機兵衛、板倉様へ罷出、拜謁之上申上候處、大に御うなつき之御様子に而、何と歎一年位之御暇は、御取成も可被成下之哉と被察候由申出候迄之都合、去月廿五日附を以申遣候處、同廿六日右兵衛機兵衛を以申上候通、國情行迫、一國之安危にも相懸り、不三容易三萌しも差見候間、厚以御哀憐御暇被下置候様、宜上様へ御取成被下置候様申上候得は、國元不居合之廉如何と御尋有之候に付、右不居合之儀は、只今事新敷事にも無之、素根より之釣合も有之儀にて、當職蒙仰候節、遠境

國力續兼候は勿論、往返之道も打絶、物々機會を失候儀にて、永久奉職可仕見込無之候に付、強而御詔申上候得共、厚思召之御旨も有之、不レ得レ已御受申上候儀に候得共、迎も一兩年位の儀と、決心仕居候儀に有之、其後度々宜機會も御座候は、御暇相願可申旨、書面之上申遣候段は數限りも無之、度々重役共往來仕候得共機會も無之、専ら公邊之御都合と恐察仕、泣々も奉職仕居候儀に候處、此度御解兵之御沙汰有之に付而は、自然御用薄に罷成候は顯然成儀、此節こそ機會と存、是非歎願申上度心根にて罷登、江戸表詰合へも申談、爰元詰合へも國論之次第申聞候處、いつれも同様之見込に有之候に付、委曲兩人を以豫め申上、私も今日參上申上候儀に御座候、且公邊に而も、追々御軍制御改革にも相成、隨而改革仕候様、御沙汰有之趣も、委曲國元へも申遣、精々仕居候得共、御辨被下候通、藩祖以來軍制規格も有之、中々以私共計之力には及兼、此上主人罷下り直々世話仕、隨而私共一同精々仕候は、行届候道も可有之哉、左も無之候而は、迎も行及兼候に付、旁歎願申上候儀に有之旨、種々切迫に申上候得は、當時御勘考中に付、

追而可及沙汰旨被仰聞候儀に候、同廿八日桑名様より、皆共之内一人被召候に付、土佐罷越候處、御逢之上、中將様御病氣之御様子御尋被成候に付、先達而申上候通、一昨年御大病後、今に全くには御復し不レ被遊、實に御氣力乏敷被爲成候儀に有之、且御家來不居合之内實も有之、旁に付御出勤も不レ被遊旨申候得は、御問柄御案思被成候故、被仰聞候趣に而、其方とも申候趣は有之候得共、公私之間に於而は、如何可有之哉と被仰聞候に付、難有御内命之下々、御直書も被成下候に付而は、直様御出勤不レ被遊候而は、不三相成三筋に御座候得共、又御家來不居合に而は、假令御出勤被遊候共、御奉職可被成様も無之、却而恐入候事に相至候儀に付、不レ得レ已不三相好三筋には候得共、餘九磨様を御留被置、御名様には御暇被下候様、申上候儀に候旨申上候處、夫ならば勝手に致候様杯との御沙汰有之候而は不御爲儀、右等をも御案思被成候旨被仰聞候に付、春岳様之如く、暴成御所置有之候は、右等之御沙汰有之の間敷儀に無御座候得共、御懇談と申姿に而、内實之次第迄打明し申上候儀に候得は、左様之御

沙汰被_二成下_一候儀は有_レ之間敷、萬一右躰之儀御座候は、厚御取成被_レ下候様、御願申上候旨申上候得は、頼之趣は承知致候、併御引上げに相成候様、御取成致候儀は、元來御同意に無_レ之儀に候間、不_二相成_一旨被_二仰聞_一、且御職は御勤之儘、御歸國被_レ成候様致度之趣意に候哉と、御尋被_レ成候に付、右は私共より吐口可_二申上_一様無_レ之、上之思召次第之儀と奉_レ存候旨申上候得は、夫は左様可_レ有_レ之旨、被_二仰聞_一候儀に候、同晦日直右衛門板倉様へ罷出、公用人辻七郎左衛門に面會、先達而右兵衛機兵衛罷出、内實之次第迄委細に申上候處、尤に御聞込被_レ下、上様へ御取成被_レ下、御勘考中に御座候由、必竟情態御汲量、御取成被_レ下候故之儀、重役始一統、誠に以難_レ有奉_レ存、悦居候儀に御座候處、其後之御模様如何可_レ有_レ之哉と申候得は、主人へ相伺可_レ申旨申聞、追而罷出、御沙汰有_レ之候は、早速御達申候儀に候得共、今に御勘考中に被_レ爲_レ在候旨、主人申聞候由申、且彼之儀に付而は、主人も甚心痛致候儀、元來御名様御引上げ被_レ成候儀、必至と不_二御爲_一儀に候得共、止事なくんは餘九磨様を御殘被_レ置、御引上げ被_レ成候外無_レ之儀と奉_レ存、上様へ

申上候儀に候得共、上様にも可_レ然とは不_レ被_二思召_一、主人も尤可_レ然とは不_レ被_レ奉_レ存儀に候得共、誠に無_レ據上より申述候儀にて、此節に至り如何様に致候は、御家來之居合付可_レ申哉と、其所を種々御勘考被_レ爲_レ在候儀に候旨申聞、専ら右兵衛機兵衛罷出候節、御沙汰有_レ之候儀を、御取消被_レ成度御含と被_レ察候旨、申出候儀に候、右之都合に付而は、關白様之方より、御取成被_レ下候様、相願可_レ然哉と申談、公用人御申聞候得は、當朔日機兵衛關白様へ罷出候處、御差支に付拜謁不_二相成_一、北小路治部權大掾高島右衛門を以、御家來不居合之次第委細に申述、暫時御暇被_レ下候様、御取成之儀懇願致候處、可_二申聞_一旨申、追而罷出委細申聞候處、只今御引上げに相成候而は、諸藩之居合、以之外成事に相成候儀、申立候趣は有_レ之候得共、御取成致候儀不_二相成_一旨、被_二仰聞_一候由に而、兩人も少も早く御出勤に相成候様頻りに申聞、私共御取次致候故、申立候趣は有_レ之杯と被_二仰聞_一候得共、御直にも候は、一と消に被_レ成候御口氣之旨申聞候由申出候、右等之都合を以は、安らかに御暇之儀千萬無_レ覺束、種々と苦心評議罷在候處、五日に至り、皆共

三人御池御殿へ被_レ召候旨、伊賀守様より申來候に付罷出候處、桑名様并伊賀守様美濃守様御揃に而、御名殿御暇之儀に付召呼候儀に候、拙者共に致候而も、此節柄御暇之儀、必至と然る間敷存、上様にも深く御苦勞被_レ遊、何と歎御留被_レ遊度思召候得共、段々申立候趣も有_レ之、家中不居合を、強而御留被_レ置候而は、御家之御爲に不_二相成_一は勿論、押上げ公邊之御爲にも不_二相成_一儀に付、不_レ得_レ止暫時之間、御暇被_レ下候様にも相成可_レ申、此段内々に而申聞候旨被_二仰聞_一、併御所之御都合如何可_レ有_レ之哉、攝政様へは何と申上置候哉、如何様之都合に候哉と、御尋被_レ成候に付、最初辭表差出度存候砌、其次第申上、尙又何卒御暇被_レ下候様、御取成被_レ下候様に申上候儀に而、格別之儀も無_二御座_一旨申上候得は、此方よりも攝政様へ申上候儀に候得共、其方よりも篤と申上候様に被_二仰聞_一、其下々彌御暇被_レ下候段に相至候共、餘九磨殿には今に上京も無_レ之、尤馴染も無_レ之儀に候得は、兩三月之内杯に、御出起被_レ成候様には不_二相成_一儀、御名殿被_二罷下_一候見當有_レ之儀に候得は、其方之内一人、罷下り取締候は、夫迄之所は格別之儀有_レ之間敷、

且又一年也一年半也御暇被_レ下、期日至り候は、早速被_レ登候様に無_レ之候而は、心至と不_二相成_一儀に候處、其邊は彌間違有_レ之間敷哉と、屹度御念被_レ入被_二仰聞_一候に付、暫時御暇被_レ下、取締向申付候上には、速に罷出御奉行仕候儀に而、聊間違等無_二御座_一候間、其段は決而御懸念不_レ被_二成下_一候様に申上候處、介右衛門には、御國元より此度罷登候故歎、期日に至り間違候而は不_二相成_一趣、別而強く被_二仰聞_一候儀に候、尤少も早く御出勤被_レ成候方御都合宜候間、明日にも御出勤に相成候様に、被_二仰聞_一候儀に候、前文之次第、御前へ申上候處、御前に而も不_二大方_一御怡被_レ遊候儀に候、同六日安らかに御暇被_レ下候様、關白様へ罷出申上候様、公用人へ申聞候處、小野權之丞罷上り、國情不_レ得_レ止次第御聞上げ被_レ下、御暇被_レ下候外有_レ之間敷と思召、攝政様へ御伺被_レ成候御都合之旨、上様より御内々御沙汰被_二成下_一候儀に御座候處、何卒厚御差合、安らかに御暇被_レ下候様、御周旋被_二成下_一度旨、取締申上候得は、甚以御當惑之御様子に而、上様御家關白様は御家内之如きものに而、御離れ被_レ成候而は不_二相成_一儀、殊に攝政様には、専ら御家

御方に思召被_レ爲_レ在候儀、然に御暇之御沙汰有_レ之候
 と御聞被_レ成候而は、實に御困り被_レ成候儀に有_レ之、
 何れにも此節御暇被_レ下可_レ然とは、不_レ被_レ思召_レ儀に
 候得共、尙御勘考可_レ被_レ成旨被_レ仰聞、御取成被_レ成候
 段には難_レ被_レ爲_レ至、併御國情不_レ得_レ止次第をも、御
 承知被_レ爲_レ在候儀に候得は、御邪魔被_レ成候儀は絶而
 無_レ之、將軍様より御談事有_レ之候は、御心得御談事
 可_レ被_レ成旨、被_レ仰聞_レ候由申出候、同八日介右衛門伊
 賀守様へ罷出、此間主人出勤之程、可_レ相成_レ丈け取急
 き候様、再應被_レ仰聞_レ候に付、一同評議仕、御内々申
 上候儀に候得共、實に少々不快に有_レ之、未出勤も不
 仕罷在候儀に御座候處、此節に至候而は、押而出勤
 相成兼候病體にも無_レ之候得共、此間御内命之次第
 は、主人重役迄密々被_レ仰聞_レ候儀に而、一統辨居候事
 には無_レ之、只今無沙汰に出勤仕候様に而は、一統居
 合之程も如何可_レ有_レ之哉、至々極心配之餘り、御内々
 御伺申上候儀に御座候、間もなく御暇も被_レ下候儀に
 可_レ有_レ之、其上出勤仕候様に而は、公邊の御都合如何
 可_レ有_レ之哉、迎之以_レ御哀憐、其邊宜御合被_レ下置_レ候
 様、相成間敷哉之旨申上候得は、此度御名殿御暇之儀

は、容易に不_レ被_レ下儀に候處を、國情厚御勘辨之上被_レ
 下候儀に而、早速御出勤、段々之御禮被_レ仰上_レ可_レ然
 之處、御遅延相成候而は、不都合可_レ相成_レ旨、御困り
 之御様子に而被_レ仰聞_レ候に付、左候は、不_レ得_レ止儀、
 依而は御内命之次第、密々頭々計へも申合、其上出勤
 仕候而は、如何可_レ有_レ之哉之旨相伺候處、至極宜旨
 被_レ仰聞_レ其外關白様宮様邊へ、篤と申上置候様、御親
 切に被_レ仰聞_レ候に付、奉_レ畏候旨申上退候儀に候、關
 白様へは前文之通り、權之丞を以申上候に付、宮様へ
 も同人を以申上、同九日頭々招呼申聞候上、同十一日
 御出勤被_レ被_レ候儀に候、尙追々可_レ申遣_レ候得共、先以
 今日迄之都合、爲_レ心得_レ申遣候、以上、

三月十三日 田中 梶原 上田 内藤
 神保 萱野 一瀬殿

以_レ手紙_レ申達候、永井玄蕃頭様より被_レ召呼_レ公用人
 罷出候處、兵庫開港之儀、此節期限にも相成、英人よ
 り頻りに切迫に申出候に付、江戸表に於て應接に爲
 及候處、承引不_レ致、此迄中間に取扱候佛人も、此度
 は力に不_レ及趣に而、斷申出候儀に候、因而是近々攝

海へ相廻候旨申出候に付、差留之使者も差立候得共、
 是以て間に合候哉否も難_レ計、詰り開港御許容に相成
 候外は有_レ之間敷、其趣豫め御前へも奏聞に相成候筈
 に候、御名殿御不動に付申上置候様、被_レ仰聞_レ候由、
 其後板倉様より、獨又別紙寫之通、御前へ被_レ仰上_レ候
 旨、被_レ仰遣_レ候儀に候、御不動中、右御評議之委詳は
 不_レ相分_レ候得共、世態之變革是に及候而は、不_レ得_レ已
 次第に候得共、於_レ朝廷_レ御別意無_レ之、御許容に相成
 候事に可_レ有_レ之哉に候、此段爲_レ心得_レ申遣候、別紙遣
 之候、以上、

三月十三日 田中 梶原 上田 内藤 諏訪
 神保 萱野 一瀬 井深 西郷勇 一瀬要殿

尙々別紙、自然世上にも露布可_レ致候得共、機密之
 儀に付、伊賀守様御自筆に而、寫被_レ遣候程之儀に
 候間、御家より不_レ洩様可_レ致儀、御如才も無_レ之儀
 に候得共、此段共爲_レ心得_レ申遣候、以上、

一昨丑十月中、條約勅許之節、兵庫は被_レ止候旨御沙
 汰之趣、早速外國人へ可_レ申渡_レ之所、左候而は忽瓦解
 および、折角平穩之御趣意も水泡に可_レ相歸、且一旦
 取結候條約相變候者、但に信を萬國に失候而已に而、

所詮可_レ被_レ行儀に無_レ之、其段深心配仕候得共、一時
 切迫之情態御諒察之上、條約勅許被_レ爲_レ在候儀、尙又
 彼是申上候も、斟酌可_レ仕筋に付、先其儘御請申上置、
 篤と熟考可_レ仕奉_レ存候折柄、長防之事件差起り、引續
 故大樹之事故におよび、遂に開港期限差迫、各國より
 は毎々申上立候條件も有_レ之、就_レ右猶再應熟慮勘辨相
 盡候處、條約變更之儀、強而施行仕候は、必定義理
 曲直之論に及び、大に不都合相生し、詰り百萬生靈徒
 に塗炭に苦み、皇國之御浮沈にも相拘り候様可_レ成
 行_レは目前に有_レ之、右様之形勢立至候上、無_レ據條約
 履行候而は、實に御國體御威信共總而不_レ相立、於_レ職
 掌_レ最不_レ相濟_レ次第、殊に堅艦利器彼所長を取り、皇
 國之富強を謀候は、今日之急務に候間、何にも開港可_レ
 仕_レは至當之儀に有_レ之、然るに今更彼是申斷候は、
 是迄苦心仕候富強之術も、一時に盡果可_レ申、且條約
 之儀は、各國交際之基本に而、永久不易之規則無_レ之
 候は、遂に強は弱を凌、弱は強に被_レ制候様可_レ相
 成、西洋諸國大小強弱は御座候得共、全く信義を重ん
 じ、條約致_レ遵守_レ候に付、凌奪并吞之患も無_レ之、夫々
 立國罷在候事に而、條約之守否は、國之存亡に相拘候

儀に御座候得は、旁以一旦取結候條約は、是非遂行不
 申候而は、難三相叶一奉存候、就而は被レ爲於朝廷
 候而も、右之事體篤と御勘考被レ爲在候様仕度、自然
 利害得失如何と被三思召一候儀も御座候は、參内之
 上巨細言上可レ仕奉存候、猶又宇内形勢變遷之儀は、
 追々申上候通に御座候處、古今之情態、尙篤と考究仕
 候得は、萬國森列、土地風俗之異同は有レ之候得共、均
 しく天地之化育を受、今日其生を遂、其死を完く致候
 に於ては、素より彼是之別無レ之、既に民生同胞に候
 上は、從而信義を通候は、天地之正理に候處、皇國環
 海之御國柄を以、坤輿中東西要衝之地に至り、即今海
 外諸州逐日相開、萬里比隣自在奔走之砌、獨舊轍を
 墨守、萬國普通之交接不レ致候而は、自然之大勢に相
 戻り、不容易禍害、頓に可三相生一奉存候、因而是形
 勢之變局、方今之機會に候間、四海兄弟一視同仁之古
 訓に御基被レ遊、天下と共に御更始被レ爲在候様仕
 度、左候は、是迄之陋習一洗、數年を不レ出富強充
 實、皇國之御武威彌増更張、奉レ安三朝意一候様、盡力可
 レ仕奉存候、此段奏聞仕候、以上、

三月

以三手紙一申達候、中將様當十一日御出勤に相成候次
 第、先使委曲申遣候處、其後日々御登營、攝政様并傳
 議奏之邊御廻勤被レ遊、同十八日賀陽宮様へ御出、夜
 五時頃御歸館被レ爲成、同夜より御勝れ不レ被レ遊、兎
 角御食氣不レ被レ爲在、先以御平臥に而、御氣分
 か、り、夜中御快寢は六ヶ敷被レ爲在候處、一昨夜御
 通し後は、御相應御寢被レ遊候、尙御通し被レ爲在候
 は、無レ程御順快可レ被レ遊由、御容體書之通、御側醫
 師申出、御用人達之處、今日方は餘程御氣輕之由に
 付、御案思申上候程之儀は、被レ爲在間敷候得共、尙
 此上御手當方御用人へ申聞、御側醫師共精々御療治
 相盡候儀に候、此段各爲三心得一申遣候、以上、

三月廿九日

梶原 上田 内藤方

神保 萱野 一瀬殿

以三手紙一申達候、先使申遣候中將様表向御暇御沙汰
 之儀、將軍様御下坂中、御沙汰有レ之候様には、迎も相
 成間敷候得共、御國元近邊騒々敷様子、申越被レ置候
 儀も有レ之候得は、右等を鹽に御催促申上可レ然と申

談、去月廿八日御池御殿へ罷出、美濃守様へ拜謁申上
 候には、御催促かましき様には有レ之候得共、表向御
 暇之御程合は、如何可レ有レ之哉之旨申上候得は、御名
 様御暇之儀、實は先日御内命も有レ之候上は、何も子
 細無レ之儀に候得共、外ならぬ御方、手前一存にて取
 計候と申都合にも相成兼趣被三仰聞一候に付、至極
 御尤之儀には候得とも、此節越後筋殊之外騒々敷、永
 永之御在京中御人數寡く、御暇之程合も餘り延引に
 相成候に付、一統居合も不レ宜、甚心配仕候趣申遣、爰
 元迎も同様居合不レ宜候間、何卒格別之御取計を以、
 御沙汰被三成下一候様、御周旋被三成下一度旨相願候得
 は、申出候趣も有レ之候間、明日御用有レ之下坂致候か
 も不三相知一、左も無レ之候は、態飛脚を以也とも申
 遣、精々可レ致旨被三仰聞一候に付、何分宜奉レ願候趣申
 上退候、當四日に至り、御池御殿へ脱カ召候に付、參殿
 致候へは、美濃守様拜謁被三仰付一、下坂之上同職へ申
 談候處、先日も申聞候通、公邊之方は何之子細も無
 レ之候得共、今に攝政様より何等之御挨拶も無レ之、公
 邊御手切に而、御沙汰有レ之候様にも參り兼候處、攝政
 様之御都合如何可レ有レ之哉之旨、被三仰聞一候に付、先

日私共一同被三召出候節、頻りに御留被レ遊趣被三
 仰聞一候得共、委曲公邊へ申上候件々、親しく申上候
 へは、尙勘考可レ致旨被三仰聞一候に付、定めし御沙汰有
 レ之候上、此間被三仰聞一候事と、心得違仕候と申上候
 得は、手元辨不足に可レ有レ之、何れ御催促いたし候
 様被三仰聞一候に付、左様再應申上候而は、手越之様
 に罷成懸念も仕候間、公邊より宜被三仰上被レ下候
 様、相成間敷哉之旨申上候得は、此方よりも御催促
 可三申上候得共、外ならぬ御間柄、其方よりも申上候
 様被三仰聞一候に付、奉レ畏候趣申上退候、同五日皆共
 一同攝政様へ罷出、御名様御暇之儀、先日御勘考被三
 成下一候儀に御座候處、御催促かましき申上候様に御
 座候得共、如何可レ有レ之哉之旨申上候得は、至極申出
 候趣も有レ之候得共、眼前兵庫表之一件を始、防長之
 事件も有レ之、誠に以大切之此節柄、乍三御氣之毒一今
 少し勘辨致候様相成間敷哉、ヶ様申も私ならず、天下
 之爲と存候旨、被三仰聞一候に付、其邊之處は、最初公
 邊よりも細々と被三仰聞一候得共、段々國情之次第申
 上、御許容被三成下一御内命之御沙汰迄も被レ下候儀に
 而、只今強而御留被三成下一候而は、一國之危難にも相

懼り、却而天幕へ奉^レ對奉^ニ恐入^ニ候趣、且爰元は申迄なく、江戸表會津表國論之次第を始、下情事細かに申上候得は、左程には只今迄不^ニ心得居^ニ候得共、實に右之次第に而は、残念なから不^レ得^レ止事に候間、今よりは御暇之處へ同意致、精々可^レ致旨被^ニ仰聞^ニ候に付、誠に以難^レ有仕合奉^レ存候趣御禮申上、都而國之治亂と申も、只機會と申か有^レ之候而、機會を失候得は、一年に而所置候事も一年と罷成、將又機に當り候得は、一年に而所置候事も、半年に而取始末出來候と申ものにも、誠に其機大切に有^レ之候、御國元杯に仕候而は、只今機會に候得は、強而歎願申上候儀に有^レ之、既に子年戰爭之節杯も、彼之様には相成間敷と、前日迄も存居候位之事に候得共、如^レ形騷動と罷成候事に而、實に機を失候得は、只今にも水戸表之様に相成間敷も不^ニ相知、至極に心配仕候儀に御座候、且速に御暇被^ニ下候得は、速に又々御登京も相成候と申は、天地自然之理合に候得は、其邊宜御舍之上、急々御沙汰被^ニ成^ニ下^ニ度趣、尙又申上候得は、至々極尤に聞受候、付而は餘九鷹殿御殘り被^ニ成^ニ候得は、乍^ニ御年弱^ニ自然御名代之姿にも相成候得は、少も早く御乗出に相成

候様、種々御親切に被^ニ仰聞^ニ候に付、誠に一同骨髄に徹し難^レ有、御前を退申候、夫より御次へ相下り、高島越後介へも委曲、申上候次第篤と申聞候處、尤に聞込候様子に而、實は御目付原市之進殿被^レ參候節、一通被^ニ申上^ニ候儀に而、改而御談無^レ之儀に候間、表向御談有^レ之候様致度旨申聞候、右に付同六日、皆共一同御池御殿へ罷出、美濃守様へ拜謁相願、攝政様に而、不^レ得^レ止次第柄御吞込被^ニ下^ニ候都合を始委曲申上、公邊よりも御催促被^ニ仰上^ニ被^ニ下^ニ候様に無^レ之候而は、片筈成儀に御座候間、急に被^ニ仰上^ニ被^ニ下^ニ候様、奉^レ願候旨申上候得は、公邊に而は素より子細も無^レ之儀、攝政様之方、御案思被^レ爲^レ在候儀に候處、右之御都合に候は、急に表向御暇被^ニ仰出^ニ候様相運可^レ申、若御願書不^レ被^ニ差出^ニ候而は不^ニ相連^ニ儀に候は、其趣可^ニ申聞^ニ旨被^ニ仰聞^ニ候儀に候、然る處皆共之内一人、御池御殿へ罷出候様、美濃守様より又々申來候に付、同七日罷出候處、御願書不^レ被^ニ差出^ニ候而は運兼候都合に候間、御差出相成候様被^ニ仰聞^ニ候に付、素々御辭職之上、御歸國御世話被^ニ成^ニ度儀に御座候處、御職は其儘御勤被^レ爲^レ在、御暇而已御願被^ニ成^ニ候

而は、餘り御自由成事に相響申間敷哉、一向公邊より被^ニ仰出^ニ候様相成間敷哉と申上候得は、別段自由に相響候儀にも有^レ之間敷旨、被^ニ仰聞^ニ候儀に候、依而御前相伺候處、自由にも相響申間敷旨申聞候は、願書差出候而も可^レ然旨被^ニ仰聞^ニ候に付、別紙寫之通御願書取調相伺、昨八日美濃守様御宅へ持參差出候儀に候、前文之都合に付而は、近々表向被^ニ仰出^ニ候儀に可^レ有^レ之候、尙追而可^ニ申遣^ニ候得共、先以今日迄之都合、爲^ニ心得^ニ申遣候、別紙御願書寫一通遣^ニ之候、以上、

四月九日 田中 梶原 上田 内藤

神保 萱野 一瀬殿
御願書之寫

拙者儀不肖之身を以、戌年當職被^ニ仰付^ニ候以來、都合六ヶ年に罷成候處、右に付而は、莫大之御下ヶ米金も被^ニ成^ニ下^ニ候儀に候得共、兼而内證逼迫致候下々、昨年八月中國元大火に而、城下過半焼失、加^レ之非常之違作に而、當卯出穀迄之飯米にも差支候振合に有^レ之、四民飢餓離散之程、千萬心配仕候仕合に而、自然人氣不^ニ居合、且永々之在京に付而は、家中之風儀も相弛み、此節改革向に付而も、頑固之習風、家來共計に而

は不^ニ行届^ニ事件も有^レ之、旁以罷下、取締向手近に申付度、依而は暫之間御暇被^ニ下置^ニ度、此節柄右様奉^レ願候も、至極恐縮之儀に御座候得とも、内實不^レ得^レ止仕合、御憐察之上、御許容被^ニ成^ニ下^ニ候様、此段御取成相願候、以上、

四月

御名

以^ニ手紙^ニ申達候、當廿三日傳奏衆より、公用人被^ニ召呼^ニ候に付罷出候處、別紙御書付、寫之通御達有^レ之候に付、本書言上、寫を以申達候旨、公用人假役遠山寅次郎勤書を以、別紙之通申出、其下々小野權之丞を以、今度參議推任之儀、誠に以難^レ有事に候得共、何卒御詫申上候様致度、尙厚評議致候様被^ニ仰出^ニ候に付、假令御詫被^ニ仰上^ニ候とも、公邊へは早速御伺被^ニ成^ニ候方に可^レ有^レ之と、御前相伺候上、別紙寫之通、御老中様へ爲^ニ差出^ニ、右御沙汰之趣、公用人へ申聞評議に爲^レ及候處、此度之御書面は御格別にて、先帝之教慮云云之御文段も有^レ之、申さは御遺意と申様之意味も御座候に付而は、御詫等被^ニ仰上^ニ候御事には有^ニ御座^ニ間敷、速に御請被^レ遊候方、可^レ然哉之旨申出、右申候

通、御請被遊可然哉と申談相伺候處、何れにも一應は御詫申上、夫とも強而御沙汰有之候は、其節御請申上候方可然候間、公邊より御沙汰無之内、御詫申上候都合、夫々取計ひ様被仰出候に付、其段公用人へ申聞候處、御沙汰之趣は奉畏候、然處御前に而は、此度之儀幾應御沙汰御座候共、是非御詫被仰上度思召に御座候は、御格別之儀に候得とも、一旦御詫被仰上候とも、強而御沙汰御座候上には、御請可被遊との思召にも被爲入候は、只御式を御整被成候計之事にて、一向初より難有御請被遊候方、却而御都合も宜有御座哉と、尙又一同評議仕候間、最一應御伺被下候様仕度旨演說申出、右申候趣、至極尤に相聞候に付、猶又右申候趣寫と申上相伺候處、段々申候趣も有之候間、其通に而可然旨被仰出、至極御喜悅之御様子に被爲入候、此度之御推任、御同意恐悅之御事に候、不遠公邊よりも表向被仰出に而可有之候得とも、先つ以右之趣、各爲心得申遣候、別紙三通遣之候、以上、

四月廿九日
 梶原 上田 内藤方
 田中 神保 荳野 一瀬殿

は不_二相連_一旨、被_二仰聞_一候に付、御暇之儀、永々夫而已に相成居候而は、兼而申上置候通、一統之居合不_レ宜儀、尤重き御廉も、家老名代に而被_二仰付_一候儀も度々有_レ之候間、依而は此度も、家老名代にて御暇被_二下置_一候様には、相連ひ申聞敷哉と申上候得は、御病中は御出起可_レ被_二成_一様無_レ之儀、尤前文之都合も有_レ之候得は、何之道御出勤之上ならては、御暇被_二下候_一順には相連兼候儀に候處、居合不_レ宜儀に候は、御奉書而已差出置候様に而は、如何可有_レ之哉と被_二仰聞_一候に付、其儀は私一存に而、御受申上兼候儀に候間、尙重役に申聞候上、可_二申上_一旨申上候由申出候に付、厚及_二評議_一候處、右御奉書之儀は、自然公邊より被_二差出_一被_二下候_一は、至極に難_レ有事に候得とも、顯然御病中、御出勤難_レ被_二遊_一はしりつ、此方より御奉書而已戴き度と申上候も、御筋合に於而如何可有_レ之哉、餘り關係致候様に有_レ之候得共、最初より之釣合も有_レ之、且今度こそは御相違も無_レ之御様子に御座候得は、旁御出勤之上、御暇被_レ爲_レ蒙_レ仰候外有_レ之間敷、依而は土佐殿御暇乞旁伊賀守様へ被_二罷出_一、御出勤之上には、早速御沙汰被_二下候_一に而可有_レ之旨、

尙々本文御推任之儀、萬一中將様御暇御差留被_レ成度、上より之御沙汰には有_レ之間敷脱カも被_レ案候に付、公用人へ申聞、其向内密爲_二申繕_一候處、此度之御推任は、御暇被_二仰出_一候に付、御沙汰に相成候儀に而、決而右様之譯には無_レ之よしに候、此段も爲_二心得_一申遣候、以上、

公邊御伺之寫、
 今日先帝叡慮遵奉、長々守護之職掌相屬、其功不_レ少、
 叡感候、依_レ之參議被_二推任_一段、以_二飛鳥井中納言雅典_一
◎雅典の二字恐くは後人の加筆なるべし、御沙汰御座候處、御請之段如何可_レ仕哉、此段奉_レ伺候、以上、
 四月廿三日
 御名

以_二手紙_一申達候、御暇之御願書被_二差出_一候迄之都合、當九日附を以申遣候儀に候處、同十八日手代木直右衛門儀板倉様へ罷出、主人御暇之儀、攝政様之方も、御子細不_レ被_レ爲_レ在候に付而は、急に御沙汰被_二成下_一度旨申上候得は、右御暇之儀は、連名之御奉書差上被_二召出_一、御直に御懇之御沙汰之上、拜領物等被_二仰付_一候儀に候得は、御不勤中に、御暇被_二仰出_一候様に

被_二申上_一可_レ然哉と申談、同廿一日土佐殿伊賀守様へ拜謁之上、先達而罷出候節、主人罷下候見當有_レ之儀に候得は、私共之内一人罷下り取締候は、一兩月之間は格別之儀有_レ之間敷旨、被_二仰聞_一被_二下候_一得共、御暇之儀、表向御沙汰有_レ之候上罷下申度存、差扣罷在候儀に御座候處、不勤中に御沙汰被_二成下_一候様には、難_二相連_一儀に候間、御奉書而已可_レ被_二成下_一哉之旨、直右衛門へ被_二仰聞_一被_二下候_一由之處、顯然出勤不_二相成_一病牀に御座候下々、御奉書被_二成下_一候様相願候儀は、別而恐入候儀、御精々被_二成下_一、斯迄御連ひ被_二下候_一に付而は、御暇之儀子細も有_レ之儀、依而は御出勤に相成候は、早速御暇被_二下候_一筈に而、既には御不勤中に而も、御奉書迄可_レ被_二成下_一旨、御沙汰被_二下候_一趣、一統へ申聞取締候は、主人罷下候迄は、格別之儀有_レ之間敷候間、私儀此節罷下度奉_レ存候に付、爲_二御暇乞_一罷出候旨、被_二申上_一候得は、御出勤之上には、直様御暇之御沙汰有_レ之候様、無_二間違_一蛇度可_二取計_一旨、御請合被_二下候_一儀に候、依而は御出勤次第、御暇之御沙汰被_レ爲_レ蒙_レ候上、申遣に而可有_レ之候得共、先以爲_二心得_一申遣候、以上、

四月廿九日 梶原 上田 内藤
神保 萱野 一瀬要人殿

以手紙申達候、中將様當月九日より、昨廿八日迄之御容躰、別紙之通に被_レ爲_レ入候由、御側醫師申出、御用人達候、追_レ日御快方と申内、最早御全快際に被_レ爲_レ至、誠に以奉_レ恐悦候、尙不_レ遠内御全快之御吉左右、申遣に而可_レ有_レ之候、且又當月九日御目付衆より、公用人之内一人、御池御殿へ罷出候様申來候に付、手代木直右衛門罷出候得は、伊賀守様御逢之上、御名殿御病氣之儀、上様深く御案思被_レ遊、昨日石川香雲院を被_レ遣、今日被_レ召出_レ御尋被_レ遊候處、深敷事には被_レ爲_レ入間敷旨申上候に付、御怡被_レ成候處、御手醫師之見込とは、違候處も有_レ之由、元來御脾胃之御弱_レ被_レ成候儀に候得は、最早御通し之方を専らに不_レ致、脾胃を健に致候御手當、肝要と見込候由申上候に付、上様にも右の見込を可_レ然思召、其御手當有_レ之候様被_レ成度思召候得共、餘之儀と違ひ、醫師之事を強而御進め被_レ成候様、御斟酌被_レ遊候得共、可_レ然思召候は、香雲院御療治被_レ仰付候而も、可_レ然哉

この御内慮之趣、難_レ有奉_レ存候、主人へ申聞、御受可_レ仕旨申上、退候由申出候に付、御前へ申上候處、難_レ有御尊慮に候、尙明朝迄御勤考可_レ被_レ遊旨御沙汰有_レ之、皆共に於而も、篤と勤考致候處、全體合樂と申なれば、巧拙に不_レ罹相應いたし候事も有_レ之儀、尤追々御快方に候得は、只今迄之御藥に御居被_レ置候而も、可_レ然哉に候へ共、右香雲院老は、當將軍様之御_レ之由、御案思之餘り、右を被_レ遣被_レ下候と申は、誠に以御懇切之儀に候得は、御斷被_レ成候順にも相至間敷哉、依而は御頼被_レ成、御側醫師共之見込をも申、篤と相談致候は、矢張御側醫之見込に而、可_レ然哉も不_レ相知、又香雲院老之見込立越居候哉に候は、御_レ之儀にも候得は、御服藥被_レ遊候而も、可_レ然哉と申談候處、御前にも御服藥被_レ遊可_レ然思召候に付、同十日公用人を以伊賀守様へ、難_レ有御沙汰之御禮被_レ仰上、且御頼被_レ成度旨申上候得は、伊賀守様御怡之御様子に而、上様深く御案思被_レ遊、香雲院に御療治被_レ仰下候様、被_レ遊度思召候得共、餘之儀と違ひ、御斟酌も被_レ遊候哉に候處、御頼に相成候は、嘸哉御怡可_レ被_レ遊、拙者に於而も大慶致候旨被_レ仰聞候に付、香

雲院老へは、私共より申入可_レ然哉、又御沙汰可_レ被_レ成下_レ哉と相伺候得は、申聞候様可_レ致迎、營中御尋被_レ成候得共、退下後に付、其方より申入候様被_レ仰聞候間、直に宅へ罷越、相頼候旨申出候、翌十一日晝後香雲院老罷越奉_レ診候上、御側醫師共へ及_レ相談候處、御側醫師共何れも香雲院老之見込に感服致候に付、御療治御頼被_レ遊候事に相成候哉に候、此段爲_レ心得_レ申遣候、以上、

四月廿九日 梶原 上田 内藤
田中 神保 萱野 一瀬要人殿

若殿様御滯京被_レ遊、宰相様御暇被_レ爲_レ蒙_レ仰、御在着御禮御使者之儀、公用人爲_レ間繕候處、板倉様へ罷出、御内慮相伺候處、態々爲_レ御差登_レには不_レ及候得共、御安着に相成候は、爰元詰合之内に而、御禮之御使者相勤候様被_レ仰聞候旨、別紙之通手代木直右衛門申出候に付、取組御内慮相伺候處、元詰合之内に而、御禮御使者相勤候様、被_レ仰出候哉に候、別紙一通遣_レ之候事、

七月廿九日

參議御推任被_レ爲_レ蒙_レ仰候に付、御名代介右衛門殿、五月二日二條様始傳奏衆へ被_レ差_レ出_レ之、但思召有_レ之、御手元調に相成候事、

不肖之口、守護職被_レ命以來、先帝海岳之厚眷、曾而分寸之功勞無_レ之、恐懼仕居候處、不_レ料も天崩地坼、巨慟哭此上無_レ御座候、猶報恩之道、日夜に心配仕候へ共、今上御繼述之美日猶少、臣將順之儀未_レた淺し、然るに今般不_レ存寄、先帝叡慮遵奉、長々守護之職掌相勵、其功不_レ少、叡感被_レ思召、參議被_レ推任仰下、伏謝感泣、已に先年參議被_レ推任_レ之旨蒙_レ御沙汰、臣不肖之所_レ堪に無_レ之を以、先祖正之へ御追贈之儀、願之通被_レ仰付、臣之榮耀不_レ過_レ之儀に御座候、然處又々此度之御寵命、重々之天恩、幾重にも辭讓可_レ申上儀に御座候へ共、微衷御垂憐之上、兩朝斯迄之御重命、此上固辭仕候而は、却而恐縮至極に御座候間、其趣幕府へも相伺、謹而御請申上候、以上、

參議 □ □
先帝御遺物御屏風、御香爐、御花瓶御拜領、日欠く、參議御推任之比也、

四月十九日若松大火に付、難澁之折柄と申、別而苦難之程、深々御憐愍被遊、國元に而も無油斷手當等、行届候儀には可有之候得共、手元之儀存分折詰、少分ながら金千兩遣可申旨、細々御沙汰被成下、難有思召、絶言語候事に候、斯迄之御沙汰に候得は、爰元御縁合也も非常に候得共、右御手元金へ五百兩差加差下候、會津に而も何と歎縁合、御垂憐之御主意普く行届候様、委細に可申遣旨、御受申上候、扱又如形變災打重候段、深く御心頭に被爲懸候御様子に而、種々御苦心之御沙汰共有之、右に付評議之次第等、筆紙に難盡候間、飯田左門へ申合、早打に而今日出起差下候云々、

五月二日

以手紙申達候、蝦夷地御領分被召上、公邊御一手持に被轉候哉に相成候處、是迄莫大之御費被爲懸此節に至り無故被召上候而は、御不益は勿論、他之見聞も如何成儀、富國之取計被仰付候にも、蝦夷地之産物基本と相成候儀に可有之、何れ御取上げに不相成様致度儀と申談、御内慮相伺候處、是迄

莫大之入費相懸け、漸仕居之際に至り、被召上候而は、是迄之勤勞も無詮に相成候儀、幸此節美濃守出府致候儀に候間、御居置之儀、宜差合置吳候様、直書に而可申遣候間、皆共にも美濃守方へ罷越、周旋致候様被仰聞候に付、御暇乞旁當十八日罷出、拜謁之上、蝦夷地御領分御居置之儀、厚く御差合被下度旨申上候處、仙臺家始三家より、返納いたし度旨申出候に付、一同被召上候儀に候得は、會津家計我^カ其儘被差置候様には、難相成旨、被仰聞候に付、願出候藩々は被召上可然候得共、私方に而は、被召上候儀迷惑之旨、申上候儀に候得は、御居置被下度旨、種々懇願致候得は、尤之儀に候得共、申通計にも不相成儀、併未全く御治定と申にも無之候間、差合居候に而可有之旨被仰聞候に付、厚御舍被置被下度旨申上、退候儀に候、猶又其御向へ厚周旋致候様、公用人へ申聞候處、板倉様へ罷出、御直に御願申上候處、三家より返上致度旨願出候に付、被召上と申御趣意には無之、御振合被轉、公邊御一手持に相成候事に候得は、會津家計御殘被置候様には、何分相成兼候との御意に付、内實は是迄數

萬之大金を費し、此節被召上候而は、難澁は勿論之儀に候得共、元來利不利を以申上候儀には無御座、當節柄萬國交通、海軍御更張專一之御時節、御辨被下候通、會津表之儀は、四塞之山國、海軍取建之手寄と可致見詰絶而無之、幸蝦夷地領分は被下置候に付、右を手寄と致候外無之儀と、兼而存込居候處、此節被召上候而は、右之手寄を失ひ、以來海戰之御軍役相勤候事、不相叶家柄と成行候事にも相至、實に歎敷次第に候間、此邊之儀厚御差合、御勘考被成下度旨奉願候處、申立之次第も有之候間、右之御趣意取調、御進達に相成可然、乍去利不利之筋申立候而は、外三藩へも相響候間、右海軍更張之趣意専らに取調候様、御内教被成下候儀に候、其餘細々御尋問等御座候得共、大意取摘奉申上候旨、別紙一ノ印之通、外島機兵衛申出、且又蝦夷地御領分、其儘御居置被下度、御内願可申上旨被仰聞、小笠原壹岐守様へ拜謁仕、申上候處、御答差合被下候由被仰聞候、但評議之上には無之候得共、一統御取戻に相成、御家計其儘に被居置候而は、牀裁如何可有之哉、乍然一旦御取戻、海軍御備向之廉を以、御都合相

成候場所御拜領被成候様には、如何可有之哉、一己計之心付に候間、右様心得候様被仰聞候旨、別紙二ノ印之通、手代木直右衛門申出候、右之通、大同小異には候得共、何れ公邊御一手持之御評議と相見候間、御内教之通、海軍更張之趣意を專に致、別紙三ノ印之通、取調相伺候處、思召不^レ被^レ成^レ御座候に付、御願達に相成候儀に候、前文之通、御前に於而も、是非御居置に相成候様被遊度思召に而、御直書も被成下、皆共へも周旋方被仰付候儀に候處、此後如何様之御都合に可相成一哉、見据も附兼候儀に候間、於江戸表も、其御向取繕方、御内用御開番へ被申聞候儀始、宜被取計候、別紙三通遣之候、以上、

五月廿七日
梶原 上田 諏訪
田中 神保 萱野 一瀬勘 井深
西郷勇殿
御願書寫
御名蝦夷地領分、御模様被轉候御吟味も有之哉に承知仕候處、元來沍寒僻遠之地、殊に新規創業之儀に而、一時に見詰も立兼、自然開拓筋不行届次第も有之、奉恐入候儀に得得共、此節萬國交通、海軍更張

專一に候處、會津表之儀は、仙臺始外三家と違ひ、四塞之山國、海軍取建御趣意遵奉可仕様、絶而無御座、幸蝦夷地領分に被下置候に付、此を以基本と致、米鹽を始、物産廻漕之間、自然航海之術をも習練爲致、往々は軍艦を養候一助とも仕、御軍役をも可也に相勤候様仕度存念に而、是迄數萬之大金を費し、未た何等之功驗も無御座候處、此節被召上候而は、此後右便を失ひ、實に歎敷次第に御座候間、右等之次第、厚御勤辨被成下、其儘御居置被下候様深く奉願候、以上、

五月

御名内

以手紙申達候、爰元形勢之儀、先便申進候後、越前土州宇和島之老候、并薩隅州候御申合之上、攝政殿へ御參殿、御建言之次第、其後薩邸へ御集會之節、大久保市藏暴論申募、土州老候御正義に御立居、右三家へ御使被遣候儀、且又老侯方御池御殿へ御參殿之節、隅州候御議論に行迫り、畏縮戰慄之次第、或は土州へ御打寄、兵庫開港長州御所置等之儀、御評議之御様子、其餘御所より右四藩へ御慰勞之御取計有之儀

に付、尹宮様御不樂之御沙汰有之儀、別紙寫之通公用方扣に相見、右之外當廿三日九時半時將軍様御參内、翌夜五ツ時頃御退下之由、其節兵庫開港御差許、長防寛大之處置取計候様被仰出候、御書付寫、右に付洛内外之建札取廻候様、御達有之儀等、委曲今使定和通達に申進候通に有之、右御朝議をはしめ、惣而當節之形勢、御不勤中故、細々之御都合何分不相当、尙追々可被仰遣候得共、先以右之段可及御通達旨被仰付、如此に候、別冊進之候、以上、

五月廿七日

京都御用所

江戸密事同所

兵庫開港防長所置之二件は、當時不容易御大事と奉存候、全幕府再討之妄舉、無名之師を動、兵威を以壓倒可致心積に候處、全奏功に不至、天下之騷亂を引出し候次第故、各藩人心離叛、物議相起候時宜に御座候、就而は即今被爲立國基候急務は、公明正大之御所置を以、天下に不爲爲臨候而は、一圓治り不不相付候、防長之儀は、大膳父子官位復舊平常之御沙汰相成、幕府反正之實跡相立候儀、第一と相心得申候間、判然明白實跡相顯候上、天下人心始而安堵可

仕候得共、第二、兵庫開港事務相當之御所置被爲在、順序を得可申、兼而勤考仕候、先般蒙御下問候得共、未一同御勅問對答不仕内、前文二件順序區別を以、幕府へ屢申出置候、然處一昨廿四日、防長之儀は寛大之所置可取計、兵庫開港之儀は、當節上京之四藩も同様申上候間、誠不爲止は、御差許に相成候云々御沙汰之御書付拜見仕、實以意外之次第、不堪驚愕仕合御座候、從朝廷御沙汰之儀、容易に可奉申上之節に無之、甚恐懼至に奉存候得共、皇國重大之事件事實相違之儀、默止罷在候場合に無御座候間、不爲止一應奉候、以上、

五月廿六日

越薩宇土

御付札に而四藩へ御達、

兩事件、銘々見込遅速之異同は有之候得共、大樹并大藏大輔、伊豫守參内之上、寛開之歸着同様に付、御取捨之上被仰出候、尤其節之模様は、大藏大輔、伊豫守承知之由に候間、委細大樹へ可承合候事、

八月四日

以手紙申達候、爰元形勢之儀、先便御用所通達を

爲申越候後、越前土州宇和島之老候、薩隅州候、別紙之通御所へ建言、専ら幕府を誹謗被致、且薩州に而は、大膳父子官位復舊平常之御處置無之に於而は、私共罷在候共、無詮儀に候間、御暇被下度旨申立、越前老候にも、薩州之申立を御用無之節は、長州と一味致候は必定成儀、一の長州に而すら御手に餘り候儀、然に薩迄敵に被成候而は、天下之大事に相至候儀に候間、薩之申立を御用ひ被成候様にと被申上、専ら薩州同意之姿に有之由、右御所置方、此節頻りに御評議中に而、如何成行可申哉、甚以被案思候儀に候、右等之御混雜故、宰相様御暇之儀も、あの通伊賀守様御受合被下候儀に候得とも、今に御暇之御沙汰無之候、尤此方よりも御催促難申上形勢に付、不爲止先つ差扣罷在候、何れ右御所置濟を機會に、御暇被爲蒙仰候様、精々罷在候儀に候、此段爲心得申達候、別紙一通遣之候、以上、

六月八日

梶原 上田 内藤

田中 神保 萱野 一瀬殿

以手紙申達候、若殿様初而之御目見、首尾能被仰

上畢而御居間へ御父子様被_レ爲_レ召、種々御懇話共有_レ之、御兩方様へ御菓子壹折つ、外に若殿様へヲールゴ_レル被_レ爲_レ御頂戴、御書御注文等有_レ之、御席上におゐて竹月壹枚、梅月壹枚御認被_レ成候處、思召に入候哉に而、御落款御居として御下けに相成、皆共とも拜見被_レ仰付候、誠に以御見事成御運筆之段、驚入候次第に候、右様之義は、御家例者勿論、他家無類之御優待共に付、別而難_レ有御満悦思召候、右爲_レ心得申遣候、以上、

六月八日

右同三人

同四名へ

若殿様御目見被_レ仰上候御手續、

六月七日

御同道御登營、御數寄屋へ御扣、御登營之段、御目付山口内匠へ申達、御老若御揃之上、御目付梅澤孫太郎罷出御寄せ申上之、過而御席へ被_レ爲_レ入、御奏者番堀左衛門尉、大目付、御目付罷出、御習禮申上之、相濟而御目見、一の間御床前の上様御着座、二の間之下御襖際へ餘九鷹様被_レ爲_レ入、夫へと上意、少し御進、御退座、肥後守様右同所御襖際に御着座、夫へと上意、三

疊目へ御進被_レ遊、御取合上意、

御披露
堀 左衛門尉 大目付 松平 大隅守 川村 大和守
御目付
梅澤 孫太郎 同介 平岩金左衛門

同姓餘九鷹、年始、八朔、五節句御禮出仕爲_レ仕度奉_レ願候、以上、

六月十二日

御名

六月十三日
右に付板倉伊賀守様より御達、

折表へ 御名

肥後守養子

松平餘九鷹

年始、八朔、五節句御禮可有_レ登城候、

各へ御禮には被_レ致目見以後、相越候様可_レ被_レ致候、

同日
御同人様より御達、

折表へ 御名

御名

同姓餘九鷹儀、思召を以、近日元服可_レ被_レ仰付候間、

可_レ相改一名二種書付、可_レ被_レ差越候、并名乗下之字も、書付可_レ被_レ出候、且又父子献上物も可_レ被_レ相伺候、

覺

松平餘九鷹可_レ相改一名、

若 狹

駿

河

名乗下之字
德

右之通御座候、以上、

六月十四日

御名

右へ同十九日付札、御差圖、左之通、
若狹守と被_レ改候心得に而可_レ被_レ有_レ之候、名乗下之字令_レ承知候、

御献上物御伺、左之通被_レ差出候、

同姓餘九鷹儀思召を以、近日元服可_レ被_レ仰付旨に付而は、拙者并餘九鷹より献上物之儀、如何様可_レ仕哉、先例無_レ御座候、此段相伺候、以上、

六月

御名

右へ御付札、御差圖、左之通、

上様へ

餘九鷹より

御太刀 一腰

御刀代金拾枚 一腰

巻物 五

白銀 三十枚

御馬褌着 一疋

靜寛院宮へ

天璋院様へ

御簾中へ

白銀 五枚

干鯛 一箱

本壽院様へ

實成院様へ

白銀 三枚

上様へ

御太刀 一腰

綿 貳十把

御馬代 黄金十枚 一疋

右之通可有_レ獻上_二候、且又餘九鷹より、老女へ白銀貳枚つゝ、表使へ同壹枚つゝ、可有_レ被_二相贈_一候、尤靜寛院宮様御始_レ之差上物等は、江戸表へ可有_レ被_二差上_一候、

但眞之御刀可有_レ被_レ獻答之處、其筋内聞之上、代金七十五兩に而被_レ獻、御馬も同斷、黃金壹枚被_レ獻候、

右御刀、并裸脊馬之儀、於_二御當地_一急速之用意相整兼候間、此度に限り、代金に而獻上被_レ成度旨、御名内_二而、御用番様_一伺立に相成候處、在京中、殊に差懸り事故、無_レ餘儀、次第に有_レ之候間、出格之譯を以、代金に而差上_レ不_レ苦候趣、御付札に而相濟、右に付、猶又御用番様へ、公用人聞繼之上、左之通之員數也、

御刀 代金七十五兩
御馬 代金黃金壹枚

六月廿八日
若殿様御元服、御作法書、左之通に候、
御黒書院替席出御、御上段御着座、

松平餘九鷹

右元服被_二仰付_一、於_二御縁類_一御目見、御奏者番披露、御下段御敷居之内御左之方著座、此時御字之折紙、御硯蓋に載_レ之、御側衆持_二出_一之、御左之方に置_レ之、此節伊賀守取渡_レ之、御一字被_レ下旨相_二達_一之、餘九鷹中座有_レ而頂_二戴_一之、御次間へ持退、于_レ時可有_レ任_二叙從四位下侍從_一之由、上意之趣、伊賀守演_二達_一之、年寄共列座、其後御禮有_レ之、

作_レ御太刀
白銀三拾枚

松平若狹守

卷物 五

御馬裸脊一疋

御刀

右之通獻_二上_一之、於_二御縁類_一御禮、御奏者番披露、御馬一疋と_二言_一上_レ之、上意有_レ之、御一字并官位之御禮申上旨、伊賀守言_二上_一之、御次間へ退座、御太刀目錄引_レ之、重_レ而若狹守出座、御下段御敷居の内、御左之方著座、

御盃

與詰銃隊

御引渡

同

御捨土器

同

引渡足打

同

御酌

同

御加

同

御前へ被_二召上_一、其御盃御銚子に載_レ之、御下段中央御酌扣有_レ之時、若狹守出座頂戴、此時御道具被_レ下_レ之、御刀豊後國真行、代金十五枚、御側衆持_二出_一之、御左之方御上段縁際に置_レ之、此節伊賀守取渡、頂戴而刀と御盃持_レ之、御次之間へ退座、御銚子入、刀帶之出座、於_二御縁類_一御禮、御道具被_レ下_レ難_レ有_レ旨、伊賀守言_二上_一之、退座、刀置_レ之、重_レ而出座、御刀差上旨、伊賀守言_二上_一之、若狹守最前之席へ着座之時、御引渡等引_レ之、御禮之儀、伊賀守言_二上_一之、退去、

御太刀金馬代

松平肥後守

綿二拾把

右之通獻_二上_一之、於_二御縁類_一御禮、御奏者番披露、若狹守元服之御禮申上旨、伊賀守言_二上_一之、年寄共御取合申_二上_一之、退座、

以_二手紙_一申達候、四藩出京建言之次第等有_レ之、御混雜中、宰相様御暇之儀御沙汰無_レ之、尤此方よりも御催促難_二申上_一形勢に付、不_レ得_レ止先つ差扣罷在候旨、

當八日附を以申遣候儀に候處、素々御出勤被_レ遊候は、早速御沙汰有_レ之筈、尤只今事變有_レ之候と申儀も無_レ之候得は、最初より之釣合を以、御様子相伺候而可_レ然と申談、夫々見込をも相尋、御前相伺候處、思召不_レ被_レ成_二御座_一候に付、當十二日板倉伊賀守様へ罷出、主人御暇之儀、出勤致候は、早速御沙汰被_レ成候様、兼々厚被_二仰聞置_一被_レ下候處、漸當朔日出勤仕候得共、今に何等之御沙汰も無_二御座_一候、如何様之御都合に可有_二御座_一哉、相同度罷在候旨、申上候得は、悉く御出勤に相成候は、早速御暇被_二仰出_一候筈に候處、委細相辨候通、今般四藩出京、建言等之儀に付而は、只今御暇と申所にも相至兼候儀に候得とも、元來不_レ得_レ止次第有_レ之、御暇被_レ下候筈に候得は、此節御暇被_レ下候外、有_レ之間敷候得共、一旦被_二罷下_一、夫而已に致、登京不_レ被_レ致合等有_レ之候而は、必至と不_二相成_一旨被_二仰聞_一候に付、其段は兼而御受合も申上置候儀も有_レ之、且一年也一年半也御暇被_レ下候年限中も、事變と承候は、直様駈け戻り候儀に御座候間、其段は決而御掛念被_レ下間敷旨、申上候得は、御暇被_レ下候に致候而も、餘九鷹殿、年始八朔五節句登城

之儀、被_レ相伺_一候上、御元服御首尾能_レ被_レ爲_レ濟候上に無_レ之候而は、不_二相連_一儀に候間、右伺急に被_二差出_一候様致度、且攝政様宮様にも、先達而は御暇之儀不_レ得_レ止事と、御決着に相成居候儀に候得共、御懸念も有_レ之、此節に相至り候而は、如何思召候哉、尙右御兩方へも、最一應相伺候上可_二相連_一旨、御懇切に被_二仰聞_一候に付、深々難_レ有仕合に奉_レ存候旨、御禮申上退候暇に候、右に付、若殿様御登城御伺之儀、早速爲_二取計_一候處、一昨十三日御伺之通被_二仰進_一、且同日攝政様へも罷上り、御名様御暇之儀、今に御沙汰無_二御座_一候に付、板倉様へ罷上り御催促申上候得は、尙御評議可_レ被_二下旨被_二仰聞_一候處、幕府より御伺御座候は、早速御暇被_二下候様、御合被_二下置_一度旨申上候得は、此節に相成候而は、別而御名殿御留申度事は山々に候得共、只今強而御留申候而は、御家之御爲に不_二相成_一は勿論、押上げ天幕之御爲に不_二相成_一儀に付、御暇被_二下候外無_レ之、委曲先達而國情不_レ得_レ止次第承り届候上は、屹度決心罷在候儀に候得は、差合居候は勿論に候間、幕府の方へ能申候様、且又御暇被_二下可_レ然と之評議之節、宮に而、只今會津へ御暇被_二下、若跡に事

變有_レ之候は、如何被_レ成候哉、御承知之御口上等有_レ之候而は、不都合に候間、宮へも篤と申上置候様、乍_レ然一旦罷下り、夫而已に被_レ致候而は、決而不_二相成_一儀に候間、此段は其方共も、厚相心得罷在候様、被_二仰聞_一候に付、御名様は勿論、私共に致候而も、爰元を引離候事は、素根不_レ致儀に候得共、兼而申上候通之件々、不_レ得_レ止次第有_レ之、御暇相願候儀にて、事變有_レ之候は、直様罷登候儀に而、下り切に致候所存、毛頭無_二御座_一候間、其段は聊御懸念不_レ被_二成_一下候様仕度旨申上候儀に候、御名殿御暇に付而は、其方共誰殘り候哉、是迄よりも心易く、節々尋吳候様杯と、色々御懇切之御事共に而、御一己様之御居り等迄も被_二仰聞_一候、段々深々難_レ有仕合に奉_レ存候旨、厚御禮申上退候儀に候、昨十四日賀陽宮様へ罷出、攝政様伊賀守様へ申上候都合を以、逐一申上候へは、先達而は形勢も違ひ候故、御暇被_二下候外有_レ之間敷哉と存候得共、當節之形勢次第に切迫致、此末之見込も附兼候儀、薩州也長州也暴動不_レ致も、畢竟會津家を憚候故之儀に候間、今暫く見合候様に被_二仰聞_一候に付、主人罷下候共餘九鷹罷在、私共始人數も、其儘残り居

候儀に候間、右之御懸念は差而有_レ之間敷旨申上候得は、假令餘九鷹罷在、人數も殘置候共、御名罷在候程には、逆も不_二行届_一は顯然、且又御名罷下候は、容易に出京は有_レ之間敷と、其段も被_レ案候趣被_二仰聞_一候に付、兼而も申上候通、私之勝手を以、御暇相願候には毛頭無_二御座_一、主人久々在京罷在候に付而は、國內疲弊は勿論、自然家中之風儀も相なたれ、只今此儘に致置候は、奉職所には無_レ之、一家之取始末も不_二行届_一上より、若も公邊之御苦勞筋に罷成候様之儀有_レ之候而は、深く恐入候儀に有_レ之、此節主人罷下、直々世話致候は、取始末之道も可_レ有_レ之、當節こそ至々極大切之機會に有_レ之、尤當時爰元之形勢に而は、治るに致候而も、亂るに致候而も、一兩年中杯に片付候儀には有_レ之間敷、然るに強而滯京罷在、追而有_レ事節、進退行迫候様に而は、却而不_二御爲_一儀に候間、此節罷下、國內取締向厚申聞、上下一致一力に相成、天幕へ之忠節相盡度心根より、御暇相願候儀に而、専ら後を合居候而之儀に有_レ之、御暇被_二下罷下り、再度不_二罷上_一所存等毛頭無_二御座_一、御暇被_二下候年限中ことも、事變有_レ之候は、罷登候は勿論、假令途

中より也とも、駈戻り候儀に而、其段は屹度覺悟罷在候間、決而御案思不_レ被_二下候様、仕度旨申上候得は、大に御うなつき之御様子に而、段々申候趣も有_レ之候に付而は、御暇被_二下候外有_レ之間敷候得共、再度登京不_レ致合杯、聊も有_レ之候而は、必至と不_二相成_一儀、其方共も屹度心付罷在、御用有_レ之被_レ召候は、儘に急速登京致候様、精々可_レ致旨被_二仰聞_一候に付、其段屹度御受合申上、御暇之儀懇願致候得は、差合可_二罷在_一旨被_二仰聞_一、且右に付而は、餘九鷹少も早く參内有_レ之候様、致度旨被_二仰聞_一候に付、其邊之所も、宜奉_レ願候旨申上退候儀に候、前文之都合に候得は、近々御暇被_二仰出_一候儀に、可_レ有_レ之哉に候得共、再度御出京之儀は、攝政様宮様始、御老中様にも不_二通_一御根取被_レ成候儀に候、右段々之次第、委詳土佐殿御辨之儀に候得共、尙又各々も厚御差含有_レ之候様致度申遣置候、御暇之御沙汰有_レ之候は、早速申遣に而可_レ有_レ之候得共、今日迄之都合、爲_二心得_一申遣候、以上、

六月十五日

梶原 上田 内藤

田中 神保 萱野 一瀬殿

此以前若殿様御儀思召を以、近日御元服可被仰付候間、御改め可被成、御名二程、并御名乗下之字も御書付、御差出に相成候様、板倉様より御達有之候に付、右二夕廉十四日に御差出に相成候、

以手紙申達候、蝦夷地御居置之儀、委曲先便申遣候次第に候處、追々富國強兵之基不立候而は不_二相成_一形勢は、今更申迄も無_レ之就而も、海軍取立に付而は、運漕之間航海修行為_レ致候には、蝦夷地御領分を第一之目當_レ致候儀に有_レ之、將又大坂邊金談等之儀に付而も、此節被_二召上_一候と申に而は、自然氣方にも差響き、隨而流行筋不_レ宜儀等差見、内外共に難澁之次第も有_レ之、右に付而は、秋月梯次郎儀、先般御内座等致、手續相辨居候に付、此節同人差下し、是非不_レ被_二召上_一様周旋爲_レ致、御願達之意貫通致候様、被_レ遊度思召に而、壹岐守様へ御直書をも被_レ進、道中八日積りを以、罷下候様被_二仰付_一、今廿三日出起罷下候儀に候、委曲之儀は、同人へ申含遣候間、着候は、尙被_二相尋_一、其表御内用懸り御聞番とも一同を力合、是非御願意相達候様、精々盡力致候様、被_二申聞_一候儀、共に宜

レ被_二取計_一候、以上、

六月廿三日 梶原 上田 内藤 諏訪

一瀬要人殿

尙々本文御居置六ヶ敷次第は、一と度は公邊に而も、内々御決議に相成候哉にも相聞、周旋も難澁に可_レ有_レ之候得共、畢竟は是迄之處、御職柄御多事と處より、此度之如く被_二召上_一候と申に相成候而も、強而御居置申立候事も、不_二相成_一意味有_レ之候間、此上御願意相立候は、京江會一致一力に而、屹度一新致候意味、差含不_レ申候而は、自然通貫も薄く、周旋愈行届申間敷候間、此段會津表へも申遣候儀共、宜_レ被_二取計_一候、以上、

以手紙申達候、宰相様御暇御催促之儀、當十五日便へ申遣候儀に候處、翌十六日尹宮様より、皆共之内被_レ爲_レ召候に付、介右衛門罷上候處、昨日は御暇被_レ下候外有_レ之間敷と存候へとも、再考之上には、今日惣參内之上、大膳父子官位復舊、速に上京之評議有_レ之、其上には大樹隱居、伊賀壹岐玄蕃は、長州に而貴度由

申出候都合と申説も有_レ之、今日は自分にも、參内之儀申來候得共、内府始前關等、皆々向側之者共にて、行届候道も無_レ之候に付、所勞申立斷候攝政殿にも同様不動之由、左すれば議奏一同、攝政殿へ迫り候にて可_レ有_レ之、其節幕府所置方も可_レ有_レ之と心付、申遣候儀に候、右之都合に而は、天下之一大事に候間、此節御名爰元を離候儀相成間敷、來月始迄には、何と歎可_二片付_一候間、夫迄差扣候趣、其方より幕府へ申出候而は、如何可_レ有_レ之哉之由、被_二仰聞_一候に付、餘九磨任官濟之上、御禮申上候迄には、當月末歎來月初迄は、相懸候儀に可_レ有_二御座_一、依而は改而不_二申上_一と可_レ然哉に候得共、尙同職へも申談、主人へも申聞、御受可_レ仕旨申上相退、一同申談候處、何分實事と不_レ被_レ存、且最初より之次第も有_レ之儀にて、右等之事を以、御下り御扣等之儀、被_二仰上_一候には有_レ之間敷、夫となく公邊之御様子承候は、實否可_二相分_一哉、永井様には兼而罷出居候儀、且久々不_二罷出_一候間、御安否伺ながら罷出、折に觸相伺候は、可_二相分_一哉と申談、平馬介右衛門罷出候處、此節は御事少に而、御老若方御退下、七時以前之由、寛々御話も有

レ之、彼是御話之移りより相伺候處、右體之儀は絶而無_レ之様子に有_レ之、依而は紀州肥後肥前等に而御家を御留申度、頻りに申立候哉に相聞候に付而は、右等之邊より、宮へ入説いたし候儀にも可_レ有_レ之哉との疑も生候に付、夫となく御暇之儀相伺候處、此節御家に而、御離被_レ成候儀は、不_二一通_一御六ヶ敷趣、種々被_二仰聞_一候に付、段々苦情之次第、委細に申上候處、至極御尤に御聞受被_レ下、被_二仰聞_一候には、矢張幕府も遠方懸隔、誠に仕悪き事計に候、極密に候得共、此節爰元と江戸との不貫通は御國同様に而、何となく双方に而、取計振氣に不_レ入と申意味有_レ之、上様御東下、御手近に御下知無_レ之候而は、迎も不_レ行届間敷、半月也一月也御東下御座候様、頻に江戸より申遣候得共、此節御離可_レ被_レ遊様も無_レ之、當惑致居候旨、被_二仰聞_一候儀に候、扱右之通、萬一上様御東下、宰相様御殘被_レ成候様杯と相成候而は、機會を失ひ、實に御爲不_レ成儀に候間、御前へも申上、尙又翌十七日尹宮様へ介右衛門罷出、昨日被_二仰聞_一候趣、同職共へ申談、御名へ申聞候處、委細昨日申上候次第も、此方より御暇御扣被_レ下候様申上候而は、是迄之手續へも反

し候意味も御座候間、何れにも只今迄之所に而、御運被_二下置_一候様申上、尤暫時之儀に而、再び罷登、存分天幕へ忠勤相勵度心根より出候儀に而、専ら跡も含候儀に而、毛頭勝手筋申上候儀に無_二御座_一候旨、繰返し申上候處、尤に御聞届被_レ下、就而は御所より御暇被_二仰出_一候様に而は、如何可_レ有_レ之哉と被_二仰下_一候に付、難_レ有_レ儀に御座候得共、幕府之都合如何可_レ有_二御座_一哉、其邊之懸念も御座候旨申上候處、左候得は、攝政様より幕府へ御談之都合に而は、如何可_レ有_レ之哉と被_二仰聞_一候に付、右之御都合に候は、至極宜様に被_レ存候間、猶御名へも申聞候上、相願候様可_レ仕と御受仕相退、一同申談相伺候處、思召不_レ被_レ爲_レ在、翌十八日尙又罷出、主人始へも申聞候處、其通被_二成下_一候は、至極難_レ有_レ奉_レ存候、依而は御前より、攝政様へ御運可_レ被_レ下哉、私共より奉_レ願可_レ然哉と相伺候處、自分申聞候儀は沙汰なしに而、突懸ケ相願、夫より自分へ頼候都合に而可_レ然旨、被_二仰聞_一候に付、晝後皆共一同、攝政様へ罷出、云々之次第申上候處、過日來苦情之次第委細に承知、不_レ得_レ止と儀決心いたし、幕府へも申談候心得に候得共、此節紀州熊本肥

前邊之者も頻に申立、振能取扱、深く不_二取合_一居候都合に有_レ之、餘り早急之取計に相成候而は、却而仕惡き事にも可_二相成_一、何れの道、餘九鷹殿任官を始、參内等之式不_二相整_一候而は、御暇被_レ下候様にも不_二相成_一儀に候間、是等を早く相運、御暇之方は餘り切迫不_レ致方可_レ然哉之旨被_二仰聞_一、御暇之儀は慥に御受込之御様子に付、此後之所も相願退候儀に候處、昨廿一日諏訪常吉儀、外御用に而桑名様へ罷出候處、公用人森彌一左衛門申候趣には、此節御家御暇之儀、御家老に而切迫に板倉様杯へ被_二仰上_一候由之處、越中守様上様之御口氣御伺之處に而は、迎も御雖可_レ被_レ遊御様子無_レ之、依而は宰相様へ御直に御沙汰御座候歟、又御書付にて御達歟、何ともなく其儘に被_二成置_一候方歟、御家來之居合も大切成儀に候間、如何様に而可_レ然哉、機密に小野權之丞へ相尋候様、深く御配慮之上被_二仰付_一候に付、只今罷出候積り之處、幸ひ御出に付、御話致候由申聞候に付、何分只今兎角之御挨拶に可_レ及様無_レ之候間、夫々へ申聞候上、可_レ及御挨拶由に而、罷歸候由申出候に付、尙及評議候處、此度御暇之に儀付而は、土佐殿御詰合中も、種々御心配も

有_レ之、委細御承知之通桑名様にも御呑込被_レ下候儀は勿論、上様にも御聞届に相成候儀に而、此節に相成、右躰事柄も不_レ被_二仰聞_一、公用人杯より常吉等へ傳言位に、輕々敷取計候事にも有_レ之間敷、全躰板倉様には最初より貫き、斯迄御受合被_レ下候儀に候得は、無_二餘儀_一次第も候は、第一皆共へ可_レ被_二仰下_一儀に相見候得共、上下之習、左ながら相互之如く、御議論も相成兼、實に行當候次第に候、併桑名様には御間柄之儀に候間、何と歟振能御取扱被_二成下_一候御合にも可_レ有_レ之哉、何れ右體一と通之御移に而、否之御挨拶も相成兼候儀に付、常吉へは、専ら御家政向へ係候儀に而、重役より委細に申上置候次第も御座候様子、私共より何分可_二申上_一様無_レ之候間、重役御直に被_二召呼_一被_二仰付_一候様、爲_レ及挨拶候儀に候、依而は定而御尋に相成候に而可_レ有_レ之、實に不_レ得_レ已次第も有_レ之候は、格別、容易に御受可_レ被_二申上_一筋にも無_レ之候處、公用方杯に而は、皆共思込之程、貫通も薄き意味も有_レ之候間、此節改而一同へ、心得方を始、前文之藩々より議論を受、行當候は、此儀は主人身上へも相懸、全くは關係不_レ仕候間、重役共へ被_二仰聞_一度申

脱け、兎角之挨拶に不_レ及様申聞候、此末不_二打置_一評議を疑し、御願意相達候様、精々取計に而可_レ有_レ之候得共、是迄之都合と違ひ、苦心千萬に候、先以今日迄之形勢、爲_二心得_一申遣候、以上、
六月廿二日 梶原 上田 内藤方
田中 神保 萱野 一瀬殿
以_二手紙_一申達候、若殿様御儀、明後廿八日御池御殿館に於而、御元服可_レ被_二仰付_一候間、右以前御額直之上、御參殿被_レ成候様可_レ被_二遊旨_一、當廿六日御用部屋に於而、宰相様へ御内々御沙汰有_レ之候に付、若殿様御儀、明廿八日就_二吉辰_一、御額直被_レ遊候様被_二仰出_一、右之節梶原平馬御鑪子之役被_二仰付_一之旨被_二仰出_一候段、一昨廿七日申渡、御設方之儀筋々へ申聞、昨廿八日御參殿以前、御額直被_レ遊候儀に候、右は今便常和御用之書を以、申遣候儀に候得共、前廉之都合、爲_二心得_一申遣候、以上、
六月廿九日 前三名方
同四名殿

以手紙申達候、若殿様殿上御元服、御一字御拜領等之儀、委曲定和御用之書に申遣候通、萬方御首尾無殘處被爲濟、御代々に無之御事共、御同意恐悅之御事に候、右御舎之御次第、改而宰相様へ、別紙寫之通御達有之候に付、諸月番へ申渡候節、御敷居内以上之面々へは、爲心得爲見置候、其表之儀、宜被取計候、以上、

六月廿九日 梶原 上田 内藤 諏訪

田中 神保 萱野 一瀬勘

井深 西郷勇 一瀬要人殿

折表御名

其方儀、年來京都守護職出精相勤、且養子之儀は、御續柄にも有之候付、別段之思召を以、同人へ元服、御一字被下候、尤右は、以後之家格には不相成候、

六月廿六日吉辰に付、宰相様より松平加賀守様御姫君禮姫様へ、御結納御取結ひ被遊、於江戸表一瀬要人右御使、副使柏崎才一也、御先方様より御家老横山藏人、副使に而御留守多田總之助來る、

以手紙申達候、六日御父子様御一同、御參内被遊、萬方御首尾無殘處相濟候次第、委曲常和御用之書に申遣候儀に候處、諒閣中に付、天盃之御頂戴は無之由に候、且宰相様には、御同道被遊候御儀に付、龍顔御拜は無之等之處、久々に而御參内被遊候に付、御對顔可被遊之御事に而、御一同被爲拜龍顔候御都合之由に候、誠に以御懇之御取扱、御同意恐悅之御事に候、此段爲心得申遣候、以上、

七月廿三日

七名殿

四名

以手紙申達候、兵庫開港長州御所置方之儀に付、尙又薩州宇和島之兩藩より、別紙之通、攝政様へ差出候處、直様御下ケ可被成思召に候得共、一應幕府へ御相談被仰遣候趣之由に而、公用方より右寫差出候に付進之候、其餘別段之儀も不相聞候得共、吉川監物、外に家門之内壹人出坂候様、御達に相成候哉と相聞候、未御事柄等も耽與相分兼候、先つ以右等之次第、爲御心得、各迄可申進旨被仰付如此に候、以上、

八月十一日

江戸同所へ

京都密事御用所

先般兵庫開港御差免に相成候に付、御達振事實顛倒仕候故、猶又奉伺趣御座候處、兩事件、銘々見込遅速之異同は有之候得共、大樹并大藏大輔、伊豫守等參内之上、寛開之歸着は同様に付、御取捨之上被仰出候云々、御達之御書面奉拜見候、防長之儀は、大膳父子官位復舊、平常之御沙汰に被及、幕府反正之實跡顯然たる上は、天下人心安堵仕、國內一定之基本も可相居筋に御座候得は、第二に外夷之事に及、兵庫開港時務相當之御處置相成候而、順序可相適之之鄙見に御座候得は、固より寛開之歸着同様に而、更に異議無御座候得は、順序遅速之異同は、瞭然相分候儀に御座候處、其段は趣意徹底、被爲開食置候由、難有奉存候、就而は當節上京之四藩も、同様申上候間、誠に不被爲得止御差許相成候との御文言、益以的當不仕、何等之儀同様申上候間、不被爲得止御差許に相成候廉々可有御座哉、御取捨之上公裁之御旨趣、一圓安堵難仕、當惑之至御座候、其節之模様大樹へ可承合御沙汰には御座候得共、不之容

易朝議之樞機、筋違へ可承合道理無御座、再應聖諭之趣は奉恐入候得共、前文之次第柄に而は、御請可奉申上條理、辨別難仕候に付、不願多罪奉伺候、以上、

八月十六日 誤

島津中將

宇和島少將

八月十二日 誤

薩守兩侯建白へ

誠に不被爲得止御差許に相成候儀は、開鎖之歸着は同論に候間、先帝既に被爲止置候得共、時勢誠に不被爲得止御差許に相成候儀に而、四藩言上之順序遅速之場合に而は無之、歸着一理之儀に而、諸藩四藩同様申上候との御沙汰に候、大樹へ可被承更に御沙汰之儀に付、大樹參内有之候間、始末承知之儀故、模様柄を可承様之儀に候、

卯八月

右は日野大納言御口上に而、可被仰聞之處、急御參内申來候に付、書取を以被仰聞候儀に候間、此段心得候様に被仰聞、雜掌を以御渡被成候由に候、本書は御取落被成候由に而、翌十六日御返却被成候由に候、

以手紙申達候、若殿様御任官を始、御參内等之御式、被相整候上ならては、宰相様御暇被下候様には不_三相成_二趣、六月廿二日附を以、申遣候儀に候處、去月廿三日皆共之内、尹宮様より^{脱カ}召候に付罷出候處、御名父子御禮參内相濟候は、早速御暇被下候程合、是より案内可致旨申聞候置處、當時之形勢に而は、公邊之方御暇被下候順には、逆も相運ひ申聞敷、然るを強而申立候も、無_レ詮事に候間、當月一盃敷來月上旬迄には、何と歎振合も付可_レ申、假令父子御禮參内相濟候共、暫之所見合候而、如何可_レ有_レ之哉、尙宜機節有_レ之候は、早速可_レ申聞_二旨被_レ仰聞_一候に付、形勢不_レ得_レ止次第に御座候得共、尙此後之所厚く御舍被_レ置被_レ下度趣申上、退候儀に候、其後御催促も申上兼候形勢に付、一日々々相送り居候處、權兵衛京着之上、御軍政筋之儀種々及_二評議、詰り公邊御遵行と申所に相決候得共、手下し致候順序、面々之見込様々に而、相決兼候廉有_レ之、一向宰相様御下向、御所置被_レ遊候に不_レ至儀、依而は御暇之儀、御催促申上候方に而可_レ有_レ之儀と申談候下々、當月八日宰相様

御參殿、御歸館後皆共被_レ召出、今日參殿之折、御休息へ被_レ爲_レ召、上様御直に被_レ仰聞_一候には、國情不_レ得_レ止次第有_レ之、會津へ之暇遣候筈に相成居候處、四藩之建言始、彼是難事共差湊ひ、只今爰元相離られ候而は、必至と差支候間、當分滯京盡力有_レ之候様に、御懇に被_レ仰聞_一候に付、猶追而御請可_レ仕旨申上候處、伊賀守様よりも同様申聞、猶御家老共へも、明後十日には申聞候積りに候旨申聞候間、只今委細承知致候に付而は、別段家老共へ被_レ仰聞_一被_レ下候には、相及不_レ申候旨、申聞候儀に候處、如何様御受申上可_レ然哉と、御汰沙有_レ之候に付、退而篤と及_二評議_一候處、元來御國內不居合に而宰相様御下向、御手近に御差圖無_レ之候而は、必至と不_レ御爲_一次第、委細申上候上より、御暇被_レ下候段に相至候儀に有_レ之、右躰之事柄杯にて、容易御立止り可_レ被_レ成儀に無_レ之候得共、宰相様には、御據有_レ之間敷哉と被_レ思召_一候御口氣にも被_レ相伺、尤公用局杯に而も、御引上げ之意氣込、相弛み候様にも被_レ察、且當分と被_レ仰出_一候を、強而可_レ被_レ仰上_一様も無_レ御座_一儀に可_レ有_レ之、依而は御滯京被_レ遊候外有_レ之間敷哉、併當分とは有_レ之候得共、爰

元之形勢熟慮致候處、當節より穩に可_三相成_二とも當分不_三相見_一、依而は此度御滯京被_レ遊候以上は、永く御滯京被_レ爲_レ在候御含みに而、御所置無_レ之候而は、此後御奉職可_レ被_レ成様無_レ之儀、旁に付而は、爰元より一人罷下り、御先着に而御兩人御登京、皆共打寄評議を凝し、其上御請被_レ仰上_一可_レ然哉と申談、御内慮相伺候處、思召不_レ被_レ成_二御座_一候に其下々、同十日板倉様より、皆共之内一人被_レ召候に付罷出候處、御名殿御暇之儀、疾に被_レ仰出_一候筈に候處、委細辨之通、色色之難事共有_レ之、當分爰元御離可_レ被_レ成様無_レ之儀に候間、御名殿へ、上様御直に被_レ仰候儀にて、委細相辨候筈に候得とも、最初より之都合も有_レ之候に付申聞候旨、被_レ仰聞_一候儀に候、尤皆共板倉様へ罷出候は、手強く申上候半と、宰相様御案思被_レ遊、始終御儀不_レ被_レ下_一と申には無_レ之、當分との儀に候得は、強く不_三申立_二御受致候方可_レ然旨、御沙汰被_レ成下_一候に付、深く取詰不_三申上_一、此節柄之儀に候間、當分の儀に候は、不_レ得_レ止儀、尙申談御受可_レ仕旨申上、退候儀に候、猶又折返し評議に及候處、爰元之儀、只今迄之通一日送りと申様に、其日暮し之御取賄に而は、逆も

永く御滯京可_レ被_レ爲_レ在様無_レ之儀に候間、御本領と御役知を以、爰元并御國元共に、御取賄方御差支無_レ之様、御規則相立不_レ申候而は、不_三相成_二儀に候處、右は大振成儀に而、筋々篤と相尋候上に無_レ之候而は、逆も御規則可_三相立_二様無_レ之儀、然に只今皆共爰元へ打寄、筋々吟味相積候内、永く一人に而、御國元御留守居罷在候而は、御案思筋成儀、依而は至急に權兵衛罷下り、筋々見込相尋、大凡見込之付候節皆共登京、打寄評議を凝し、御親く宰相様御尊慮相伺、評議致候方可_レ然哉と申談、尙又御内慮相伺候處、篤と御勘考可_レ被_レ遊旨被_レ仰聞_一、且御暇之儀、宮様攝政様に、別而御苦勞被_レ下候儀に候間、罷上り可_三申上_二旨被_レ仰聞_一候に付、御兩方様へ罷出、前文之都合申上、右は悉皆御盡力御配慮被_レ成下_一候儀に候間、猶御尊慮相伺候様、被_レ申聞_一候趣申上候處、國情不_レ得_レ止次第承候に付、何と歎急に御儀に相成候様、致度存候得共、大樹之申趣も有_レ之、尤薩州宇和島も、御儀御願候儀に候へは、不_レ遠爰元引拂、振合も相替り可_レ申候間、夫迄之所、當分滯京致候外有_レ之間敷、別段思召無_レ之旨、被_レ仰聞_一候に付、猶宜御舍被_レ置被_レ下度旨申

上、退候儀に候、將又御勘考永々に相成候に付、御催
 促申上可然哉と申談、皆共登京可仕哉否之儀、御勘
 考中に御座候處、何れにも御早き方、御爲可然儀に
 御座候間、此節權兵衛罷下り、御國元に而筋々相尋、
 大凡評決之上、來春皆共一同罷登候方に、御決被下
 度旨、強而申上候處、其通に而可然旨、被仰聞候儀
 に候、且右之通御滯京被遊候に付而は、若殿様御下
 向被遊候様に而可然哉、依而は談之上可相伺筈
 之處、御二方様爰元に御揃被爲在候而は、御費も益
 に成儀、尤最初若殿様御登京、兩三月も御孝養被爲
 盡候而、御國元御安住に相成可然、申談置候都合も
 有之儀、且雪中に相成候而は、御旅中御難澁成儀に
 御座候間、來月上旬にも御發駕被遊候儀に而可然
 哉と申談、右に付而は、御願書被差出候儀を始、凡
 而板倉様へ罷出、御内慮相伺候方に可有御座旨、
 申上候得は、其通と被仰出候に付、同十九日板倉様
 へ罷出、先達而御名御暇之儀、當分御六ヶ敷趣、御沙
 汰被成下候に付、同役共打寄、種々評議仕候處、二
 十日か三十日位に而御暇被下候と、又當分と申候而
 も、日合有之候とに寄、取計之間心得も違候儀に候

間、右之次第奉伺度存、罷上候旨申上候得は、委細辨
 候通、長州之末家始、吉川監物等、被爲召置候都合
 も有之、薩州之儀も深く御案思被爲在候儀、彼是
 難事共差湊ひ候に付而は、當分と申候而も、二十日哉
 三十日に而、御暇被下候順には、逆も相運ひ申間敷
 旨被仰聞候に付、兼而申上置候通之次第に而、國
 元一統、御名御暇之儀、渴望罷在候儀に御座候處、御
 暇難被下御都合に相成候段申聞候は、嘸哉當惑
 致候儀に可有御座、當年中杯に御暇難被下御都
 合に候は、若狹守事未だ幼年には候へ共、同人罷下
 候得は、私共計罷下候と違ひ、一統居合之助にも罷成
 候儀に御座候間、此節御暇被下候様には、相成申間
 敷哉と申上候得は、若狹守殿下りに相成候は、人氣
 も轉し、且御家來中御目見も相成、自然居合も可宜、
 至極可然儀と存候、併右は一存に而何とも難申聞
 候間、上様御内慮相伺、今日か明日之内、御殿に於、御
 名殿へ御直に可申上旨、被仰聞候に付、若狹守御
 暇被下候に付而も、御辨被下候通、國元之儀雪國に
 而、十月にも相成候得は、旅行も別而難澁仕候儀に御
 座候間、來月差入にも出起に相成候様仕度、此段も御

含被置被下度旨申上、且又若殿様御下りに相成候

は、人氣も轉し居合も可宜旨被仰聞、宰相様御暇
 は、御沙汰止に相成候様被成度、御口氣之様にも被
 相伺候に付、御名御暇被下候迄之間、暫時若狹守罷
 下候様致度奉存、相願候儀にて、若狹守御暇被下候
 かため、御名御暇不被下様之御含被爲在候様に
 而は、甚當惑仕候儀、若右様之御儀にも候は、若狹
 守御暇之儀、相願申間敷旨申上候得は、最初御約束も
 有之儀に候間、御名殿御暇被下宜き都合に相成候
 は、早速御暇被下候様盡力可致、其段は屹度請合
 候間、案思間敷旨、被仰聞候儀に候、同廿一日皆共被
 召出、若狹守御暇之儀、昨日伊賀御内慮相伺候處、上
 様にも可然思召候旨申聞候、依而は願書差出可然
 どの御沙汰に付、其筋内聞之上、別紙寫之通、同廿四
 日御願書被差出候處、今廿八日御願之通被仰出
 候儀に候、委細之儀は、權兵衛來月二日爰元出起に而
 罷下候間、御直談致に而可有之候得共、先つ以前文
 之次第、爲心得申遣候、別紙御願書之寫一通遣之
 候、以上、

八月廿八日 萱野 梶原 上田 内藤

田中 神保 一瀬殿

八月廿四日介右衛門板倉様へ御願書さし出す、
 同姓若狹守儀、最早年頃にも罷成候得は、政事向爲
 見習申度、依之會津へ之御暇被仰出候様奉願候、
 以上、

八月

御名

同月廿八日付札御差圖、
 願之通、近々御暇被下に而可有之候、

五月十四日、問部下總守様御家來と號し、實は御隱
 居下總守様之由、鹽川樹公と御稱しに而、從者芥川
 舟之、藤田郭、山田經三、片桐半梧、小柏芳藏、三田村
 源治、木村爲八等、上下拾九人、清水孫吉方へ止宿、一
 日逗留、山内香雪寄るへ之者有之間敷哉、御尋等有
 之候に付、御内々御微行之事也、輕き御賜り物取計
 に相成候、四十夕懸ヶ蠟燭百挺、鯉二尾、酒五升、
 若殿様九月十一日御發駕に而、會津表へ初御下り被
 遊候事、

以手紙申達候、御勘定奉行小出大和守殿より、御達被成候儀有之候間、當十四日五ツ半時、二重橋外御勘定所へ可罷出旨、申來候に付罷出候處、御役々御出席に而、今般山城國々内一圓、禁裡へ御貢獻被仰出候に付、同國御役知上知被仰付候村々收納、五ヶ年平均、別紙案文之振合に取調、早々取調可被差出候、尤鄉村引渡方之儀は、追而可相達候、右は松平周防守殿御差圖に付、小栗上野介、小出大和守、織田和泉守申達候旨、吉川榮左衛門殿を以被仰聞候に付、請書調印差出申候、依之御渡之別帳二冊、一同申達候旨、石澤民衛、別紙勤書之通申出候、被達御聽、其表其筋へ被申聞、早々可被申越候、別紙一同遣之候、答之節可被相返候、以上、

九月十九日

一瀬要人

梶原 上田 内藤 諏訪殿

以手紙申達候、一昨八日御登城、御歸館後御沙汰有之候には、今日被召出被仰聞候には、先達而原市之進不慮之死を遂候處、此後萬一右體之儀有之候而は、必至と不相濟儀、伊賀玄蕃邊別而被案候、依

而は登城往來之節、新撰組之内に而なりとも、警衛致候様致度との御沙汰に候間、新撰組へ可申聞旨、被仰聞候に付、昨九日近藤勇召呼、公用方に而右之次第申聞候處、其砌同人申出候には、新撰組之内より、土州浮浪之中へ間者に入置候村山謙吉と申者申出候には、長州に而今般召に應し、罷出候都合に相成候處、薩州より長州へ申遣候には、只今容易く罷出候而は不宣候間、軍裝に而登坂可致、左候は、軍裝之廉嚴命可有之、其節は歎願と號し、押而登京致候様、其圖に乘し薩州之人數に而は、二條御城へ取掛、御役屋敷へは土州浪士并十津川浪士共取掛、新撰組下宿へは浮浪之徒取掛候手配に而、一時に暴發致候筈に申合、尤當十五日限り、變に應し候様可心掛旨申聞候處、右は人氣を一定致候爲、日限を限り候儀に而、長州より登坂不致内に、事を發候段には相至間敷と被察候得共、何れ不容易之旨申出、又本國寺に罷在候才府人之内、土州浮浪共へ内通致居候儀露顯致、拷問に及候得は、前文之通、暴發之隱謀有之旨申之、又新撰組より脱走致候と唱居候伊東甲子太郎と申者申候も、右兩口に合居候、依而は至々極御大

切成儀に候間、夫々嚴重に御手配有之度旨、且又右之儀、謙吉、甲子太郎口より出候杯申儀、彼之方へ聞候は、直様殺害被致候は差見候儀に候間、極々機密に被成下度旨、返々も申聞候趣、公用人申出候に付、打寄及評議候處、何れ至重之事件に有之、尤伊賀様、玄蕃様邊を御案思被遊、前文之通御沙汰有之候に付而は、宰相様御登城御往來も、至極御大切成儀に候間、見之隠れに御警衛致候様、新撰組之者共へ申聞、其餘薩州并土州屋敷之模様探索方之儀、御軍事奉行學校奉行へ、新撰組、并兼而探索方申付置候者共無油斷差出、嚴重に探索致候様申聞候、猶又將長之面々へも、前文之次第荒増申聞、不安至極之儀、萬一之節手もつれ等有之候而は、決而不相濟儀に候間、如何成變事到來致候とも、聊手もつれなく、急に被應候様十分手配致、申迄なく玉藥等欠失無之様、機密に可心掛旨申聞候儀に候、尙追々可申遣候得共、今日迄之都合申遣候、以上、

十月十日

上田 内藤 諏訪

田中 神保 萱野 梶原 一瀬勘
井深 西郷勇 一瀬殿

以手紙申達候、當月四日土州藩より、及御談事一度儀有之候間、公用人共出會之儀申越候に付、罷出候處、別紙人別之者共申聞候には、天下之形勢次第に差迫り、是迄之通被成置候而は、必至と皇國之御爲に不相成候間、主人容堂始頻りに苦心仕、天下人心を一定致、萬國萬世に涉而不恥者を本意と致、二條御城へ別紙之通建言致、攝政様へも入御内覽候處、御藩様には、兼々御懇和話居候儀に付、打明御咄致候儀に候、篤と御覽之上、御存寄も御座候は、無御遠慮被仰聞候様致度、假令一寸一分たり共、皇國之御爲に相成候儀は、私論等相立候儀、毛頭無御座候間、明日にも御挨拶被下度旨申之、斷然立居り候形勢に而、右を取消候程之大議論有之候は、格別、左も無之候而は、却而渠か氣勢を損し、一の薩州相生候様之儀に、至間敷儀にも無之、御挨拶方甚以御大切之旨、公用人共申出、同所并御用所密事共一同、於御前種々及評議候處、一定不致、左候内右之段伊賀守様よりも、御尋相向候に付、夫々見込をも申上候處、至重至大之事件に付、公邊に於而も大きに御行當

之御様子に而、御決議に不_レ相成、土藩よりは日々御
迫り申上候振合と相聞、土藩之主張人後藤象次郎と
申者御召出に而、伊賀守様御尋、同人答之趣を以而
は、強ち上代之如く、將軍之權を廢し、天子公卿御親
政と申程之主意にも無_レ之、當時之姿を以天下之公議
を集、本朝獨立之全躰を相立、夷狄之侮を不_レ受様、一
新更張之主趣、専ら申出候由にて、右申立候條々、尙
諸藩見込をも御尋之上、御決着に相成候筈に、被_レ仰
聞に相成、土藩人大に安心致候旨、公用人に申聞候
由に候、尙追々模様可_レ申遣_レ候得共、建白之一條爲_レ
心得_レ申遣候、以上、

十月十日

前段三名

同八名殿

以_レ手紙_二申達候、土藩建白之儀に付、當十日迄之形勢
申遣候下夕、同十二日國家之大事に付、御尋之儀有
之候間、御家來之内一人、明十三日四ツ時、二條御城
へ可_レ被_レ差出_レ旨、大小御目付衆より、御名宛に而御
達有_レ之、在京諸藩へも同斷に付、介右衛門儀、外島機
兵衛、廣澤宮次郎召連登城致候處、別紙寫之通御書付

伊賀守様御渡、右に付見込有_レ之者は、御直に御聞被
成候間申上候様、又勘考之上申上度者は、追々にも
申上候様被_レ仰渡、薩に而小松帶刀、土に而後藤象次
郎、藝備に而壹人つ、相殘候由に候得共、人名不_レ詳、
餘は不_レ殘退席致候由、薩土之者共申立候には、今日
大御英斷を以、大綱之段御發に相成候に付而は、直に
奏聞に相成候様申上候處、右躰大事件之儀、先々順序
も有_レ之、諸藩見込相尋置候儀、尤奏聞之都合も有
之、只今杯可_レ相運_レ儀無_レ之旨、伊賀守様被_レ仰聞_レ候
に付退席致、將軍様には、帶刀申立之趣尤に候得は、
直に奏聞可_レ然との思召に而、翌十四日越中守様を
以、奏聞被_レ成候處、同日薩土之者共、小松帶刀、後藤象
次郎始、攝政様へ嚴敷相迫り、奏聞之趣強而御許用と
申所へ押付、帶刀儀直に登城致、右申上候次第、并御
許用に相成候筈共に白地に申出、尙細目之段、取調之
上可_レ申上_レ旨にて退、昨十五日將軍様宰相様御參内
被_レ遊候處、別紙寫之通、御書付二通被_レ仰出_レに相成、
一同驚愕忙然、是非もなき次第に候、尙御深意之程相
同候上には、盡力回復之道も可_レ有_レ之哉に候得共、當
時之姿を以は、六ヶ年來之御誠忠も、水之泡と相成候

儀に而、殘念至極、實に不堪_レ感泣_レ候、既に昨朝被
召候節、かゝる大變之世態と相成候に付而は、於_レ公
邊も、兵備之御配り御大切成儀は申迄無_レ之、於_レ此
方も嚴重兵制を相立、如何様之時變出來候共、聊不_レ
行當_レ様之手筈、至急に不_レ整置_レ候而は、不_レ相成_レ場
合に至候に付而は、家老共登京之上評議決定之段、會
津表へ直書差遣候間、尙又其方共よりも、事情形勢
申遣、此節打寄、改革筋一定致候様御沙汰に候、右等
御混雜に付、御下城も夜に入候都合に而、十二日八ツ
時頃、十三日四ツ半過、十四日五ツ時過、十五日七ツ
半頃有_レ之、宰相様御心勢之段、誠以奉_レ恐入_レ候儀
に候間、一人は被_レ相殘、御國內鎮定筋被_レ取計、餘は
不_レ取敢_レ登京被_レ致候様致度存候、右に付細々之次
第、筆上に難_レ盡候間、内田武八へ申合、御直書相渡、
早速に而今日出起差下候、委細之儀被_レ相尋_レ候様存
候、以上、

十月十六日

上田 内藤

田中 神保 萱野 梶原殿

御直書寫、

態と武八遣候、爰元不_レ容易_レ形勢は、委曲家老共より

申遣、承知致候筈に候、此上は拙者所_レ恃は、家老始一
和_レ一力に相成、有らん限之力を盡し、累代之御恩を奉
報候外、他事無_レ之候、右は固より覺悟之事に候得
共、此上は猶又如何成不慮之儀生候も難_レ計就而も、
軍政筋始改革を最第一之急務と致候處、右は明春爰
元へ打寄、決議候筈に候得共、前段之都合に付而は、
乍_レ大義_二至急に登京致吳、直に論決之上、萬事今日
より手卸し致候様致度候、然し若狹も在國之事に有
之、殊に留主之儀は、古より大任と致候事に候得は、
是又申合之上、一人は居殘、國內之儀聊案筋無_レ之様、
破格に吟味を凝し、二百里外相隔候とも爰元合躰、余
か苦心を察し、憤發興起致吳候様頼入候也、
十月十三日、於_レ二條御城、諸藩の者へ爲_レ御見_レに相
成候御書付寫、
我皇國時運之沿革を觀るに、昔王綱紐を解て、相家權
を執り、保平之亂政權武門に移而より、我祖宗に至
すと難も、政刑當を失ふ事不_レ少、今日之形勢に至候
も畢竟薄徳之所_レ致、不堪_レ慚懼_レ候、况や當今外國之
交際日に盛なるに依り、彌朝權一途に不_レ出候而は、

綱紀難立候間、從來之舊習を改、政權を朝廷に歸し、廣く天下之公議を盡し、聖斷を仰き、同心協力、共に皇國を保護せば、必海外萬國と可並立、我國家に所レ盡不レ過レ之候、乍レ去猶見込之儀も有レ之候は、聊忌諱を不レ憚可申聞一候、

十月

同十四日御奏聞、

臣慶喜謹而皇國之沿革を考候に、昔王綱紐を解而相家權を執り、保平之亂政權武門に移而より、祖宗に至り更に寵眷を蒙り、二百餘年子孫相受、臣慶喜其職を奉すと雖、政刑當を失ふ事不レ少、今日之形勢に至候も、畢竟薄徳之所レ致、不堪慚懼一候、况や當今外國之交際日に盛なるにより、彌朝權一途に出不レ申候而は、綱紀難立候間、從來之舊習を改め、政權を朝廷に奉レ歸、廣く天下之公議を盡し、聖斷を仰き、同心協力、共に皇國を保護仕候得は、必海外萬國と可並立、臣慶喜國家に所レ盡不レ過レ之と奉レ存候、猶見込之儀も有レ之候得は可申聞一旨、諸侯へ相達置候、依レ之此段謹而奏聞仕候、以上、

十月十四日

慶喜

同十五日慶喜様御參内之上、御沙汰書左之通、祖宗以來御委任、厚御依頼被レ爲レ在候得共、方今宇内之形勢を考察し、建白之旨趣、尤に被レ思召一候間、被レ聞食一候、猶天下と共に同心盡力致し、皇國を維持、可レ奉レ安一宸襟一御沙汰候事、

折表御名

去る十三日相渡候御書取之趣、御奏聞相成候處、別紙之通、御所より被レ仰出候間、此段相達候、

十月

大事件外夷一條は盡レ衆議、其外諸大名同被レ仰出等は、朝廷於レ兩役一取扱、自餘之儀は、召之諸侯上京之上、御決定可レ有レ之、夫迄之處、支配地市中取締方は、先是迄之通にて、追而可レ及レ御沙汰一候事、

前文に付、舊幕府より御伺に相成候處御付札、一昨十五日被レ仰出候御別紙之内、盡レ衆議一與之御文言、

召之衆諸侯上京之上、公議を被レ爲レ盡、差掛候儀は、詰合諸侯諸藩士等に、會議被レ仰付一候儀に御座

候哉、

下ケ札に而書面之通、

一諸大名同被レ仰出等は、於レ兩役一取扱候與之御文言、

諸侯より御兩卿へ伺差出候節は、衆議を被レ爲レ盡、御決定之上、御兩役を以、被レ仰出候儀に御座候哉、

下ケ札に而尤於レ重事一は、盡レ衆議一候上取扱之事、尋

常小事は直に取扱之事、

一支配地與之御文言、

山城國其他御領所之儀に御座候哉、又は徳川領地を被レ仰候儀に御座候哉、

下ケ札に而支配地之儀は、禁裡御領所之儀に候、

十月十七日

十月廿日慶喜様始御參内、十萬石以上諸藩士、假建へ被レ爲レ召、見込御尋有レ之候事、左之通、
一實美以下脱走人之事、
一外國之事、
右從レ御所一御尋、

一召之諸侯上京迄之處、取計向伺之廉々、

一當地三ヶ月詰、并口々御固め大名割、御兩役に而御取調之上、夫々へ御達相成候哉、又は是迄之手續に而、取調申上候而、達方は、御兩役に而被レ成候哉、

一禁裡御料、并御入用筋之儀、御料所向は、小堀數馬に而取計、御入用筋は、是迄之通取扱仕置可レ申哉、

一大宮御所御造立御入用國役金之儀は、已に達済に相成居候得共、此後收め方等取扱之儀、是迄之手續に而可レ然哉、左候は、其段諸大名へ、御兩役より御達有レ之候様致度候、

一五街道脇往還宿々人馬之儀、先是迄通被レ成置候儀に御座候は、其段御兩役より、御國中へ御觸達し相成候儀に可レ有レ之哉、

一山城大和近江丹波四ヶ國、并攝家宮門跡堂上方御家領、其他寺社領大名領分へ關係いたし候公事出入、京都町奉行所に而取扱來候廉々は、是迄之通取扱、呼出し等は、其主人々々へ懸合に及可レ申哉、

一刑法之儀は、召之諸侯上京之上、御取極可レ相成と存候得共、夫迄之處は、仕來通に而宜敷候哉、

一所司代戸田大和守、御附兩人勤向、先是迄之通にて
宜候哉、
一兵庫開港に付、金札通用之儀は、町人百姓融通之爲
に而、已に申上濟に而、出來相成居候間、通用相成
候様仕度候、

十月廿日

右從_三舊幕府_二御伺、諸藩士參上之面々へ御示し有之、
廿二日、左之通舊幕府へ御沙汰に相成候、
五卿之事、
自然上坂候得は、諸侯上京迄之處、於_二浪華_一滯留之
事、
但從_三朝廷_二可_二申渡_一事、
外夷之事、

召之諸侯上京之上、御決定可_二相成_一候得共、夫迄之
處、差向候儀有_レ之候得は、諸侯上京迄差延し候儀、
外國之情に通候兩三藩と申合、可_二取扱_一事、
御伺之廉々、
右八ヶ條、召之諸侯上京之上、被_レ立_二規則_一候得共、夫
迄之處、是迄之通可_二心得_一事、
但當地三ヶ月詰、并口々御固大名割之一條は、是迄

之手續に而取調、於_二申渡_一は、兩役取扱候事、
前條兩三藩と被_レ仰出_二候に付、紀州始、拾萬石以上之
諸藩貳拾五六藩參集、兩三藩と申に限り候而は、衆議
之御趣意と違ひ候由談判に及、傳議兩役へ、藩々より
拜謁之上伺候、

十月廿四日、所司代様を以、左之通被_レ仰上、

臣慶善昨秋相續仕候節、將軍職之儀、固御辭退申上、其
後厚蒙_三御沙汰_一候に付御請仕、奉職罷在候處、今般奏
聞仕候次第も有_レ之候間、將軍職御辭退奉_二申上_一度、
此段奏聞仕候、以上、

右へ諸藩上京之上、追而可_レ有_二御沙汰_一、夫迄之處、是
迄之通相心得候様、御沙汰候事、

諸藩召期限、御治定被_レ仰出、
御用之儀有_レ之被_レ召候期限、來月中に、必可_レ有_二上
着_一候事、
但用意出來有_レ之候向は、不_レ拘_二期限_一早々上着可_レ有_二
之_一事、

今日別紙之通伺書且御治定候間申入候、宜預_二洩達_一
候也、

尹宮、常宮、鷹前關、前右府等御不參候間、御傳達希入
候也、

廿四日

十月廿一日正親町三條卿へ投書、

二條殿下、近衛殿下、賀陽殿下、鷹司殿下、及議奏衆閣
下に呈す、伏惟、方今形勢、御復古機相顯れ、大樹自ら
悔悟伏罪之段に相及候事、實に七八百年來、未だ曾て
見ざる之大盛事に而、朝威御挽回之氣運、今日より相
開候事と奉_レ存候、然に殿下閣下に於而は、如何之御
深慮被_レ爲_レ在候哉、大樹政權返上後、既に數日を経る
と雖、未だ一點之御改革も不_レ被_レ爲_レ在、加_レ之依然大
樹に御委任も被_レ爲_レ成度由に相聞へ、天下有志之徒
深く抱_レ疑、潜に切齒仕候、抑後三條天皇様より以來、
孝明天皇様に至迄、御代々様御内にも、御憤懣之餘
り、恐多くも玉體を孤島之上に置、或は干戈之中に投
し、藥石之毒に陥り、千辛萬苦被_レ爲_レ遊候も、唯斯天
祖より御相續被_レ爲_レ在候朝憲之、奸臣之手に損壞せ
ん事を被_レ爲_レ憂より、種々之御枉難をも被_レ爲_レ蒙候
件々も、歴史之上に昭々として、古を見ること今の如

くに候事は、飽まで御相知に而、往年來殿下閣下、朝
暮御勤勞被_レ爲_レ成候も、亦此一事のみと奉_二恐察_一候、
然れば今日之機會に當り、回天復古之御所置、必御盡
力可_レ有_レ之之處、却而因循躊躇、私を營み公を忘れ、
既に悟非歸正之大樹をして、再ひ大道無道之域に勾
引被_レ爲_レ遊候は、賴朝、義時、尊氏、家康等所業にも超
越して、今上様は無_二申迄_一も、御歷代在天之尊靈に被
爲_レ對、其不忠不義、言語同斷、天地人之所_レ不_レ容之
大罪人に御座候、速に御悔悟被_レ爲_レ遊、賢を擧げ佞を
遠る之御所置に御着眼被_レ爲_レ遊度、是則皇威を八表
に耀し、聖恩を四海に施すの大御基本にして、朝廷を
泰山之安に置之大御弘勳と可_レ奉_レ仰候、若御改心無
レ之時は、替_レ天行道之烈夫等、豈默止して看過し奉
らんや、必ず迫_レ之以_レ火、臨_レ之以_レ刃、且夕難
レ測奉_レ存候間、御用心可_レ被_レ遊候、誠恐誠惶頓首敬
白、

慶應丁卯十月

草莽匹夫某等再拜

尾張前大納言様より御直書之寫、
一書肅呈、霜威相加候處、彌御清適拊舞之至に候、不

日上京、拜語可致と、海山相樂に候、爾時足下御事、永々御在京、年來御職掌之御功績も相顯候儀、最早功成名遂之御場合とも見詰候間、此節一旦御轉選之方、自然之天理にも相協、朝家之御爲、幕府之御爲、別而は尊家之御爲にも必定可然と、明暮存續候儀に御座候、尤武力の御家、定而御藩論も區々に可有之歟に候得共、愚見には、機會今日にありと存詰候間、斷然御決着、必々所仰御座候、尤右儀に付而は、朝暮よりも、何と歟御沙汰も可有之哉、いづれも御決心、御藩中篤と御告諭に相成、愚者之一得御採用、萬々希入申候、御問柄之至情に不堪、斯申入候心中、とても筆端に難述、賤臣よりも猶申上候儀も可有之、能々御聽納可被下候、頓首、

十月廿二日
二白、時下御自玉專一と奉存候、以上、

以三手紙申達候、當所之形勢追々被仰遣候處、其後は十七日に、薩人小松帶刀、西郷吉之助、大久保市藏三人、京地出起致候、其子細は不三分候得共、將軍様より御所へ御申上に相成候廉々、自分共

存意通に參候故、此上は國爰へ罷越、大隅守様引出來候見込申事も有之、將又分れに、一人は脱走五卿を誘ひ、一人は長州人を誘來候など、區々なる風説に候、此間中は、此地は如何相成候哉と、町家などに而も荷物運轉など致し、なにとなく人氣騷立候處、右三人去て後は、もはや軍は無之など、市中一統之咄に候、扱旗下士も追々奮發、右三人を目懸ケ、暴發致候心組之者なども、有之哉に候得共、是以去而後は詮なき事に候、

一薩州人蒸氣船に而天保山沖へ參り、四五百人程も京地へ入込、玉藥等多分用意致し、其中には、長人入込候風聞も有之候得共、實否不三分候、
一薩州人も、島津主殿と申者惣官に而、大阪迄着致候處、帶刀等と應接之上、直に其船に而引戻候由に候、

一脱走五卿、當中句迄には登京致候風説、前廉より紛紛有之候得共、今に着船も無之候、將又筑前人之話には、此間中着坂之蒸氣船、歸國不致候而は、五卿決而參不申候、此程申來候には、今頃は登候而も、幕府之不都合には不成候哉など、斟酌して申居

候由相聞申候旨、此方實説にも可有之候哉に候、

一十五日御所御沙汰に付御伺に相成候廉々、十七日御付札御差圖、別紙寫之通に候、

一廿日將軍様より御參内之上、地官取扱を始、御伺に相成候廉々、別紙寫之通に候處、未だ何等之御沙汰も無之候、但し諸藩に而も、今日迄に御答申上候様、被仰聞候由に候間、定而夫々申上候事に可有之候、此節に相成候而は、外藩より御助不申候而は、不三成など、肥前後加州仙臺など始申談、其他御普代家に而は、歎願之催も有之、將又堂上方に而も、政を握る事は不三成、差支之筋とも數多有之候間、此上は故之如相成外無之など、申居人も有之由に候、

一今日も將軍様御參内被遊、宰相様にも供奉被遊候得共、御模様は相分不申候、右之條々、今日迄之形勢、各迄申進候様被仰付、如斯に候、以上、
十月廿二日
京都密事御用所々

江戸會津同所へ

御所へ、舊幕府より御伺寫、

長防之寛大之處置可取計旨、當月中被仰出候に付、家老并未家、吉川監物上坂候様、松平安藝守を以申達候處、末家監物には不快に付、家老一人上坂可致段届出候間、少々も快候は、家老一同上坂可致旨、猶又相達置候處、右は重大之事件に付、改而衆諸侯公議之上、從朝廷御沙汰被爲在候御儀と奉存候、此段奉申上候、以上

十月廿四日

十一月九日御所御下ケ札
家老以下上坂之事、從幕府沙汰有之候處、猶從朝廷御沙汰有之候迄、上坂可見合旨、可被相達候事、

松平安藝守へ

長防之儀、早々寛大之處置可取計旨、從御所被仰出候に付、申達候儀有之候間、末家之内一人、吉川監物、并家老一人致上坂候様、毛利家へ可相達旨、當七月中相達置候得共、右は猶從朝廷御沙汰有之候迄、上坂可見合旨申達候様、從朝廷被仰出候間、其段毛利家、并吉川監物へも可被達候、

以手紙申達候、今般於公邊、御政權朝廷へ御歸に相成、其下夕將軍職御辭表をも被差出候都合に付而は、御守護職之儀、素々公邊より御施設被成候儀に候得は、此儘御勤可被成様無之御都合は勿論、有レ事之節に臨み、公邊之手を離れ、如何共被成方無之御事實に付、御家に於ても、御辭表被差出可然儀と及評議、御尊慮相伺候處、兩三日御熟考之上、於公邊差向候御差支之件々、御伺に相成候處、召之諸侯衆議迄は、凡而是迄之通被仰出候段乍相辨、今更事々敷辭表等差出候而は、天幕之都合如何可有之哉、申さは其式整候と申位之事に有之、あまり際とく致候而は、却而進退行當候様之憂、出來間敷儀にも無之其邊之都合、大切成事に候得は、何れ板倉へ申談可見との御沙汰に有之、其後被召出候節、辭表之儀、かゝる時態と相成候に付而は、それなり仕置候而も、相成間敷候得共、前文公邊御伺濟も有之下夕、改而辭表等差出、自然當りケ間敷相響候様に而は、然間敷候間、一と通伺差出候方可然と、伊賀申事に候、同人考之趣も有之候事に候得は、主意柄箇固に取調候様御沙汰有之、前斷御案思被遊候御次第

柄も有之候に付、當朔日別紙寫之通、御直に御持參、御差出に相成、同五日御付札之通、御伺濟に相成候に付、御敷居内以上、并御目付へ、爲心得申開候、此段若殿様へ被及御内聞候而も可然哉、其表之儀、宜被取計候、別紙二通遣之候、以上、
十一月十三日 上田 内藤 諏訪
田中 神保 萱野 梶原 一瀬勤
井深 西郷勇 一瀬殿
朔日御伺面、
此度御改革被仰出候に付而は、守護職之儀、如何相心得可然哉、奉伺候、以上、
十一月 御名
追而相達候迄は、是迄之通可被心得候、
舊幕府より御伺、
外國取扱之儀、此程相伺候處、御付紙之兩三藩は、朝廷御見込も被爲在候哉、私おゐて差定兼候間、今一應諸藩衆議を被盡候様仕度、此段奉伺候、
十一月五日

十一月九日、御所より御付札、

兩三藩之儀、於朝廷御見込不爲在候、差向候儀有之候節は、諸藩衆議之上、御決定に可相成候事、

〔朱書〕此三藩と限而被仰出候根元は、薩藩吉井幸助柳原殿へ出、外國之事情と申は、餘程取扱六ヶ敷者に御座候間、外國之情に通候土州、藝州、弊藩等へ、被仰付候へは、事穩に應接可仕と申上候に付、如前文被仰出、大に御後悔之由也、

公用方より差出候風聞書、
十一月廿三日圓山に於て、國主御普代拾萬石以上之藩二十五六藩出會、其譯は、外國取扱は、外國之情に通候兩三藩と申合可取扱旨、御所より御沙汰、依而諸藩一統不平、其故は、外國之儀大事件に付、衆議を盡し候様、最初に御沙汰に相成居、又々兩三藩と被仰出候に付而は、必其出處可有之との談事に而、一同申合、傳奏議奏衆へ罷出、迫而御趣意伺候處、何れも大御當惑之由也、
廿五六藩之内、會主紀州、熊本、藤堂邊也、其外因

州、筑前、仙臺、阿州、久留米、柳川、御普代不殘、三四藩を除き、大凡論は一定之由也、
一此度御變革に付、江戸表より、御老中格稻葉兵部大輔様、松平縫殿頭様、若年寄并川勝美作守殿、其外大小御目付五六人、蒸氣船に而、去月廿四日江戸出帆に而、廿九日京着、江戸表大沸騰之由、老若邊には無之候得共、大小御目付邊に而、是非とも御東歸と申論主張いたし上京之由也、右に付板倉様御始、甚御心配之處、此節右之論漸鎮靜之由也、
一薩之大隅守様は、彌死去之由也、右に付大久保市藏西郷吉之助等失望之由、加るに此度大變革に付膽を被破、猶更大失望之由也、依而國內居合不宣候に付、此度之御變革を、己等盡力より、か様相成候と申處に而、夫を機會に歸國之由也、小松帶刀一同歸國いたし候由、
一當月七日攝政殿へ、國事懸り之御方御參集、其御次第は、最初兩三藩と被仰出候處、右藩々は、公邊之御見込を以、可然御申合に相成候様との御評議之由也、
一筑前藩留守居東郷吉作、國元より蒸氣船に而九日

京着、直様御屋敷へ參、九州之事情申聞候に、此節追々隣國使者御取替、御變革之時態、互に御申合に相成、大凡議論一定之上、一同御上京之様子に相成候由也、

何れも元へ戻し度論と相見ゆる、

十一月九日肥前藩長森傳次郎一同申合、土州留守居寺田典膳方へ參、詰合重役神山左多衛福岡藤次へ、懇話願度旨申入候處、兩人共に故障之由、只寺田一人寛々相咄候、格別激論も無之、種々疑惑之件件相尋候得共、餘り不取敢、只此度將軍家より、政權を御歸之云々御奏聞折柄、尊藩後藤氏、薩藩小松、藝藩辻环、一同御申合に而、攝政様へ被參、頻りに拜謁を被願、今日中に御採用に相成候様、御迫り之由傳承致候、天下數百年來未曾有之大御變革を、一朝一夕に御採用と御迫りと申は、公明正大之御建言とは相違候様、右等邊より、諸藩も疑惑致候族も可有之と申候得は、彼云く、御迫り申候而は、實に私に相成、御不信^{○審}御尤、併建白之次第、將軍様御採用被下候得は、朝廷に而も少しも早く、御分り被遊候様存込候上より、申上候事と被

考候、乍去當人は如何様申上候哉、兼而御承知之藩風に而、實に國論一定と申譯杯には中々參り兼、何れにも不日に、老寡君も上京仕候間、其節容堂か信實も可有之相分と待居候旨申、實に當惑之様子に候、併深意之程難計候事、

御所より、幕府、尾、紀、越前へ御尋に成る、^{○此文書は十月十七日の御沙汰なり、}

大樹并各藩へ

政權之儀、武家へ御委任以來、數百年於朝廷廢絶之舊典、即今難被爲^レ行届儀は、十日之所^レ視に候、乍去被^レ聞食候上は、神祇官を始太政官、夫々舊儀御再興之思召に候間、何れは八省其外寮司之内へ、諸藩を被^レ召加、年々交代可^レ在勤仕、細目之儀は追々可^レ被^レ仰出、朝廷御基本に被^レ爲^レ在候間、右に基き、見込言上可有之思召候事、

一何れ往古郡縣之通りに難^レ相成候に付、封建之儘、名分明に相立候様被^レ遊度候、

一御政務筋、往古之通には迎も難^レ相運被^レ思召候得共、惣而新法而已之御政務に相成候而は、甚不

レ宜候間、可^レ成儀は、精々舊儀に基き候様、被^レ思召候事、

一昨十四日松平周防守様へ御呼出に付罷出候處、御領分越後國蒲原郡之内、込高共三千石上知被^レ仰付、爲^レ代知陸奥國耶麻郡之内、高千九百二十九石餘被^レ下^レ之、委細之儀は、御勘定奉行へ可^レ被^レ談旨之御書付一通、御用人山崎忠兵衛を以、御渡被^レ成候旨、神尾鐵之丞別紙之通申出候に付差^レ上^レ之候、被^レ達^レ御聽、其表之儀宜被^レ取計可^レ申越候、以上、

十一月十六日

一瀬要人方

京都六名殿

松平御名家來へ

御名

其方領分越後國蒲原郡之内、込高共三千石上知被^レ仰付、爲^レ代知陸奥國耶麻郡之内、高千九百二十九石餘被^レ下^レ之、委細之儀は、御勘定奉行へ可^レ談候、

宰相様板倉様へ御直談被^レ遊候處、今日御呼出に付罷出候得は、御用人田那村勘兵衛を以、別紙御渡に相成

候旨、小野權之丞申出候事、

十一月廿一日

洋銃ニツハント、或は三ツハント、何れも劍付相揃候御品に而五百挺、當分之内拜借仕度、若右之通不^レ相揃候は、御繰合相成候丈ケ、拜借仕度奉^レ願候、

十一月

御差圖、

當分之内三ツハント、英國ミニ銃五百挺、御貸渡相成候間、請取方等之儀、御鑲砲玉藥奉行可^レ相談候事、

以^レ手紙申達候、長防之儀御所置方被^レ仰出候に付、家老并末家、吉川監物上坂候様、御達被^レ置候^{○處}脱[○]御都合有^レ之、此度御改革被^レ仰出候に付、御所へ御伺被^レ差出候處、猶從^レ朝廷御沙汰有^レ之迄、上坂可^レ見合^レ旨申達候様、從^レ御所被^レ仰出候に付、其段藝州へ御達被^レ置候處、當朔日御下城後、各様御一同被^レ召出、長防家老并末家登坂之儀、右之都合に相成居候處、伊賀守様より之達書行違、毛利淡路名代等、尼ヶ崎領内迄出途致候由、營中に於て取沙汰有^レ之趣、御沙汰有

レ之候下々、賀陽宮様より、肥前藩長森傳次郎拜借持參致候一の印書付、公用方より差出之、其餘松平遠江守様より御使者を以、一の印之通申來候處、右之通登坂見合候様被_レ仰出_二朝命に戻り、多人數横行、登坂致候勢ひに而は、押而入京致間敷儀にも無_レ之、且去る子年之先蹤も有_レ之儀、不_二容易_一事件に付、公用方御軍事務局存寄をも御尋被_レ成候上、御所より差留之御沙汰有_レ之候様、朝幕へ周旋致候様被_二仰付_一候處、長州より歎願之次第、藝州より添書を以、差出候由之處、被_二仰出_一候儀も被_レ爲_レ在候間、各登坂、御沙汰可_二相待_一旨、三の印之通被_二仰出_一候都合に相至候に付、探索方は勿論、斯る形勢に相成候に付而は、不時之御備向、御大切成御儀に候間、御軍事奉行公用方等へも厚被_二仰合、無_二油斷_一御世話被_レ爲_レ在候處、委曲探索等にも相見候通、追々切迫に及、鹿暴之振舞等も有_レ之、尤洛中にも長人潜伏之間も有_レ之、何時變事出來間敷儀も難_二計知_一、此上は公邊に於て、斷然御立居り、嚴重之御所置不_レ被_レ爲_レ在候而は、最早御威光地に落、國家之安危此一事に歸し、御爲不_レ成儀に付、昨夕より夜に入御辨當御取寄、種々御評議被_レ爲_レ盡、上様へ

御建白被_二成下_一候様、今曉に至各様御揃に而被_二仰上_一候處、公邊御都合も被_レ爲_レ在候歟に而、直様御取懸けと申御氣合には、難_レ被_レ爲_レ至御様子に候得とも、各様被_二仰上_一候次第柄は、御吞込被_二成下_一候由被_レ仰候、公邊御改革之折柄、如_レ形爲_レ牀に而、寸時も油斷不_二相成_一、各様にも深々御配慮被_レ爲_レ在候事に候、右等之件々、不_二取敢_一可_レ及_二御通達_一旨被_二仰付_一、如此に候、別紙五通遣_レ之候、以上、

十二月六日 京都密事御用所より
江戸會津同所へ

〔頭書〕本文之形勢に付、婦女子差下之論も有_レ之候事、
毛利家より、別紙之通使者を以申越候、尤此儀に付而は、猶從_二朝廷_一被_二仰出_一候に付、其段毛利家并吉川監物へ相達候様、去る十日幕府より達有_レ之候に付、早速以_二使者_一申達候得共、全行違候而差越申候間御届仕候、此段可_レ然御執奏被_二成下_一候様奉_レ願候、以上、
十一月廿一日 安藝少將
先達而從_二朝廷_一、御召登之段御達有_レ之候砌、末家中氣分合罷在、重大之御沙汰筋等閑に打過候儀、奉_二恐入_一

候に付、不_二取敢_一家老計發途爲_レ仕候段、及_二御達_一置候處、末家之内、病氣少々に而も快候は、一同大坂表へ可_二罷出_一との御事に付、種々保養差加候得共、今以_レ眩與無_レ之、餘り遷延仕候而は、重々奉_二恐入_一候に付、淡路名代毛利平三郎、并家老毛利内匠、監物名代宮庄主水一同上坂爲_レ致申候間、旁之趣朝廷向、宜御取計致_二御頼_一候、
十二月二日御所より御付札、
可_レ被_二仰出_一儀も被_レ爲_レ在候間、各登坂、御沙汰可_二相待_一事、

先達而從_二朝廷_一、御召登之段御達有_レ之候砌、末家中氣分不_二相勝_一罷在、重大之御沙汰筋等閑に打過候儀、奉_二恐入_一候に付、不_二取敢_一家老計發途爲_レ仕候段、及_二御達_一置候處、末家之内、病氣少々に而も快候は、一同大坂表へ可_二罷出_一との御事に付、種々保養相加候得共、今以_レ眩與無_レ之、餘り遷延仕候而は、重々奉_二恐入_一候に付、淡路名代毛利平六郎、并家老毛利内匠、監物名代宮庄主水一同上坂爲_レ致度、兼而藝州様御誘引之御約束に付、出張仕候處、於_二御手洗_一、重而從_二朝廷_一御沙汰被_レ爲_レ在候迄之間、上坂被_レ止候段承_レ候得

共、今般於_二朝廷_一、大政被_二聞召_一、猶列藩公議を被_レ盡、御基本可_レ被_レ爲_レ立被_二仰出_一候趣奉_二傳承_一、皇國之大慶不_レ過_二之奉_一存候、然處是迄弊邑之儀、奉_レ蒙_二天譴_一、意外之干戈に相及候次第、毫末奉_レ對_二朝廷_一、異心無_二御座_一、大膳父子に於而、不_レ奉_レ堪_二恐縮_一候得共、於_二武門_一不_レ可_レ止之場合と相成、右之時宜に及申候、父子勤王之至誠不_レ愧_二天地_一、四民一途に思込候情義難_二默止_一、屢御取傳を以、幕府へ及_二言上_一候得共、微衷更に徹上仕兼、必定中間擁閉、暗雲掩_二天日_一候儀と、晝夜泣血罷在候處、豈圖今日之御機會と變轉仕、實に大旱之雲霓を望む之思をなし、西の宮迄到着仕、御沙汰相待罷在候間、此上は幾重にも宿志貫徹仕候様奉_二至願_一候、旁之趣、朝廷向宜御取計御願致候、以上、
丁卯十一月 長藩

薩州御藩 楫取素彦
京詰御當役中様 國貞直人
藝州御藩 京詰御當役中様

藝州より添書、別紙之通、西宮碓泊罷在候長藩之者共より、松平修理大夫様へ差出候趣に而、御同方様より被差越候間、不取敢、其儘差出申候、此段奉申上候、以上、十二月二日 安藝少將内

熊谷兵衛

十一月晦日より長州人尼ヶ崎邊へ追々出来る注進有り、尤探索差出に相成る、

十二月八日御用有之候に付、御参内可被遊旨御達有之候處、御不勤御届に相成候得は、爲名代一家老共之内一人罷出候様、猶又御達之趣申來候に付、學大輔罷出候處、別紙御渡に成る、

今度大樹奉歸政權、朝廷一新之折柄、彌以天下之心、居合不相付に於而は、追々復古之典も難被行、深被惱宸襟候、且來春御元服并立太后、追々御大禮被爲行、且又先帝御一周に相成候に付、所謂既往不咎之御時節候故、人心一和專要に被思召候間、先年來防長之事件、彼是混雜有之候得共、寛大之

御所被爲在、大膳父子末家等被免入浴、官位如元被復候旨、被仰出候事、
參會之卿、近衛殿御父子、尹宮、山階宮、一條、九條、廣幡、大炊御門、正三、柳原、葉室、長谷、日野、飛鳥井、

十二月六日左之通公邊相圖定書相成候に付、頭々へ爲心得、御用所より傳候様にと、御軍事奉行へ、一夜中行逢候節は、提灯をの字に振合せ候事、一懸離候節は、花火を以眼^カ照し可合事、一白晝は白或は紅之木綿を、手或鞭等へ附け、振合せ候事、
但初めは白を相用候事、一合印は白木綿相用ひ候事、

十二月九日從御所出候書付、
徳川内府、從前御委任大政返上、將軍職辭退之兩條、斷然被聞食候、抑癸丑以來未曾有之國難、先帝頻年被惱宸襟候御次第、衆庶之所知に候、依之被決

叡慮、王政復古、國威挽回之御基被爲立度候間、自今攝關幕府等廢絶、即今先假に總裁、議定、參與之三職を置れ、萬機可被爲行、諸事神武創業之始に原き、縉紳、武弁、堂上、地下之別なく、至當之公議を竭し、天下と休戚を同く可被遊叡念に付、各勉勵、舊來驕惰之汚習を洗ひ、盡忠報國之誠を以、可致奉公候事、

一内覽、勅問御人數、國事御用掛、議奏、武家傳奏、守護職、所司代、總而被廢候事、

一三職人體、

- 總裁 有栖川宮
- 議定 仁和寺宮 山階宮
- 中山前大納言 正親町三條大納言
- 中御門中納言 尾張大納言
- 越前宰相 安藝少將
- 土佐前少將 薩摩少將
- 大原宰相 萬里小路右大辨宰相
- 長谷三位 岩倉前中將
- 橋本少將 尾藩三人
- 越藩三人 藝藩三人

土藩 三人 薩藩 三人

一太政官始、追々可被爲興候間、其旨可心得居候事、
一朝廷禮式、追々御改正可被爲在候得共、先攝關門流之儀被止候事、
一舊弊御一洗に付、言路之道被洞開候間、見込有之向者、不^レ拘^レ貴賤、無^レ忌諱、可^レ致^レ獻言、且人才登庸第一之御急務に候故、心當之仁有之候は、早々可^レ有^レ言上候事、
一近年物價格別騰貴、如何ともすへからざる勢、富者は益富を累ね、貧者は益窘急に至り候趣、畢竟政令不^レ正より所^レ致、民は王者之大寶、百事御一新之折柄、旁被惱宸衷候、智謀遠識救弊之策有之候者、無^レ誰彼可^レ申出候事、
一和宮御方、先年關東へ降嫁被爲有候得共、其後將軍薨去、且先帝攘夷成功之叡願より被爲許候處、始終奸吏之詐謀に出、御無^レ詮之上は、一日も早く御還京被爲^レ促度、近日御迎公卿被^レ差立候間、其旨可^レ心得居候事、
右之通御確定、以一紙被^レ仰出候事、

防長御處置之儀に付、向々御尋之上、叡慮之通り被_二仰出、異議申立候族も無_レ之筋には候得共、萬一異存之輩も有_レ之、騷動に及候儀も候は、御幼君にも被_レ爲_レ在候折柄、自然右様之儀有_レ之候得は、御驚動は勿論、皇位も如何可_レ被_レ爲_レ成哉と、深く被_レ惱_二叡慮_一候御次第に而、鎮撫説得之力を盡候様、御沙汰之趣奉_レ畏候、其後宮闕戎装を以御固之上、非常御變革被_二仰出_一候に付而は、別而鎮撫方、深痛心仕候、兼々諸役人初、今日迄は精々相諭置候得共、何分多人數之鎮撫方、深心配仕候、乍_二不肖_一誠意を以、尊王之道心を盡罷在候得共、徒らに下輩之粗忽等より、水泡に屬候様相成候而は、此上深奉_二恐入_一候儀に付、右人心折合候迄、暫時大坂表へ罷越申候、右は全く末々之者鎮撫致し、禁闕之下、御安心之御場合に仕度迄之儀に御座候間、微衷之程御諒察被_二成下_一度候、尤伺濟之上、出立可_レ仕儀には候得共、彼是手間取候内、萬々一輕輩過誤より、國家之御大事を引出し候而は、却而奉_二恐入_一候に付、直様出發仕候儀に御座候、依_レ之此段申上置候、以上、

十二月十二日
◎此文書は徳川慶喜上表にして、原文にはその姓名を署したり、
 十二日晝前舊幕府より被_二仰出、

御名

在所之御暇被_レ下、御馬被_レ下旨、御意に候、御序無_レ之候に付、御目見不_レ被_二仰付_一候、

會津藩文書終

有村家文書

村岡殿へ出書草稿

未だ尊顔を拜し奉らす候へ共、同志の者上京仕候に付、極内書中を以つて一筆啓上仕り候、愈々以て御健榮御座成さるへく、大慶御儀と奉_レ存候、小子事も無異罷在候に付き、乍_レ恐御休意思召可_レ被_レ下候、然は去る午の歳上京致し得候砌、月照和尚を以て一方ならず御懇情被_二仰聞_一、實に難_レ有恐入候次第に御座候、扱て何事も残念千萬之ことにて、終に東へ御下向まで相成候由、乍_レ併御恙なく御歸京被_レ遊候て、遙かに安心仕候、御胸中之程深く奉_二察上_一申候、御地發足之砌も、甚た以て混雜之至にて、月君を折角守護仕り、相凌き申すへきのところ、夫さへ伏見大坂出舟の節は、大事に及ふへきやと決心仕り候譯も御座候處無難にて、筑前迄恙なく著致し、先つこの所へ暫時潜居相定め置き、小子には國元へ都合致し、先つ御先きとして罷下り候處、間もなく幕奸の手先きにて江戸を追ひ候故、月照は押しかけ御踏み込みに相成候處、又々追

手の者共參り候由にて、遂に果なく成らせ給ひ、何共筆紙に難_レ盡、小子にも御面會を願出て候へ共、嚴重にして其れさへ相整はず、歎息之次第に有_レ之候、一度は齒を切り、又一度は落涙の外御座なく候、略々御聞及ひにも相成候はん、西吉は幕へは死去の由に相成り、表向は亡人に候へ共、大島と申す處へ潜居相成候へ共、近月中には歸國も相成かと相待ち申候へは、再ひ御爲め盡力可_レ有_二御座_一儀に御座候、小生に於ても、發足に種々手を盡し候へ共、境を出つる儀相成らすとの譯合にて、近頃残念千萬に御座候、段々入込みの儀は書面に盡され不_レ申、この節は同志の者を以て、密かに歎願の趣き有_レ之、この者御廻通の都合にも相成候へは、細々御聽取り被_レ下、於_二相成事_一、何卒何卒御盡力被_二成下_一候様、偏に奉_二歎願_一候、この者發足の儀に付いては、同志申合せ、忍ひ々に發足爲_レ致申へき儀に相成候間、差し得たることながら、我國に於ては尙更洩れざるやう思召下さるへく候、書き盡し申し上たき儀山海の如く御座候へ共、謹慎可_レ致儀にて態と差控へ申候、返すく_レ此者へ何か御尋可_レ被_レ下候、申迄もなき事ながら、御身御大事、折角御

自愛專一に奉_レ存候、

安政六年

有村 俊齋

京都嵯峨

村岡様

別段申上候、去月初旬水戸安島御用、直に御預け、外の三人は越橋本同様、當本國へ歸へさる次第に御座候、然るところ同志面々追々本國より走せ上り、最早五千人餘に相及び、その中四人當君を諫め切腹致し申候、この方よりも種々引合相成り候ところ、此所に至つては、兎角破れすてはそれなり引取る儀にも無_レ之、併し未だ議論一定せず、甚た心配の様子に御座候、萬々一仕損候ては、天朝之御難寒心にて、何れ上下一和之上、打つへき内定と相見へ申候、近日認めを相付け、通し可_レ申とのことにて、日々相待申候儀に御座候、自ら老侯の思召も被_レ爲_レ在、元より御決心次第御先手に加はり、眞一番に旗下へ切り入り、奸黨張本之首を手に入れさる中は、後ろを見申間敷と決着仕出居候に付き、御徹祭可_レ被_レ下候、此に於て我黨卒爾之儀有_レ之候ては、頓と申譯無_レ之事故、第一堀兄に

も念を入れられ引合ひ有_レ之候儀にて、最も密事に御托し、三人之外は洩れ不_レ申様、終を全うするには相違無_レ御座候間、御安心可_レ被_レ下候、水評議始終之儀は、直に飛脚可_レ差立一賦に御座候間、その上は御一同御出陣と奉_レ存候、委細之儀は堀兄より御申越に付き、御明察可_レ被_レ下候、御同盟へも別段不_レ申上候間、宜敷御傳可_レ被_レ下候、恐惶謹言、

未六月二日

有村雄助兼清(花押)

有村俊齋様

追而最早是までの儀と奉_レ存候に付き、母上様へ一筆申上度奉_レ存候へ共、日を期して口と申す儀定らざる中は、申上けかたき儀に御座候間、御出足之上は、思召を以て宜敷仰せ上られ度奉_レ願上候、しのひ難きはこの事のみ、何分如水へ御教訓奉_レ願上候、
一衣裳一枚、この時に當り、手印に差上可_レ申含みにて調へ置候に付き、御着用被_レ成下様、仰せ置かれ被_レ下度候、
一金子之儀兩様申上候處、六十兩之株、大きに力を得申候、右之中十たけ私へ御賜り候様、御申聞け

被_レ下、大久保も同断にて、堀兄より其通り致候様承候に付き、この株は、自由に召使ひては不本意に付き、先方へ申すことあるへく申述へ候處、

何も差支無_レ之、差當り之處、残りたけにて事缺かざる段申され候に付き、これか返事致申候、安心この事に御座候、

金喜君誠に御親切、この節に限らず、厚情此上なく感心に候、十兩たけ拜受仕候段、禮狀差上候間、返へすくも宜敷被_レ仰上可_レ被_レ下候、

手控、

去月六日御仕出之貴翰、一昨二日相達し拜口致候處、先つく御傷みなく奉_レ大慶候、此許盟中御同然、中元氣罷在候間、御休意可_レ被_レ下候、この節之御左右奇妙に目を覺まし、水戸人事を盡して天運に任すこと、誠に以て奇妙之如く、最も諸方へ手廻し届さ候、方々感服この事に御座候、日期相定り候へは、御沙汰相達候上は、盟中直に突出致し、順聖公御趣意を奉_レ繼、天朝を可_レ守事、皆々一日を待兼ね候事に御座候、何れの筋井伊、間部か首を、御左右にて宜敷奉_レ願

候、最早一々御返答に不_レ及、この後尙又御計策奉_レ願候、敬白、

未九月四日

大久保正助
有村 俊齋

堀仲左衛門様
有村 雄助様

◎附記
同志 姓名

大島渡海

菊池源吾

江戸

堀仲左衛門

岩下佐次衛門

大久保正助

有村 俊齋

有間 新七

吉井 仁左衛門

奈良原喜左衛門

伊地知龍右衛門

鈴木 勇右衛門

税所喜左衛門
 樺山三圓
 中原橋助
 山口金之助
 江戸
 有村雄助
 同 治左衛門
 山口三齋
 同 田中直之丞
 同 高崎伊太郎
 同 益山東碩
 同 本田彌右衛門
 高橋新八
 森山崇圓
 同 新五左衛門
 江夏仲右衛門
 奈良原喜八郎
 野津七左衛門
 仁禮源之丞
 永山萬齋
 旅行

平山新雪
 道島五郎兵衛
 伊集院坂本六郎
 同 藤十郎
 大山彦助
 坂本喜右衛門
 京都詰 徳田嘉兵衛
 大山角右衛門
 野元林八
 山之内一郎
 旅行 鶴木孫兵衛
 有村如水
 野津七郎
 高島清右衛門
 鈴木源五左衛門
 同 昌之助
 中原喜十郎
 赤塚源六
 旅行 西郷龍雪
 旅行 西郷吉次郎

四十九人

京都之方は未だ少しも手に相付かず、西郷君御左右も分らず、未だ早まる時節にては無之と申され、誠に御尤と申すことに御座候、御兩兄様一刻も早く御上り之處、偏へに奉祈候、如水殿若年之事につき、母上様を御丁寧に被成度、偏へに頼み参らせ候、追々御用に立ち候ところ、專一可被心掛候、當年中存命之處はむつかしく候、向後共變有之由御開被遊候時は、吾々共眞つ先に御座候に付き、左様思召可被下候、皇國は勿論、御國家之御爲め、武士の冥加これより大なるはなし、其時は御喜被成下度御願申上候、先はあら〜此許形行如〜此に御座候、恐惶謹言、

十月三日

有村治左衛門兼清(花押)

母上様
 俊齋様
 雄助様
 如水様

◎附記
 俊齋江戸出立、(八月)翌々月十月三日差出したる書面なり云々、
 明治二十八年 信義記

◎附記
 この手紙は、安政五年午の七月十六日、齊彬侯御逝去の報知江戸へ達し、西郷吉は京都に滞在、同年内勅を水戸景山侯へ持参云々、
 右の内勅俊齋を以て返上す、東海道急行五日にして著京、直に月照和尚と面談云々、實歴史傳へ記、

御瓦 一

右正月元日

今上帝之おすばへ御付け被遊候、京都たしかなる御便りを以て頂戴仕候、差上候、この節は御心入りの品品仰付けられ、難有拜受仕候、

未十月二十九日

有村雄助

直に世左衛門殿へよろしく、平次郎御下しよく、まつ〜無事候左右目出度、ます〜けん氣にて相勤申され候よし、この上なくかす〜めて度存あり、この地何も相替り候事なく、皆々けん氣にくらし、少しも〜御けいねん被成間敷候、身は日にそいつよく相成、何も御心安かれと存あり、扱江戸おもて、何かと六ヶ式の中と相成との事、とかく事

にのそみて候せつは、一寸もひかぬと申され候事はよく承候、うれ敷存り、

雄々敷も君に仕ふるものゝふの

はてふものはあはれなりけり

一時のけたい、まつ代の名となる、よく學ひ玉ふへし、からたは大切にいたさるへく候、武運長久を祝ひ、かつ男武しおくりしんせ候、めてたくし、

霜月廿九日

母々

次左衛門殿

さわらひ

山のへはすみれとわらひもへいて、

人の心もはるめきにけり

夕立

なかき日を暮しかねつゝうたゝねの

ゆめおどろかす夕たちの雨

萩のつゆ

はきの露ゆきと見るまで置にけり

しはしとゝめよ秋のはつ風

初霜

しらきくの花のしづくに結ほれて

今朝おく霜となりける哉

竹に寄する戀

なよ竹のなひけるさどのはか□□□

幾代ともなく色はかはらし

有村治左衛門か遺髪を納めし纏の貼紙

大赦蒙り白金瑞聖寺に改葬す、又品川海晏寺に改葬す、又明治廿九年九月十四日青山墓地に改葬す、信義遺首を結ひし此毛髪を、匣を分ち此器に安置し、座右默念□□に及ふ、時に三十七年の昔とある、

一大久保兄御發足之一條は、殘るところなく御手策

被成候由、寸時も速く御出府之ところ奉願候、

一水君側の兩人、先日國許へ罷下り候由、仔細は確には相分らず候へども、自然奸より勅書を奪ひ候儀にては無之哉、水有志の者推察致候段、次第承申候、萬々一右に付て緒あきの一端にも相成候は、自ら彼より開通可申に付き、一人は直にその地へ下る賦、同胞水公と合腑致し、好魁を打ち可申、非

常之義無之候へは、一涯潜居はり可申候、左様御納得可被下候、右に申上候通り、當然何の應策も無御座候、御地之御左右待ち奉り候はかりに御座候間、飛脚之節に仰せ越被下度奉願候、恐惶謹言、

未十二月二十九日

有村雄助兼武(花押)

大久保正助様

有村武次様

御内腹様へ宜敷仰せ上げられ下さるへく候、

一舉急迫、田直驅け下され候時宜に成立ち至極に御座候、此方御安心可被下、何にも後にて御尋ね相分るへく、委細後刻に御聞取り下さるへく候、恐惶謹言、

一月一日

有村雄助兼武(花押)

有村武次様

如水へは宜敷御申聞可被下候、

改年之御機嫌愈宜敷可被遊御座、めて度御儀に奉存候、隨而私にも餅は食はずに當年二十三歳、至極

おとなしく罷成り申候間、乍恐御安心思召可被下候、先つは改年之御祝儀まで、斯之如くに御座候、恐惶謹言、

庚申正月三日

有村治左衛門兼清(花押)

母上様

武次様

お清様

如水様

追而吉書に歌を習ひ申候間、後使より差上

申候、忙しく、

一斬姦期日は來月廿四日前後、但語る共不延

右之段は、尊藩にても速に飛檄御差出被下度候、

一天朝より云々を以、本條約御取返し被遊候様云云、手段を以致候事、

此二條、勅書返上を名として奉護之賦、

一勅云々下りは、百人なり二百人なり、守衛として上

京之事、

但事は臨機應變、人數は弊藩よりも差出候事、

一木曾街道東海道兩道へは、人數差出候事、
 但弊藩人數差出候也、
 一斬云々濟し候上は、南品迄馬上之者にても速に相
 廻し、右より船路、
 一尊藩三千御人數は、京師守護奉願候事、
 水戸之事、
 一人數は諫争之名に致し、屋敷に繰込、
 來月上旬より、

◎附記
 此決定書は、水の金子等より有村へ差出し、もの
 なり、

開召さるゝ通り之趣被爲在、去年十月御目通りを
 以て御内諭之趣、同腹之者共より申越し、謹而奉拜
 承候、實以て難有恐入候、右に就き一同より御請書
 差上候については、何所までも尊命を奉り上、微力を
 奉盡儀に候へ共、幕府之執權、天朝を蔑除し奉り、方
 今勅書を奪ひ奉る謀計難止、水戸有志之面々と申
 合せ、斬奸之決心仕候、御請書仕候とて、天朝御危急
 之時世、傍觀仕候道理無之、依而此如く口誠恐誠惶
 謹言、

申三月三日

有村 雄 助
有村 治左衛門

◎附記
 右に付き、先般番頭島津縫殿へ、江戸表之形勢申置
 候、依而右之書付を縫殿に託せられ候賦にて、書付
 愛藏へ差遣はされ候、

昨晚申上候一條に付き、此一封御聽に奉り達度候間、
 筋々御披露奉願候、天朝御危急之時世に御座候間、
 急々御屋敷出足仕候間、右之趣き恐れなから書付を
 以て奉願候、以上、

申三月三日

有村 雄 助
有村 治左衛門

島津縫殿様

雄助二十八才

安政七年庚申三月三日江戸發足、同月二十三日鹿
 兒島へ著し、口上之趣、事急にして細かに難及、

俊齋記(改名武次)

一田中直之進罷下り候後、去る二月十九日關鐵之助
 と申者、江戸表へ出府、勅書差出し候方然るへ脱カ

申募り候故、直に藩有志之者共三四人申談し、去る
 二月十四日久木直次郎御用退を待受け打果候、こ
 れに依而同十八日之朝、彼の藩評定所より、關鐵之
 助、金子孫次郎、高橋多一郎、野村伊之助、矢野長五
 郎、下井寅之助の六人へ御用申渡され候處、矢野、下
 井兩人のみ罷出て、外人數の儀は追々江戸を志し
 罷越候由、

一關鐵之助儀、去る二月十九日江戸へ着、同二十日有
 村雄助へ面會致し、前件之趣巨細に雄助承り届け、
 是非近々中に決擧可致との趣に候由、

一去る二月二十五日金子孫二郎(水戸一二の人なり)
 江戸へ出府、同廿六日の朝雄助御長屋へ參り、江
 戸中幕府よりの探索愈々嚴重につき、何卒暫時之
 間雄助御長屋へ潜居之儀を、無據所相談に及び
 候につき、雄助もこれまで共に天下之事を示談に
 及び、特に有志之情誼難黙、御長屋へ潜め置候由、
 一三月二日野村彝之助儀江戸へ出府、この者は奸賊
 を打取り候上、四方有志之諸藩へ布告、江戸表之處
 置をつけ候賦に候由、彼の件愈々切迫につき、同月
 三日井伊掃部頭か登城を待受け待伏せ、打取るへ

き結策致し候段、金子孫二郎より雄助へ談合に及
 ひ候由、(内實は雄助より、この三日を延はさる
 儀と差急き候由、)

一金子孫二郎儀は京都へ御上り、右形行を叡聞に奉
 り達度、左候て、勅諭を申受け、四方有志之諸藩へ告
 げ、天朝を奉り守度、尤も御國許人數も最早京都へ
 出張之筈につき、右へも謀し合ひ度、依而雄助へ是
 非同行致し呉れ候様、無據所申聞候に付き、雄助
 申候は、成程京都之儀は、無據所譯に御座候も、
 願くは斬姦之人數へ御加へ賜はり候様、尤も愚弟
 治左衛門儀も、斬姦之人數に御座候へは、兄弟引分
 れ候儀も、人情に於て忍び難く、何卒同しく斬姦之
 方へ、偏に々々希ふべき段、幾々度も申述へ候處、
 金子申候は、御沙汰之趣一々御尤千萬に奉り存候
 へ共、斬姦と申す所爲、一向朝廷之御爲を存候こと
 に付き、御兄弟御分散之こと、忍はせられ難く候へ
 共、京都著之上も、貴君に逢ふてより、即ち近衛公
 と島津候とは、一つ問柄之事に有之、これを頼み
 に致し得候ことに付き、是非々々この難題御氣張
 り不被下候ては、不三相濟一段、一統よりも無據

所申すことにつき、その通り承知致し、三月二日之晩、有村治左衛門、佐藤保平、黒澤忠三郎、大杉和子七郎、○大關和七郎ノ誤、廣岡甲子太郎、○子之次郎ノ誤、山口辰之助、森五六郎、横山、○杉山彌一郎ノ誤、蓮田市五郎、齋藤監物、鯉淵要、廣木益之助、○松ノ誤、稲田市藏、○重藏ノ誤、益子金八、關鐵之助、海後崎之助、一人相分り不申候、(佐野竹之助)右之十七人愛宕山へ相集り、同三日井伊掃部頭か登城を待伏せ、打取候決策にて候由、雄助儀は三日早天、金子孫二郎、佐藤鐵三郎(これは鎗持筋にて候由)同行致し鮫州へ、一左右相待候、尤も右之儀を告げ候爲に、物見之者兩人(その一人は鐵三郎、一人は知らず)差出置候由、然るごころ程なく右物見之者走せ入り、唯今櫻田御門外にて掃部頭を打取り、彼方屋敷の者共聞付け、走付け相支へ候へ共、右支へ候人數だけは打取り、水戸人數の中に三人程手負有之候へ共、打取られ候者一人も無之候由、尤も掃部頭か首を持ち越し候儀調ひ難き事誼にて、右首へは打取候趣意巨細相認め結付け置き候賦之由、右之形行承り届け、直に鮫州發足、三島驛を過ぎ候節、掃部頭家來之者共、四

人は早駕籠にて罷出て、兩人は國許へ罷越し、兩人は京都へ御上り候賦之由、雄助確かに承り届け候、一同十一日之晩、四日市驛へ一宿致し寢入候處、夜九ツ時分にも候哉、薩之肝煎坂口勇右衛門、外に足輕六人參り、金子、有村、佐藤皆繩を掛け召捕候に付き、有村より、何用之譯にて言葉をもかけず、無體に繩を掛け候やと申候處、幕意相知れざるに付き、萬一幕府之手に捕はれ候ては不三相濟候に付き、私共へ差越候條承知仕候に付き、右次第に相及び候段、坂口より承り候に付き、有村申候は、拙者儀に於ては兎も角も候へとも、何故外兩人へ繩を掛け候、○脱力拙者等この節京師へ罷上り候趣意は、斯様々々の譯合と申す所を大概申述へ、金子、佐藤之兩人へ、是非面會不致候ては不三相濟候に付き、繩を解き候様申候處、何分御留守居汾陽治郎右衛門殿石藥師へ罷居られ候に付き、彼方へ相伺ひ候上、如何様共可致と申候に付き、是非々々金子、佐藤へ面會致度候段有村より申候處、その段は承知致候段坂口より承り、それより坂口は何共不申、石藥師之様、差越候、左候て、その儀不苦と足輕共より

承り、双方繩付之儘面會致候處、金子申候は、誠に残念至極此上なく耻辱に御座候、最早致方無之候に付き、舌喰ひ切り相果へくと申候、有村申候は、この場に至り、何共笑止千萬之儀に御座候、併し京師第一之事に候間、暫く耻を御忍ひ被成度、頼りに死を留め候に付き、御尤ものこと、金子もその意に同じ、何分坂口に追付くへくとこの事にて、差急き候所、土山驛にて坂口へ追ひ付き、金子、佐藤へ繩を掛け置くへき儀無之段、再應に及び、有村より坂口へ申候處、この時漸く繩を解き候由、同十二日伏見まで差越し候に付き、有村より坂口へ、汾陽治郎右衛門に是非面會致度申候處、坂口申候は、汾陽は最早大坂へ下り候との事にて、伏見御假館有村藤左衛門へ、汾陽より申置候由にて、坂口より有村へ相達し候には、早々大坂へ罷越候て然るへき事に候、依而有川へ面會致度申候へ共、これ以て相調はず、右に付き有村より坂口へ申候は、これまで志を同うし同行致す金子、佐藤之存亡を見窮めず候ては、難罷下と申候處、左様な譯合に候へは致方無之、萬一幕府より手を付け候節は、それきりと御

心得候様、坂口より承り候に付き、その儀は元より覺悟の前に候へは、少しも差支無之段申しきり、翌朝十三日に金子より申候は、一先つ潜居致度候に付き、同行は出來間敷趣やに有村承り候につき、有村より坂口へ、右之段談合に及び候處、坂口も京都御留守居方へ申出候處、御國許にては難罷成候へ共、中途までは差支有之之間敷候に付き、同行致すへくとこの事に候段、坂口より返答承り候由、尤も金子、佐藤と一所に大坂へ下り候ては、萬一幕府之手に掛り候へは、水戸浪人をこの御方より御抱への話にも相且り、事むつかしく相成候に付き、引き分れ、一人つ、大坂へ御下り可然事にて、同日之七ツ時分、有村は伏見より大坂へ下り、翌朝坂口へ、京都御留守居方より御問合せ參り、金子等儀は、有村出達後に幕より手を廻はし、伏見御假屋に於ても却て嫌疑を取り、兎角致方無之候に付き、水戸之邸へ引渡候都合相成候に付き、有村儀は早大坂出帆候様申來候由、これに由て同日七ツ時分出帆致候由、

一同十九日小倉へ着し、二十日之晩瀬高驛へ太守様